

最終報告書(案)に対する 意見募集の結果について

平成26年12月22日

電波政策ビジョン懇談会事務局

「電波政策ビジョン懇談会 最終報告書(案)」に対する意見募集の結果

1. 実施期間

平成26年11月21日(金)～12月5日(金)

2. 意見提出者(提出順)

合計 32者(複数者の連名は1者として集計)

【電気通信事業者等(7者)】

(株)NTTドコモ、ソフトバンクモバイル(株)他、Wireless City Planning(株)、スカパーJSAT(株)、ワイモバイル(株)、KDDI(株)、(株)ジュピターテレコム

【放送事業者(9者)】

日本放送協会、讀賣テレビ放送(株)、(株)TBSテレビ、日本テレビ放送網(株)、(株)フジテレビジョン、朝日放送(株)、(株)テレビ朝日、(株)毎日放送、(株)テレビ東京

【メーカー(4者)】

ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)、華為技術日本(株)、モトローラ・ソリューションズ(株)、トヨタ自動車(株)

【その他(5者)】

(一社)日本民間放送連盟、(一社)テレコムサービス協会、DECT Forum、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)日本自動車工業会

【個人(7者)】

3. 提出された意見

参考資料14-2のとおり。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>2 我が国における電波利用の将来 (3)2020年以降に実現が期待される無線システム ③ 超高精細度テレビジョン放送等の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 超高精細度化したテレビ放送を無線ではなく光回線で行うこととし、周波数のひっ迫を解消するとともに光回線と高精細度テレビジョンをセットにしてその普及を図るべき。【個人】 • 8Kスーパーハイビジョンの放送に関連して、番組制作等で必要な素材伝送を可能とする制度整備への取組や、周波数有効利用を図る圧縮伝送技術の開発の必要性が明記されており適切。さらに地上波での放送実現も視野に入れた周波数確保や技術開発の支援の取組も必要。【NHK】 • 超高精細度テレビジョン(UHDTV)の放送及び素材伝送に関する検討状況と課題が適切に記載されている。【朝日放送】 • 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、我が国の放送技術の先進性をアピールし、大会を成功に導くために、放送事業で利用する電波、周波数帯域の確保について検討していくべき。【テレビ朝日】 • 地上放送高度化実現のため所要の周波数帯を確保し、実験や実用化の筋道がつけられることを希望。【毎日放送】 • 4K・8Kの普及に伴い、4K・8Kの素材伝送ができるFPUなどの広帯域の映像伝送回線の構築が必須となる。よって、2.3GHz帯や5.8GHz帯のFPUや送信所への回線などの放送事業用システム周辺帯域の再利用、ホワイトスペースの有効利用等については、これらの点を勘案して将来必要となる周波数帯域を確保することが必須。【毎日放送】 • 将来の衛星放送の発展のため、新たな周波数資源を必要としない左旋円偏波の活用を進めることは電波政策ビジョンの観点からも重要な取組課題で有る旨、報告書に盛り込むことを希望。【スカパーJSAT】 	<ul style="list-style-type: none"> • 放送は、災害時に迅速かつ的確に必要な情報を提供し国民の安全、安心、生命財産を守るために重要であるのみならず、従来から国民にとって最も身近で必要不可欠な情報入手手段であるという観点から無線による必要があると考えます。もともと、超高精細度化されたテレビ放送に関しては大容量伝送を可能とする技術的方策等が必要になるため、頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 • 超高精細度テレビジョン放送のための素材伝送の進展や、東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応状況等も踏まえながら、圧縮伝送技術を開発するなど、周波数の有効利用を図ることが必要であると考えます。 • 既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障がない範囲において周波数共用等を推進していくことが求められると考えます。 • ご指摘の左旋円偏波の活用は、「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」において、引き続き検討されるものと承知しております。

「第1章 新しい電波利用の姿」に対する主な意見

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>④ 安心安全の確保のためのネットワークの多様化・多層化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国民の安心安全、生命財産を守る放送メディアの重要性、放送業務に必要な周波数を引き続き確保する必要性について明記されており適切。【NHK・讀賣テレビ放送・日本テレビ放送網・フジテレビジョン・朝日放送・毎日放送・テレビ東京】 国民・視聴者の安心安全、生命財産の保護に大きく寄与するという地上テレビジョン放送は国民・視聴者の安心安全や生命財産の保護に大きく寄与していることから、非常災害時の被災確率を下げ、迅速な復旧を目指すために無線(電波)での回線構築が不可欠。【テレビ東京】 災害対策用公共システムは、常時利用されるわけではないため、電波の有効利用の観点から課題。災害対策用公共システムが、平時から様々な目的で利活用されるよう検討すべき。【NTTドコモ】 「放送」を行うためには「放送事業用無線システム」の周波数確保が必要。「放送事業用無線システム」には脚注25に掲載されているものの他、放送番組素材の中継用途である回線(FPU、TSL)や連絡無線もあるため、これらについても同様に追記すべき。【日本テレビ放送網】 衛星通信システムは災害発生時に向けたBCP手段として官公庁等で整備が進んでおり、多数の通信手段の確保においては、既の実現されたBCP手段の高度化も含めた多層構造の実現が必要であるとの主旨を明確化すべき。【スカパーJSAT】 ICTを活用した地域住民の人命・生活の確保は必須であり、利用が進んでいない地域BWAの有効活用、公共ブロードバンド移動通信システムの利用拡大等に対する具体的な取組のスケジュールリングと実行を希望。【CIAJ】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ご指摘を踏まえ、脚注25の「テレビジョン放送用のマイクロ固定回線(STL、TTL)」を次のとおり修正いたします。 <u>「テレビジョン放送の放送番組中継用固定回線(STL、TTL)及び番組素材中継用回線(TSL、FPU)」</u> 衛星通信や業務用無線などネットワークの多用化・多層化を行い、災害時にも途絶しない無線通信を確保する重要性が明記され、また、平時から様々な目的にも利用できる観点から、ネットワーク整備を行うことも明記されておりますので、原案のままと致します。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、最終報告書を踏まえ、官民連携して今後具体的な取組が推進されることが期待されます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>④ 安心安全の確保のためのネットワークの多様化・多層化</p>	<ul style="list-style-type: none"> Public Safetyの導入は、国民の安心・安全を向上させるため大いに推進すべき。他方、現行の「公共ブロードバンド移動通信システム」の周波数帯にLTE方式を導入しても、この周波数帯は3GPPで定義された周波数帯ではなくLTEのエコシステムのメリットが得られにくいいため、例えば、3GPP Band 39 (1.9GHz) に対応した周波数を使用しているPHSを更に高度化してTD-LTE方式を導入することも有効な手段の一つ。【個人】 3GPPバンドはFDD/TDDとも多様なバンドを定義しており、これらの国際的な3GPPバンドの利用可能性についてもアナログTV跡地と並行して検討し普及を目指すべき。【モトローラ】 本文P16の「米国ではFirstNetにおいて、このLTE技術の導入が進んでいる。」を、最近の韓国の決定を反映して「米国ではFirstNetにおいて、このLTE技術の導入が進んでおり、韓国は2017年(平成29年)までに全国網を構築することを決定している。」に修正すべき。【個人】 LTE方式の導入による共同利用型の防災無線ネットワークの構築について、「全国を広く面積カバーする」旨を追記するべき。【個人】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、PHSが使用している周波数の利用については、国際的動向及び国内の電波の利用状況を踏まえつつ検討を推進していく必要があると考えます。 LTEを活用したシステムの導入については、国際的動向及び国内の電波の利用状況を踏まえつつ検討を推進していく必要があると考えます。 ご指摘を踏まえ、脚注27に次の一文を追記します。「韓国では、2017年(平成29年)までにLTE技術を用いてPublic Safety向けの全国網を構築することを決定した。」 最終報告書を踏まえ、今後、官民が連携して具体的な取組を推進する中で検討されることが期待されます。
<p>⑤ ワイヤレス電力伝送など通信以外の電波利用の進展</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワイヤレス電力伝送については、既存の無線システムへ有害が干渉を与えないよう、適切な技術基準の策定及び運用において混信防止が担保されるための具体的な取組が必要。【NTTドコモ】 ISM周波数帯の新たな分配に向けた検討を行う際には、既存無線システムとの十分な共用検討が必要。【NTTドコモ】 自動車用ワイヤレス電力伝送システムについて、世界中で使用される自動車向けシステムの実用化、普及に向けた国際標準化が大変重要。今後の高度な技術開発に向けた産学官連携はもとより、更なる国際連携のもとでの制度化、研究開発を進める必要があり、総務省及び関係行政機関の積極的な推進を要望。【トヨタ自動車】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 新たな分配については、国際的動向を踏まえつつ、既存無線システムとの共存が十分達成されるように、技術基準等の検討が行われることが必要であると考えます。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

「第1章 新しい電波利用の姿」に対する主な意見

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>3 2020年以降の主要な移動通信システム (3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて ④ 5Gの円滑な標準化と導入に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高い周波数帯であるミリ波帯を5Gに導入し、利用が推進されることに賛成。5Gを実現するためには、産学官が連携し、強力に推進していく必要であり、合わせて移動通信に割り当てられた周波数帯の更なる効率的な利活用技術を我が国が主導的に進めることは関連産業の発展に繋がる。【KDDI】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
<p>(4) 無線LAN利用の増加への対応 ② 無線LANへのオフロードの増加～有線・無線の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の世界的動向を踏まえて、できる限り連続した帯域を無線LAN向けの周波数として割り当てすべく検討を推進することが重要。米国においては5.9GHz帯DSRCとの共用が検討中であり、日本においても5.8GHz帯での共用可能性の検証は重要。【ノキア】 5.8GHz帯は、現在、ETC、ITSスポットにおいて利用され、一層の普及や高度化利用の検討が進んでいる。よって、5GHz帯無線LAN用周波数の拡張についての検討は、国民の安心・安全に深く寄与する既存の社会システムの成立性や共用の可能性等について十分な議論を行ったうえで、進めるべき。【トヨタ自動車】 無線LANへのオフロード周波数として、TVホワイトスペースの利用や5GHz帯の既存無線システムとの共用の可能性を検討するにあたっては、我が国の稠密な周波数利用を考慮に入れ、視聴者への影響が無いように地上デジタルテレビジョン放送ネットワークの保護を保障し、既存無線システムについても適切に保護することが必要【NHK・読売テレビ放送】 TVホワイトスペース帯の無線LANシステム導入の可能性の検討について、諸外国と比較して日本は周波数を緻密に使用しており、米国に比しても地上波の電波受信比率が格段に高いという現状を十分認識した上で地デジの保護を第一優先として検討すべき。【日本テレビ放送網】 TVホワイトスペース利用のようにライセンスバンドにアンライセンス利用が混在するときは、アンライセンス利用がライセンスバンドに影響を与えることが無いよう配慮することが必須。【日本テレビ放送網】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 我が国でTVホワイトスペースは、エリア放送や特定ラジオマイク等に既に活用されています。今後も、地上デジタルテレビジョン放送の保護を前提としつつ、TVホワイトスペースの活用についての検討を行うことが望ましいと考えます。

「第1章 新しい電波利用の姿」に対する主な意見

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>(5) 次世代ITSの実現に向けた電波利用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な道路交通社会の早期実現に向け、相互接続性やセキュリティ確保のための技術的検討や運用体制の構築を更に加速する必要がある、関係行政の取組みの一層の加速を期待。【トヨタ自動車】 次世代ITSの実現に向けた電波利用の推進に関して報告書の趣旨に賛同。通信を利用した高度運転支援システム・自動走行システムについて世界に先駆けて具体化できるよう検討を進める。【自工会】 5.9GHz帯域は、脚注74に記載されている放送事業無線システムであるFPUに加え、TTLやSTL等の固定回線でも使用されているため、これらを追記すべき。また、検討の際は国際調和としての標準化を図るのではなく、既存の無線局への影響を十分配慮し周波数割当てを実施すべき。【日本テレビ放送網】 車の情報化及びITSでの利用は国際的に移動通信と密接な関係になってきており、ITS専用の周波数を割当てる必要性が低くなっている。よって、ITSの利用帯域は、日本固有の帯域である760MHz帯を廃止し、国際標準バンドである5.8GHz帯のみの指定とするべき。【ソフトバンクモバイル・Wireless City Planning】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 頂いた意見を踏まえ、P32本文脚注74の「(FPU)」の後に以下の文言を追記します。 「及び固定回線(TTL及びSTL)等」 760MHz帯を活用した次世代ITS(協調型ITS)については、近い将来の実用化に向けた動きが具体化しているところであり、また、将来的に高度な次世代ITSを実現するために、760MHz帯を含めた周波数の有効利用が必要であると考えます。さらに、安全運転支援や自動走行システムを実現するためには、その安全性・信頼性を確保するため専用周波数帯を用いることが有用であると考えます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>1 新たな周波数割当ての目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> • (2)や(4)では「ワイヤレスブロードバンド」や「移動通信」の周波数確保やトラフィックが記載されており、(3)においては特に「M2M, IoT」に係わる記述や利用可能な周波数帯が紹介されている。この「M2M, IoT」と「移動通信」の紹介内容の位置付けや関係が、より明確に示されることが望ましいのではないか。【華為技術】 	<ul style="list-style-type: none"> • (2)においては、2010年(平成22年)に発表された我が国のアクションプランを中心に現状を説明しています。(3)で2020年代に向けて将来の移動通信システムのデータトラフィック量の増加に対応したネットワークの在り方を記載すると共に、移動通信システム、無線LAN、RFID等様々なシステムの周波数帯を利用可能であるM2MやIoT分野における、新しい電波利用の形態の展開を踏まえた検討の必要性を記載しています。その上で、(4)において、移動通信システム及び無線LANに係る具体的対応策を記載しており、位置づけは十分明確であると考えます。
<p>(1) 電波の希少性・重要性を踏まえた政策形成の重要性 ①電波利用に係る政策検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 経済的価値に偏らない電波政策の基本的な在り方を示しており適切。電波利用料の算出、終了促進措置、比較審査方式による周波数割当て等に関する今後の検討や具体的方策についてもこのような基本的な理念が保たれるべき。【読賣テレビ放送】 	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
<p>②周波数の経済的価値を考慮した周波数の割当て・移行・利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 電波オークションについて、放送が持つ公共性と、広く、安定的に国民視聴者に放送番組を送り届ける責務から、対象とすべきでない。報告書の記載内容はこの考え方に沿ったものであると思われるため、評価する。【毎日放送】 • 比較審査方式による新規周波数割当てが維持されることを希望。比較審査方式では新技術の早期導入や早期エリア等が健全な事業者間競争の中で促され、周波数再編も加速する効果が期待できる。【KDDI】 • 放送局及び放送事業用無線局はオークション及びインセンティブオークションの対象にするべきではない。【日本テレビ放送網・フジテレビジョン・民放連・テレビ朝日・毎日放送】 	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 • 海外動向把握の一環として、米国におけるインセンティブ・オークションについて懇談会における議論等を踏まえ事実関係を記載したものです。
<p>④電波政策に係るレビューの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • レビューの実施に当たっては、施策の関係当事者にヒアリングを行い、課題などを正確に把握することが重要。【読賣テレビ放送】 	<ul style="list-style-type: none"> • 電波政策ビジョン懇談会において、多くの関係当事者へのヒアリング及びパブリックコメントが行われました。今後行われるレビューにおいても、同様に幅広く意見を伺うことが期待されます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>(3) 2020年代に向けた対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 携帯電話のトラフィックは急増を続けているため、可及的速やかな追加周波数の割当てが必要不可欠です。しかし、割り当てるべき周波数資源自体が枯渇してきており、2020年代には、従来のように全国統一の専用バンドを割り当てていくことが困難になってくるとも考えられます。そのため、諸外国においては、例えば、公共業務と電気通信業務との共用を前提とした周波数割当ての検討が積極的に行われていると認識。今後、我が国においても、携帯電話向けの追加割当ての検討を行う際、既存業務との共用を前提とした検討も必要であり、その際には、例えば、場所ごとの棲み分けについて検討することが有益。例えば、特定業務向けの「特区」を制定し、当該特区内では他システムからの干渉が法的に保護されるような制度を検討することも考えられる。【NTTドコモ】 • 衛星通信は非常災害時の通信回線手段として民間機関、政府機関で活用されている。衛星システムは都市部においても災害時の重要な手段であり、都市部を避けて設置する等の案は、災害時の重要通信に係る各方面の理解を得られない。よって、衛星通信システムは都市部を避けて設置する旨の記述を削除すべき。【スカパーJSAT】 	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。「2電波有効利用の推進(2)周波数の共用等」にあるように、今後は公共業務についても、使用頻度が低い場合や、使用地域での調整が可能な場合など、その運用に支障がない範囲において、他システムとの周波数共用を推進していくことが求められると考えます。 • 「2電波有効利用の推進(2)周波数の共用等」にあるように、周波数共用を前提とした電波利用の検討を行うことが従来以上に求められることから、使用頻度が低い場合や、使用地域での調整が可能な場合など、その運用に支障がない範囲において、他システムとの周波数共用を推進していくことが求められると考えます。このような周波数共用方策が考えられる一例として、固定無線回線及び衛星通信システムを記述したものです。
<p>(4) 具体的対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 移動通信システム用周波数割当ての具体的な目標を示したことは有意義。【民放連・NTTドコモ・ノキア・テレビ東京】 • 移動通信システム用の周波数確保は、そのトラフィック増大への対応として必要だが、過度に利用する者を除けばその推移は緩やかであると思われるため、実態に合った計画で国民の費用負担の増大にならないようにすべき。【TBSテレビ】 • 6GHz帯以下の検討対象帯域については、携帯電話用として世界的に運用されている帯域が多く含まれており、できるだけ速やかな追加割当ての実施を希望。【NTTドコモ・KDDI】 	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 • 低コスト化や利用者利便の確保、国際展開の円滑化や国際競争力の強化につながる観点から諸外国における周波数の割当状況等についても考慮しつつ、既存無線システムとの周波数共用や周波数再編等に係る検討が進められるものと考えます。 • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>(4) 具体的対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 6GHz以下の周波数帯において、2020年までに2700MHz幅程度の周波数幅を移動通信システム用に確保する目標に賛成。【ノキア】 • 5Gでの活用を念頭に、6GHz以上の周波数の研究開発・標準化を推進することに賛成。6GHz以上の周波数帯は、WRC-19でのIMTへの分配に向けて諸外国と調整しつつ世界的に議論を加速させていく事が重要。【ノキア】 • 追加割当の検討対象の2.3GHz帯は、700MHz帯のFPUの移行先周波数が含まれているため、円滑な移行に支障を来さぬよう慎重に検討すべき。5.8GHz帯は、隣接する5.9GHz帯を放送事業用に使用していることから、慎重な検討が必要。【日本テレビ放送網・民放連・テレビ朝日・テレビ東京】 • 周波数確保を目的として既存無線局との共用を検討する場合、既存業務に影響を与えぬよう慎重な検討を希望。【TBSテレビ・民放連・テレビ朝日・テレビ東京】 • 移動通信システム用の周波数確保では、既存無線システムとの周波数共用等の検討を慎重かつ丁寧に行うべき。【フジテレビジョン、テレビ朝日】 • 3GPPにおいて今後策定が進むリリース13において“Licensed-Assisted Access using LTE”の検討が始まり、免許不要局が開設可能な5GHz帯においてLTEベースの技術に基づいた無線アクセスを標準化する事が検討されている。LTEは干渉制御機能や周波数利用効率が高いため5GHz帯においても有望な技術であるから、今後の検討課題として挙げるべき。【ノキア】 • 3GPPで標準化済みの国際バンドに関しては5Gシステムの導入に先立ち、優先して追加割当ての検討をすべき。【ノキア】 • 国際連携の観点から、IMT向けの周波数帯としては、4GHz帯以外の周波数帯にて検討することが望ましい。衛星網が政府機関や放送素材伝送など公共性の高い分野での社会インフラとして広範に活用されており、3600-4200MHz帯を対外的にIMT利用のための追加周波数帯として積極的に打ち出すことは、最適ではない。【スカパーJSAT】 	<ul style="list-style-type: none"> • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 • 既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障がない範囲において周波数共用等を推進していくことが求められると考えます。 • 最終報告書(案)において移動通信システムと無線LANとの一体的な周波数使用が高まると考えられることから、無線LANも含めた周波数の確保について目標を示しています。なお、今後の技術動向を踏まえ具体的に用いられる技術は検討されるものと考えられます。 • 最終報告書を踏まえ、5Gの実現に向けた検討を進めつつ、3GPPが策定している国際標準バンドと協調した周波数帯やITUにおいて当面確保すべき対象とされている周波数帯を優先的に確保することが適当と考えます。 • 移動通信トラフィックの急増に対応するために、2010年に策定された周波数再編アクションプランなどを踏まえつつ、3.4GHz-4.2GHz帯及び4.4-4.9GHz帯について世界無線通信会議(WRC-15)において合意が得られるように国際連携の下で対応していくことが必要であると考えます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
(4) 具体的対応	<ul style="list-style-type: none"> • 第一に1.7GHz帯の10MHz幅(1744.9～1749.9MHz/1839.9～1844.9MHz)について割当スキームを早期に実施すべき。第二に東名阪地域に限定されている周波数帯域(1764.9～1784.9MHz/1859.9～1879.9MHz)の東名阪以外の地域拡張に向けた割当てを速やかに完了すべき。第三に、公共業務用に割り当てられている周波数帯(1710～1744.9MHz)に関しても移動通信への割当て拡大を行うべき。【ワイモバイル】 • 携帯電話等の確保済みの周波数約610MHzと明示されているうち、2GMSS帯(約60MHz)や2GTDD帯(15MHz幅)は実際に移動通信用途に利用できておらず、これらの見通しが不明確なバンドも数字のなかにカウントされている点を留意すべき。【華為技術】 • 1.7GHz帯/2.3GHz帯/2.6GHz帯を含めて追加割当ての検討対象が設定されたことに賛同。また、その既存無線システムの周波数移行先としては、ルーラル加入者無線の帯域(2025.5～2075.5MHz及び2205.5～2255.5MHz)が安定先な移行先候補になると考えると共に、その移行に係る費用、および周波数共用に係る費用については、既存無線システム利用者に迷惑が発生しないようにすべき。【個人】 • 6GHz帯以上の周波数帯について、新たな周波数帯を移動業務用に発掘し、5Gの研究・標準化を進めるべき。【KDDI】 • 移動通信システム向け追加的割当て周波数候補として、14GHz帯が挙げられているが、周波数共用等の技術的検討においては、BCP手段としての通信衛星利用の実情を鑑み、固定地球局のみならず可搬型地球局の運用にも何らかの制約が生じないように考慮することを要望【スカパーJSAT】 • 図表2-1-7の「移動通信システム用の周波数帯の確保(6GHz)」について、6GHz以上の合計約23GHz幅については研究対象バンドとされているので、「移動通信システム用の検討対象とする周波数帯(6GHz以上)」のような標題が妥当。また、「研究等」について、どのような機会や場を持って実施される研究なのか記述されれば具体性が高まる。【華為技術】 	<ul style="list-style-type: none"> • 周波数割当てについては、周波数再編アクションプラン(平成26年10月改定版)に沿って推進されるものと考えます。また、最終報告書を踏まえ、5Gの実現に向けた検討を進めつつ、3GPPが策定している国際標準バンドと協調した周波数帯やITUにおいて当面確保すべき対象とされている周波数帯を優先的に確保することが適当と考えます。 • 携帯電話等にも使用できる周波数帯として、約610MHz幅については既に確保されており、実際の割当てについては、今後の動向も踏まえて検討が行われるものと考えます。 • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、既存の無線システムが存在する場合、当該システムの使用状況等も踏まえ、周波数再編や周波数共用を推進していくことが求められると考えます。 • 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 • 既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障がない範囲において周波数共用等を推進していくことが求められると考えます。 • 最終報告書(案)の図表2-1-7は、移動通信システム用の周波数の確保のために、約23GHz幅の検討対象周波数において、国際標準化や研究開発等の促進し、必要となる周波数幅を確保するという考え方を表題及び図として示したものであり、妥当であると考えます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>2 電波有効利用の推進 (1) 電波の利用状況調査と周波数再編アクションプラン ① 電波利用状況調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「無線局の公益性や役割等を考慮した評価を今後も維持すべき」という記述は、公共的役割を担う「放送」にとって極めて妥当。【フジテレビジョン】 利用状況調査の間隔の短縮は、より正確な利用状況が把握可能となることから賛成。ただし、利用状況の調査方法については、免許人の負担が増大しないよう配慮が必要。【KDDI】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
<p>(2) 周波数の共用等 ① ホワイトスペースの有効利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の放送用周波数が高密度に利用されていることが記載されていることを評価。TVホワイトスペースのデータベースシステム等の導入を検討する場合は、放送事業者も含めた慎重な議論を行い、視聴者への影響が無いように地上デジタルテレビジョン放送ネットワークの保護が必要。【NHK・読賣テレビ放送・TBSテレビ・日本テレビ放送網・朝日放送・テレビ朝日・毎日放送・テレビ東京】先行するTVホワイトスペース利用システムに関する情報通信審議会の検討結果等を踏まえ、視聴者保護を万全に期すべき。【民放連】 TVホワイトスペースについてはエリア放送や特定ラジオマイクによる利用が始まったところであり、更なる有効利用の検討については、現在の状況、課題等を十分に精査すべき。特に都市部では周波数の利用が複雑、緻密であり、混信等の課題への確実な対応システム整備も含めた既存業務の保護に万全の対策がなされることが前提。【読賣テレビ放送】 欧米のようなデータベースシステムの検討を今後行うのであれば放送事業者と情報を共有し丁寧かつ慎重に作業を進めるべき。【TBSテレビ、日本テレビ放送網、民放連、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京】 TVホワイトスペースの利用については、超高精細度映像放送に向けた実証実験等で利用されることを考慮した上で検討すべき。【テレビ朝日】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 今後の実証実験等については、他システムと調整可能な範囲で検討されるべきものと考えます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>②周波数共用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東名阪地域に限定されている周波数帯域について、対象地域の全体への拡大に時間がかかる場合には、公共業務との地理的な離隔がとれる場所等から制度整備を行う形態も検討すべきとこれまでも主張しており、「使用地域との調整が可能な場合」を追記された点について、適切と考える。TVホワイトスペースや公共業務との共用は、積極的に進めるべきであり、利害関係者間の調整等においては政策的な支援を検討すべき。【ワイモバイル】 今後公共無線との周波数共用が行われるのであれば、民間レベルでの調整は困難であり、公的な第三者機関の導入について検討が必要。【日本テレビ放送網】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 公共業務用無線と他システムの周波数共用の具体化に向けて、各システムの性質に応じて検討すべき論点であると考えます。
<p>(3) 研究開発戦略的推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 8Kスーパーハイビジョン等の新たな放送サービスの実現に向けた周波数有効利用のための研究開発への支援も必要。【NHK】 	<ul style="list-style-type: none"> 周波数のひっ迫と我が国の稠密な周波数利用状況を踏まえ、「周波数を効率的に利用する技術」は研究開発の3つの柱として今後も重要な位置づけであり、この中で脚注111にあるように、「8Kなどの大容量データをより小さい周波数幅で伝送する技術」なども想定されるものと考えます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性</p> <p>(1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて</p> <p>②移動通信事業者への周波数の割当ての状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省作成の図2-3-2は、PHS帯域(31.2MHz)が加算されて分析が行われているが、PHSは周波数帯域が占有されていないため、周波数利用に制限がなく他の事業者の市場参入機会が確保されていること、技術標準として汎用性が期待できず、また携帯電話と互換性がないことから、PHSの割当て帯域については、周波数の保有状況として携帯電話の周波数帯域と同列に扱うべきではない。【ワイモバイル】 今後の周波数割当て審査は、周波数特性を鑑みた上で、より合理的なエリア展開が可能となる指針とすべき。【KDDI】 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の図表は、国民にとって身近な移動通信サービスである、携帯電話、BWA及びPHS向け周波数の割当て状況について、平易に説明するために掲載したものです。なお、PHS向け周波数については、周波数の利用形態、通信規格、システム特性の相違に鑑み、第4世代移動通信システム向け周波数の割当てにおいても、周波数のひっ迫度合いを算定する際の対象周波数に含めていません。 電波の有限希少性が高まっている現状に鑑み、新たな周波数の割当てに際しては、電波利用の社会的責任という観点も考慮することが適当であり、例えば携帯電話の不感地域の対策やエリアカバー率との関係等についても考慮することが適当であると考えます。
<p>③複数の移動通信事業者による周波数の一体運用の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「周波数の割当てを受けた者と資本関係にある他の移動通信事業者をMVNOとして扱ったり、グループ内で割り当てられた周波数帯を恒常的に一体的に利用してサービスを提供する状況が顕在化しつつある」との本報告書案の指摘に対し賛同。【テレサ協】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
<p>④今後の割当てにおける「一体運用」の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 周波数の割当てにおけるグループ性の考慮について、移動通信市場における競争の活性化に繋がるものとしてこれに賛同する。【テレサ協】 今後の周波数の割り当てに際し、「グループ性については、議決権(3分の1以上)だけではなく、資本関係(出資比率や所有構造)、意思決定、取引関係等多様な観点から実態に即して判断することが適当」との考え方が示されていることは評価。一方で、地域BWAに対する免許の割当てに際しては、弊社ジュピターテレコム並びにJ:COMグループ各社は、主要株主であるKDDIの出資比率という形式要件により申請の適格性がないと判断されたが、電気通信事業においては弊社はKDDIとは独立した企業としてケーブルテレビサービスを提供している。また、J:COMグループ各社は地方自治体と連携し「地域の公共の福祉の増進」「地域の公共サービスの向上」に努める側面の強い事業者である。よって、今後の電波政策においては、一定以上の議決権を保有するといった形式的な判断でグループと認定するのではなく、事業活動の実態等から総合的に適格性を判断されるよう要望。【ジュピターテレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 「グループ性」の取扱いについては、電波行政の透明性を確保する観点から、できる限り客観的な基準であることが適当と考えます。また、事業者が他の事業者の経営に対して重要な影響を与えることができる資本関係や役員兼任の関係にある場合には、両者をグループとして捉えることが適当と考えます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>(2) 今後の周波数割当ての方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 移動通信システムについては、周波数ひっ迫度に応じた割当てが電波利用の公平性の観点から適切。また、事業者グループ単位での参入可否・周波数ひっ迫度評価を継続することが適切。【NTTドコモ】 今後は従来よりも周波数ひっ迫度をより重視した割当て評価を希望。【NTTドコモ】 電波政策と競争政策を連携させ、周波数割当ての際にMVNOへの回線提供の有無等を考慮できる仕組みを検討することが適当であるとの方向性が示されたことに賛同する。【テレサ協】 今後の周波数割当てにあたり、携帯電話システムとBWAシステムとの間での参入条件・義務等についての整合性の検討が必要。【NTTドコモ】 周波数の割当政策にあたっては、競争政策との連携が不可欠であり、その連携にあたっては、移動通信市場のあるべき具体的な競争状態(ビジョン)の情勢が必要不可欠。【ワイモバイル】 周波数逼迫度合いが高いエリアは都心部等の高トラフィックエリアに集中しており、これらの地域ではどの事業者も限界に近い小セル化や屋内対策等を行っており、事業者間で割当周波数有効利用のインセンティブに差異はない。よって、「周波数のひっ迫性」や「保有周波数1MHz当たりの契約数の多寡」という基準ではなく、在るべき競争状態と割当て済み周波数の特性(割当て時期、高速サービスの提供状況、高速化サービスの導入しやすさ等)を基準とする事が重要【ワイモバイル】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 周波数は移動通信事業の競争力に重大な影響を及ぼす要素の一つであり、現在、既存事業者の移動通信事業者グループ間の周波数のひっ迫度合いに差が認められることから、最終報告書(案)の方針は維持されるべきと考えます。「周波数ひっ迫性」の評価においては、契約数の大きさは、あくまで割当済周波数幅との関係で評価されるのであり、電波利用の公平性及び周波数有効利用のインセンティブの観点から評価を行うことが適当であると考えられ、「競争促進の否定」にはあたらないと考えます。なお、周波数の割当ての公平性の確保の観点等から電波法の目的を踏まえつつ、電気通信事業法に基づく競争政策とも連携し整合性を確保しながら政策展開を図ることが必要と考えます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>(3) 地域用周波数の有効活用 ④地域BWAの周波数帯の今後の方向性について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)の記載内容を評価。地域BWAバンドの割当てについて、資本関係やサービス提供エリアを厳密に規制することを優先することは、「地域の公共の福祉の増進に寄与する」という地域BWAの制度趣旨・意義に鑑みれば本末転倒。2020年に向けて、今後のICT利活用拡大に伴うトラフィック増への対応や、安心・安全且つ強靱な情報通信網の構築が更に重要になっていく中、ケーブルテレビの固定網活用の重要性が高まると考えられることから、ケーブルテレビ事業者がBWAの活用機会を得て、強靱化の一旦を担ってゆくことが必要。【ジュピターテレコム】 地域BWAバンドは、本来目的である地域活性化の実現に向けた検討を推進することが社会的に重要。一方で、今後も利活用が進まないという状況が変わらないのであれば、新たな全国バンドとして、具体的な割当てに向けた検討を進めるべき【NTTドコモ】 早期に全国バンド化する中で、全国事業者が地域と連携を行い、CATV事業者及び地方公共団体等が公共利用に経済的負担の少ない形で参入の道を開くことは可能。地域BWA帯域は、移動通信用として周波数のひっ迫が予想されるなか、重要な帯域であり、今後のBWA事業の需要等を見極めるため再度利用意向調査等のアンケートを実施し、この結果を元に全国バンド化等の方策を実施することを要望。【ソフトバンクモバイル・Wireless City Planning】 期日を明らかにした上で、速やかに地域BWAシステムが着実に実施されるべく、次の方策に着手する事が必要。MVNO等多様な形態が選択肢となりうるような制度構築を進め周波数を有効活用するべき。【ワイモバイル】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域BWAの制度趣旨・意義について維持すべきとの最終報告書(案)に賛同の意見として承ります。なお、地域BWAの周波数帯に、全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。 本懇談会中間とりまとめを踏まえ、地域BWAの在り方については、高度化等に係る制度整備が平成26年10月1日より施行され、総務省から全国の自治体へ周知を行っているところであり、当面は同制度の施行の状況を注視する必要があると考えます。 現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能と考えます。なお、地域BWAの在り方については、高度化等に係る制度整備が平成26年10月1日より施行され、総務省から全国の自治体へ周知を行っているところであり、当面は同制度の施行の状況を注視する必要があると考えます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>4 電波有効利用のためのその他の方策 (1) 免許制度、技術基準・認証制度等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 無線局免許、技術基準適合証明等の手続きを円滑化できるよう柔軟な制度整備、規制緩和が継続されることを希望。また、従来の技術適合性確認制度に加えて、国際標準規格への適合性を確認するための民間業界団体における適合性確認試験の活用を検討する必要があるものと思料。【NTTドコモ】 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法上の免許制度や技術基準・認証制度等については、これまでも電波利用や無線設備の技術的動向等を踏まえ柔軟に変更されてきていますが、今後も広く産業界の意見を集めて検討を行うことが有益であると考えます。
<p>(2) 無線機器市場の監視、微弱無線機器への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器が実際に使用される前段階である製造・流通の過程において基準不適合設備を一層効果的に排除する方策について、具体的な取組の推進を要望する。【CIAJ】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
<p>(3) 海外からの来訪者増加に向けた対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書案の報告性は、MVNOを含めた移動通信事業者による訪日外国人に向けた新たな電気通信サービスの検討促進に繋がることから、これに賛同します。新たな検討に際しては、訪日外国人の利便性を広く確保できることが望ましく、また必要に応じガイドライン等を設けるなど、移動通信事業者による新制度の利活用および新たなサービス検討の障害にならないよう行政が十分に配慮することが望ましい。【テレサ協】 技術基準制度の規定については、利用者利便性の向上に加えて、規制緩和をやる方針は適切。国内SIMを利用する場合について、利用円滑化の趣旨に反しない制度とすべき。また、国内におけるSIMフリー端末市場の拡大も見越して今後の免許制度の在り方を含め多様な検討が行われることを要望。【ワイモバイル】 海外から持ち込まれた携帯電話端末及びWi-Fi端末のうち、我が国の技術基準を満たすことが予め確認されていないものについても、利用者や免許人の負担が増大せず、円滑な利用ができる制度整備の検討を希望。【KDDI】 東京オリンピック・パラリンピックの来日者に向けたGSM方式の利用検討にあたっては、国内において未割当てのグローバルな周波数帯への導入が合理的であり、例えば1.7GHz帯がその候補であると思料。【KDDI】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 最終報告書(案)を踏まえ、関係事業者の意見も聞きながら、引き続き検討していくことが適当であると考えられます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
<p>2 電波利用を支える人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成は、ICT全体としての産業基盤を形成する一因となりうるものであり、早期に取り組むことが重要。若年層にとって、魅力的かつ取得に対する社会的インセンティブが見えるような内容にすることが重要。【個人】 	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信技術に加え、IP/Web関連技術の知識を併せ持つ人材、無線技術と有線技術を統合した高度複合技術の知見を有する人材を戦略的に育成していくことが必要であると考えます。
<p>(2) 人材育成の仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 無線と有線が融合した技術、IP/Web等の関連技術を含めた総合的な技術者の育成は、早急な対応が必要。総合的な視点からの人材育成の仕組みづくりに向けて、具体的な取組のスケジュールリングと実行を要望。【CIAJ】 「電波」に閉じない電波利用を支える人材の育成の必要性に賛同。その財源として電波利用料制度を活用することが必要。【個人】 無線通信技術に限定した範囲であっても、IP/web関連技術やソフトウェアの知識を備えた人材育成は急務。現行の無線従事者の資格区分及び国家試験の科目・内容を再編するべき。【個人】 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、最終報告書を踏まえ、人材育成の仕組み作りに向けて官民連携して今後具体的な取組が推進されることが期待されます。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 無線通信技術に加え、IP/Web関連技術の知識を併せ持つ人材、無線技術と有線技術を統合した高度複合技術の知見を有する人材を戦略的に育成していくことが必要であると考えます。長い歴史を持つ無線従事者資格制度は電波を扱う技術者の実務能力の向上に寄与していると考えられます。技術の進展等に応じて無線工学の新しい技術を加えていくなど適宜見直していくことが重要です。頂いたご意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

項目	主な意見	意見に対する考え方(案)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料8について、トラヒック等の推移を見積もる上で重要であるため、それぞれの記述枠において、「現在」の時点を明確にするべき。【華為技術】 1.7GHz帯携帯電話無線通信システムについては、この10月の周波数再編アクションプランより以前からプランに記載されていた対象バンドであり、具体的な割当てプランや運用実現スケジュールを明確にしてゆくべき。【華為技術】 移動無線通信トラヒックの拡大に向けて新たな周波数帯域確保、周波数再編が必要との考え方について賛同。IoT/M2Mにより予測されるトラヒックの増加に対しては、端末が固定的に設置されることが多いという条件及び固定通信と移動通信のバックボーンやワイヤレスアクセスのトラヒック分配のバランスを考慮し、免許不要の無線局でかつ電気通信回線設備に接続されるデジタルコードレス電話の利活用を高めるための制度見直しが望ましい。【DECT Forum】 	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料8は平成24年7月10日開催の無線LANビジネス研究会の資料7-2を出典とするものであることから、その出典を明記致します。 周波数割当てについては、周波数再編アクションプラン(平成26年10月改定版)に沿って推進されるものと考えます。 最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、IoT/M2Mにより予測されるトラヒックの増加に対しては、国際的動向も踏まえつつ検討を推進していく必要があると考えます。

※:(株)等は省略し、意見提出者の一部は次の略称で記載。

NHK=日本放送協会、民放連=(一社)日本民間放送連盟、テレサ協=(一社)テレコムサービス協会、CIAJ=(一社)情報通信ネットワーク産業協会、自工会=(一社)日本自動車工業会

意見募集結果を踏まえた修正箇所

修正箇所	頁	修正内容	修正後
第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来 (1) 2020年以降の電波利用の姿 ⑤公共分野における緊急ライフラインや通信手段の確保	本文 16頁	脚注25を右記のとおり修正	「 <u>テレビジョン放送の放送番組中継用固定回線(STL、TTL)及び番組素材中継用回線(TSL、FPU)</u> 」
第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来 (1) 2020年以降の電波利用の姿 ⑤公共分野における緊急ライフラインや通信手段の確保	本文 16頁	脚注27の文末に右記下線部を追加	「 <u>韓国では、2017年(平成29年)までにLTE技術を用いてPublic Safety向けの全国網を構築することを決定した。</u> 」
第1章 新しい電波利用の姿 3 2020年以降の主要な移動通信システム (5)次世代ITSの実現に向けた電波利用の推進 ④国際調和と国際展開	本文 32頁	脚注74に右記下線部を追加	「(FPU)及び固定回線(TTL及びSTL)等」
参考資料8	参考資料 8	右記下線部を追加	「 <u>出典:無線LANビジネス研究会資料7-2(平成24年7月10日開催)</u> 」

(参考)検討項目ごとの提出意見数

			電気通信事業者等 (7者)	放送事業者 (9者)	メーカー (4者)	その他 (5者)	個人 (7者)	合計 (32者)
全般							1	1
はじめに								
第1章 新しい電波利用の姿	1 電波利用に関する現状	(1) 無線局数の増加・電波利用の拡大						
		(2) 超高速ブロードバンドサービスの契約者数の増加						
		(3) 移動通信のデータトラヒックの増加						
		(4) 無線LANへのオフロード～有線・無線の連携						
		(5) グローバルな動向を踏まえた中長期的プランの検討の必要性						
	2 我が国における電波利用の将来	(1) 2020年以降の電波利用の姿						
		(2) 電波利用の推進による経済社会への貢献						
		(3) 2020年以降に実現が期待される無線システム	4	11	2	1	4	22
	3 2020年以降の主要な移動通信システム	(1) 移動無線通信トラヒックの拡大						
		(2) 第4世代移動通信システム(4G)の円滑な導入と普及に向けて						
		(3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて	1				1	2
		(4) 無線LAN利用の増加への対応		3	2			5
		(5) 次世代ITSの実現に向けた電波利用の推進	2	1	1	1		5
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策	1 新たな周波数割当ての目標	全般			1		
(1) 電波の希少性・重要性を踏まえた政策形成の重要性			1	6		1	4	12
(2) 周波数確保に向けた中期の計画の現状								
(3) 2020年代に向けた対応			2					2
(4) 具体的対応			5	5	5	1	1	17

(参考)検討項目ごとの提出意見数

			電気通信事業者等 (7者)	放送事業者 (9者)	メーカー (4者)	その他 (5者)	個人 (7者)	合計 (32者)
第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策	2 電波有効利用の推進	(1) 電波の利用状況調査と周波数再編アクションプラン	1	1				2
		(2) 周波数の共用等	1	10		1	1	13
		(3) 研究開発の戦略的推進		1				1
	3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性	(1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて	3			2	2	7
		(2) 今後の周波数割当ての方向性	2			1	3	6
		(3) 地域用周波数の有効活用	5				2	7
	4 電波有効利用のためのその他の方策	全般					1	1
		(1) 免許制度、技術基準・認証制度等	1					1
		(2) 無線機器市場の監視、微弱無線機器への対応				1		1
		(3) 海外からの来訪者増加に向けた対応	2			1	1	4
(4) 電波の安全性に関する取組								
第3章 電波利用を支える産業のあり方	1 電波利用・関連産業の動向と展望	(1) 2020年代の新しい電波利用を支える産業:次世代社会基盤の実現						
		(2) 電波関係産業と電波利用産業					1	1
		(3) その他の電波の利用を支える産業						
		(4) グローバル産業を育てる観点からの電波政策						
	2 電波利用を支える人材の育成	全般					1	1
		(1) 日本発の発信やリーダーシップ						
		(2) 人材育成の仕組みづくり				1	2	3
おわりに								
その他					2	1		3
合計			30	38	13	12	25	118

※ 提出された意見が関係する主な項目別に集計したもの。



電波政策ビジョン懇談会 最終報告書 概要(案)

平成26年12月

I 新しい電波利用の姿

- 1 電波利用に関する現状
- 2 我が国における電波利用の将来
- 3 2020年以降の主要な移動通信システム

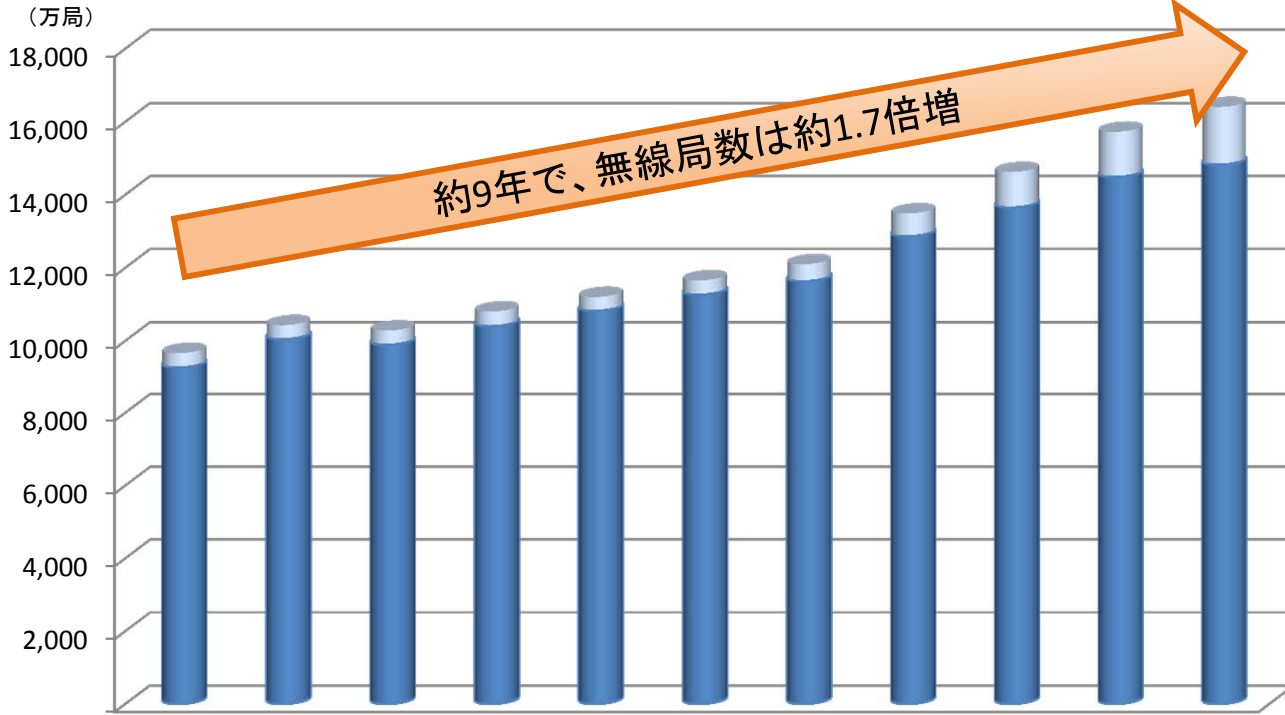
II 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策

- 1 新たな周波数割当ての目標
- 2 電波有効利用の推進
- 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性
- 4 電波有効利用のためのその他の方策

III 電波利用を支える産業の在り方

- 1 電波利用・関連産業の動向と展望
- 2 電波利用を支える人材の育成

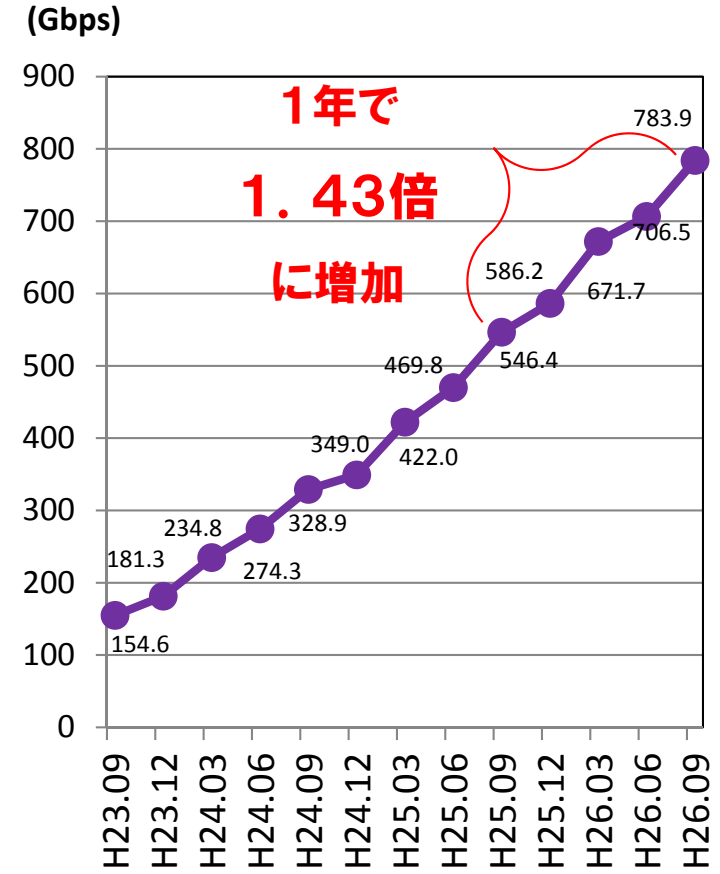
無線局数の推移



	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H26.9
無線局数(万局)	9,664	10,430	10,280	10,804	11,202	11,656	12,098	13,489	14,623	15,724	16,403
内: 携帯電話(陸上移動局)	9,272	10,047	9,894	10,401	10,824	11,266	11,632	12,864	13,653	14,488	14,826
内: その他	392	382	386	402	378	390	466	625	970	1,236	1,578

出典:総務省調査

移動通信トラフィックの推移



出典:総務省調査

1-1 電波利用に関する現状

(1) 無線局数の増加・電波利用の拡大

我が国で無線局免許に基づき開設されている無線局数は1億6,400万局※¹を超えている。これに加えて、多くの登録局※²及び免許不要局(無線LAN、特定小電力無線局、発射する電波が著しく微弱な無線局等)が開設され、様々な電波利用が拡大(※¹:携帯電話が約1億4,826万局と約90%(平成26年9月末現在)。移動通信事業者の売上高は約15.5兆円(平成25年度))(※²:包括登録局は38万7,390局、一般登録局は2,800局(平成26年9月末現在))

(2) 超高速ブロードバンドサービスの契約者数の増加

超高速ブロードバンドサービスの契約数のうち移動系は6,651万加入(平成26年9月末時点)と1年間で約1.7倍増加。平成25年度に固定系の超高速ブロードバンドサービス加入者数を上回り、電波利用は我が国のブロードバンド環境実現に極めて重要

(3) 移動通信におけるデータトラフィックの増加

スマートフォン利用者数の増加等により、移動通信の月間平均トラフィック(1秒あたり)は平成26年9月現在で783.9Gbpsとなり、直近1年間で約1.4倍に増加(固定網トラフィックに対する移動体網トラフィックの比率は2010年の約6%から2014年は約27%に増加)

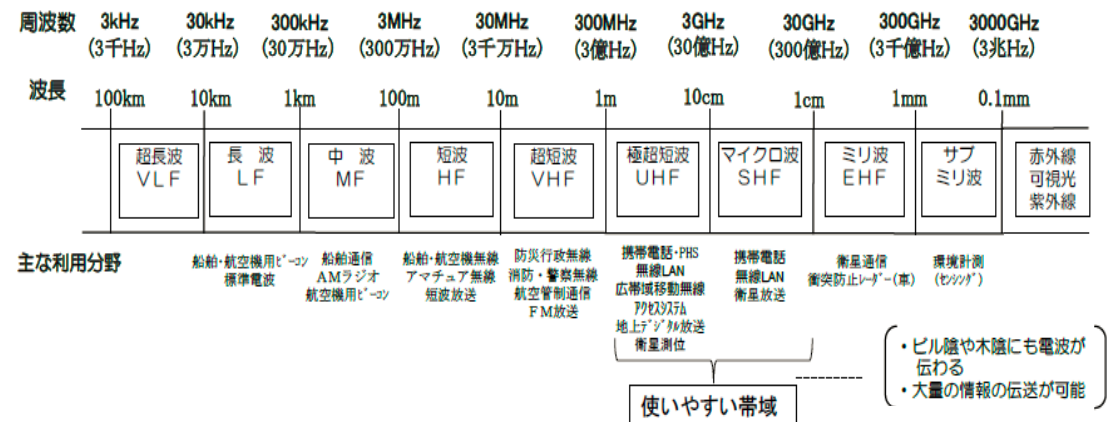
(4) 無線LANへのオフロード～有線・無線の連携

移動通信事業者の提供する移動通信サービスのオフロード先として無線LANの利用が拡大(トラフィックの相当割合をオフロード)

(5) グローバルな動向を踏まえた中長期的プランの検討の必要性

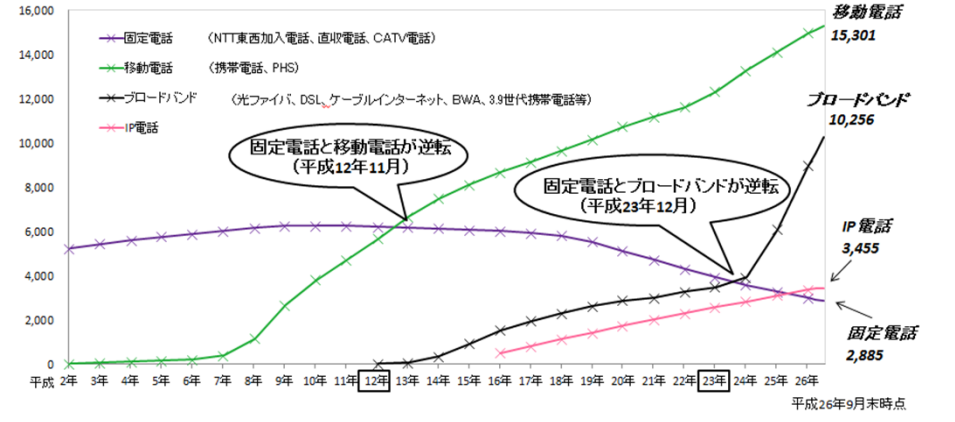
電波法の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する」ためにも、有限希少な国民の資源である電波の有効利用を一層強力に推進していく必要がある。中長期的ビジョンを踏まえた政策検討を行い、無線通信利用の進展・高度化に伴う利便性の向上、社会経済活動の活性化、国際競争力の強化等を図っていくことが必要

周波数利用状況



出典:総務省調査

移動系ブロードバンドサービスの契約数の推移



出典:総務省調査

1-2 我が国における電波利用の将来

携帯電話等の高速・大容量化が進展するとともに、放送、M2M、道路交通、災害対策など多様な分野における電波利用ニーズの増大が見込まれる。

(1) 2020年以降の電波利用の姿

① モバイルコミュニケーションの質的・量的な拡大

- ・光ファイバー並の通信速度を実現する第4世代移動通信システムの普及、第5世代移動通信システムの導入開始
- ・ウェアラブルデバイスを含む多様な通信デバイスにより、いつでもどこでも誰でも簡単に様々な情報サービスを自在に活用

② 人を介さない機器間通信(M2M)の拡大

- ・M2Mシステムやワイヤレスセンサーネットワークの飛躍的拡大により、あらゆる「モノ」がワイヤレスでつながりうる世界
- ・環境・エネルギー・地理空間情報、移動空間や都市空間での活用、医療・介護分野、工場や農業分野等における状況把握やリモート管理・制御での活用など様々な分野で電波利用が拡大

③ 高精細度映像の利用の進展・通信サービスとの融合

- ・大型ディスプレイによる視聴とタブレット等による移動中の視聴の普及、現実空間と仮想空間の融合・拡張現実・体感共有等の進展

④ 無線システムを駆使した安心安全の確保

- ・社会インフラの老朽化・保守対応、次世代ITSによる安全運転支援や自動運転、準天頂衛星やG空間を活用した見守りや災害対応

⑤ 公共分野における効果的対応の実現

- ・災害時におけるライフラインや放送及び通信手段確保
- ・安全性の確保や堅牢性(レジリエンス)の向上、電波利用の高度化(ブロードバンド化)、効果的対応実現のための周波数共用の推進

⑥ 通信以外の電波利用の進展

- ・レーダー、測位、センシング等への活用、ワイヤレス電力伝送システムの普及

(2) 電波利用の推進による経済社会への貢献

① 「快適な社会」の実現

② 「災害や犯罪の被害を最小化する安心安全な社会」、「高齢者が明るく元気に暮らせる社会」、「交通事故も渋滞もない社会」の実現

③ 「産業の国際競争力強化」、「持続可能な社会」の実現

④ 「新たな価値を創造し能力を発揮できる社会」の実現

(中間とりまとめ後の主な意見) 注: □ は構成員の意見、▶ はパブリックコメントやヒアリングで寄せられた意見

- 移動体網トラヒックは、映像系トラヒックの増加やWi-Fiオフロードの活用などを踏まえて、固定網を含めた総トラヒックに対して、2020年時点で最大80%を占めるようになる。【中村構成員】

1-2 我が国における電波利用の将来

(3) 2020年以降に実現が期待される無線システム

①無線ネットワークの高速化・大容量化の進展

・周波数の使用効率の一層高い技術を導入しながら、必要な周波数帯を国際協調を進めつつ確保。有線・無線ネットワークの関連性も検討

②全ての「モノ」がワイヤレスでつながるM2Mの普及の進展

・M2Mシステムやワイヤレスセンサーネットワークが飛躍的に拡大。データの中身、発信者、用途産業の爆発的拡大
・自動運転などでは高度な信頼性やセキュリティ、瞬時のデータアクセス(超低遅延性)等が求められることから、これに応じたシステムの実現が必要

③超高精細度テレビジョン放送等の実現

・超高精細度テレビジョン放送(UHDTV)のための放送サービスや、大容量素材伝送を可能とするための周波数帯域確保
・4K・8Kと通信インフラを組み合わせた魅力あるシステムの実現、オリンピックに向けた対応

④安心安全の確保のためのネットワークの多様化・多層化

・無線システムが利用できなくなった場合の影響が大きいことから、通信手段を多様化・多層化し、災害時にも途絶しない無線通信システムを確保。各無線システムの多様な特徴を勘案した上で、各業務に必要な周波数帯を確保
・準天頂衛星等によるG空間情報を利用した防災システムの構築の重要性
・平時から利用される業務用無線等により災害時の通信手段を確保(LTEシステムについて活用を検討)
・公共ブロードバンド移動通信システムについて、関係者間において利用拡大に向けた具体的な検討を早急に開始

⑤ワイヤレス電力伝送など通信以外の電波利用の進展

・実用化に際した技術基準の策定の推進。技術基準が適切に遵守されるよう取組を進めることが必要
・電気自動車向けワイヤレス給電システムの早期実現、既存無線システムとの適切な共用
・産学官協力の下で、より高度な技術開発に取り組むとともに、国際標準化活動を推進、東京オリンピック・パラリンピック等における実証・実用化に向けた研究開発の推進
・より高出力のワイヤレス電力伝送システムへの適用を想定し、ISM周波数帯の新たな分配に向けた検討の重要性

(中間とりまとめ後の主な意見) 注: □は構成員の意見、▶はパブリックコメントやヒアリングで寄せられた意見

- 電波利用産業が今後市場規模を拡大すると見込まれるが、2020年までに割り当てられる周波数をM2M等でどう有効活用するかがポイント。デバイスをつなげる事業を携帯事業者が行うか、MVNO等のサービス提供事業者になるのか、アンライセンスになるのか。携帯事業者だけではなく、MVNO方式などで第三者がオペレーションできる方式により、様々な人が参入できることも重要。【中村構成員】
- Cisco推定によれば、2013年時点インターネットにつながるモノの数は100億個、現実社会に存在する1.5兆億個のモノのうち99.4%はインターネットに接続されていない。Internet of Things:IoT(モノのインターネット)、Internet of Everything:IoE(ヒト・モノ・データ・プロセスを結びつけ、これまで以上に密接で価値ある繋がりを生み出すもの)の潜在的価値は非常に大きい。(全世界の企業において14.4兆ドル、日本国内において7,610億ドル(全世界の価値の5%に相当)の経済的価値)【中村構成員】
- M2MやIoEにおいて近距離通信を戦略的に活用する必要がある。【関口構成員】

(1) 移動無線通信トラフィックの拡大

2020年までに従来 of 想定以上に大きな通信容量の実現を目標とすべき(10年で100倍～1,000倍等)。実現に向けて、固定系と移動系の役割分担やネットワークの構成全体を考えたトラフィック管理等に留意する必要

- ・モバイル環境での4Kなど高精細映像の取扱い、トリリオン・センサー、IoT(Internet of Things)、M2Mの増加により移動通信トラフィックは最大で10年で100倍～1,000倍の目標設定が妥当
- ・ネットワーク構成全体を考え、トラフィック管理、固定系と移動系の役割分担や要求されるサービス品質(QoS)等も考慮して検討

(2) 第4世代移動通信システム(4G)の円滑な導入と普及に向けて

(中間とりまとめでの提言)

- ・3.4-3.6GHz帯における周波数割当て(平成26年に実施予定)、今後の追加割当ての周波数帯(3.6-4.2GHz及び4.4-4.9GHz)について、来年(平成27年)の世界無線通信会議(WRC-15)において合意が得られるよう国際連携のもとで対応
- ・社会政策としての電波利用、電波利用の社会的責任という観点についても一層考慮して周波数割当てを進めることが適当。例えば、携帯電話の不感地域の対策やエリアカバー率との関係について考慮して割当てを行うことが適当
- ・消費者のニーズに合致するサービスの提供について配慮(料金水準、サービスメニュー、サービス品質等)することが望ましい。

(提言を踏まえた取組)

- ・3.4-3.6GHz帯のうち120MHz(3.48-3.6GHz)に4Gを導入するため、当該周波数帯割当てのための開設指針を本年(平成26年)9月に制定した。
- ・この開設指針は、上記の提言を踏まえ、以下のような審査基準を盛り込んだ。
 - ① 申請者に対し、一定期間内に一定水準以上の人口カバー率の達成及び、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定等を行うことを義務付け
 - ② 申請が競合した場合の申請者間の優劣を評価する基準(競願時審査基準)のひとつとして、「認定から2年後の年度末におけるエリア外人口の解消数の多寡」を規定

(3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて

(中間とりまとめでの提言)

- ・国際標準化に向けた検討が始まっており、我が国としても研究開発と標準化提案を強化する必要(5Gの要求条件(例えば、現行LTEの1,000倍のシステム容量、100倍の接続機器数、10Gbps以上のピーク速度、1ミリ秒以下の遅延(無線アクセス網)、低消費電力化等)を満たす技術開発の推進)。なお、標準化の際には目的意識をもって行うことを留意
- ・産学官の協力による推進体制を早期に確立し、実現に向けた取組を総合的に推進していくことが必要
- ・我が国が推す周波数帯の国際共通化、研究開発の推進、国際標準化・国際協調の推進とWRC-19対応などが課題
- ・5G実用化に向けたロードマップに基づき我が国における推進体制を確立し、産学官連携して取組を推進することが必要

(提言を踏まえた取組)

・本懇談会の中間とりまとめで示した「第5世代移動通信システム推進ロードマップ」に記載された3つの柱「推進協議会(仮称)の発足」、「産学官連携による5G関連技術の研究開発」及び「5G標準化活動」に基づき、総務省・産業界を中心に以下のような積極的な取組が開始されている。

① 産学官の推進体制の整備

平成26年9月30日、5Gの産学官の推進体制である「第5世代モバイル推進フォーラム」が設立

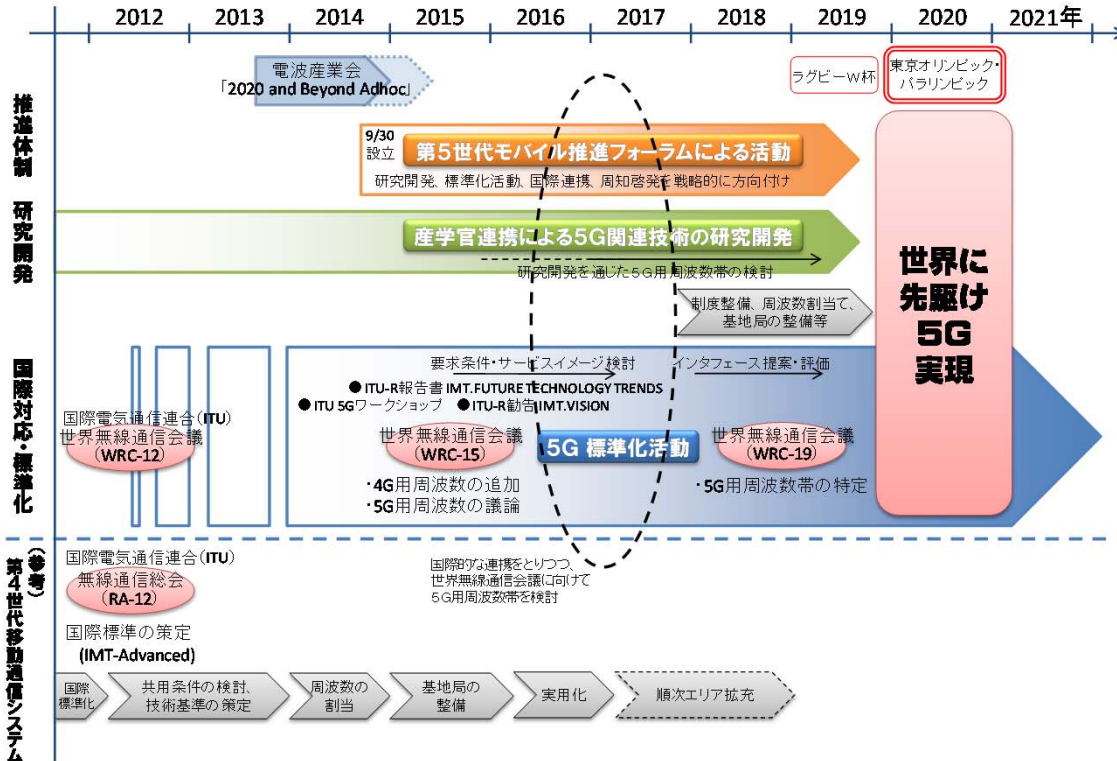
② 研究開発の推進

総務省は、平成27年度予算概算要求において、5G関連の研究開発の推進のため、電波利用料財源を活用して総額28億円を要求

③ 国際標準化活動の推進

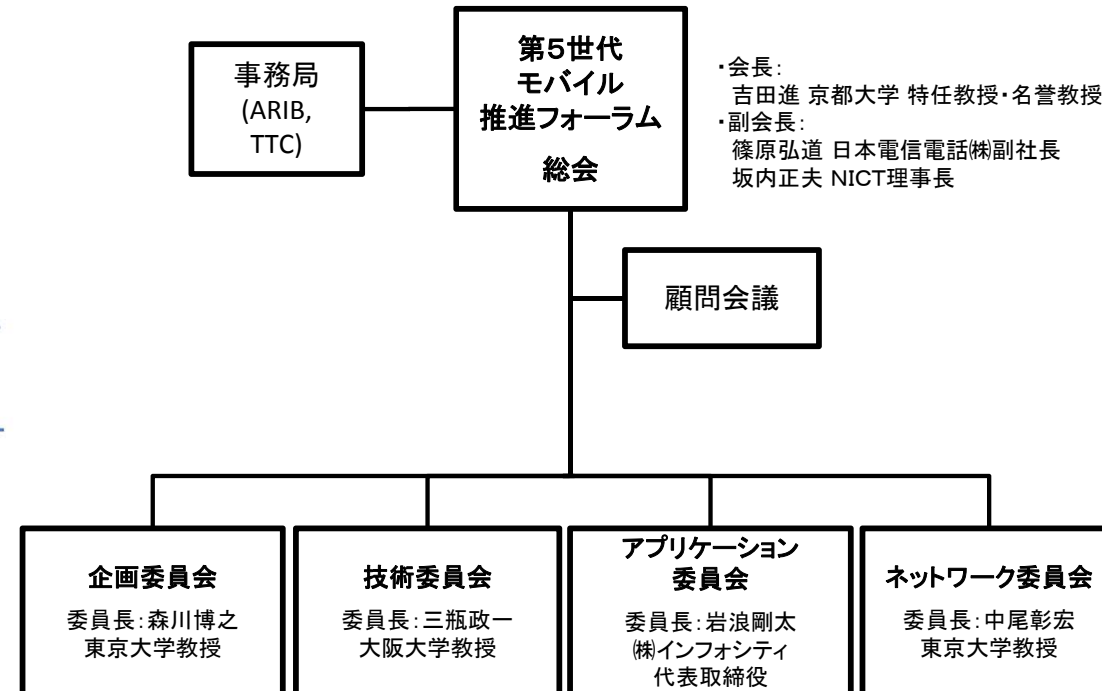
平成26年10月8日、世界各地において5Gの実現を推進している機関を日本に招き5G国際ワークショップを開催

第5世代移動通信システム実用化に向けたロードマップ



第5世代モバイル推進フォーラム

- ・電気通信事業者、通信機器メーカー、研究機関、アプリケーション・コンテンツ関係者など約40社により構成
- ・学識経験者、民間企業役員、関係公益法人など約30名からなる顧問会議を設置



(4) 無線LAN利用の増加への対応

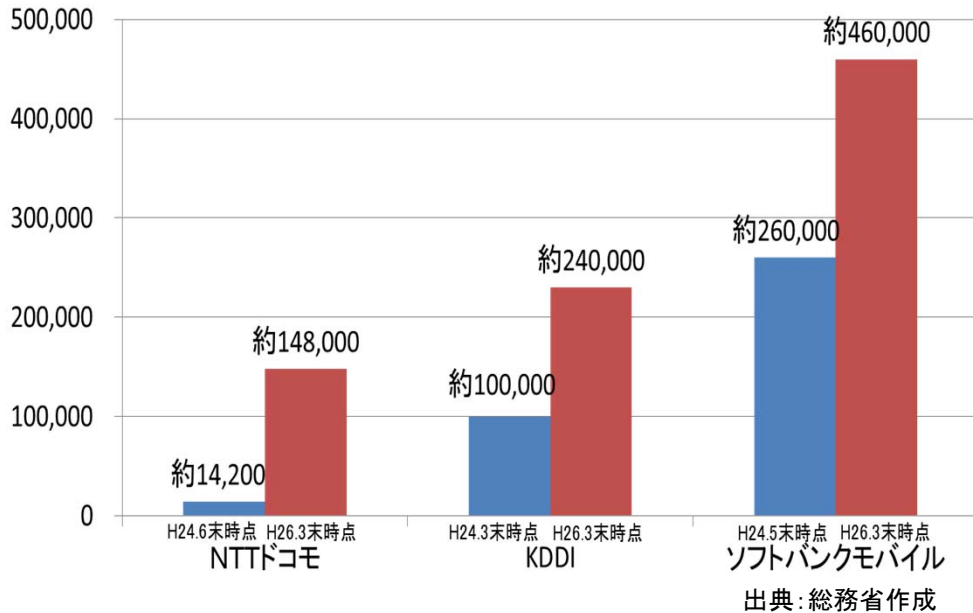
無線LAN利用増加に対応した使用周波数帯の追加や高速・大容量化に向けた高度化への取組が必要。移動通信システムのオフロード先として無線LANアクセスポイントの設置が進む中で、移動通信システムと無線LANの利用される領域が重なりあう方向にあるため、周波数の有効利用に資する運用方法の確立及び在り方に向けた取組が重要

- 無線LANの利用の増加に対応した使用周波数帯拡張に向けた対応が重要
 - ①5.2GHz帯～5.3GHz帯の屋外使用(使用局数制限の設定)、②5.4GHz帯及び5.8GHz帯の追加割当ての可能性(他システムとの共用可能性の検証)等について、①については平成26年度中、②については平成27年度中に一定の方向性を得られるよう、技術的な検討を進める。
- 通信事業者による無線LANの活用状況を考慮しつつ、移動通信システムのオフロード先としての無線LANの混雑対策を行うことが重要(アクセスポイントの共同利用・共同設置のほか、技術・制度・ガイドラインの検討)

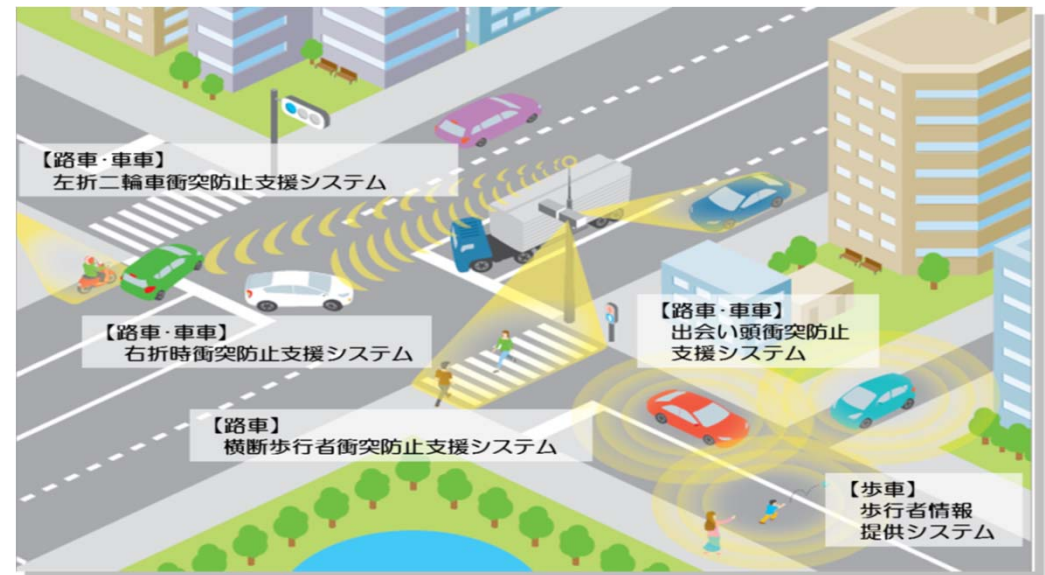
(5) 次世代ITSの実現に向けた電波利用の推進

- 安全な道路交通システムの実現に向けて760MHz帯を活用した次世代ITSの実用化を推進(将来の自動走行システムの実現に向けて欧米との整合を踏まえた5.8GHz帯の利用についても検討)
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック時の安全・確実な交通実現のため次世代ITS活用、自動走行システムの実用化
- 官民連携し、協調型システムについて相互接続性の確認、検証可能な環境や大規模な実証の実施、研究開発等の推進
- 周波数使用における国際調和の確保と国際展開の促進

オフロード用無線LANアクセスポイントの増加



次世代ITS(協調型ITS)のシステムイメージ図



(中間とりまとめ後の主な意見) 注: □は構成員の意見、▶はパブリックコメントやヒアリングで寄せられた意見

【5G】

- 5Gにも生活者目線が必要であり、第5世代モバイル推進フォーラム活動においても考慮いただきたい【荒川構成員】
- 5Gについて日中韓は協力と競争の側面がある。【関口構成員】端末やインフラの側面からNECや富士通などの日本メーカーも活動。【中村構成員】
- ▶ 第5世代モバイル推進フォーラムアプリケーション委員会等において生活者目線が大事であるため構成員を拡大予定【5Gフォーラム・佐藤氏】
- ▶ 我が国の5Gの取組は加速しており、ARIBの20B AHの成果であるホワイトペーパーの発表などを通じ国際的プレゼンスは高まってきている。5Gフォーラムの4つの委員会活動を積極的に推進し、研究開発及び標準化活動を活性化させ、成果を国内外に発信したい。5Gの標準化活動に欧米中韓との幅広い協力協調は重要であり今後も様々な機会をとらえて進めていきたい。【5Gフォーラム・佐藤氏】

【無線LAN】

- 携帯電話等のトラフィックのうち、無線LANへのオフロードが4割程度とされ、今後もこの傾向が続くと思われるが、本来無線LANの目的を勘案した場合に、これでよいのか。本来スモールセル化、ローカルブレイクアウトなどを含めキャリアバンドをいかに有効に使うか検討すべき。Wi-Fiや無線LANの使い方の問題意識をもっと持つべきであり、アンライセンストLTEなどはあまり好ましい動きではないと考える。【服部座長代理】
- ▶ オリンピックに向けて、無線LANの周波数帯のグローバルな相互運用性、他通信方式のバランスの確保、無線LANの高効率・高密度・高信頼化等が重要。【NEC】
- ▶ IEEE802.11は無線LANのデファクト標準であり、高速化のニーズに応じて新たな規格が追加されてきている(携帯電話に対し約10倍のピーク速度を提供しながら発展)。超高速無線LAN標準(IEEE802.11ac)の高速化は11nの拡張で実現(伝送帯域、空間多重数、変調多値数の拡大、システムスループット増大のため下りリンクMU-MIMOを新規規定)、昨年末に標準化が完了。次世代無線LAN(IEEE802.11ax)については携帯電話と無線LANの連携、端末が高密度に配置された環境での通信容量の拡大等も考慮しつつタスクグループでの議論が開始されている。【NTT】

【ITS】

- 5.8GHz帯を欧米の協調型ITSと整合性のある方式で利用するのは良いが、この周波数帯は無線LANでも使われている。無線LANとの兼ね合いについてはどのように考えるか。760MHz帯を自動走行システムではどう使うのか、業界内での考え方をどのように整理して有効利用を検討していくのか。【関口構成員】
- 欧米では自動車内で無線LAN経由にて車両データを取得することにより、ビッグデータ利活用を図る検討が行われているが、車内外でITS用や無線LAN用等のいろいろな周波数が有効活用できるように我が国で先行モデルを生み出し、海外にPRしていくことを考えて欲しい。【中村構成員】
- 欧米では、5.9GHz帯を協調型ITSに割り当てている。一方で我が国では、760MHz帯にも割り当てている。これによって、事業の国際展開が進んでいる国内自動車メーカーにとって、我が国独自のシステムに対応することに伴う追加的な負担が生じる懸念はないか。【林構成員】
- ETCが使用する周波数については、場所に応じた周波数共用なども視野に入れて検討してはどうか。【服部座長代理】
- ▶ 5.8GHz帯はETC、ITSスポットにおいて既に使用され、今後も一層の普及が見込まれるほか、“ETC2.0”による賢い経路選択や“ETC2.0”レーン(ゲートバー設置なし)などの高度化利用の検討が進んでいるため、この帯域の継続維持をしてほしい。自動走行システムのレベル3(準自動走行システム)について2020年代前半までの実現を目指すためには、高度化された情報通信システムの利用が必須であり、複数の通信チャンネルが必要になる。現在ITSに使用されている5.8GHz帯を欧米の協調型ITSとも整合のとれる高度化された方式で利用していきたい。【JAMA】

II 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策

1 新たな周波数割当ての目標

(1) 電波の希少性・重要性を踏まえた政策形成の重要性

① 電波利用に係る政策検討

- ・電波利用は産業及びサービスの基盤であり、利用者視点と産業競争力の視点で政策検討を行う必要がある。
- ・国民共通の資源である電波の社会インフラとしての役割が高まり、電波利用を行う者の公共性や社会的責任も重くなる。
- ・検討における時間軸について、2020年に向けた検討とともに、それ以降の長期的な将来についても見据えた上で、政策の方向性を検討すべき。通信、放送、測位、レーダーなどの分野の垣根を越えて電波利用のあるべき姿を検討し、国際動向も踏まえ政策検討すべき。
- ・電波政策と競争政策等のリンクを考慮すべき。

② 周波数の経済的価値を考慮した周波数の割当て・移行・利用

- ・周波数の経済的価値も考慮しつつ、比較審査方式による周波数帯の新規割当てや終了促進措置等による周波数再編等の既存手法の改善に適宜努めていくことが必要
- ・周波数の効率的利用や再編へのインセンティブの付与等を含めた市場メカニズムの更なる活用、携帯電話等の基地局の開設やサービスの提供を適切な形で継続的に確保する方策(携帯電話等の基地局の開設計画認定後の電波の能率的な利用の確保、認定期間終了後の取扱い(認定期間中と同等の効力を引き続き確保するか否か)等)について引き続き検討を行っていく必要。この際、競争政策とのリンクを考慮していくことも重要
- ・現行の比較審査方式による周波数割当ては、新技術の早期導入や早期エリア化等が健全な事業者間競争の中で促され、周波数再編も加速するなど、バランスの良い制度。周波数ひっ迫度を同等にする周波数割当てにより、公平な競争環境が維持されると考えられる。電波の経済的価値を踏まえた帯域当たりの電波利用料が平成17年から導入されている。
- ・既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の700/900MHz帯における終了促進措置の進捗状況について、終了時にレビューを行い必要な改善があれば対応していくことが必要

③ 利用者視点を踏まえた電波政策

- ・「電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増進」を実現するために、電波政策においても利用者視点を踏まえていくことが重要
- ・携帯電話等のサービスを利用者に提供する電気通信事業者に周波数が公平に割り当てられ能率的な利用が確保されることは個々の携帯電話利用者にとっても重要であり、追加周波数の割当て等を行う際にも競争政策をはじめとする電気通信事業政策との連携を図り、利用者にとって不利益にならないようにすることが必要。不感地域の解消、MVNOに対する回線提供、通信量に応じた料金体系等についても適切に考慮することが適当
- ・免許不要局等について社会ニーズに応じて見直し、拡充を図っていくことが必要。Wi-Fi等の多様な小電力のデータ通信システムがM2M、IoT、IoE、ウェアラブル端末などにおいて活用され、多様な電波利用を可能とし、新たなICTサービスの提供や新産業の創出につながる環境の確保が重要。免許不要局等における周波数共用に係る技術基準を定め、必要な周波数帯を確保することが必要
- ・安心・安全な電波利用環境を確保するために、無線設備等の技術基準や人体への防護指針などについても、国際動向等を踏まえつつ適宜見直しを行うとともに、電波利用、電磁波及びセキュリティ等に係る利用者リテラシーを高めていくことが重要

④ 電波政策に係るレビューの実施

- ・700/900MHz帯における終了促進措置や競争政策と電波政策の連携等個々の施策の進捗状況や効果等について、技術の進展や利用動向の変化等についても戦略的に踏まえつつ、適切なタイミングでレビューを実施し、所要の制度見直し等につなげていくことが重要

(2) 周波数確保に向けた中期的計画の現状

① 我が国における計画

- ・世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現に向け、周波数確保の方策の検討を目的とした「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」において「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」を発表(2010年11月)
- ・ワイヤレスブロードバンド用周波数として、2015年までに移動通信システムやセンサーネットワークシステムについて、5GHz帯以下の周波数帯域において、300MHz幅を超える周波数を新たに確保し、2020年までには、第4世代移動通信システムの導入を図り、トラフィック増大に対応するため新たに1500MHz幅、合計で2000MHz幅を超える周波数確保を図る。
- ・本アクションプランに基づき、700MHz、900MHzの再編成が行われ、それぞれ周波数帯が移動通信事業者に割り当てられている。
- ・2013年7月にBWAに対する2.5GHz帯の周波数割当てが行われるとともに、4G用周波数(3.5GHz帯)の割当てに向けたプロセスが進められている。

② 諸外国における計画

- ・米国:2010年3月に連邦通信委員会(FCC)は「国家ブロードバンド計画(Connecting America: The National Broadband Plan)」を連邦議会に提出。「世界のワイヤレスブロードバンド環境の整備」で、今後10年間(2020年まで)に500MHz幅(2015年までに300MHz幅)の周波数を新たにワイヤレスブロードバンド向けに利用可能とすることを目標としている。
- ・英国:2010年12月発表の「英国高速ブロードバンドの未来」で、2020年までに5GHz以下の帯域において500MHz幅を確保するとしている。
- ・仏国:2011年11月発表の「フランス・デジタル2012-2020」で、2020年までに450MHz幅を確保するとしている。
- ・韓国:2013年12月発表の「モバイル広開土プラン2.0」で、2023年までに1190MHz幅を4段階に分けて確保するとしている。

③ ITU等におけるIMTに対する周波数追加分配

- ・第4世代移動通信システム(4G)の導入に関し、ITUでは、「IMTが将来必要とする周波数帯域幅」及び「IMTに適した周波数帯」に関して検討。ITU-R SG5 WP5DにおいてIMTの所要周波数帯域幅の推計方式について検討が行われ、2013年7月のWP5D会合において、2020年までにIMTの必要な周波数幅の推計結果として、ユーザ密度に応じて、需要の低い国・地域で1340MHz幅、需要の高い国・地域では1960MHz幅の周波数が必要との結論。2013年12月のSG5会合で承認し、ITU-R報告M.2290を発行
- ・2013年7月のWP5D会合において、IMTに適した周波数帯に関する検討では、所要周波数帯域幅を考慮しつつ、我が国を含めた各国からの提案を集約する形で、410MHz～6GHz帯において、IMTに適した候補周波数帯をリストアップすることについて合意
- ・2014年7月のITU-R JTG4-5-6-7において、IWP5D等の関連会合や各国主管庁等より提案されたIMTに適した候補周波数帯に基づき、既存業務との共用検討等が行われ、CPMテキスト案の作成が完了。なお、IMTへの周波数追加分配は、2015年11月に開催される世界無線通信会議(WRC-15)において結論が得られる予定

(3) 2020年代に向けた対応

① 2020年代に向けたトラフィック量増加に対応して所要周波数幅について検討すべき。

- ・移動通信のデータトラフィック量の増加に対応したネットワークの在り方・所要周波数幅について検討すべき。
- ・①効率のよい通信方式の採用、②通信エリアの小ゾーン化による通信容量の拡大、③割当周波数幅の拡大等の方法を総合的に組み合わせて対応していく必要
- ・特に③について、今後、映像コンテンツの高精細化やM2M等の新たなサービスの普及が進展する中で、東京オリンピック・パラリンピック開催時のトラフィック増を念頭に、十分に余裕を持った形で通信容量を確保できるようにする必要がある。この際、スマートフォン等の移動通信システムのオフロード先である無線LAN等の周波数幅を含め検討を行うことが適当

② 移動通信システム用の周波数割当ての新たな目標を設定

- ・従来移動通信には使用されてこなかった高い周波数帯の利活用を可能とする技術を確認するため、所要の研究開発・実証実験・標準化等を推進する必要
- ・既存の無線システムとの共用を前提とした効果的な周波数共用を可能とする技術やルールの確立、場所的な工夫による周波数共用など、更なる高度活用の推進が必要
- ・公共周波数やISMバンドの扱いについての検討などもあわせて行う必要

③ 世界無線通信会議(WRC-15及びWRC-19)において予定されている移動通信用の追加周波数帯の特定のための調整に対し戦略的に対応

④ 今後、M2M、IoT、ロボット等が広く展開することが予想され、こうしたIoT等の分野に利用するための周波数について対応していくことが必要

- ・現在、IoT等で使用可能な周波数：400MHz帯/700MHz帯/800MHz帯/900MHz帯/1.2GHz帯/1.5GHz帯/1.7GHz帯/1.9GHz帯/2GHz帯/2.4GHz帯/2.5GHz帯/5GHz帯 [携帯無線通信(LTE/W-CDMA等)、PHS、BWA(AXGP/WiMAX)、Wi-SUN、ZigBee、Bluetooth、Wi-Fi、特定小電力無線、RFID等]
- ・IoT等の利用方法・環境や需要動向等に応じ、各周波数帯の特長(伝搬特性、伝送容量等)を踏まえ、既存周波数の一層の効率的な使用や割当周波数の拡大等について検討していくことが適当

(4) 具体的対応

- ・携帯電話等の移動通信システムは、市場がグローバル化していることから、低コスト化や利用者利便の確保の観点のみならず、国際展開の円滑化により国際競争力の強化につながる観点からも、諸外国における周波数の割当状況等を考慮して周波数の確保を行うことが必要。なお、第5世代移動通信システム(5G)については、従来以上に広帯域の周波数幅が必要となることから、現在携帯電話等に広く活用されているUHF帯のほか、マイクロ波帯からミリ波帯までの複数の周波数帯の電波を組み合わせた利用を念頭に幅広い周波数帯の確保を検討することが必要

II-1 新たな周波数割当ての目標

- 6GHz以下の周波数帯においては、現に3GPPが策定している国際標準バンドと協調した周波数帯やITUにおいて当面確保すべき対象としている周波数帯を優先的に確保するとともに、オフロードの進展等により今後無線LANとの一体的な周波数使用が高まるものと考えられることから、無線LANを含めた対象周波数帯の合計約2900MHz幅について、既存の無線システムとの周波数共用や周波数再編等の検討を進め、2020年までにこれらのうち2700MHz幅程度の周波数帯幅を携帯電話や無線LAN等の移動通信システム用の周波数として確保することを目標とすることが適当
- 6GHz以上の周波数帯にあつては5Gによる活用を念頭に、国際分配において移動業務に分配されている周波数のうち約23GHz幅を検討対象とし、諸外国の動向等を踏まえつつ、研究等を進めた上で必要となる周波数幅を確定・確保することが適当

①既存の周波数割当て

- 携帯用：700MHz帯/800MHz帯/900MHz帯/1.5GHz帯/1.7GHz帯/2GHz帯/2.5GHz帯（合計約610MHz幅）
- 無線LAN用：2.4GHz帯/5.6GHz帯（合計約350MHz幅※）※屋内限定の周波数は除く

②追加的割当ての検討対象とする周波数帯

■ 6GHz以下の周波数帯

- 3GPPによる国際標準バンドのうち、我が国で現在携帯電話等に使用されていない周波数帯には、既存の無線システム※1が存在するため、既存無線システムの移行が難しい場合、当該既存システムとの周波数共用が前提となる。また、昨今の移動通信トラフィックにおいて、上下の非対称性が顕著であるため、非対称の割当ての可能性を含めて検討していくことも有用

□ 対象周波数帯：1.7GHz帯/2.3GHz帯/2.6GHz帯/3.5GHz帯/4GHz帯/4.5GHz帯/5.3GHz帯/5.4GHz帯/5.8GHz帯（合計約1950MHz幅）

※1：公共業務用システム、衛星システム、レーダー、DSRC等

■ 6GHz以上の周波数帯

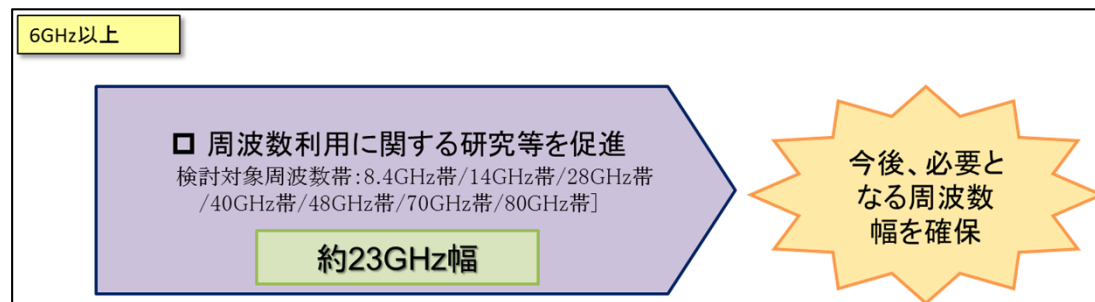
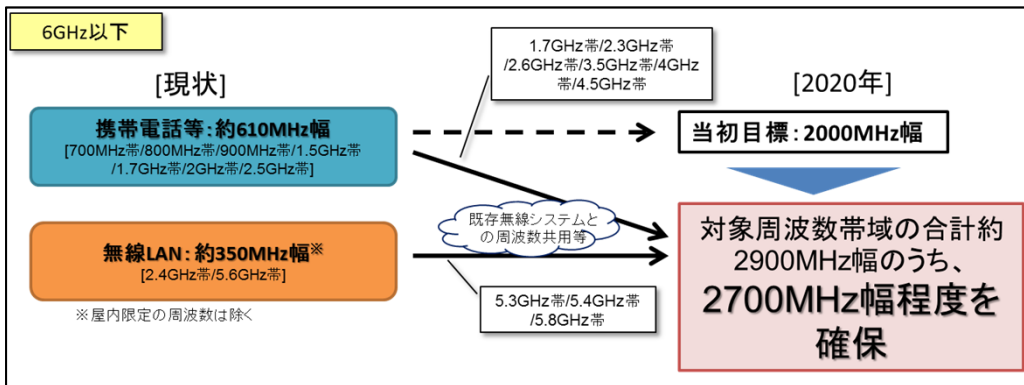
- 5Gでの活用を念頭に、国際分配において移動業務に分配されている周波数帯のうち、未使用の周波数帯に加え、現在、固定・衛星系等で使われている周波数帯の約23GHz幅を対象として検討し、諸外国の動向等を踏まえつつ、対象周波数帯の利用に関する研究・標準化等を進めた上で、今後必要となる周波数幅を確定・確保していくことが適当

- 従来、携帯電話等の移動通信システムには利用されてこなかった高い周波数の電波が対象となることから、高い周波数の電波の利用技術の検討研究開発を進めるとともに、既存の無線システム※2が存在する周波数帯にあつては周波数共用等に関する技術的検討が必要

□ 対象周波数帯：8.4GHz帯/14GHz帯/28GHz帯/40GHz帯/48GHz帯/70GHz帯/80GHz帯（合計約23GHz幅）

※2：衛星システム、固定無線システム、高速無線伝送システム等との調整

移動通信システム用の周波数帯の確保



II-1 新たな周波数割当ての目標

(中間とりまとめ後の主な意見) 注: □ は構成員の意見、▶ はパブリックコメントやヒアリングで寄せられた意見

【電波利用に係る政策検討】

- 利用者視点と産業競争力という記述が一部あるが、利用者視点が他の部分であり見えない。利用者にどういうメリットがもたらされるか、都会だけでなく地方はどうかなど、もう少し見えるようにしてはどうか。【三友構成員】
- ①2.5GHz帯地域BWA、②700/900MHz帯終了促進措置、③競争政策と電波政策の連携等について電波政策ビジョン懇談会の検討成果も踏まえ、今後も骨太のチェック、レビュー体制が必要。電波利用料見直しも含めた検討体制も視野に入れてもよい。【吉川構成員】
- 利用・需要や技術の変化を戦略的にとらえ、見直しを行うレビュー体制は必要。【山田構成員】
- 競争政策は多義的。市場の中の競争とともに、市場のための競争というものがある。あるべき市場を目指しサービス競争と設備競争のバランスという側面も踏まえ、一定以上の周波数、再免許時の周波数返上や新規参入などについてもオープンに検討すべき。【林構成員】

【経済的価値を踏まえた割当て】

- 割当ての考え方の記述は現行でよいと思う。周波数割当てについて比較審査方式を行い電波利用料を徴収することで良いと思われるが、専用電波、共用電波、移行を伴う電波など一層多様な状況となると考えられるため、比較審査を行うとしても一層の工夫が必要。オークションの考え方も比較審査の中に入れていくのはよい。【服部座長代理】
- 研究開発により周波数を開拓した者や標準化に貢献した者に優先的な利用権を与えるなど、審査の際にこれらについて考慮すべきではないか。アクティビティの評価もしてはどうか。【服部座長代理】
- 周波数オークション導入については慎重な意見も多かったが、米国においては20年の歴史があることなどにも鑑み、特区的に例外的・部分的に導入するなど周波数オークション的なものも検討課題にできるのではないか。【関口構成員】
- 今後様々な周波数共用の形態が登場すると思われる中で、割当手法の一つのオプションとしてオークションも考えておくことは有用。多角的検討が重要。【森川構成員】
- オークションを仮に導入した場合等に利用者料金にどう影響があるのか。モバイル産業発展のブレーキとならないように十分気をつけて検討すべき。【中村構成員】
- 電波利用料について周波数共用を行う場合にどう見ていくのか、キャリアアグリゲーションやLSA(一定の干渉リスク)などをどう判断していくのかも検討してはどうか。【吉川構成員】
- ▶ 海外において新たな周波数を確保することによるオークションを実施するとともに、既存免許人と新規利用者間の高密度な周波数の共同利用等が行われている。(米国において予定されるAWS(1.7GHz/2.1GHz)、市民ブロードバンド無線サービス(3.5GHz帯)等オークションは既存免許人の連邦政府との共用が前提であり、インセンティブオークション(600MHz)は放送局からの電波回収が前提)【マルチメディア振興センター】
- ▶ 米英等において、周波数保有の寡占化を防止するため、周波数保有量規制の適用が行われている(米国①企業結合時・二次取引時(全体周波数の3分の1以上保有)、②600MHz帯インセンティブオークション(1GHz以下の周波数を45MHz以上保有)、英国①4Gオークション(保有量規制)、②2.3GHz、3.4GHzオークション(総周波数の36%以上保有))。英・独など企業結合時に電波返上が行われた事例もある。【マルチメディア振興センター】
- ▶ 周波数ひっ迫度を同等にする周波数割当てにより、公平な競争環境が維持されることが考えられる。【NTTDoCoMo】
- ▶ 周波数オークションは透明性確保には効果的だが、結果として公平な競争環境が実現されるとは限らない。【NTTDoCoMo】

II-1 新たな周波数割当ての目標

(中間とりまとめ後の主な意見) 注: □ は構成員の意見、▶ はパブリックコメントやヒアリングで寄せられた意見

- ▶ 我が国における比較審査方式による周波数割当ては、新技術の早期導入や早期エリア化等が健全な事業者間競争のなかで促され、周波数再編も加速するなど、バランスの良い制度。【KDDI】
- ▶ オークション方式による割当ては、目的と効果、歳入の使途、諸外国の状況、導入時効果を十分に検証・検討した上で比較審査方式との優劣を示し、広く国民の意見を拝聴すべき。インセンティブオークションについては、オークション実績のない日本において、周波数再編の実効性や健全な競争環境の維持等の観点からリスクが多く有効性や合理性を慎重に検討すべき。【KDDI】
- ▶ オークションには経済的価値・手続の透明性があるが、一方で、比較審査は公正な競争政策・安定的なサービスに貢献している。割当て方式の変更には十分な議論が必要。インセンティブオークションはオークション制度を議論した上で検討すべき。【SBM】
- ▶ 日本ではオークションは導入されていないが、電波の経済的価値を踏まえた帯域当たりの電波利用料制度が平成17年から導入されている。電波法改正により、一定以上の電波利用料は定額となる制度が導入され、M2Mサービス拡大等へ貢献が期待される。【SBM】
- ▶ オークション方式には課題が多い。最後発参入事業者の参入可能性を確保し、先行大手事業者との格差、利用者料金への転嫁、技術基準への対応遅れのおそれ等の課題について検討が必要。【ワイモバイル】
- ▶ 公共放送であるNHKの放送用の周波数はオークション制度の対象になじまない。放送事業用周波数についても公共放送事業の遂行のために必要不可欠であり同様にオークション制度になじまない。【NHK】
- ▶ 公共的役割を担う「放送」においては、事業者が安定的に放送番組を送信することが法律上で求められており、入札金額の多寡で選定するのは不適當。また、災害時の生中継などを含め、必要とされる番組を迅速に届けるためにはFPU等の素材伝送手段が必要であり、放送事業用無線局も放送と一体不可分のものとして扱い、同様にオークション制度の対象とすべきではない。【民放連】

【周波数割当ての目標】

- 5GHz以下、5～10GHz、10GHz～30GHz帯の間の候補周波数については、実態として既存システムに使われておりクリアバンドではないとされるが、例えば都心部においてはマイクロ中継回線を光にして移動通信用周波数にするなど場所的工夫(使い分け)も必要ではないか。30GHz帯以上のミリ波は確かに空いているが難しい周波数帯であり使用には工夫が必要。【服部座長代理】
- 6GHz帯以下については、公共業務用無線との共用が必要。M2M用の周波数も必要であり近距離通信的な使い方も増える。周波数共用は外国では広くホワイトスペースと呼ぶ。ホワイトスペースの共用、他省庁との折衝などの課題がある。【多賀谷座長】
- 5Gについて、6GHz帯以上だけではなく、中間とりまとめにあるように、VHF～ミリ波までを考えたほうがよいのではないか。幅広い5Gの可能性を踏まえた記載にすべき。【服部座長代理】
- 周波数幅の確保の全体像を考えた上で、共用も含めた配分を議論すべき。【山田構成員】
- ▶ 速やかな周波数割当てにより、十分な周波数幅を確保することが必要不可欠。モバイルトラフィックは今後も増加するものと考えられ、局所的トラフィック、M2M普及等への対応も重要。【NTTDoCoMo】スマートフォン及びタブレットの普及により今後もデータトラフィックが増加。【KDDI】
- ▶ 国際標準バンドと協調しつつ新たな周波数資源を開放してほしい(FDD方式(上下非対称)、TDD方式(10MHz以上)、周波数共用(地理的))。モバイルビデオ等のトラフィック割合が7割を占めると想定。【SBM】
- ▶ 移動通信トラフィックについて中継パケット交換機を通るトラフィックを集計。データ伝送であるため上りが1に対して下りが7～8程度と非対称となっている。【事務局】

(1) 電波の利用状況調査と周波数再編アクションプラン

① 電波利用状況調査

- ・電波の公平かつ能率的な利用の観点から、電波の利用状況調査の結果を評価・分析し、周波数再編アクションプランを毎年度策定し、周波数割当計画を策定する手法は一定の成果を上げており、有効に機能している。
- ・更に効果を上げるために、重要な帯域については利用状況調査を毎年行うなど、より詳細な把握を行うことが望ましい。なお、その場合には免許人の負担増につながらないように配慮が求められる。
- ・平成25年度電波利用状況調査の補完調査として、電波監視施設を活用した電波の発射状況調査を実施・公表。今後、電波利用状況の調査を行うに当たっては、このように実際に電波が発射されている周波数のモニタリングを積極的に活用することについても検討していくことが望ましい。
- ・今後、公共業務用の無線局についても、他システムとの共用を前提とした利用の可能性を検討していく必要があるため、より詳細に利用状況を把握できる仕組みが必要

② 終了促進等について

- ・周波数再編のインセンティブ導入や再編を促進する制度等について引き続き検討していく必要がある。
- ・周波数を割り当てられた者が既存の無線局免許人との合意に基づき、既存無線局の周波数移行費用等を負担する終了促進措置について、現在実施している700/900MHz帯における取組の進捗状況を、国としても適切に把握するとともに、実施結果について、民間の当事者間の調整状況を含め適切なタイミングでレビューを行い、得られたノウハウを活用していくとともに、必要に応じて、周波数再編等の加速に向けた更なる制度整備について検討することが適当

(2) 周波数の共用等

周波数の利活用や周波数再編を促進するための方策として、研究開発の推進、ホワイトスペースの活用の一層の推進や公共業務を含む周波数共用の推進などを検討することが望ましい。

① ホワイトスペースの有効利用

- ・電波利用の地域的・時間的な状況を踏まえ、他システムの活用を可能とするホワイトスペースについて一層の有効活用の検討。日本において、TVホワイトスペースは特定ラジオマイクやエリア放送に活用されている。
- ・欧米において、TVホワイトスペースのデータベースシステムが構築・承認され、TVホワイトスペースを活用したWi-Fi規格の無線が検討されている。
- ・TVホワイトスペース利用の検討は、米国に比べ、(i)日本のテレビ視聴は地上波の直接受信が主体であるため、地デジ視聴者を保護する必要性が高いこと、(ii)利用可能な空きチャンネルが少ないこと等を踏まえて検討することが望まれる。

② 周波数共用等

- ・欧米の動向(LSA/ASA等)も参考にしつつ、公共業務を含めた新しい周波数共用の仕組みの導入に向けて環境を整備するとともに、共用を行う場合のインセンティブについても検討を行う必要がある。

(3) 研究開発の戦略的推進

- ・情報通信審議会における幅広い議論を踏まえて重点領域や研究開発課題を設定し、個別の研究課題を実施する段階でも、幅広く意見を募った上で実施。また、研究開発課題を提案する方法により、産学官の連携による戦略的な研究開発を推進
- ・我が国の稠密な周波数利用状況を踏まえ、①周波数を効率的に利用する技術、②周波数の共同利用を促進する技術及び③高い周波数への移行を促進する技術の3つを柱とした研究開発を着実に実施
- ・5G等移動通信システムについては、2020年の導入を目的としたロードマップに沿って実現するため、周波数の高度利用に向けた技術に関する研究開発の推進、国際的な標準化活動を主導
- ・ミリ波帯等への移行促進に向けた技術の研究開発等により開発された技術の国際標準化や国際展開を促進するとともに、当該技術を活用した無線システムの迅速に導入

(中間とりまとめ後の主な意見) 注:□ は構成員の意見、▶ はパブリックコメントやヒアリングで寄せられた意見

【終了促進措置】

- オークションの考え方も取り入れ新たに周波数を割り当てられた者が既存の者への立退料を支払うとする700/900MHz帯における終了促進措置の進捗状況についてレビューを行うことが重要。【吉川構成員】
- 終了促進措置については当事者間の調整のみでは難しい側面がある。仕組みについて今後検討し、第三者機関など民々ではない仕組みを考える必要があるのではないか。【服部座長代理】
- 終了促進措置を通じて大きなノウハウが得られており、これを共有してほしい。オークションの考え方を導入したという説明があったが、700/900MHz帯時には申請が全て上限値となり負担能力を示した形。実際に終了時までにかかる費用は、周波数を前倒して使用できる時間的価値に対する対価という側面もある。終了時改めてレビューを行うことが有益。【吉川構成員】
- 土地の公的収用に対する任意買収に当たるものであり、金額算定モデルは複雑かもしれないがレビューは重要。【多賀谷座長】
- 民間当事者間の調整に応じない者がいた時にどうするか。国は介入できないのか。【林構成員】

【周波数共用】

- 官民共用はインパクトのある利用形態であり、欧州では軍事・防衛用も共用の検討対象とされている。日本でも官民共用について議論を進めていくことが重要。【服部座長代理】
- 4Gと共用するスカパーJSATの受信設備は横浜にあるが東京におけるエリア展開に支障を及ぼさないか。【服部座長代理】
- 割当後に全て当事者間で課題を解決することは困難となる場合もあるため何らかの形で仲介する方法を検討することが望ましい。【服部座長代理】
- ▶ 米国3.5GHz帯の周波数アクセスシステム(SAS)については、テレビホワイトスペース用の位置情報と空チャンネル情報のDBシステムを応用し第三者機関による運用が検討される。費用負担方法の詳細は現段階では検討中。【マルチメディア振興センター】

(中間とりまとめ後の主な意見) 注:□ は構成員の意見 ▶ はパブリックコメントやヒアリングで寄せられた意見

- ▶ 周波数共用の調整を当事者間に全て委ねる形態は、調整に時間を要する可能性がある。既存割当免許人との共用調整の仕組み(中立機関の設置等)を制度化することが周波数の有効利用の観点で望ましい。時間/地理的に利用状況が異なる複数の免許人が同一周波数帯を共用できるよう、後発側システムが当該周波数帯の空塞状況を自動的に判定する機能の技術開発なども一つの策。品質、信頼性確保、公明性の観点から、利用者を特定できるライセンスバンドを基本とすべき。【KDDI】

【割当時の技術基準】

- 技術中立的な周波数割当てにより用いる技術の自由度を上げる意義は理解するが、クリアバンドではない他システムとの共用が前提の場合には、具体的な技術・システムを想定することが必要。【服部座長代理】
- ▶ 周波数割当時に電波監理上必要最小限の技術基準のみを規定し、その範囲内で事業者が導入する技術方式を選択できる仕組みとすることが新技術の円滑な導入に繋がる。【KDDI】割当帯域毎の技術特定を技術中立的にゆるやかなものにして利活用を促進してはどうか。【NTTDoCoMo】

II-3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性

(1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて

(中間とりまとめでの提言)

① 移動通信事業者のグループ化が進展するなか、今後新たに移動通信事業者に周波数を割り当てる際にはグループ性を反映した周波数割当てを進めることが望ましい。グループ性については、議決権(3分の1以上)だけではなく、資本関係(出資比率や所有構造)、意思決定、取引関係等多様な観点から実態に即して判断することが適当。具体的には、周波数を一体運用する複数の事業者を「グループ」と捉え、例えば、以下のような措置を講じることについて検討を進めるべきである。

(複数の申請を禁止するグループ概念の見直し)

申請者と3分の1以上の議決権保有関係にある者が、同時に割当ての申請を行うことを禁止してきた(3分の1議決権規定)が、議決権以外の資本関係、意思決定、取引関係等、他の要素も考慮することにより、参入機会の多様性の実質的な確保を図る。

(周波数ひっ迫の算定の際にグループ全体の周波数保有量を考慮)

周波数を割り当てられた者が他事業者と恒常的に周波数を一体運用している場合には、当該他事業者の契約数及び周波数も、自らの契約数及び周波数として、算定の対象とする。

② 割当て時における一体運用の取扱いを見直す際には、現在認められていない「複数の事業者による事業者をまたがるキャリアアグリゲーション」についても周波数の有効活用を可能とする技術を積極的に活用する観点から、適切な措置を講じるべき。

(関連意見) 事業者間のキャリアアグリゲーション実施の場合、周波数割当てにおいて同一事業者グループとして扱うべきではないか。

③ グループ単位による競争政策については、情報通信審議会における議論の状況を十分に考慮し整合性を図る。

(提言を踏まえた内容)

上記の提言を踏まえ、今回の第4世代移動通信システムの導入のための周波数の割当てにおいては、開設指針において、以下のとおり措置を講じることとした。

① 同時申請が禁止される「グループ」企業の要件について、従来の議決権(3分の1以上)のほか、役員の兼任状況や取引関係(周波数の一体運用の状況)なども考慮することとした。具体的には、申請者と以下の関係にある法人等がこの割当てに対する申請を行っていないことを要件として盛り込んだ。

- 1 3分の1以上の議決権を保有する関係にある法人等
- 2 5分の1超3分の1未満の議決権保有関係にあり、次のいずれかの場合に該当する法人等
 - － 一方が他方の筆頭株主である場合
 - － 周波数を一体的に運用している場合
- 3 申請者の代表権を有している者が、代表権を有する役員を兼任している法人等
- 4 申請者の役員の総数の2分の1超を自己の役職員が兼任している法人等
- 5 申請者の役職員が、役員の総数の2分の1超を兼任している法人等

② 競願時審査基準において周波数のひっ迫度合いを評価する際に、申請者と同一企業グループに属する携帯電話事業者やBWA事業者の周波数保有量及び契約数を考慮することとした。

③ この見直しに際し、複数の事業者間のキャリアアグリゲーションが認められるように制度整備を行った。

(2) 今後の移動通信周波数割当ての方向性

近年の移動通信トラフィック増を背景に、電波の有限希少性が益々高まる中で、公平かつ能率的な周波数利用に資する割当てがこれまでに求められている。電気通信業務の提供を目的とする移動通信周波数割当ての社会的重要性が高まっており、周波数割当てにおける公平性を確保するとともに、周波数割当てを受けた者による周波数利用を効率化を高める制度と取組が強く求められる。

(参考) 携帯電話等の特定基地局の円滑な開設を図ることにより周波数の有効利用を図る観点から、システム導入時の一定期間において、必要な周波数について排他的に割り当てられる開設計画の認定制度が導入されており、特定基地局への周波数が割り当てられている。

① 割当ての公平性の確保と競争政策との連携

広い周波数幅を利用できる通信規格(LTE等)の普及や、キャリアアグリゲーション技術により使用する周波数幅によって通信速度等のサービス品質に差が出る状況であり、周波数割当てが移動通信事業者(MNO)間の競争力の重要な構成要素となっている。このため、周波数の割当ての公平性の確保の観点等から電波法の目的を踏まえつつ、電気通信事業法に基づく競争政策とも連携し整合性を確保しながら政策展開を図ることが必要。新たな周波数割当てに当たっては、今後とも新規参入の促進に留意することが重要

特に、広範囲にわたって多数の基地局を開設することが必要となる携帯電話等の基地局に対する周波数の割当ての社会的重要性を踏まえ、電波法においても、電気通信業務の運営においてMVNOへの回線提供が行われていること等の電波の公平かつ能率的な利用が確保されていることを考慮できる仕組みを検討することが適当

② 「周波数ひっ迫性」の評価の重点化

- ・周波数は移動通信事業の競争力に重大な影響を及ぼす要素の一つであり、現在、既存事業者の移動通信事業者グループ間の周波数のひっ迫度合い(割当済周波数1MHz当たりの契約数)に差が認められることから、グループ間の競争環境に配慮し、電波の能率的かつ公平な割当てを確保する観点から、既存事業者については保有周波数帯のひっ迫度を重視した割当てを行うことが重要
- ・特に利用可能帯域が少ない3GHz以下の周波数帯については、既存事業者の間では当該ひっ迫度合いを審査において重視することを検討

※既存事業者については、より多くのユーザーを抱える事業者により多くの周波数を割り当てることが電波の公平な割当てを確保する観点から適切ではないかとの指摘があった。また、周波数がひっ迫する者は、そうでない者に比べて周波数有効利用のインセンティブが高いと考えられ、割当周波数をより有効利用することが期待できる。

③ 事業者による効率利用の推進

有限な資源である電波の追加的割当てには自ずと限度があることから、電波の割当てを受けて移動通信事業を営む者には周波数利用を効率化するための取組が強く求められる。今後周波数の割当てについては、事業者のこうした周波数有効利用への取組意欲を削ぐことがないよう、既に保有する周波数の効率的利用が図られているかどうかあらかじめ十分に見極めた上で行うべき。

④ 企業活動の実態に即したグループ概念

企業活動の実態を十分踏まえた上で、現状に適合したグループ概念の把握・検討を継続的に行うことが重要

(3) 地域用周波数の有効活用

「地域の公共の福祉の増進に寄与」という地域BWAの制度趣旨、意義については維持すべきである。他方で制度導入から6年が経過している中で多くの市町村で無線局が開設されていない状況。既存の地域BWA事業者や新規参入を希望する地域事業者の意向についても考慮しつつ、周波数有効利用を促進していく必要がある。

具体的には以下の方策を講じることが適当である。

- ①周波数の有効利用を可能とするWiMAX Release 2.1AEやAXGP方式を速やかに地域BWAに適用可能とする。
- ②提供すべき公共サービスに関し市町村との連携等を要件として明確化する。
- ③地域BWAに全国事業者及びその関連事業者がそのまま参入することについては、公平な競争環境の維持を図るため適切な措置を講じる。
- ④①～③の効果を見極め、地域BWAの新規参入が進まず、またMVNOとしての事業展開の拡大が見込まれる場合には、所要の経過期間を講じた上で、当該期間経過後においてもなお利用されていない地域について現在の割当てを見直し、全国バンド化を検討することが適当

これら周波数有効利用方策のうち、①から③までに係る制度整備について、電波監理審議会への諮問・答申(平成26年9月10日)を経て、平成26年10月1日より施行した。中間とりまとめの方向性について、今後、着実に実施されていくことが必要

なお、電波監理審議会において、全国バンド化の結論ありきではなく、地域BWAの活性化が図られることが望ましく、地域BWA事業者の参入が促進されるための取組を充実させるべきとの指摘がなされたところであり、今後の地域BWAの在り方につき検討するに当たってはこうした指摘を十分考慮することが必要である。

II-3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性

(中間とりまとめ後の主な意見) 注: □ は構成員の意見、▶ はパブリックコメントやヒアリングで寄せられた意見

- 2020-ICT基盤政策特別部会の中間整理P25において、「モバイル市場における主要事業者は3グループに集約」「協調的寡占の色彩が強い状況」と指摘されている。一方、開設指針において第4世代携帯電話の割当てについて120MHz幅を1枠40MHz幅とするため3つの枠が用意されていると説明があった。これは3グループの現状を是認することにつながらないか。【吉川構成員】
- 1MHz幅当たりの収容数であるとか、人口カバー率などについて、新規参入に対する障害にならないようにすべき。事業者ヒアリングの後の電波政策ビジョン懇談会や2020-ICT基盤政策特別部会における議論を踏まえた指針とすることが重要。中間とりまとめにあったように競争政策と電波政策の連携を密にしてほしい。【吉川構成員】
- 電気通信事業法に基づく議論と電波法に基づく議論は近接しているが、やや異なる側面もある。【多賀谷座長】
- 周波数割当てにおいて、米国の周波数保有量規制、英国の周波数キャップ規制のように各グループの保有周波数量をそろえる規制と、各グループの保有周波数帯のひっ迫度をそろえる規制の考え方がある。競争政策の観点から、多くのユーザを有する者に割当てを行わないと、ユーザを獲得すればするほど、実効速度等の通信品質が下がり、競争が成り立たない。グループ間の周波数のひっ迫度には大きな差が生じており、電波の能率的かつ公平な割当てにおいてはひっ迫度を加点したり、競願時の第一審査基準にするなどこの指標の重み付けを高めることも有用ではないか。【林構成員】
- 周波数の効率的利用、オフロードや他事業者の周波数の活用などの工夫もあり得るため、ひっ迫すれば十分な努力がなくても周波数がもらえる仕組みにはできないところであり、調整が必要。【多賀谷座長】
- 通信品質など利用者利益を確保する観点からも周波数ひっ迫度を踏まえた割当ては重要。供給が少ない3GHz以下の低い周波数帯と、今後利用が進む3GHz以上の高い周波数帯について分けて検討し、新規割当ての審査基準等への反映を検討すべき。【林構成員】
- 事業者グループ間の公正な競争環境の確保や新規参入の促進のため、既に割り当てた周波数の一部を返上させ、再割当てをすることも、将来的な課題として考えていくべき。【林構成員】
- グループの基準は周波数の一体的運用に尽きるものではなく、企業活動の実態や他企業の経営に対する実質的な影響力を踏まえ、不断の見直しが必要である。【林構成員】
- 周波数割当てにおいて、公共の福祉の増進の観点から、当懇談会でも、条件不利地域におけるエリア整備を義務づけるべきとの意見もあったところであり、競争政策と公共の福祉の間の調和を図る必要があるのではないか。【林構成員】
- ▶ 英国においては、全国各地にネットワークを構築する観点からキャリア間でグループを構築しており、設備ベースの基地局共用等が進んでいる(ボーダフォンとテレフォニカ(O2)、EE(T-mobile)と3UK(H3G)の2グループ)【マルチメディア振興センター】

II-4 電波有効利用のためのその他の方策

(1) 免許制度、技術基準・認証制度等

- ・無線設備の免許制度、技術基準、認証制度等について、これまでも様々な見直しを実施されてきている。
- ・電波利用は変化の速い分野であり多彩な無線機器の迅速な導入を可能としていくために、無線局免許、技術基準適合証明等に関する手続を実態に即してより円滑に行うことができるよう、引き続き検討を行うことが求められる。
- ・今後とも課題抽出も含め広く産業界の意見を集めて検討していくことが有益(例:無線設備の認証結果の公表時期の扱い等)

(2) 無線機器市場の監視、微弱無線機器への対応

- ・不適切な電波利用の防止に向けて、電波の利用状況を監視し、混信・妨害源の除去や不法無線局の排除等を実施
- ・現在、基準不適合設備の勧告・公表制度は、無線設備の小型化・モジュール化や販売ルートが多様化等により、実効性が上がっていない状況であるが、国民の人命・財産に重大な影響を及ぼすおそれがある重要無線通信への混信・妨害については、その原因を引き起こした無線機器を一般消費者が引き続き購入することがないよう、製造・販売の段階で抑止できる方策を検討していくことが適当。こうした状況を踏まえ、混信・妨害の原因となる基準不適合設備の製造・販売に対する制度的対応の強化について検討することが適当
- ・微弱無線設備としての技術基準を逸脱した設備が流通しており、これを購入して無線局として開設・運用する者が電波法違反となりうる現状を改善し、健全な電波利用環境を確保するため、微弱無線機器を購入する段階で当該無線機器が電波法で定める微弱無線機器の技術基準を満たしていることを容易に判断できる方策について、認証機関や製造業者、販売業者と連携しつつ検討(例:(仮称)微弱適合マークの表示)
- ・国による対応に加え、流通する無線機器の増加・多様化に対応し、民間主体による無線機器の市場調査の導入を検討
- ・基準不適合設備から他の無線局に混信・妨害を与える違法な電波が不用意に発射されないよう、製造・流通の過程において基準不適合設備を一層効果的に排除する方策について、諸外国の制度も参考としつつ、引き続き検討を進めていくことが必要

(3) 海外からの来訪者増加に向けた対応

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、「観光立国」に向けて、海外来訪者増加に向けた対応の検討
- ・ロンドンオリンピック・パラリンピックの情報通信インフラ面の成功要因等も参考にしつつ、東京オリンピック・パラリンピックに向けて対応。GSM機器の扱い等も引き続き検討
- ・海外から日本国内に一時的に持ち込まれる端末(携帯電話端末やWi-Fi機器等)についての円滑な利用を可能とする。
(日本の技術基準を満たすことが予め確認される場合や携帯電話の国際ローミングの場合は、現在も円滑に利用可能)
 - ・訪日観光客等が海外から一時的に持ち込むWi-Fi機器のうち、我が国の技術基準を満たすことが予め確認されていないものについて、国内の電波利用環境を維持しつつ円滑な利用が可能となるよう、所要の制度整備に向けた検討を行うことが適当
 - ・訪日観光客等が海外から一時的に持ち込む携帯電話端末のうち、我が国の技術基準を満たすことが予め確認されていないものについて、国内の電波利用環境を維持しつつ、国内発行SIMカードにより円滑な利用が可能となるよう、制度整備に向けた検討を行うことが適当。具体的には、携帯電話端末のうち、我が国の第一号包括免許人が開設する携帯電話基地局に制御され、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合していると認められ、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲のものについて、国内での一時的な利用を可能とするよう検討を進めることが適当

II-4 電波有効利用のためのその他の方策

(4)電波の安全性に関する取組

- ・人々が日常的に電波を利用する機会が増加する中で、国民が安心して安全に電波を利用できる環境の維持が重要である。そのため、引き続き電波防護指針等によって人体や医療機器への影響の防止を図るとともに、WHO等とも連携しながら調査研究を継続し、最新の知見に基づく正確な情報を国民に発信することが必要

(中間とりまとめ後の主な意見) 注: □ は構成員の意見、▶ はパブリックコメントやヒアリングで寄せられた意見

【微弱無線機器】

- 小売業者は基準を満たしていると思って販売していたが、基準から大きく外れているものがあつたことが判つた。1万倍以上の差は生産工程上の差異レベルを超える印象。自主的な取組を進めていただくとともに、何らかの手段により事後的な試買テストのみではなく事前に小売業者や利用者が把握できる体制を検討した方がよいのではないか。【大谷構成員】
- 微弱無線機器については、現在は開設した利用者が悪いとして罰せられることになり、製造者の責任に踏み込んでいないが、試買テストで8割が基準を満たしていないというのは異常事態で制度上の欠陥が現れている。善意の業者だけではなくそうでない業者もいる前提で法制度として踏み込んだ検討が必要ではないか。【服部座長代理】
- ▶ 商品の採用に当たっては基本的な調査を実施していた。採用した商品は初期の生産の段階で基準をクリアしていると聞かすが、無線設備試買テストの結果を受けて多数の機器(商品)が基準を超過していたことに驚き。利用者は商品を「どこで買うか」により信頼しており、店舗の「安心と信頼」が確保されることが重要。今後も試買テストのような取組の継続が必要。今後小売業・製造業の全体として認識を高め、「定期検査」の実施等も検討することが必要。【APARA】

【違法電波に関する周知啓発】

- 一般利用者向けの周知啓発として、電波の日のポスターなどでも、違法電波がいけないことは判るが、どのような悪影響があるのか(なぜ問題なのか)も含めてPRするとよいのではないか。【近藤構成員】

【海外端末の一時利用】

- 技適をとっていないSIMフリー端末について、ローミングならOKだがSIM交換してはよいという問題について、解決が難しいことは理解するが、国際協調すべき課題として入れてはどうか。【服部座長代理】
- 利用者視点で見ると2020年オリンピックに向けて外国人が携帯利用に支障がないように備えてほしい。【多賀谷座長】

【受信機の扱い】

- 衛星との干渉問題に関して、受信機に対する影響は、電波の利用状況により変化する。事業者には責任を課すだけではなく、受信機の製造側の問題、受信機的能力、受信機の地理的な位置など、あらゆる要素を含めた議論を続けていただきたい。【服部座長代理】

(1) 2020年代の新しい電波利用を支える産業：次世代社会基盤の実現

- ・我が国の社会経済を牽引する次世代社会基盤としてのワイヤレスネットワークが実現できるよう電波政策の展開を図る必要
- ・各産業におけるイノベーション創出につながる周波数利用環境の確保、標準化の推進、ICTの利活用を支えるネットワークインフラとしてのモバイルの活用の推進

(2) 電波に係る電波関係産業と電波利用産業

① 電波関係産業

電波そのものを事業活動の中核に据えている通信事業や放送等に関する産業。電波利用を通じて事業収益等を得るとともに、電波利用のためのインフラを整備しており、一般利用者や他産業に対する「電波利用を支える産業」として重要な役割を担っている。
 (通信関係(電気通信事業(4G、5G含む)、公衆無線LAN、移動通信端末、タブレット、通信インフラ等)、放送業(テレビ(4K・8K含む)、ラジオ等)等)

② 電波利用産業

電波関係産業以外の、電波を利用する産業。電波利用範囲の拡大や新たなアプリケーションの創出により飛躍的に拡大していくことが見込まれる。(M2M、IoT、IoE、ウェアラブル、モバイルセンサー、スマートシティ(スマートメーター、スマートホーム含む)、医療・ヘルスケア分野、教育分野等)

③ 電波関連産業の市場規模

電波関係産業

2013年度21.6兆円→2020年度27.9兆円
 →2030年度34.5兆円

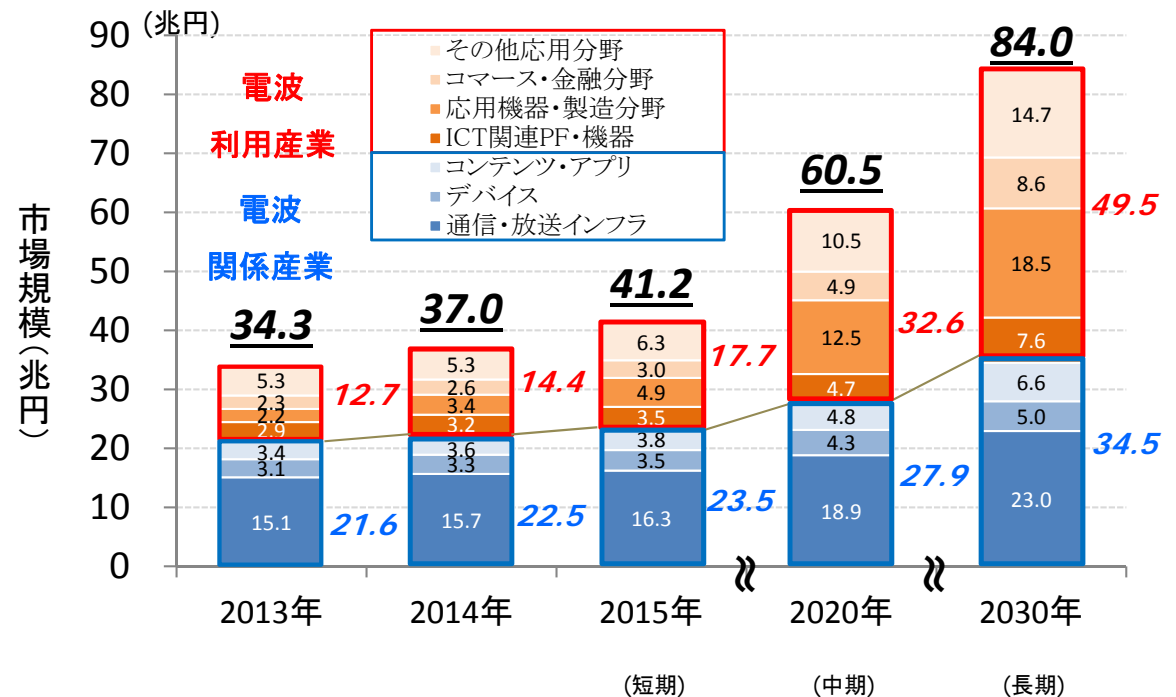
電波利用産業

2013年度12.7兆円→2020年度32.7兆円
 →2030年度49.5兆円

⇒電波関連産業

2013年度34.3兆円→2020年度60.5兆円
 →2030年度84.0兆円

電波関連産業の市場規模予測



(3) その他の電波の利用を支える産業

- ①無線設備の整備・修理等を行う静脈系産業、技術基準の適合性の確認、個人情報保護等電波利用に関連したビジネスの成長に対する環境整備
- ②相互承認協定(MRA)の推進、工事設計認証取得結果の公開時期の柔軟化。携帯電話等の利用者に対するサポート体制の充実など電波の利用者への配慮

(4) グローバル産業を育てる観点からの電波政策

- ・電波関係産業・電波利用産業ともにグローバル化が進展。国内市場に偏重することなくグローバルな市場や諸外国の政策動向を踏まえた取組を推進していくことが重要。5GやWi-Fiなどの分野における国際標準化にコミットするとともに、技術開発における出口戦略を意識する必要
- ・個々の製品の研究開発にとどまらず、M2MやIoT等のサービスやオペレーションが一体となった総合的なシステムとして、グローバルな展開を図る。新システムや新サービスの出現が期待される分野において「パッケージ」としてビジネスモデルとサービス構造のエコシステムを作り、マーケティングを進める視点も重要
- ・無線機器の製造過程や海外展開の容易さを視野に入れた検討が必要。光ファイバー整備が進展していない国・地域に適した無線システムを利用したネットワークシステムの構築が効果的
- ・電波利用の進展に伴う周波数のひっ迫に加え、少子高齢化や自然災害等課題先進国でもある我が国において、電波利用を通じた課題解決を具現化し、その成功モデルをもって国際貢献を図るとともに国際競争力の強化に繋がることを期待(例: 固体化気象レーダー等)
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会開催に向けて、5Gや次世代ITS(自動走行)を始めとした最先端の無線通信技術をショーケースとして海外来訪者に体験してもらい、便利かつ安心安全なICT環境を楽しんでもらうことが有用
- ・技術外交を強化しトップセールス連動型の展開や政府間対話の強化なども効果的に活用。地上デジタル放送日本方式が採用された地域とのハイレベルな協力関係やアジアをはじめとした関係諸国との政府間会合等も通じて、電波関連産業に係る案件形成についても検討していくことが有用
- ・2020年以降も有効かつ持続的な成長モデルを創出し、グローバル展開を進める。国際協調のもと、研究開発成果の世界展開・産業創出を図るとともに、我が国のグローバル競争力を高めることが重要。
- ・産業界が先行的研究開発を推進しやすくするため、どの周波数帯をどの目的のために使用するのか中長期のビジョンを示し、ビジョンに基づく新技術の参集を推進。電波産業がグローバル化する中で、制度面においても国際的な調和を図っていくことが必要

III-2 電波利用を支える人材の育成

(1) 日本発の発信やリーダーシップ

- ・電波利用が産業に広く浸透し、グローバル化と技術の高度化が進展する中で、新たな無線システムの開発や電波利用の担い手となる人材を育成していくことが重要な課題
- ・電波利用の国際的なルール形成に積極的に関わっていくため、国際標準化活動を行う国際機関における活動への戦略的・継続的な人材派遣、民間フォーラム、コンソーシアムで議長・副議長等の役職を担う人材に対する支援
- ・マーケット戦略も踏まえた戦略的かつ先進的な研究開発や国際標準化活動を支える人材の育成
- ・理系大学院進学者の活用の促進
- ・総務省においても、引き続き国際標準化活動に対する支援を継続的に行っていくことが望ましい。

(2) 人材育成の仕組みづくり

- ・電波について十分な知識を有する技術者の更なる継続的な育成が、我が国の産業の活性化や競争力強化の観点から必要不可欠
- ・人材育成に関する既存の取組^(※)については一定の評価ができる。
 - ※国際標準化活動(国際標準化連絡調整事務)、周波数の使用等に関する国民のリテラシーの向上(電波の安全性に関する情報提供、電波適正利用推進員活動、無線LANの情報セキュリティに関する普及啓発活動)、戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)、無線従事者資格制度(国家資格)の実施
- ・無線通信技術に加えてIP/Web関連技術の知識を併せ持つ技術者、無線技術と有線技術を統合した高度複合技術の知見を有する人材、ソフトウェア技術者等を戦略的に育成していくことが重要。また、これらの知識を活用したビジネスモデルを創造し事業化を実現する人材が産業界において求められている。これらを効果的に進めるための仕組みについて、様々な分野・立場の人材の参加を得て検討していくことが重要
- ・電波利用に関わるスタートアップやベンチャー企業を立ち上げることができる人材を育成することも重要な視点
- ・初等教育段階から電波利用に関する学習機会を提供したり、官民連携した取組として、一般の方にもわかりやすい周知広報の機会を更に充実させることが望ましく、総務省において周波数の使用等に関する国民のリテラシーの向上に取り組むとともに、民間ボランティア活動による「電波教室」等の開催の充実が重要
- ・国際的なリーダーの育成支援、新しい時代の要請にあった無線通信技術に加えてIP/Web関連技術の知識を併せ持つ人材の育成支援、電波リテラシーの向上など様々なレベルの人材育成の課題について、問題意識を共有し諸外国の動向も踏まえながら議論する場を設けた上で、中長期的に取組を進めることにより、世界最先端のワイヤレス立国の実現・維持に向けた人材育成の仕組み作りを産学官が連携して進めていくことが重要

(中間とりまとめ後の主な意見) 注: □ は構成員の意見、▶ はパブリックコメントやヒアリングで寄せられた意見

- 人材育成についての既存のスキームについては一定の役割を果たしてきており、無線従事者の国家資格についても長い経緯がある。一方、MCPCから指摘があったような無線とIP関係含めたスキルについての扱い、CIAJから指摘があったような提言など時代にあわせた取組が必要であり、問題意識を共有し諸外国の動向も踏まえながら議論をする場を設けて取り組んでいくことが重要ではないか。【服部座長代理】
- 無線通信技術者の資格制度について、昔の技術を極めているかを見る試験になっており、人気がない。試験内容を変えて、若い人がなりたいたいと思う試験にすべき。【荒川構成員】
- 電波+IPというよりも、Web関連と記載してはどうか。無線インフラよりもWeb関連技術が主導権を握るビジネスモデルであることを認識すべき。【藤原構成員】

電波政策ビジョン懇談会 最終報告書(案)

～世界最先端のワイヤレス立国の実現・維持に向けて～

電波政策ビジョン懇談会

平成26年12月

目次

はじめに.....	3
第1章 新しい電波利用の姿.....	4
1 電波利用に関する現状.....	4
2 我が国における電波利用の将来.....	10
3 2020年以降の主要な移動通信システム.....	17
第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策.....	33
1 新たな周波数割当ての目標.....	33
2 電波有効利用の推進.....	43
3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性.....	47
4 電波有効利用のためのその他の方策.....	56
第3章 電波利用を支える産業の在り方.....	60
1 電波利用・関連産業の動向と展望.....	60
2 電波利用を支える人材の育成.....	67
おわりに.....	71

はじめに

電波は、有限希少な国民共有の資源である。貴重な電波資源を極力有効に利用すべきことはもちろんのこと、電波利用の便益が広く国民に及び、我が国の社会・経済を活性化させることが重要である。

現在、1億6,400万局以上の無線局が免許を受けて開設されており、更に多くの登録局及び免許不要局が開設されている。電波利用技術が高度化し、スマートフォンの普及なども進み、無線通信ネットワークは国民の日常生活に不可欠となり、我が国の社会経済活動の最も重要な基盤を構成するに至っている。また、機器と機器の通信であるM2Mシステムやセンサーネットワークの飛躍的拡大により、あらゆる「モノ」がワイヤレスでつながり得る社会が実現し、スマートハウス、スマートグリッド、スマートシティやロボットの活用などを含めた新領域における電波のニーズが拡大し、今まで以上に幅広く無線通信が使われることが予測されている。さらに、2020年（平成32年）に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ワイヤレス先進国として先導的な無線システムの導入や整備が期待されている。

このように、無線通信の更なる高度化へのニーズと期待が高まる中で、進展する技術を活用しつつ有限希少な電波を最適な形で有効利用できる制度・政策を整えることにより、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る重要性が益々高まっている。これらの状況を踏まえ、総務省においては、2014年（平成26年）1月から、総務副大臣及び総務大臣政務官の主催により「電波政策ビジョン懇談会」を開催し、2014年（平成26年）7月には中間とりまとめを発表した。中間とりまとめで示された事項については、既に政府において実施されているものもある。

本懇談会は計14回の会合を開催し、パブリックコメントによる意見募集、多数のプレゼンテーションなどを踏まえつつ、幅広い視点から議論が進められた。本最終報告は、2020年代に向けた中長期的な電波政策ビジョンについて精力的に議論を行った結果を踏まえてとりまとめたものである。電波政策はスピード感をもって取り組んでいく必要があり、本電波政策ビジョンの実行により、2020年代に向けて、我が国における電波の一層の有効活用と、電波利用の拡大を通じた我が国の社会・経済の活性化が実現・進展することを期待する。

第1章 新しい電波利用の姿

1 電波利用に関する現状

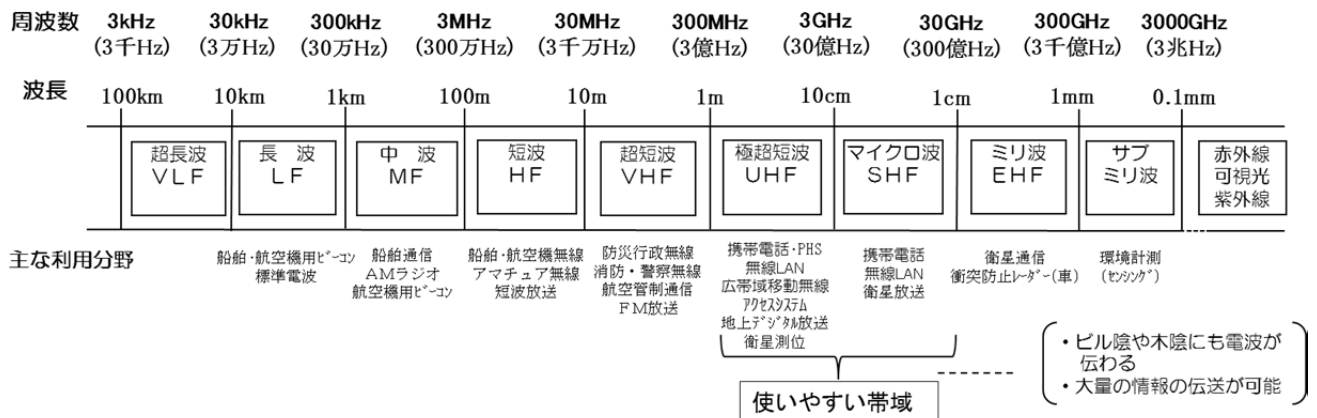
(1) 無線局数の増加・電波利用の拡大

1950年（昭和25年）の電波法の制定により電波が民間に開放された以降も、しばらくの間は公共分野での利用が中心であった。しかし、1985年（昭和60年）の電気通信自由化を契機として、民間分野での電波利用が急速に拡大し、一般国民が利用する携帯電話の普及等に伴い2006年度（平成18年度）末には無線局数は1億局¹を超えた。

我が国で無線局免許に基づき開設されている無線局数は2014年（平成26年）9月末時点で1億6,400万局を超えている。このうち、携帯電話が約1億4,826万局（約90%）を占めており、移動通信事業者の売上高は約15.5兆円（2013年度（平成25年度））となっている。これに加えて、多くの登録局及び免許不要局²が開設され、様々な電波利用が拡大している。移動通信による無線通信の内容は、従来は音声通信が中心であったが、データ通信、動画等の割合が急速に高まり、ブロードバンド化が進展している。

このように、電波利用技術が高度化し、スマートフォンを含む携帯電話や無線LANなどの無線通信ネットワークは国民の日常生活や我が国の社会経済活動の最も重要な基盤を構成するに至っている³。こうした電波利用の進展やスマートメーターを含むスマートシティ等で活躍が期待されるM2M通信等の電波利用の新たなニーズの高まり、少子・高齢化等による社会構造の変化を踏まえ、2020年代に向けて電波の果たすべき役割について検討することが必要である。

図表1-1-1 周波数利用状況



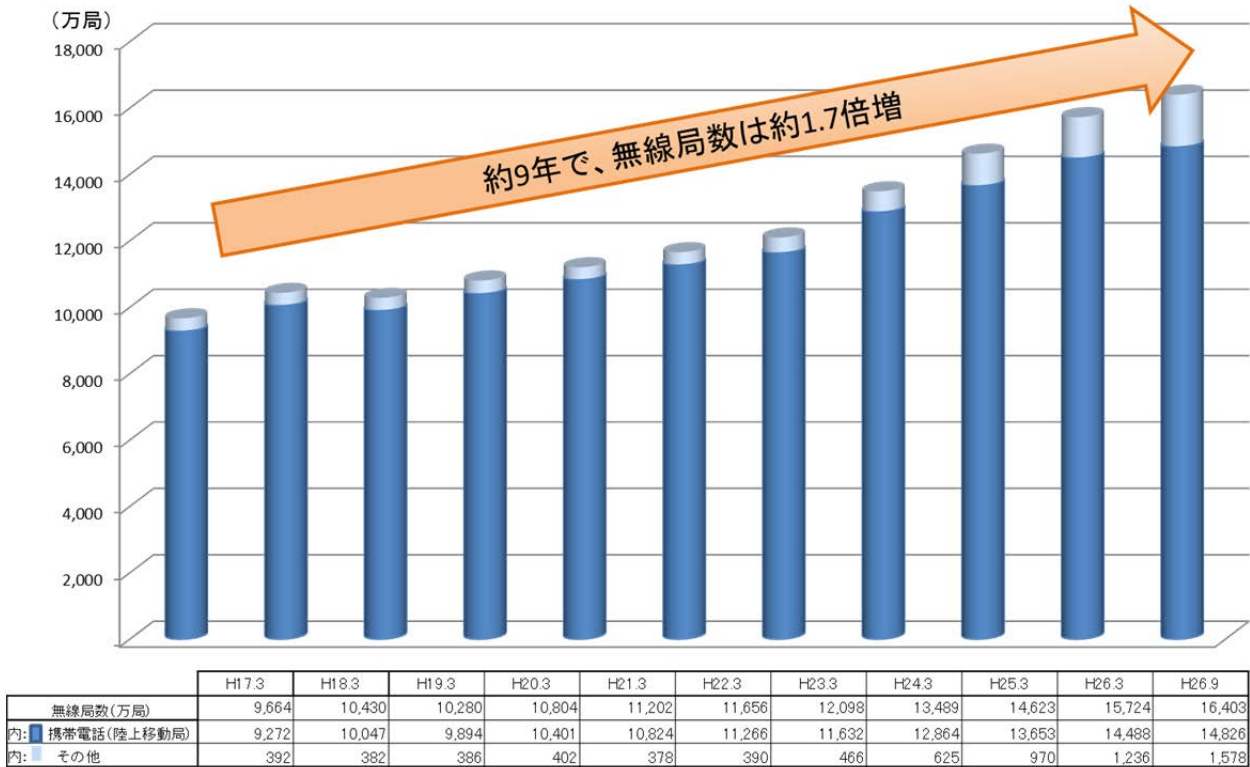
出典：総務省作成

¹ 無線局数 2007年（平成19年）3月末現在 1億280万局

² 無線LAN、特定小電力無線局、発射する電波が著しく微弱な無線局等。包括登録局は38万7,390局、一般登録局は2,800局（2014年（平成26年）9月末現在）。

³ マルコーニ以来120年ほどで今ほど消費者の日常生活に長時間電波が直結した時代はない。（電波政策ビジョン懇談会第5回 ソニー株式会社発表資料）

図表 1-1-2 無線局数の推移



出典：総務省作成

(2) 超高速ブロードバンドサービスの契約者数の増加

超高速ブロードバンドサービスの契約者数は、2014年（平成26年）9月時点で、固定系が2,896万加入である一方、移動系については6,651万加入⁴とこの1年間で約1.7倍増加しており、2013年度（平成25年度）に初めて固定系の超高速ブロードバンドサービスの加入者数を上回った。我が国のLTE普及率は世界的にも高く、最高レベルのモバイルブロードバンド環境が実現している⁵。

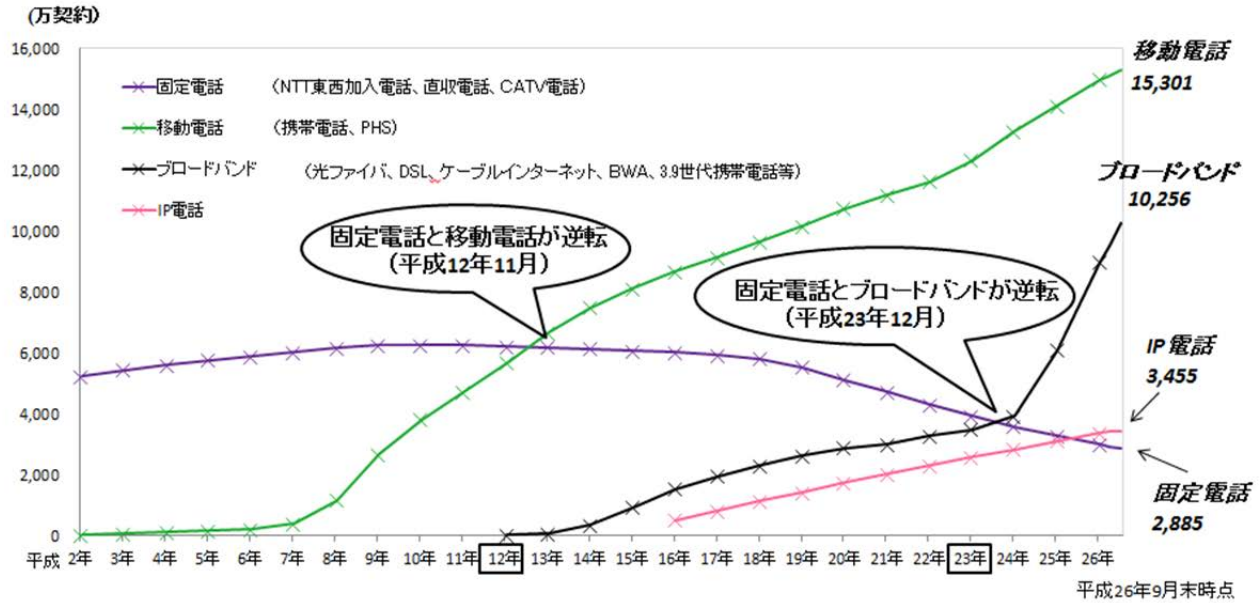
このように、電波利用は我が国のブロードバンド環境実現に極めて重要な位置付けを有している。

⁴ 3.9G（LTE）の加入者数が5,617万加入と約85%を占めており、1年間に約1.8倍増加している。

⁵ 我が国において現在提供されている携帯電話サービスは全て広義の第3世代である。LTEの普及率が急増しており、2014年（平成26年）9月現在で5,617万契約（約45%）がLTEとなっており、世界的に最も普及が進んでいる国の一つである（人口当たりのLTE普及率については、2013年（平成25年）に発表された統計によると、世界第2位の水準である（The Global mobile Suppliers Association(GSA)発表データより）。

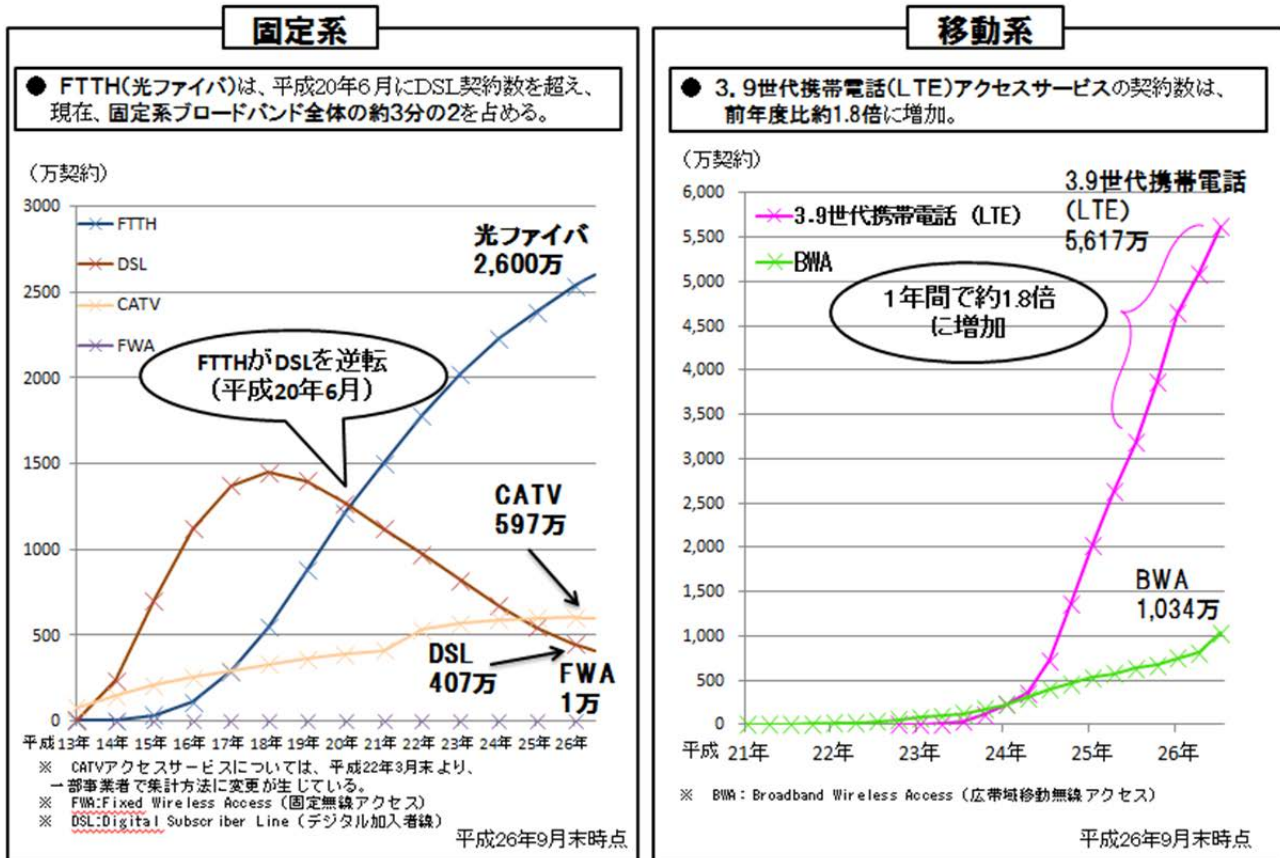
図表 1-1-3 電気通信サービスの契約数の推移

- 固定系：固定電話契約数は、平成23年12月にブロードバンドに逆転され、平成9年11月のピーク時(6,322万件)の約5割に減少(2,885万件)
- 移動系：移動電話の契約件数は、平成12年11月に固定電話契約数を抜き、10年間で約2倍に増加(15,301万件)



出典：総務省作成

図表 1-1-4 ブロードバンドサービスの契約数の推移



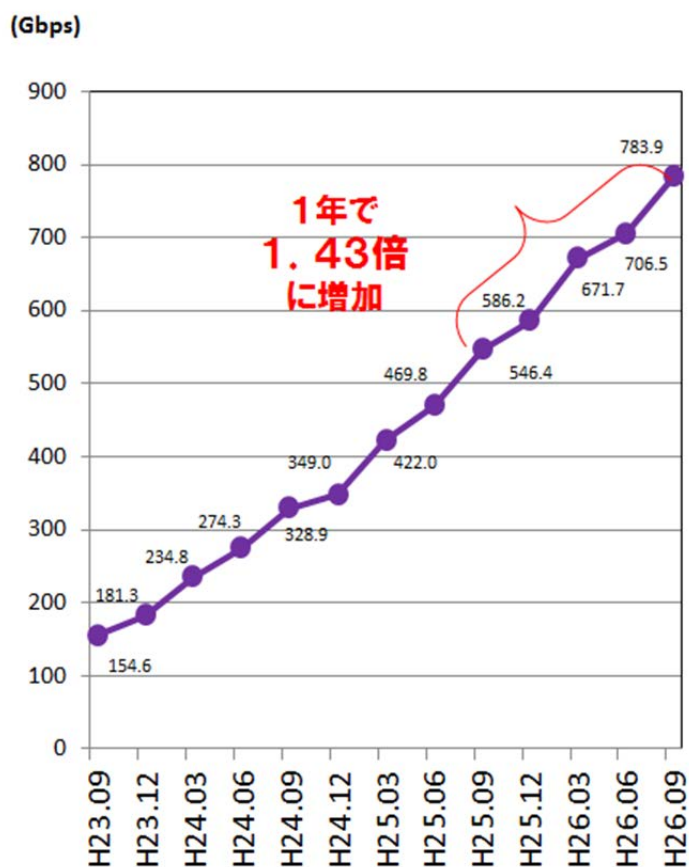
出典：総務省作成

(3) 移動通信におけるデータトラフィックの増加

移動通信の月間平均トラフィック（1秒当たり）は、2011年（平成23年）9月現在で154.6Gbpsであったものが2014年（平成26年）9月現在で783.9Gbps⁶と約5.1倍の増加となっており、直近1年において約1.4倍に増加している。

また、スマートフォンの契約者数は、2014年（平成26年）9月末で6,248万契約者であり、2011年（平成23年）3月末の955万契約者と比べて3年間で約6.5倍となっており、移動通信におけるデータトラフィックの増加は、各社のスマートフォン利用者数の増加、動画等の大容量コンテンツの利用増加、LTEなどの高速通信の普及⁷等が主要因と推測される。こうしたデータ通信を中心としたトラフィックの増加が、移動通信システムに係る周波数ひっ迫の大きな要因となっていると考えられる。

図表1-1-5 移動通信トラフィックの推移

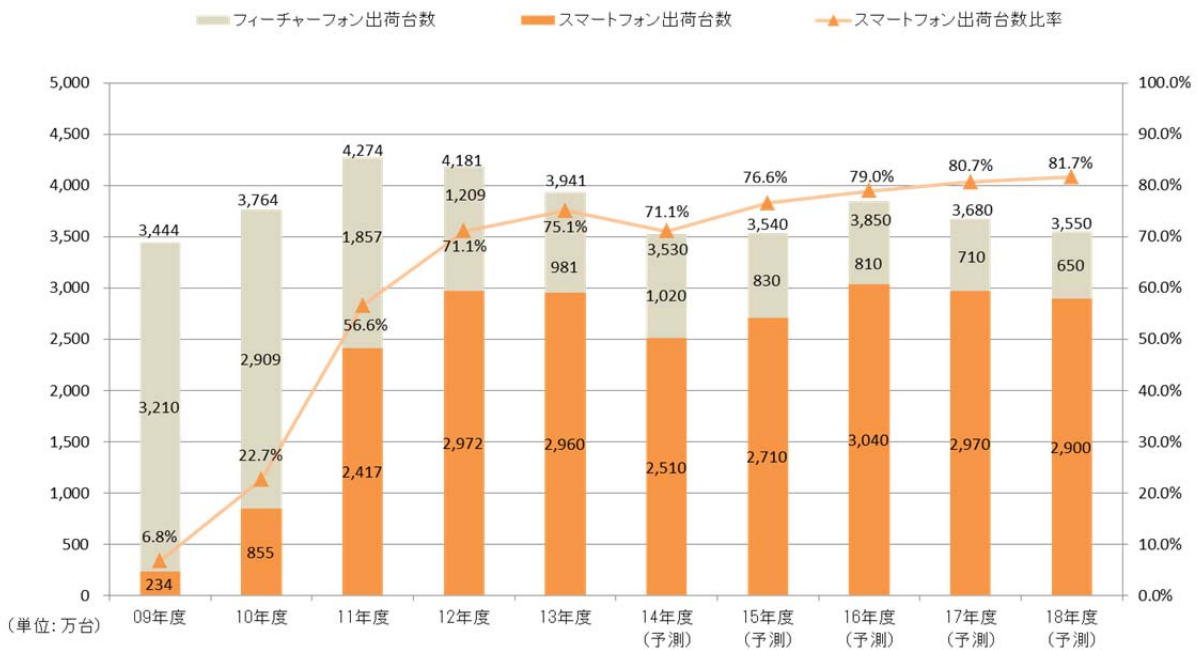


出典：総務省作成

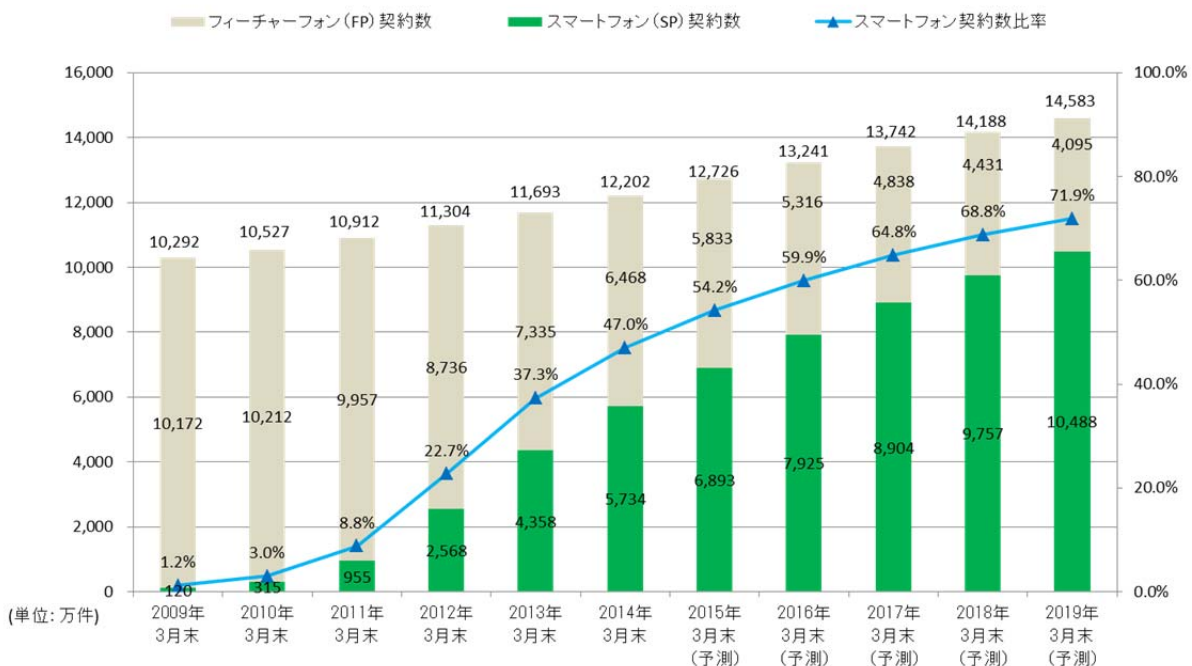
⁶ 総務省が移動通信事業者6社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、イ・アクセス、UQコミュニケーションズ、Wireless City Planning）の協力を得て、移動通信のトラフィック量（非音声）のデータを集計・分析したもの。

⁷ 携帯電話事業者4社に占めるLTEトラフィックの割合は、77.1%（2014年（平成26年）9月時点）となっている。一方、LTEの加入者の割合は約38%（2014年（平成26年）9月時点）であり、LTE加入者一人当たりのトラフィックが大きいことがうかがえる。

図表 1-1-6 スマートフォン国内出荷台数の推移・予測（2014年10月予測）⁸



図表 1-1-7 スマートフォン契約数の推移・予測（2014年10月予測）⁹



※携帯電話契約数：FP+SP 契約数（PHS・タブレット端末・データ通信カード・通信モジュールは含まない）

⁸ 出典：株式会社 MM 総研調べ（2014年度（平成26年度）以降は予測値）「2013年度通期国内携帯電話端末出荷概況」、「2014年度上期国内携帯電話端末出荷概況」をもとに作成

⁹ 出典：株式会社 MM 総研調べ（2015年（平成27年）3月末以降は予測値）「スマートフォン市場規模の推移・予測（2014年4月）」、「2014年度上期国内携帯電話端末出荷概況」をもとに作成

(4) 無線 LAN へのオフロード～有線・無線の連携

スマートフォンの普及を背景として移動通信トラヒックは今後も増加し続ける見通しであり、携帯電話事業者は、増大する移動通信トラヒックを携帯電話回線以外に迂回させる無線 LAN へのオフロードの取組を加速させている。

総務省推計¹⁰によれば、スマートフォンの移動通信トラヒックの 2012 年（平成 24 年）5 月時点のオフロード率は 32.7%であるが、2015 年（平成 27 年）頃までに移動通信トラヒックの 64%がオフロードされる見込みである。このように移動通信事業者の提供する移動通信サービスのオフロード先として無線 LAN の利用が拡大する傾向は、我が国のみならず世界的にも強まっていくと考えられる¹¹。

また、昨今においては無線 LAN の利用機会が増加するとともに、無線 LAN の提供主体が、公衆無線 LAN 事業者のほか、携帯電話事業者、自治体、商店街等と多様化する中で、電波が混雑している場所において、無線 LAN¹²が繋がりにくい状況も発生している¹³。さらに、固定系インターネットトラヒックに占める移動通信トラヒックの割合は 2010 年（平成 22 年）には約 6%であったが、2014 年（平成 26 年）には約 27%となっており¹⁴、モバイル端末を経由したトラヒックの総トラヒックに占める割合が更に増加することが見込まれている。そのため、今後は、有線・無線が一体的に連携し、移動通信トラヒックの動向も考慮しつつ、固定系インターネットのネットワーク構成も検討していく必要がある。

(5) グローバルな動向を踏まえた中長期的プランの検討の必要性

こうした大容量の通信利用が更に普及し、ワイヤレスブロードバンドが社会経済のインフラとなる中で、電波利用は今後更に国民生活の中に広がっていくと想定されており、電波の重要性が一層高まるとともに、周波数のひっ迫の深刻化が懸念される。そうした中で、電波法の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する」（第 1 条）ためにも、有限希少な国民共有の資源である電波の有効利用を一層強力に推進していく必要がある。

そこで、「電波政策ビジョン懇談会」においては、現在顕在化しつつあるこのような傾向を踏まえ、2020 年代を見据えた①新しい電波利用の姿を検討するとともに、②新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定とその実現方策について検討し、また、③電波利用を支える産業構造の在り方について検討するものである。このような中長期的ビジョンを踏まえた政策検討を行っていくことにより、無線通信利用の進展・高度化に伴う利便性の向上、社会経済活動の活性化、国際競争力の強化などを図っていくことが必要である。

¹⁰ 無線 LAN ビジネス研究会報告書 参考資料 2 移動通信トラヒックの将来動向（総務省・データ通信課 2012 年（平成 24 年）7 月）http://www.soumu.go.jp/main_content/000168907.pdf

¹¹ 米・シスコ社の予想によれば、世界的に 2018 年（平成 30 年）までには、モバイル接続デバイスから Wi-Fi にオフロードされるモバイルデータトラヒック（17.3 エクサバイト/月）は、オフロードされずにモバイルネットワークに残るトラヒック（15.9 エクサバイト/月）を上回るとされる。また、Wi-Fi/スモールセルネットワークにオフロードされるトラヒックが世界のモバイルトラヒックに占める割合は、2013 年（平成 25 年）から 2018 年（平成 30 年）の間に 45%から 52%に増加するとしている。
<http://www.cisco.com/web/JP/news/pr/2014/010.html>

¹² 2.4GHz 帯無線 LAN（2.4～2.483GHz、2.471～2.497GHz）は、過密利用による無線 LAN 相互の輻輳が指摘されている。5GHz 帯無線 LAN（5.15～5.35GHz、5.47～5.725GHz）は、機器の普及途上にあり、現時点では輻輳はないものの、今後の利用拡大に伴う状況変化を注視することが必要である（ただし、各種レーダーとの共用のため一定の機能の具備が求められる）。2.4GHz 帯無線 LAN については、2010 年度（平成 22 年度）～2012 年度（平成 24 年度）の累計出荷台数が約 3 億 1,700 万台、5GHz 帯無線 LAN については、2009 年度（平成 21 年度）～2011 年度（平成 23 年度）の累計出荷台数が約 4,900 万台となっている。（総務省 電波の利用状況調査）

¹³ 無線 LAN ビジネス研究会報告書（総務省 2012 年（平成 24 年）7 月）

¹⁴ 2010 年（平成 22 年）：固定系トラヒック 1,363Gbps-移動系 82Gbps（約 6%）、2014 年（平成 26 年）：固定系 2,892Gbps-移動系 783.9Gbps（約 27%）。モバイル端末からのオフロードは固定系トラヒックに計上されているため、オフロード比率を考慮するとモバイル端末経由のトラヒック割合は更に多いことが想定される。

2 我が国における電波利用の将来

(1) 2020年以降の電波利用の姿

スマートフォンやタブレット等の多様な通信デバイスを通じたモバイルブロードバンドの利用による各種サービス、コンテンツの流通・利用が増加し、電波を利用した様々なサービスやビジネスが成長・普及することにより、利用者の利便性が向上し、ワイヤレスネットワーク市場が活性化し成長・発展する一方で、データ量の増加によるトラヒックの急増が予想される。

また、電波利用は、モバイルブロードバンドによる通信分野だけではなく、G空間利用やM2Mなどのセンサーネットワークによる産業効率化、医療分野、環境分野等の様々な新分野へ広がっており、電波利用の多様化の進展が予想される。

さらに、ソフトウェア無線技術、コグニティブ無線技術、電力伝送技術など新しい無線技術を活用した新たなサービスの出現が期待される。このほかにも、新たな電波利用を実現するための研究開発が進められており、我が国における電波利用はこれから一層の成長・発展が進むものと考えられる。また、電波利用の進展によって、多様な産業分野の効率化や成長が可能となるものと考えられる。

① モバイルコミュニケーションの質的・量的な拡大

光ファイバー並の通信速度を実現する第4世代移動通信システム(IMT-Advanced: 4G)の普及や第5世代移動通信システム(5G)の導入開始など、無線ネットワークの高速化・大容量化が更に進むとともに、スマートフォンやウェアラブルデバイスをはじめとした多様な通信デバイスの普及が進むことが想定される。その結果、日常生活の中でいつでもどこでも誰でも簡単にモバイルブロードバンドとクラウドの連携したシステムを通じてリッチなコンテンツや様々な情報やサービス、ソフトウェア等を自由自在に活用できるようになり、知の創造と行動支援が進むことが期待される。ユビキタスなモバイルブロードバンド環境は基幹的インフラとなり、電気・ガス・水道のように人々のコミュニケーションや事業者の経済活動に必要な社会インフラになりつつあり、こうした情報発信の拡大に伴って、トラヒック構造についても、「基地局から端末方向」が中心の現状に比べて、「端末発」が増加するなど、変化していくものと考えられる。

② 人を介しない機器間通信(M2M)の拡大

今後は、機器と機器の間の通信であるM2Mシステムやワイヤレスセンサーネットワークの飛躍的拡大により、人、様々な家電や設備、家、車、電車、インフラをはじめとしたあらゆる「モノ」がワイヤレスでつながりうる社会が実現すると考えられる。物や機械・装置が全てネットワークにつながる、IoT(Internet of Things)、IoE(Internet of Everything)やウェアラブル、M2Mの普及等の潮流を踏まえたワイヤレス・インフラ整備による電波利用は、スマートハウス、スマートグリッド、スマートシティなどの領域でも拡大し、それによりトラヒックの増加が予想される。このように、環境把握、エネルギー把握、地理空間情報把握、移動空間や都市空間での活用(道路交通の次世代ITS等)、ヘルスケア、医療・医薬・介護分野、工場や農業分野等における状況把握やリモート管理・制御での活用など様々な分野へと電波利用が拡大し、ビッグデータの活用なども通じた新産業の創出、利便性の向上、様々な社会問題の解決¹⁵、経済発展等に資することが期待される。

¹⁵ 交通安全・防犯・健康維持や少子・高齢化対策や省エネなど

③ 高精細度映像の利用の進展・通信サービスとの融合

高品質放送等により極めて高精細度の映像情報が得られることとなり、高い臨場感が得られることにより、大型ディスプレイによる視聴とタブレット等による移動中の視聴が普及し、現実・実体験と仮想現実の融合や拡張現実（AR: Augmented Reality）、体感共感などの進展も想定される。

また、ワイヤレスネットワーク接続が可能な無線 LAN や Bluetooth などの近距離通信が AV 機器、ゲーム機を含めた家電製品に広く普及して配線が不要となるなど、家庭内におけるワイヤレス化が進展していくと考えられる。

④ 無線システムを駆使した安心安全の確保

M2M やセンサーネットワークにより社会インフラの診断を行い社会インフラの老朽化や保守への対応などが行われる。また、次世代 ITS の実現による、安全運転支援や自動運転の実用・普及により、交通事故のない安心安全な車社会が実現する。さらに、医療・健康管理面では、マイクロマシンに基づく超小型健康管理デバイス、計測機器とクラウドを活用した健康管理、病院・診察所と家庭を接続した在宅介護などの実現も期待される。また、無線を利用する準天頂衛星やG空間を活用した子供やお年寄りの見守りや、災害時における状況把握／災害予想／情報伝達や救助などにも活用され、国土の強靱化や堅牢性（レジリエンス）に貢献することとなる。

⑤ 公共分野における効果的対応の実現

災害時などの緊急ライフラインや放送及び通信手段の確保などの公共性の高いサービス提供の確保のためには、電波利用が必要不可欠である。無線システムを駆使した安全性の確保やレジリエンスの向上、公共分野における重要な機能の確保のための電波利用の高度化（ブロードバンド化）や効果的対応を実現するための周波数共用の推進を図っていくことが期待される。

⑥ 通信以外の電波利用の進展

現在、レーダーや測位衛星などによるセンシングや位置測定など広範な分野で電波利用が行われている。これに加えて、家電製品や電気自動車等において、無線技術により迅速かつ容易に充電することを可能とするワイヤレス電力伝送システムへのニーズが高まりつつあり、様々な製品への展開が期待されていることから、今後、数多く設置・利用されることが予想される。

（2）電波利用の推進による経済社会への貢献

こうした世界最高水準の高度な電波利用の継続的な実現により、あらゆる産業の基盤として、また国民生活における不可欠な基盤として、高齢者から青少年を含む全ての利用者による多様な通信サービスの利用、社会生活の様々な場面、産業更には人の能力発揮の面で次のような効果、効用がもたらされると期待される。

- ① サービス利用におけるユーザーエクスペリエンスの向上による、「快適な社会」の実現に貢献する。
- ② 社会面では、ワイヤレスの存在を意識しないほど社会・生活・身のまわりに溶け込み、サイバー・フィジカルの融合により意識せずに実空間がサポートされる社会が実現し、「災害や犯罪の被害を最小化する安心安全な社会」、「高齢者が明るく元気に暮らせる社会」、「交通事故も渋滞もない社会」の実現に貢献する。
- ③ 産業面では、ワイヤレス利用産業の拡大、ビッグデータの活用による新たな産業

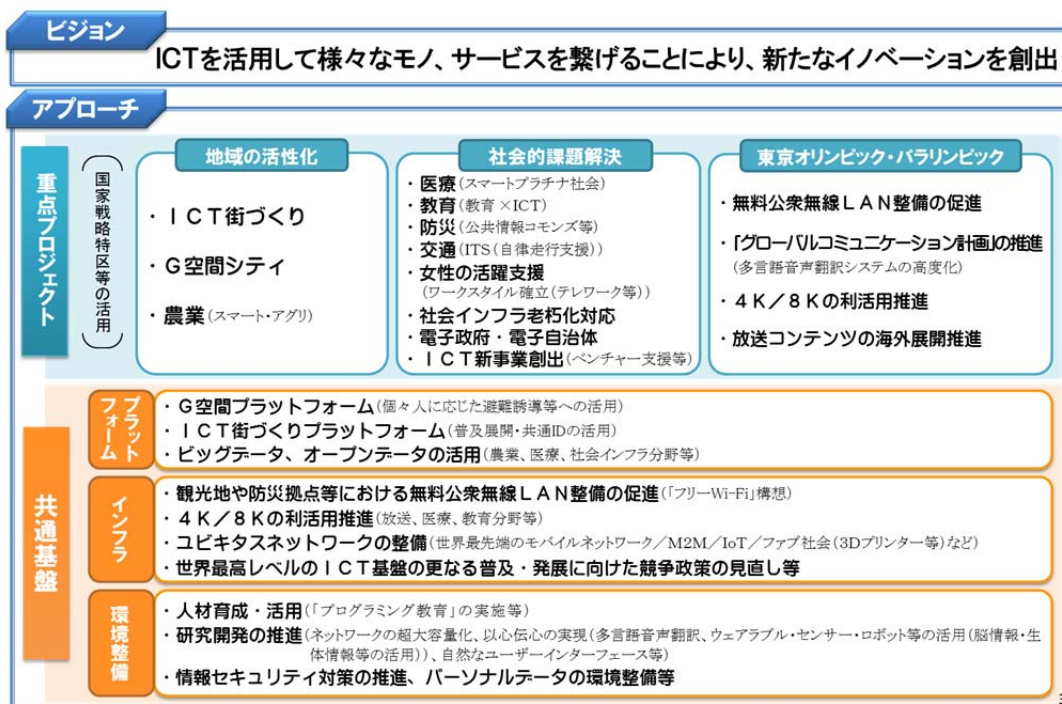
の創出が行われ、スマートシティのエネルギー管理や交通制御、インフラ管理などに活用され、「産業の国際競争力強化」、「持続可能な社会」の実現に貢献する。

- ④ 人間の能力が向上し、人々に新たな機会を提供し、新たな価値・新たな知の創出を助けることにより、「新たな価値を創造し能力を発揮できる社会」の実現に貢献する。

一方、災害時や緊急時等に無線システムが利用できなくなった場合の社会経済的な影響が大きいことから、ネットワークの多様化・多層化によるレジリエンスの確保が望まれる。

ICTは我が国の経済成長に大きく寄与する経済成長のエンジンであり、特にワイヤレス関連産業の重要性が増してきている。総務省が2014年（平成26年）5月にとりまとめたスマート・ジャパン ICT戦略のICT成長戦略Ⅱにおいても、世界最先端のモバイルネットワーク、M2M、IoTなどのユビキタスネットワークの整備、世界レベルのICT基盤の更なる普及・発展といったICTのインフラ面の整備が、成長戦略を実現する上での重要な基盤として位置付けられている。具体的には、重点プロジェクトとして、①地域の活性化（ICT街づくり、G空間シティ、スマート・アグリ）、②社会的課題解決（医療、教育、防災、交通（ITS）、社会インフラ老朽化対策、ICT新事業創出）とともに、③2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピックでの世界最先端ICT環境を実現すること（無料公衆無線LAN整備の促進、4K・8Kの利活用の推進）が位置付けられている。

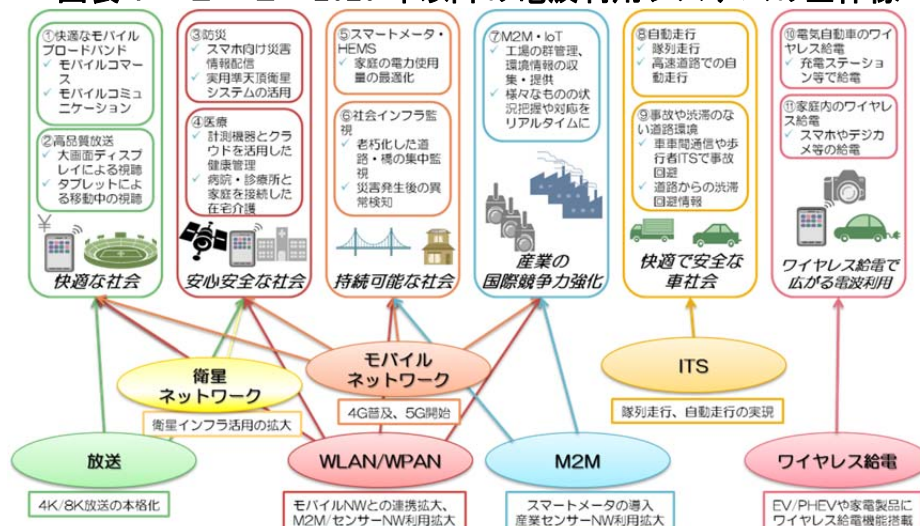
図表1-2-1 スマート・ジャパン ICT戦略 ICT成長戦略Ⅱ



出典：総務省作成

現在、我が国のICTインフラは世界最高水準であるが、各国においてもLTEなどの普及が急速に進んでいる。我が国がモバイル立国を目指していくためには、今後も引き続き世界最高水準のインフラを構築していく必要がある。このような移動通信・M2M通信、衛星などによる無線利用における「最先端のワイヤレス環境」の実現は、全産業・部門の成長、安心・快適社会の実現、日本の国際的地位の向上などを図るための重要な実現基盤となると考えられる。

図表 1-2-2 2020 年以降の電波利用システムの全体像¹⁶



(3) 2020 年以降に実現が期待される無線システム

このような電波利用の姿を実現していくためには、

- ① 無線ネットワークの高速化・大容量化の進展
～4Gの早期普及、5Gの開発・実用化、WLAN/WPAN等の利用環境の向上、これらネットワークの相互連携の拡大
- ② 全ての「モノ」がワイヤレスでつながるM2Mの普及の進展
～各種センサーネットワーク、スマートメーターの導入、ITS
- ③ 超高精細度テレビジョン放送等の実現
～4K・8K放送の本格化、通信サービスとの融合による高度化
- ④ 安心安全のためのネットワークの多様化・多層化
～業務無線の活用と衛星インフラ活用の拡大
- ⑤ ワイヤレス電力伝送など通信以外の電波利用の進展
～電気自動車や家電製品へのワイヤレス給電システムなどの実現が必要である。

① 無線ネットワークの高速化・大容量化の進展

当面の移動通信システムは従来の第3世代携帯電話より周波数使用効率が2～3倍となるLTE方式が主流になりつつあり、2015年（平成27年）頃から4Gの導入が見込まれている¹⁷。そして、2020年（平成32年）頃には、更なる利用の拡大に対応して周波数の使用効率の一層の向上を可能とする5Gの導入を実現することが期待されている。他方、事業者の提供するモバイル通信について更なる高速化・大容量化が進展することが予想されるため、必要な周波数帯について国際協調を進めつつどのように確保するか検討を行っていく必要がある¹⁸。この際、無線LANネットワークへのオフロードや有線ネットワークとの関係性についても意識して検討を行っていく必要がある。

¹⁶ 出典：第7回電波政策ビジョン懇談会、株式会社三菱総合研究所プレゼンテーション資料より抜粋

¹⁷ 1979年（昭和54年）のアナログ方式による世界初のセルラー方式の携帯電話（自動車電話）の登場から、およそ10年ごとに携帯電話の「世代」が変わってきている。

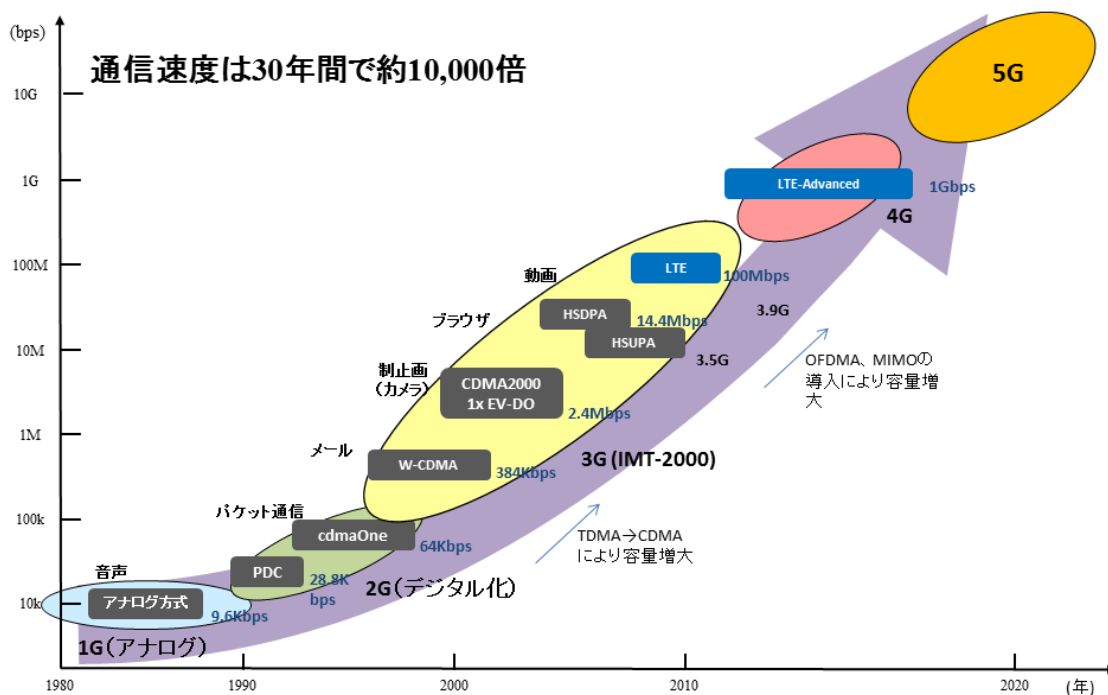
¹⁸ 通信機器の開発・調達共通化等の観点から、グローバルな周波数帯・バンドを確保していく重要性の指摘が複数ある。

図表 1-2-3 新たな携帯電話等の実現

	第1世代 (1980年代)	第2世代 (1993年(平成5年)～)	第3世代(IMT) 3世代 3.5世代 (2001年(平成13年)～ (2006年(平成18年)～)	3.9世代 (2010年(平成22年)～)	第4世代 (IMT-Advanced) (2015年(平成27年)頃)
スピード(情報量)		数kbps	384kbps	14Mbps	100Mbps
主なサービス	音声	メール インターネット接続	音楽、ゲーム、映像配信		動画
通信方式	各国毎に別々の方式 (アナログ)	各国毎に別々の方式 (デジタル) PDC(日本) GSM(欧州) cdmaOne(北米)	【世界標準方式(デジタル)】 W-CDMA CDMA2000	HSPA EV-DO LTE(*) (*) Long Term Evolution	① LTE-Advanced
備考		平成24年7月に終了		900MHz帯 ソフトバンクモバイルへ割当 (平成24年7月～サービス開始) 700MHz帯 イー・アクセス、NTTドコモ、 KDDIグループへ割当 (平成27年頃サービス開始)	平成24年1月、国際電気通信連合(ITU)において2方式の標準化が完了 3.4～3.6GHzについて、 今後、新たに割当てる 予定
2. その他					
無線アクセス 通信方式 スピード(情報量)	【屋外等の比較的広いエリアで、モバイルPC等でインターネット等が利用可能】			100Mbps	
	無線LAN(Wi-Fi)			高度化BWA (2011年(平成23年)～) WiMAX2+, AXGP 100Mbps～	② Wireless MAN-Advanced
	【比較的狭いエリアで、モバイルPC等でインターネット等が利用可能】				超高速無線LAN
		11Mbps	54Mbps	300Mbps	1Gbps

出典：総務省作成

図表 1-2-4 無線伝送技術の進化



出典：総務省作成

② 全ての「モノ」がワイヤレスでつながる M2M の普及の進展

M2M 通信は、携帯無線通信 (LTE、W-CDMA 等)、PHS、BWA (AXGP、WiMAX 等)、Wi-SUN、ZigBee、Bluetooth、Wi-Fi、特定小電力無線、RFID 等の多様な無線システムを利用して行われているところであり、今後はこのような M2M システムやワイヤレスセンサーネットワークの飛躍的拡大により、無線トラフィックの増加が予測される。このように、人から人のみならず、モノからモノ (M2M) をつなぐ多種多様なアプリケーションの発

展に伴って、データの中身、発信者、用途産業が爆発的に拡大されることとなるが、その際、4G及び5Gによる超高速のワイヤレスブロードバンドがその基盤¹⁹となることが想定される。また、自動車の自動運転などでは高度な信頼性やセキュリティ、瞬時のデータアクセス（超低遅延性）等が求められることから、これに応じたシステムの実現が必要とされる。

③ 超高精細度テレビジョン放送等の実現

現行の地上・衛星テレビジョン放送で行われている高精細度テレビジョン放送（HDTV）に加えて衛星等のメディアによる超高精細度テレビジョン放送（UHDTV）の実施に向けて、大容量の素材伝送を可能とするための無線システムの必要性が高まってきている。現在は、FPU（映像伝送）やワイヤレスマイク（音声伝送）などの放送素材伝送用に、1.2GHz帯、2.3GHz帯、5.8～5.9GHz帯、6.4～6.5GHz帯、6.8～7.1GHz帯、10.3～10.7GHz帯、13GHz帯等の周波数帯が割り当てられており、8Kの映像伝送に必要な大容量伝送²⁰を可能とする制度整備なども行われている。このように、超高精細度テレビジョン放送のための素材伝送の進展や、東京オリンピック・パラリンピック²¹等に向けた対応状況等も踏まえながら圧縮伝送技術を開発するなど、周波数の有効利用を図ることが必要である。

また、超高精細度テレビジョン放送（UHDTV）について、2013年（平成25年）6月に4K・8Kの放送の早期実現のためのロードマップが策定・公表されている。さらに、当該ロードマップ策定以降の状況変化を踏まえて、ロードマップの更なる具体化、加速化及び課題解決のための具体的方策の検討²²が進められており、2014年（平成26年）9月には「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合 中間報告」（新たなロードマップ）が策定・公表されたところである。

2020年（平成32年）頃までには、ライブコンテンツ、VOD、競技関連の情報の配信をスマートフォン、タブレット、デジタルTV等のマルチデバイスへ配信することが期待される。また、利用者が4K動画を撮影し共有することが一般化し、臨場感や「感動」の拡大のための無線利用が増加すると予想される。このため、今後の状況の変化や議論の結果も踏まえて、必要に応じた検討を行うことが求められる^{23、24}。

④ 安心安全の確保のためのネットワークの多様化・多層化

地上テレビジョン放送、ラジオ放送、衛星放送などを通じた災害情報等の伝達は有用であり、非常時等を含め放送としての使命が達成されることが重要である。このように、災害時に迅速かつ的確に必要な情報を提供し、国民の安心安全、生命財産を守

¹⁹ 超小型無線局等から構成される4G～5Gシステムのネットワークが想定される。また、近距離超高速無線伝送システムなどの利用も想定される。

²⁰ 8K伝送に必要な約24Gbpsの大容量伝送を可能とする120GHz帯FPUが既に制度化されている。

²¹ 2020年の東京オリンピック大会は競技数も多く、国際映像、各国権利者映像が制作され、競技によりUHDTV（4K・8K）が制作されることが予想される。マラソン、ヨット、自転車など長距離を移動する競技の中継は大規模となり、FPU（映像伝送）やワイヤレスマイク（音声伝送）などの無線局が多用される。また、競技中継・番組制作のために番組素材伝送のためのFPU/ラジオマイク等の放送事業用無線局の海外からの持込み、一時的な利用増大も予想されるため入念な準備の必要性が指摘されている。

²² 「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」（総務省 平成26年2月～開催中）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/4k8kroadmap/index.html

²³ 電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめのパブリックコメントに対して、地上基幹放送でもUHDTVのニーズが高まることが考えられ、将来これが実施できるような十分な周波数帯域の確保が必要とする意見、UHDTVの一部導入など国民・視聴者の期待に応えるためのイノベーションも検討し将来にわたり十分な地上基幹放送用の周波数帯域を確保しておくことが必要等の意見も提出されている。本懇談会においては、構成員から4K・8K放送の推進に当たっては、消費者の受信機の買換えの観点からも考えなければならぬとの指摘があった。

²⁴ 大画面で室内でも見られるワンセグ放送のレベルアップについて進めてほしいとの意見があった。

るための放送が継続²⁵できるように機能強化を図っている放送メディアの重要性に鑑み、放送業務に必要な周波数を引き続き確保する必要がある。他方、電波利用が様々な分野に拡大することにより、無線システムが利用できなくなった場合の影響が大きいことから、通信手段についても携帯電話とともに、衛星通信や業務用無線などネットワークの多様化・多層化を行い、災害時にも途絶しない無線通信を確保することが重要である。このため、各無線システムの多様な特徴を勘案した上で、有限な電波資源の最適配分を行い、各業務に必要な周波数帯を引き続き確保していく必要がある。

具体的には、災害時の多様な通信手段の確保に資する取組の一つとして、G空間情報は災害発生時等における被害状況の把握や分析、住民への災害情報の伝達等のために不可欠なものであり、準天頂衛星等によるG空間情報を利用した世界最先端の防災システムを構築することが重要である。このため、実用準天頂衛星システムについて、2010年代後半の4機体制の整備に向け、既存無線システムとの周波数共用技術について検討を推進していく必要がある。

また、携帯電話システムに係る国際標準化団体である3GPPにおいて、LTEシステム上にPublic Safety向けの機能を標準化するための作業が進められており²⁶、米国ではFirstNetにおいて、このLTE技術の導入が進んでいる²⁷。我が国においても、これらの国際的動向も踏まえ、平時にも利用できるLTEを活用したシステムの導入について検討を推進していく必要がある。

例えば、現行の「公共ブロードバンド移動通信システム」²⁸の利用が開始されたところであるが、LTE方式の導入による共同利用型の防災無線ネットワークの構築を促進することにより、災害現場の映像を伝送し救助活動を適切に実施できるようにしていくべきである。この際、災害時における防災目的だけではなく、平時から様々な目的にも利用できるようにすることにより普及を後押し²⁹することを検討すべきである。公共ブロードバンド移動通信システムについては、関係者間において、公共分野における利用拡大に向けた具体的な検討を早急に開始することが望ましい。

⑤ ワイヤレス電力伝送など通信以外の電波利用の進展

ワイヤレス電力伝送システムの円滑な導入のためには、システムからの漏えい電波が他の無線機器に与える影響や人体への安全性の確保等について十分に配慮することが必要である。そのため、2013年（平成25年）6月に情報通信審議会電波利用環境委員会の下にワイヤレス電力伝送作業班が設置され、システムが使用する周波数帯、漏えい電波の許容値や測定法、人体安全性の評価方法等の技術的条件について検討が進められているところであり、答申後は、2015年（平成27年）の実用化に向け、速やかに関係省令等の制度整備を進めていくこととしている。

なお、この実用化に当たっては、放送をはじめとする既存及び将来の無線通信システムとの共存や人体への安全性確保が十分に達成されるよう、技術基準の策定を進め

²⁵ 地上テレビジョン放送は基幹メディアとして非常災害時の情報伝達を行う、いわばライフラインの役割を果たしており、今後も維持すべきものであること、テレビジョン放送の放送番組中継用固定回線(STL、TTL)及び番組素材中継用回線(TSL、FPU)は災害時の被災確率、迅速な普及を考慮し無線で構築しているとの意見があった。

²⁶ 3GPPはパブリックセーフティー機能の標準化を進めており、基本的機能は2015年（平成27年）3月に完了予定。今後、LTE技術をベースにしたシステムの導入が欧米等で進むと考えられる。

²⁷ 米国は2012年（平成24年）に商務省を中心にFirstNet設立。韓国では、2017年（平成29年）までにLTE技術を用いてPublic Safety向けの全国網を構築することを決定した。

²⁸ アナログTV跡地(170-202.5MHz)に導入。2010年（平成22年）8月に技術基準の策定等を行い制度化されている。

²⁹ このネットワークを電気通信事業者が運営し、共同利用することにより、効率的な周波数の利用が可能となるとする意見もあった。

ることが必要であり、この技術基準が適切に遵守されるよう取組を進めることが必要³⁰である。

さらに、今後大きな需要が見込まれる、電気自動車用のワイヤレス電力伝送システムについては、韓国や欧米諸国等において、従来の駐車した状態での利用に加え、数十kWクラスの走行中給電等の実証実験なども開始されている。我が国においても、今後、産学官協力の下で、車車間・路車間協調通信技術やこれを用いた高精度位置制御技術等の新たなITSとの連携による走行中給電システムなど、より高度な技術開発に取り組むとともに、国際標準化活動を推進³¹することが重要であり、このような先進的な走行中給電システムについては、東京オリンピック・パラリンピック等における実証・実用化に向けて研究開発を推進していく必要がある。

また、大型電気自動車への応用等に向け、より高出力のワイヤレス電力伝送システムへの適用を想定し、無線通信規則においてISM周波数帯の新たな分配に向けた検討を行うことも重要と考えられる。

3 2020年以降の主要な移動通信システム

(1) 移動無線通信トラヒックの拡大

前述のとおり、データ通信を中心に、移動通信トラヒックの急増が続いており、2020年（平成32年）に向けて、モバイル環境での4Kなど高精細映像の取扱いや、トリリオン・センサー、IoT、M2M、モバイルとクラウド・コンピューティングサービスの拡大等を受け、様々なアプリケーションが提供され、トラヒックの更なる増加が想定されることから、今後成長が見込まれる将来の電波関連産業の発展を阻害しないよう、従来の想定以上に大きな通信容量の実現を目標とすべきである。

本懇談会では、移動通信トラヒックは、固定通信からの置き換え、移動通信固有のトラヒック増などにより増えていくため、10年で100～1,000倍³²という目標を掲げることが妥当であるという意見も多くあった。

このような増加するトラヒック需要に備えるためには、世界トップクラスのモバイル環境が構築されている我が国においても、更にネットワークの高密度化や周波数使用効率の改善などの取組を各通信事業者において進めるとともに、行政においても移動通信に割当て可能な周波数帯を増やす努力が必要不可欠となる。また、移動通信システムの通信容量の拡大に当たっては、固定系と移動系の役割分担やネットワークの全体構成を考えたトラヒック管理等に留意する必要がある。要求されるサービス品質(QoS)等も考慮したネットワーク管理も重要となる。光ファイバーの整備が遅れている新興国の多くは、基幹系の回線容量が既存有線網では対応困難となる場合も多く、オールワイヤレスのネットワーク構築が進められるものと考えられるが、光ファイバー網の整備が進んだ我が国では、最後の足回りは無線、その近くまでは光ファイバーで伝送するなど光ファイバーのバックボーンとワイヤレスアクセスのバランスを考慮するとともに、移動通信ネットワークのトラヒック管理の観点から周波数帯域幅と上位層の運用のバランス等について考慮するなど、ネ

³⁰ 機器の出力などに応じて、個別許可あるいは型式指定等を受けることとなる。

³¹ ワイヤレス電力伝送システムが使用する周波数帯について、欧米やアジアと連携し、ISM周波数帯の利用を含め、国際的に調和を図っていくことが望ましい。ITUにCG（コレスポネンシグループ）、APT（Asia-Pacific Telecommunity）にはTG-WPTが設置され、ワイヤレス電力伝送システムにおける技術基準や周波数帯の検討を行うこととしている。また、国際無線障害特別委員会（CISPR）においては、電気自動車を扱うB小委員会（Sub Committee B）、家電を扱うF小委員会（Sub Committee F）、マルチメディア機器を扱うI小委員会（Sub Committee I）にそれぞれタスクフォースが設置され、ワイヤレス電力伝送システムから発生する妨害波に対する許容値及びその測定法の検討が行われている。

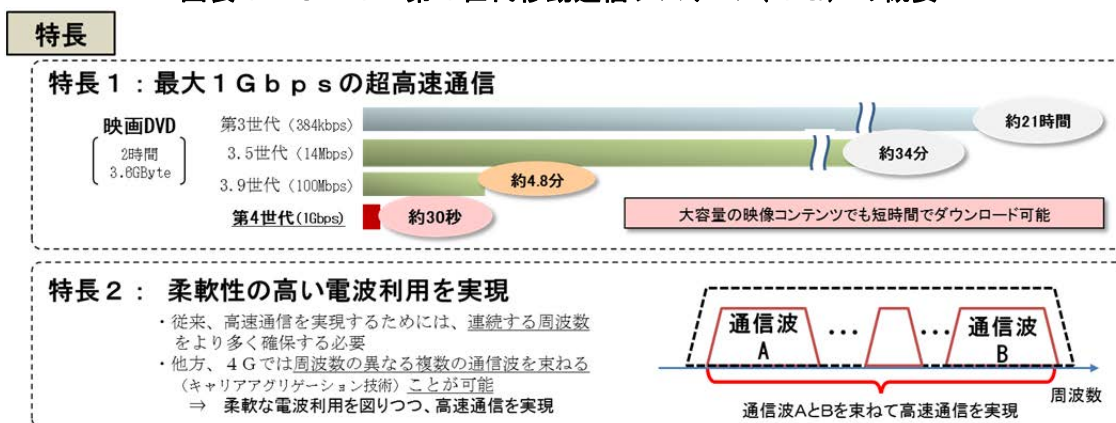
³² 過去の増加率は年率2倍～1.6倍程度であり、年率2倍であれば10年で1,000倍程度、年率1.6倍でも10年で100倍程度となる。また、5Gについては、1,000倍のトラヒックを扱うことを技術的目標としている。1人当たり換算・年間2010年（平成22年）1GB→2020年（平成32年）1TBや、年率1.6倍でも10年で100倍、15年で1,000倍が想定されるとの意見もあった。

ネットワーク構成や運用全体の最適化を考える必要がある。

(2) 第4世代移動通信システム³³（4G）の円滑な導入と普及に向けて

「第4世代移動通信システム」とは、3.9世代移動通信システム（LTE）の後継となる次世代移動通信システムであり、光ファイバー並み（最速1Gbps）の高速通信が実現可能な点が大きな特長である³⁴。4Gについては、「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」（2013年（平成25年）6月閣議決定）³⁵において、世界最高レベルの通信インフラを実用化する観点から、2014年（平成26年）中に4G向けの新たな周波数の割当てを行うとともに、2015年度（平成27年度）までに、国際的に調和のとれた形で更なる追加割当候補周波数帯を確保することとされている。

図表1-3-1 第4世代移動通信システム（4G）の概要³⁶



近年、電波の有限希少性が高まっている現状に鑑み、4G向けなどの今後の新たな周波数の割当てに際しては、社会政策や企業の社会的責任の観点を一層考慮していくことが求められる。この点に関し、本懇談会中間とりまとめにおいては、以下のとおり提言を行った。

- ・ 3.4-3.6GHz帯における周波数割当て（平成26年に実施予定）、今後の追加割当ての周波数帯（3.6-4.2GHz及び4.4-4.9GHz）について、来年（平成27年）の世界無線通信会議（WRC-15）において合意が得られるよう国際連携のもとで対応
- ・ 社会政策としての電波利用、電波利用の社会的責任という観点についても一層考慮して周波数割当てを進めることが適当。例えば、携帯電話の不感地域の対策やエリアカバー率との関係について考慮して割当てを行うことが適当

³³ 「第3.5世代移動通信システム以上の技術に対しても4Gの呼称を認める」という声明を国際電気通信連合（ITU）が発表しており、LTE等について「4G」と呼称する場合がある。一方、ここにおける「4G」とは、3.9世代移動通信システムであるLTEより進んだ、ITUにおいて技術基準が定義されているLTE-AdvancedとWireless MAN-Advancedを示す。LTE-Advancedについては、3GPPにおいて下り1Gbps、上り500Mbpsの最大通信速度を実現することを開発目標に掲げて検討されている。

³⁴ なお、総務省においては、利用者が適切な情報に基づきインターネット接続サービスの契約を行うことが可能な環境を整備するため、実効速度等のサービス品質計測等の在り方について検討を行う「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」が2013年（平成25年）11月より開催されており、今後、個別サービスの通信速度等についてはこの検討結果なども踏まえ適切に表示されることが期待されている。

³⁵ 2013年（平成25年）6月14日、日本経済の再生に向けた「3本の矢」のうちの3本目の矢である成長戦略として閣議決定された。この中で、「世界最高水準のIT社会の実現」のために「世界最高レベルの通信インフラの整備」が必要であり、圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力を図ることとされている。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

³⁶ 出典：第4世代移動通信システムに関する公開ヒアリング（2014年（平成26年）1月23日開催）現状報告資料より作成

- ・消費者のニーズに合致するサービスの提供について配慮（料金水準、サービスメニュー、サービス品質等）することが望ましい。

総務省においては、3.4-3.6GHz帯のうち120MHz(3.48-3.6GHz)に4Gを導入するため、当該周波数帯割当てのための開設指針を2014年(平成26年)9月に制定した。この開設指針は、上記の提言を踏まえ、以下のような審査基準を盛り込んだ。

- ① 一定期間内に一定水準以上の人口カバー率を達成すること、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定等を行う計画を有すること
- ② 申請が競合した場合の申請者間の優劣を評価する基準(競願時審査基準)の一つとして、「認定から2年後の年度末におけるエリア外人口の解消数の多寡」を規定

なお、当該割当ては本年(平成26年)内に行われる予定であり、本懇談会としては、開設指針及び開設計画に沿って、円滑かつ迅速に4Gサービスが開始されることを期待するものである。

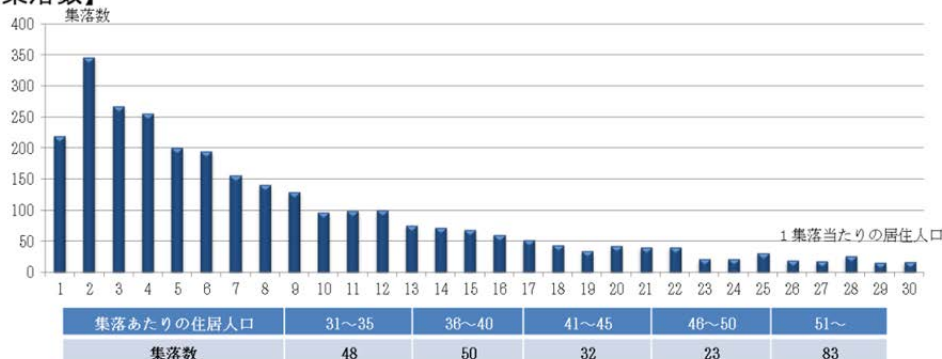
図表1-3-2 携帯電話を利用できない不感地域の状況(2013年(平成25年)11月末)

- 携帯電話のサービスエリアの居住人口の割合(人口カバー率)は99.97%。
 - 未だに携帯電話のサービスエリア外の居住人口(エリア外人口)は全国で約3.9万人。
エリア外を要望しない居住者を除くと約3.4万人。
- (注) エリア外人口とは、約500メートル四方メッシュベースの平成22年国勢調査人口を基礎とし、携帯電話事業者4社のいずれかのサービスエリアがメッシュの面積の半分以上を占めるメッシュの人口の合計
- エリア外集落は3,240か所。居住人口10人以下の集落が全体の60.9%。

【エリア外人口の推移】 注：()内は人口比

17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年11月末
58.0万人 (0.46%)	41.6万人 (0.33%)	29.7万人 (0.23%)	15.5万人 (0.12%)	12.1万人 (0.09%)	10.0万人 (0.08%)	8.1万人 (0.06%)	6.0万人 (0.05%)	3.9万人 (0.03%)

【エリア外集落数】



出典：総務省作成

(3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて

① 5Gネットワークの必要性

現代の移動通信システムに求められているものは、固定電話と対比される無線電話の役割を遙かに超えるものとなっている。また、前述のトリリオン・センサーやM2Mなどに見られるように、情報の伝達・交換を必要とする主体は人に限らず、人と物との間であったり、更には物と物との間であったりする。加えて、やりとりされる内容も、超高精細度の立体映像から不定期に取得されるセンサー情報までと多種多様であり、求められる通信速度の違いの幅も数桁以上となっている。さらに、利用シーンをイメージしてみると、競技場等におけるトラヒックの局所的集中、端末の高機能化・高性能化に伴うコンテンツのリッチ化、ウェアラブル端末の普及によるデバイス数の

増加、高リアルタイム性が必須となる交通系の利用、ヴァーチャルリアリティ技術を応用した在宅勤務の利用増などが容易に想像でき、大容量のシステム、超高速な通信速度、多数の接続デバイス、低遅延性といった優れた特長を有する移動通信システムが必要となると考えられる。

このように消費電力が著しく小さいこと、多数のデバイスを接続できること、あるいは、通信の遅延を大幅に小さくできることにより、これまでにない移動通信システムの使い方に道を開く可能性があると考えられる。例えば、低消費電力という特長と多数の端末が接続できるという特長により、メンテナンスフリーの各種センサーを移動通信ネットワークに直接収容することが実用的なレベルで可能となり、これを広く展開することで、建造物の遠隔監視や災害発生の兆候把握、気候変動の把握などに活用することができるようになる。また、低遅延性という特長と、超高速な通信速度という特長を、ロボット分野で活用することで、極めてリアルタイム性の高いロボットの制御が可能になるだけでなく、ロボットからの映像をネットワーク側で分析してロボットの挙動を変えるといった活用も期待できる。

図表 1-3-3 第5世代移動通信システムにより実現する通信³⁷



そのため、このような多種多様な形態で、大小様々な情報のやりとりを支えることのできる、スケーラブルで対応範囲の広い通信基盤を実現可能とする無線通信技術として5Gを標準化することが重要である。固定通信等により行われたネットワーク構築を、5Gの通信基盤の上に構築することにより、従来よりも更に迅速にネットワーク展開を行い、配線不要な小型化された機器による柔軟なネットワークの構築・運用等が実現すること等により、M2MやIoE・IoTの分野で様々な新しいソリューションを実現・提供することが可能となると考えられる。そして、5Gの実用化時期と目される2020年(平成32年)頃には、全てのことがネットワークを介して行われ、人々はその恩恵にあずかることとなり、利用者は意識することなしに常にネットワークに接

³⁷ 出典：第3回電波政策ビジョン懇談会、一般社団法人電波産業会（ARIB）プレゼンテーション資料をもとに作成

続されている。そのため、5Gの実現とその普及加速によって、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、「なんでも」つながっている社会へと近づけていくべきである。

② 5Gにより実現できるアプリケーションの発掘の必要性

5Gは、2020年代に向けて実現が進むモノのインターネット（M2MやIoT・IoE）の通信基盤となることが期待されている。M2MやIoT・IoEの進展により様々な種類の大量のデータがクラウドに集積され、これらデータ分析を継続的にコンピュータに担わせることにより、現実の環境についてクラウド側で常時知的処理を行い把握することも可能になると見込まれている。この5Gの活用により、いつでもデータをクラウドへアップロードできるようになるだけでなく、クラウド側で知的処理を行った結果を、手元の端末で自由に扱いサービスを提供する様々なアプリケーションが実現し、人々の生活を一変させる可能性がある。また、5Gを基盤として用い、他の分野の技術を融合させることで両分野の応用範囲が格段に広がる技術は、ロボット分野や人工知能分野にとどまらず、医療分野、自動車分野、環境分野など様々に存在すると考えられる。このような5Gを用いることにより実現できる応用事例（広義のアプリケーション）を早期に見つけ出し、発展させ、プラットフォームを形成し、その有用性、利便性を世界に知らしめていくことは、我が国のICT産業の発展に加えて、他分野の産業へも幅広くポジティブな影響を与えることができると期待される。

こうした取組の中には、4Gとは質的に異なるインフラとなることが期待される5Gの時代に初めて実現可能となるものであり、5Gを有効に活用することにより、我が国全体の経済成長や国際競争力の強化を促していくと考えられる。

③ 5Gに求められる性能

通信アプリケーションの高度化の急速な進展により、モバイル利用でも有線に匹敵する超高速性、超低遅延性が求められている。また、前述の例にあるように、センサーネットワークなどでは多数の機器の同時接続が求められるようになってきている。その際、5G要求条件については、現行LTEの1,000倍のシステム容量、同100倍の接続機器数、10Gbps以上のピーク速度、1ミリ秒以下の遅延（無線アクセス網）、低消費電力化等が挙げられる。

このような桁違いのトラフィックを捌いていくためには、無線技術と有線技術とを組み合わせたトータルな通信ネットワークを構築し運用管理を行っていくことが必要である。そのため、無線通信ネットワークについては、移動通信用周波数帯の拡大や基地局の高密度化などの方策に加え、低い周波数帯の継続的な周波数利用効率向上技術と高い周波数帯を有効利用する技術とを組み合わせ対応していくことが求められる。また、基地局から集められた膨大なトラフィックが伝送されるコアネットワークは主に有線ネットワークで構築されることが想定されており、この部分についても無線区間同様、2010年（平成22年）比1,000倍のトラフィック容量に耐える必要が生ずる。光ファイバーなどの物理的ネットワークを仮想化して効率的に利用するなどの新たなネットワーク構築・運用技術を活用することで、より効率的な利用を実現していくことが求められる。

図表 1-3-4 第 5 世代移動通信システムの要求条件³⁸



④ 5Gの円滑な標準化と導入に向けた課題

ア) 周波数帯の確保

高速な通信を実現し、2010年(平成22年)比1,000倍のトラフィックを捌くには、現在よりも広い周波数幅を確保することが重要となる。しかしながら、3GHz以下の周波数帯は、既に様々な無線システムにより極めて稠密に利用されており、連続した広帯域を新たに確保することは困難である³⁹。

一方、5G以降の移動通信システムでは、単一の周波数帯の電波のみを使うのではなく、VHF帯といった低い周波数帯からミリ波といった高い周波数帯まで、複数の周波数帯の電波を組み合わせることで、場所、時間、アプリケーションなどにより最適な使い方を採用していくことにより、柔軟な周波数使用が可能となり、これにより利用効率が向上し、より安定的な通信を実現することが可能になると考えられる。

また、30GHzを超えるミリ波の帯域をはじめとした高い周波数帯については、技術的なハードルが高かったことから、レーダーシステムなど一部システムを除き、これまで十分な利用が進んでいないため、連続した広い周波数幅を確保しやすい利用状況となっている。このような高い周波数帯も含め、早い段階から移動通信向けの技術開発及び国際標準化活動を並行して進めていくことにより、5Gやその先の移動通信システムの標準化などにおいて国際協調を主導的に進めていくことが必要である。

イ) 5G要求条件を満たす通信技術実現に向けた研究開発

本節冒頭で述べた各世代の移動体通信システムにおいては、第1世代はアナログ技術(周波数分割多元接続:FDMA)、第2世代はデジタル技術(時分割多元接続:TDMA)、第3世代は世界共通かつ高度なデジタル技術(符号分割多元接続:CDMA)、3.9世代及び第4世代はフェージング⁴⁰に強く高効率情報伝達が可能なデジタル技術(直交周波数分割多元接続:OFDMA)と、世代ごとに特徴的な技術が用いられてきた。

第5世代については、第5世代を特徴付ける技術について現時点では特定されて

³⁸ 出典：第3回電波政策ビジョン懇談会、株式会社NTTドコモプレゼンテーション資料より抜粋

³⁹ 総務省では、毎年周波数再編アクションプランを改定し、長期的な視点に立って利用の減少したシステムに割り当てられた周波数幅を縮退させ、より周波数使用効率のよいシステムの導入を進めている。

⁴⁰ 無線局の移動や地上の障害物の影響によって、無線通信で届く電波の受信レベルが変動すること。

いないが、期待される要求条件については議論が行われており、既存の技術を極めて高度化し組み合わせること等による周波数使用効率の向上、高周波数帯域の開拓、高密度ネットワークの実現等により検討課題に対処⁴¹することが期待されている。具体的には、2014年（平成26年）11月、国際電気通信連合（ITU）において、5G時代に利用可能な技術を紹介する報告書（“Future Technology Trends”）の作成が完了し、これによれば、無線インタフェースを強化する技術、新しいサービスをサポートする技術、ユーザ体験を向上させる技術、エネルギー効率を向上させる技術、端末に係る技術、ネットワーク関連技術、プライバシー・セキュリティ関連技術に分けて、将来の技術が論じられている。5Gの研究開発・標準化においては広範な関連分野のそれぞれの技術において様々な工夫を行い、それら全体を組み合わせたシステムとしてトータルに要求条件をクリアしていくことが求められる。そのため、我が国が世界を先導して5Gを実現していくためには、個別の要素技術の研究開発についても、事業化された際の全体的なシステムの中での相互関係や位置付けを念頭におきつつ、標準化活動から事業化に向けて一層積極的に取り組んでいくことが必要である。よって、5Gに関する研究開発については、2020年（平成32年）に向けて国として推進する研究開発の最重要課題の一つとして位置付け、国と民間企業や学識経験者の産学官連携により、その取組を加速することが必要である。

ウ) 国際的協調の推進と WRC-19 対応

2013年（平成25年）以降、世界の各地域において5G関連の取組が活発化してきており、5Gのビジョンについて国際的議論が開始されている。無線通信の国際規格を策定するITUにおいて、移動通信システムの国際標準（IMT：International Mobile Telecommunications）に関する議論を行っている専門家会合であるITU-R第5研究委員会（SG5）作業班WP5Dで5Gに関する議論が活発に行われ⁴²、2015年（平成27年）第2四半期の完成を目指し5Gのビジョンに関する新しい勧告案が検討されている。そのため、我が国としても、この検討に積極的に参画し、国際協調のもとでのビジョン策定に引き続き貢献をしていくことが必要である。

さらに、2020年（平成32年）に5Gを実現するためには、2020年（平成32年）以前の世界無線通信会議（WRC）において、国際協調のもとで5G用周波数帯の在り方について議論を行うことが必要である。それゆえ、我が国における研究開発や検討の推進について、欧米やアジアと共同した研究開発や戦略的な標準化を進め、WRC-19の会合を待たずに、できるだけ早い時期からその準備会合などの機会を捉えて、我が国が推す周波数の国際共通化に向けて活動を進めていく必要がある、まずは、国際ワークショップを主導することなどから取組を開始し、計画的かつ戦略的に進めていくことが求められる。

なお、2014年（平成26年）10月には、ITUの共催のもと「第5世代移動通信システムに関する国際ワークショップ2014」を総務省が主催した。このワークショップ

⁴¹ 増大するトラフィック収容のための重要な検討課題として更なるスモールセル化技術、無線帯域の広帯域化、高周波数帯（ミリ波以上）の活用、アダプティブ・アレイ・アンテナ（AAA）、ヘテロジニアスネットワーク、MIMOアンテナ技術の高度化・普及が進んでいる。（アダプティブ・アレイ・アンテナ：複数のアンテナ素子を配列したアレイアンテナを設け、各アンテナ素子の重み付けを伝搬環境に応じて制御し、電氣的に指向性を変えるアンテナ）（ヘテロジニアスネットワーク：種類・規格・送受信範囲が異なる無線通信を組み合わせ、効率のよい通信環境を実現すること。）
また、光ファイバー・無線の連携融合技術等段階的で着実な技術開発とサービス高度化をするとともに、地理的、時間的に空いている周波数を管理・運用する上位レイヤーにおける周波数有効利用技術の導入も並行して行われると予想される。

⁴² 2014年（平成26年）2月のWP5Dの会合では、5Gに関するワークショップが開催され、欧州、中国、韓国、日本等の代表者から将来展望に関するプレゼンテーションが行われた。

プでは、ITU、欧州、中国、韓国の各地域における5Gを推進する組織の代表が一堂に会し、それぞれの地域における取組が紹介されるとともに、パネルディスカッションを通じて各地域における5Gに対する考え方の類似点、相違点が明らかになった⁴³。

また、韓国でも同月、未来創造科学部と韓国5Gフォーラム等が、ITUの全権委員会会議が韓国・釜山で開催されている機会を捉え、5Gに関する情報交換や国際協調を目的として「5G Global Summit」というイベントを主催した。このイベントでは、総務省が日本の取組に関する講演を行ったほか、欧州委員会、中国なども講演を行い、それぞれの取組を紹介した。

こうしたワークショップの開催は円滑な標準化に不可欠なプロセスであり、我が国としても、今後も他地域と協調する形で継続していくことが望まれる。

⑤ 我が国における推進体制確立の必要性

ア) 推進体制の構築の必要性

上記の課題解決に向けて、国を挙げて取組を加速させる必要がある。とりわけ5Gは第4世代までの携帯電話とは異なり、有線系と無線系の連携の重要性が指摘されており、無線関係の業界のみならず、有線関係や利活用を行う幅広い関係者の参加も得られ易い形で、総合的な取組を進めていくことのできる体制を構築することが望ましい。

図表 1-3-5 諸外国における5G推進体制⁴⁴

	EU	中国	韓国	日本
推進主体 (プロジェクト名)	METIS ⁴⁵ →5GPPP	IMT-2020 推進グループ ⁴⁶	5Gフォーラム ⁴⁷	2020 and Beyond AdHoc ⁴⁸
主体メンバー	移動通信事業者 メーカー 大学 等	移動通信事業者 メーカー 大学 等	移動通信事業者 メーカー 研究機関 等	移動通信事業者 メーカー 研究機関 等
開始年月	2012年11月	2013年2月	2013年5月	2013年9月
活動概要	2015年4月までに5Gコンセプトや基礎技術開発、早期のグローバルコンセンサス構築	市場・技術・周波数の三分科会に分けて活動 ⁴⁹	5Gのサービスビジョンと中長期戦略策定、産官学の間での意見交換の場を提供	2020年及びそれ以降における移動通信システムに関する検討、国際間の協調の推進

⁴³ ワークショップの結果概要については、参考資料16を参照

⁴⁴ 出典：FMMCレポート等を参考に作成

⁴⁵ METISは2013年(平成25年)にEUから5千万ユーロ(71億円)の研究開発資金を調達し、29の企業が参画(アルカテル、エリクソン、ファーウェイ、nbn、ドイツテレコム、オランジュ、テレコムイタリア、NTTドコモ、BMW等)。また、英国サリー大学には5Gイノベーションセンター(5GIC)が設置され、5GICは英国政府から1160万ポンド(20億円)、また企業グループから2400万ポンド(41億円)の研究開発費の調達に成功したという。

⁴⁶ China Mobile、China Telecom、China Union、ファーウェイ、ZTE等が参加。

⁴⁷ 2014年(平成26年)2月には韓国政府の未来創造科学部が「戦略的5Gモバイル計画」を発表し、2014年(平成26年)から2020年(平成32年)までの7年間で官民合わせて1.6兆ウォン(1500億円)が5G開発、標準化、インフラ整備などに投じられると分析した。

⁴⁸ アドホックグループは作業部会も含めて2013年(平成25年)10月1日以降およそ1年の間に38回の会合を重ねるなど精力的に活動を行った。

⁴⁹ 中国においては、その他、2005年(平成17年)から存在する学術的フォーラムであるFuTUREフォーラムがワークショップを開催して存在感を出しているほか、国家の研究開発支援プログラムである863プログラムでは5G全体の調査研究を行っている。

我が国では、2020年（平成32年）及びそれ以降における移動通信システムに関する検討等を行うため、2013年（平成25年）9月に（一社）電波産業会（ARIB）内に「2020 and Beyond AdHoc」が設置され、移動通信事業者やメーカーを中心に、要求条件や技術に関する議論が集中的に行われてきた。また、同AdHocは、2014年（平成26年）10月に活動の集大成として英文による「ホワイト・ペーパー⁵⁰」をまとめ、ITUの関連会合へ入力したほか、ARIBウェブサイトに掲載して広く公開するなど、5G技術に関する我が国産業界の見解の浸透に尽力している。

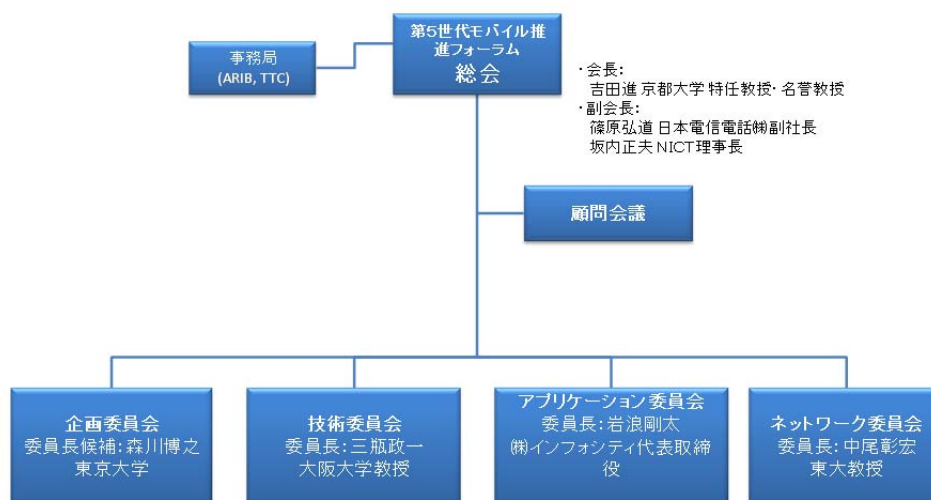
イ) 第5世代モバイル推進フォーラム(5GMF)の設立

産業界の動きとして、上記AdHocの活動成果をベースとしつつ、移動通信サービスを利用したアプリケーションについても検討範囲を拡大し、さらに、有線系・固定系ネットワークの総合的な検討を推進するため、ARIBと（一社）情報通信技術委員会（TTC）とが連携して準備会事務局を組織し、5G推進のための新組織の設立を支援した。発起人及び準備会事務局は、2014年（平成26年）9月30日に設立総会と記念式典を行い、「第5世代モバイル推進フォーラム（5GMF）」を設立した。

同フォーラムには、成果展開や海外の5G関連組織との連絡調整等を担う企画委員会、AdHocの活動を引き継ぎ5G技術の検討を行う技術委員会、2020年代の移動体アプリケーションの検討等を行うアプリケーション委員会、そして5G時代のネットワークの総合的なアーキテクチャに関する検討を行うネットワーク委員会の4つの委員会が設置されたほか、大所高所からフォーラムに助言等を行う役割を持つ顧問会議が組織され、我が国の5G関係者が一元的に議論し、5G実現に向けて取り組んでいける体制が整うこととなった。

上述の諸外国における5G推進団体との連携の場面でも、我が国では、5GMFが中心的な役割を果たすことが期待される。

図表 1-3-6 第5世代モバイル推進フォーラム

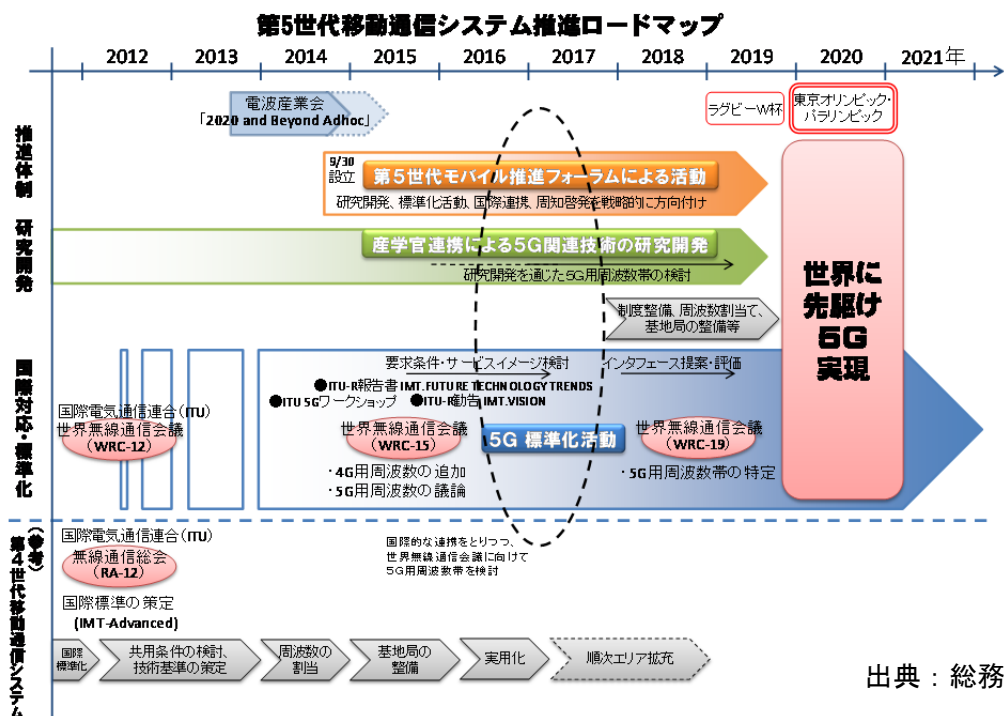


⁵⁰ <http://www.arib.or.jp/ADWICS/20bah-wp-100.pdf>

ウ) 2020年(平成32年)に向けた5Gロードマップ

本懇談会では、5Gに関し、携帯電話事業者、業界団体及びメーカー等からのパブリックコメントやヒアリングにおいて、国による5Gロードマップの策定を求める声が多く挙げられた。特に、2020年(平成32年)に開催される東京オリンピック・パラリンピックは貴重なショーケースとなり得るため、5G実現を見せる場として活用することが何より重要となる⁵¹。そのため、明確なロードマップを共有し、上記の研究開発を推進し、また、前述の5GMFの活用を進めることが肝要である。このため、5GMF設立などを踏まえ、本懇談会中間とりまとめに示したロードマップを次のとおり更新し、2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、我が国において世界に先駆けて5Gを実現し、事業化に向けて進めることが重要である。

図表1-3-7 第5世代移動通信システム実用化に向けたロードマップ



エ) 早期の社会実証の必要性

2020年(平成32年)までの5G実現を確実なものとするため、前述の5GMFが中心となっていわゆる社会実証のプランを検討していくことが期待される。

(4) 無線LAN利用の増加への対応

① 無線LANの国際標準と進化

ア) 無線LANの概要

無線LANは、簡易かつ安価に家庭・オフィス内でインターネットにワイヤレスで接続する環境を構築できるシステムとして急速に普及してきている。特に最近では、スマートフォンの飛躍的な普及とともに、公衆無線LANサービスのアクセスポイントが増加しているほか、家庭においても宅内ルータによる無線LAN利用が増えてきている。

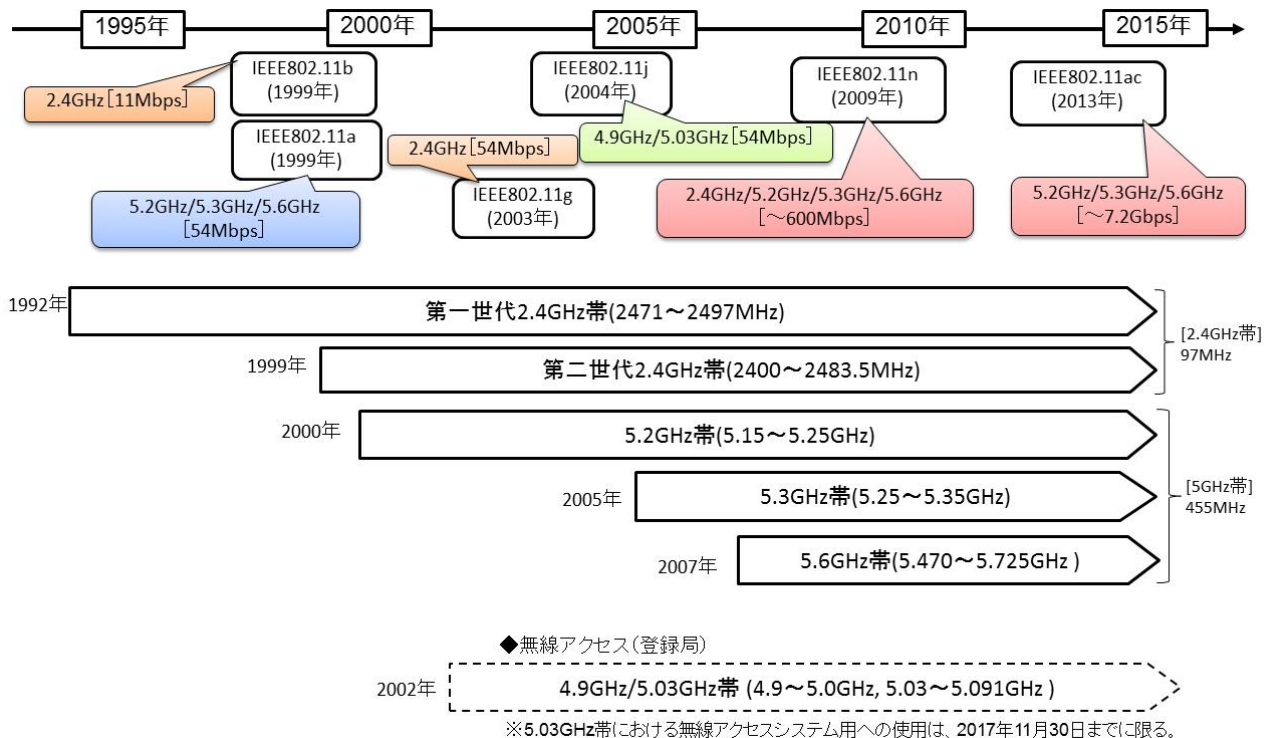
⁵¹ 日本において2020年に先行的に5Gが実現した場合、国内外の来訪者等がこれを体感できるように、端末をレンタル等で提供するなどの対応を検討してはどうかとの意見があった。

我が国では、2400MHz～2483.5MHz を屋内外、5150 MHz～5350MHz を屋内で、5470MHz～5725MHz を屋内外でそれぞれ利用可能な無線アクセスシステム用に開放し、無線 LAN の利便性確保を図っている。

イ) 国際標準 (ITU/IEEE) の進化

無線 LAN へのニーズに対応するため、利用周波数帯の追加や高速・大容量化に向けた高度化への取組が継続的に行われている。

図表 1-3-8 無線 LAN の国際標準



出典：無線 LAN ビジネス研究会報告書

新たな周波数帯として、2003年（平成15年）に開催された世界無線通信会議（WRC-03）において、5150MHz～5350MHz及び5470MHz～5725MHzがそれぞれ無線 LAN を含む無線アクセスシステムに世界的に分配されている。

また、米国電気電子学会（IEEE）における高速・大容量化に向けた取組として、1999年（平成11年）に成立した IEEE802.11a 及び IEEE802.11b、2003年（平成15年）に成立した IEEE802.11g 等を経て2008年（平成20年）に IEEE802.11 グループにおいて、Task Group ac (TGac) が設立され、2014年（平成26年）1月に IEEE802.11ac の規格が成立した。また、2014年（平成26年）5月から、更なる周波数使用効率の向上に向けた検討が Task Group ax (TGax) において行われている。

ウ) Wi-Fi アライアンスの認証プログラム

業界団体の自主的な取組として、Wi-Fi アライアンスにおいて、IEEE802.11 グループで策定された規格に基づく無線 LAN 製品の相互接続性に関する試験が行われており、試験に合格した製品に認定ロゴを付与することで無線 LAN 製品の普及促進を図っている。

図表 1-3-9 Wi-Fi 認定ロゴ



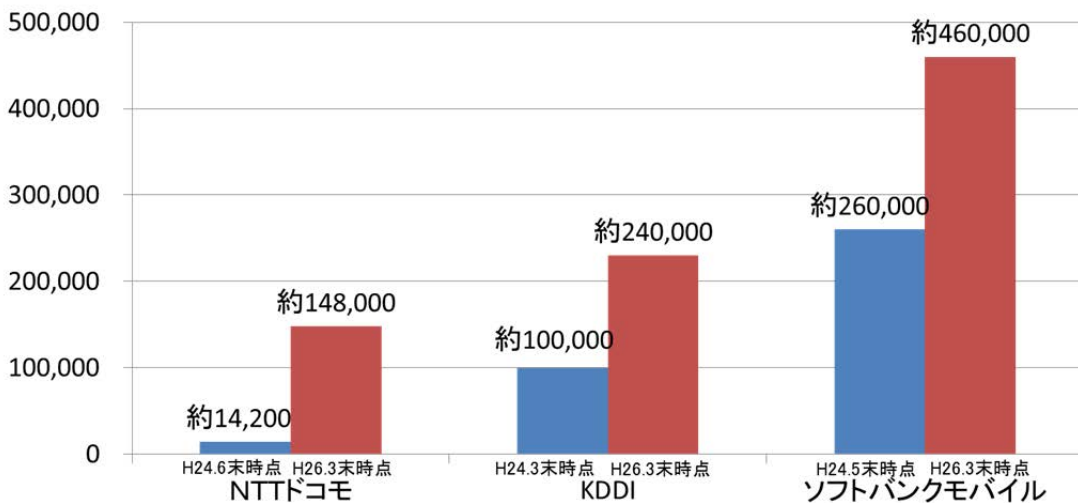
出典：無線 LAN ビジネス研究会報告書

② 無線 LAN へのオフロードの増加～有線・無線の連携

免許不要局である無線 LAN アクセスポイントについては、近年、携帯電話事業者が移動トラフィックにおけるオフロード用を中心に急速に設置を進めており、我が国全体における無線 LAN アクセスポイント数の増加⁵²が続いている。

移動通信システムのオフロード先として無線 LAN アクセスポイントの設置が進む中で、移動通信システムと無線 LAN の利用される領域が重なりあう方向にあるため、移動通信システムの高度化に伴いオフロード先である無線 LAN の混雑が公共スペースや大規模集合住宅等において深刻化するとの指摘などもある。そのため、今後、通信事業者による無線 LAN の活用状況を考慮しつつ、アクセスポイントが密集する場において無線 LAN をつながりやすくする技術・制度・ガイドラインの検討⁵³など、周波数の有効利用に資する運用方法の確立及び在り方に向けた取組が重要である。

図表 1-3-10 オフロード用無線 LAN アクセスポイントの増加



出典：総務省作成

また、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピック等を見据え⁵⁴、無線 LAN をつながりやすくするための技術・運用方法の検討、無線 LAN アクセスポイン

⁵² 総務省調査によれば、2013年（平成25年）と、その1年前（2012年（平成24年））を比較すると、NTTドコモは約1.4万局→約14.8万局、KDDIは約10万局→約23万局、ソフトバンクモバイルは約26万局→約46万局のオフロード用アクセスポイントを設置している。このほか、コンビニエンスストア、鉄道各社によるWi-Fi設置も増加してきている。

⁵³ オフロードとしての無線LANは、事業者が無制限・自由に設置できる状況だが、無線LANビジネス協議会で指摘された事業者間でのアクセスポイントの共同利用・共同設置などについて十分進んでいないという指摘もある。一方、効率的な利用を考えなければ、干渉ばかり増えうまく使えないことも起きるのではないかと、通信事業者による無線LAN活用について何らかのガイドラインが必要ではないかとの意見もある。

⁵⁴ 今後、更に多数の無線LAN端末の持ち込みが想定されるためアクセスポイントの整備を推進する必要がある。また、Wi-Fi等の利用環境・利便性の水準向上を図っていく必要がある。

トの整備推進⁵⁵などに加えて、無線 LAN の利用の増加に対応した使用周波数帯拡張に向けた対応が重要である。具体的には、①5.2GHz 帯～5.3GHz 帯の屋外使用（使用局数制限の設定）、②5.4GHz 帯⁵⁶及び 5.8GHz 帯⁵⁷の追加割当可能性（他システムとの共用可能性の検証）、③ホワイトスペース等における利用可能性などについても検討していく必要がある⁵⁸。

（５）次世代 ITS の実現に向けた電波利用の推進

① 次世代 ITS の実現に向けた取組状況と必要性

我が国における交通事故死者数は年間 4,373 人（2013 年（平成 25 年））となっているが、安全な道路交通社会の実現のため、この減少に向けた取組が求められており、2013 年（平成 25 年）6 月に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」において国家目標が設定された⁵⁹。この目標の達成に向けて、2014 年（平成 26 年）3 月の IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会において、今後の官民 ITS 構想やロードマップの策定、官民連携推進母体の設置等についての検討結果がとりまとめられている⁶⁰。また、総合科学技術・イノベーション会議「戦略的イノベーション創造プログラム」（SIP）⁶¹において「自動走行システム」が課題の一つに設定されている⁶²。

この自動走行システムについては、2020 年（平成 32 年）に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおける競技会場や選手村、練習会場等を結ぶ、安全で確実、迅速快適な輸送サービスの実現のために、ITS などの最先端の情報通信技術を駆使した大会輸送運営システムの構築が求められている⁶³。今後、日本の ITS 技術を国内外にアピールする観点からも、自動車メーカーや東京都、関係府省等が連携しつつ、東京オリンピック・パラリンピックでの実用レベルでの自動走行システムの展開等を含め、我が国の高度な ICT を活用した次世代 ITS を世界に発信するような取組を検討していくことが必要である。

このように、駐車状態から通常運転、衝突・事故回避など「全ての運転ステージ」においてドライバーを支援できる自動車の ICT 化や自動走行への期待は高く、産学官が連携した早期実用化と普及の加速化が期待されている。

② 次世代 ITS への技術の発展

これまでの ITS は、ETC による自動課金、VICS や ITS スポットによる道路交通情報の提供など、比較的シンプルなシステムを中心に広く普及している。また最近では、車載のカメラやレーダーを用いた障害物検知、自動ブレーキシステム等が各自動車メーカーによって導入されつつある。さらに、今後は、より高度な運転支援の実現に向

⁵⁵ 海外からの来訪者や高度な知識がない人でも容易に接続設定ができるアクセスポイントの整備が期待される。

⁵⁶ 5.35GHz-5.47GHz 帯で運用される地球探査衛星業務の保護を十分に留意する必要があるとの指摘が宇宙航空研究開発機構（JAXA）から行われている。

⁵⁷ 5.8GHz 帯については、既に ITS において ETC 及び ITS スポットに利用されていることに十分留意する必要がある。

⁵⁸ 東京オリンピック・パラリンピックにおいて、今後、新たに導入される移動通信システムや無線 LAN などの無線通信システムを実現する際には、安定的で安全なオペレーションを期すための対策に十分配慮する必要がある。

⁵⁹ 2013 年（平成 25 年）6 月に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、『2018 年を目途に交通事故死者数を 2,500 人以下とし、2020 年までには、世界で最も安全な道路交通社会を実現する』等の国家目標が設定された。

⁶⁰ 2014 年（平成 26 年）6 月開催の本部会合において決定された。

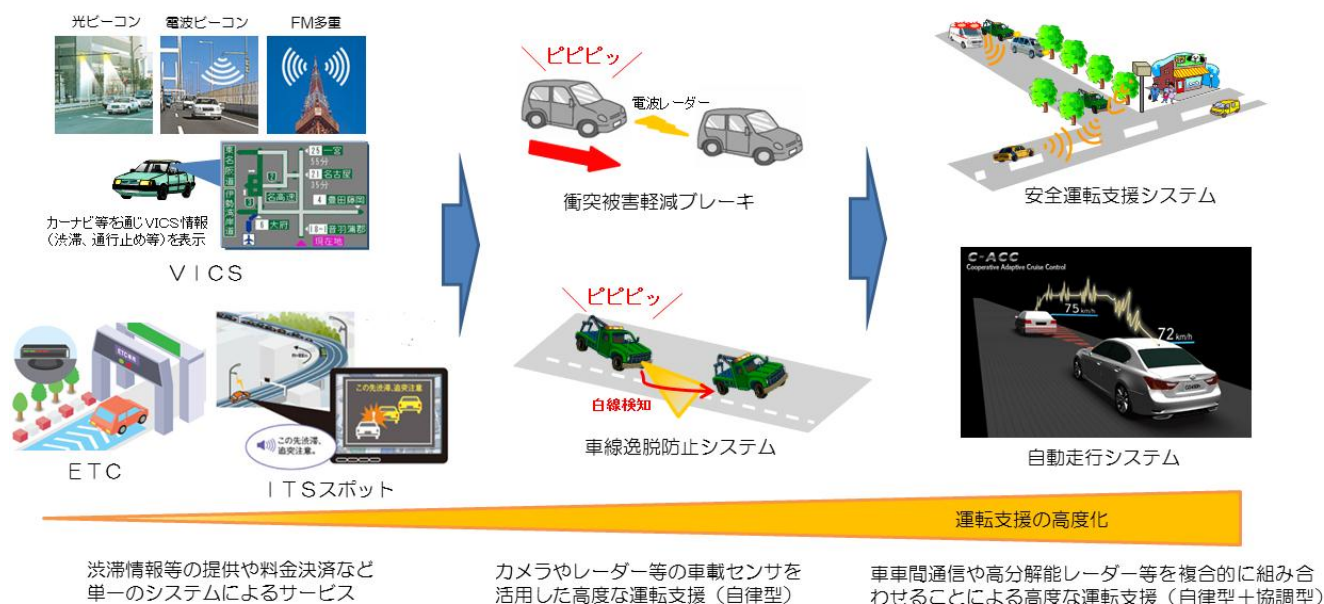
⁶¹ 2014 年度（平成 26 年度）予算により創設。

⁶² 2014 年度（平成 26 年度）からの研究開発計画等が本年（平成 26 年）5 月開催の総合科学技術会議にて決定された。全部で 11（健康医療分野を含む）ある課題の研究開発プロジェクトの一つとして「自動走行システム」の実現に向けた取組がなされている。

⁶³ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック立候補ファイル

け、電波を有効に活用した次世代 ITS とも呼ぶべき安全運転支援システムのほか、高齢者等の移動支援にも有効と期待される将来の自動走行システムの開発等の積極的な推進が望まれるところである。なお、従来の ITS から次世代 ITS への発展イメージについては下図のとおりである。

図表 1-3-11 次世代 ITS への技術の発展⁶⁴



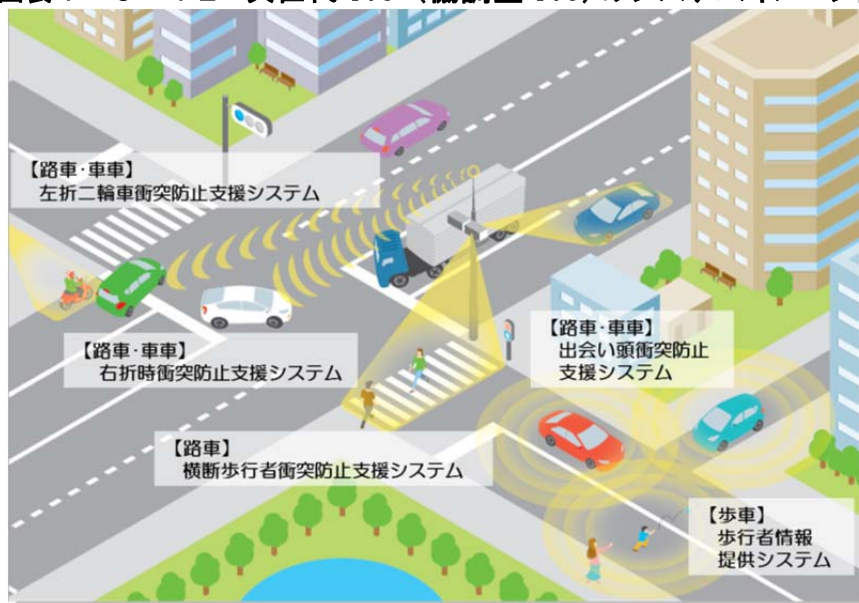
③ 今後の対応

より安全な道路交通社会の実現に向けた次世代 ITS として、車載のカメラやレーダー等により車が自ら走行環境を認識する、いわゆる自律型システムに加えて、車両外部との無線通信を活用する協調型のシステム⁶⁵を導入することにより、建物や大型車等の陰になって自車からは見えない位置⁶⁶にある車両や歩行者の存在等も把握し、適切な衝突回避を図ることが可能な高度な安全運転支援システムや将来の自動走行システムの実現が重要なテーマとして位置付けられている。

このような次世代 ITS（協調型 ITS）の実現のためには、760MHz 帯安全運転支援システム⁶⁷における車車間通信や路車間通信、79GHz 帯高分解能レーダー、携帯電話網によるプローブ情報活用システム⁶⁸など、高度な無線システム等を組み合わせて用いることが有効であり、産学官の連携による取組⁶⁹を積極的に進める必要がある。このような協調型 ITS については、昨年、大手自動車メーカーが 760MHz 帯システム車載器を搭載する車を 2010 年代半ばに商品化することを発表⁷⁰するなど、近い将来の実用化に向けた動きが具体化しており、このような車車間通信を活用する協調型 ITS の実現は世界初であることから、その動向が注目されている。

⁶⁴ 出典：ITS 情報通信システム推進会議資料、VICS センター資料、トヨタ自動車資料をもとに作成
⁶⁵ 電波による走行中の車両間の通信（車車間通信）や道路脇に設置した無線局（路側機）等との通信（路車間通信）によって得られる情報も運転支援や車両制御等に活用する次世代の ITS のこと。
⁶⁶ 車載のカメラやレーダーでは検知が困難である。
⁶⁷ 物陰等にも回り込むなど広範囲に確実に情報を伝えられる 760MHz 帯電波の優れた伝搬特性が非常に有効である。
⁶⁸ 現在も既に各自動車メーカー等では、収集したプローブ情報（各車両の位置・速度情報等）を基に自社の顧客向けの道路交通情報の提供サービス等が実施されているが、今後更なる有効活用や新たなビジネスの創出等が期待される。
⁶⁹ 2014 年度（平成 26 年度）の総務省予算（2.1 億円）や SIP 予算により取組中。
⁷⁰ トヨタ自動車、自動運転技術を利用した高度運転支援システムを 2010 年代半ばに導入（2013 年（平成 25 年）10 月 11 日）。http://www2.toyota.co.jp/jp/news/13/10/nt13_057.html

図表 1-3-12 次世代 ITS（協調型 ITS）のシステムイメージ図⁷¹



今後、多くのメーカーから 760MHz 帯システム車載器やこれと通信する路側機が製品化され、市場投入されることを想定すれば、日本がリーダーシップを発揮した上で国際協調を図りつつ、それら車載器や路側機の相互間での無線通信が確実に成立すること（相互接続性）を確認する体制が必要となる。また、車車間通信や路車間通信において、悪意の第三者によるいわゆる「なりすまし」等のセキュリティ上の脅威に対応するため、必要に応じて発信元の真正性、通信情報の完全性、機密性の確保等を図るための技術的な仕組みの確立と関係者における運用体制の整備が必要である⁷²。このため、協調型 ITS の車車間通信・路車間通信等の無線利用システムの実用化に当たり、官民連携して国内外の自動車メーカー等にオープンな電波テストベッド等による無線通信機器の相互接続性の確認や検証が可能な環境整備、実運用を想定した大規模な実証を実施するとともに、研究開発の試験環境等を確保していくことが重要である。

これらの取組を推進していくことにより、近い将来、世界に先駆けて本格的な協調型 ITS を我が国で実現させるとともに、その普及展開や更なる高度化を図っていくことが可能になるものと期待される。また、将来の自動走行システムの実現に向けては、自律型システムと協調型システムを統合し、自動車の走行機能の基本要素と言われる認知、判断、操作の仕組みを総合的に高度化していくことが重要である。そのためには、高精度かつ高信頼な無線技術等により、車両が自らの進路上の交通環境等を常に把握、認識し、これによる状況判断、車両制御等を適切に行っていくことが可能となるよう、更に高度な協調型 ITS の実現が必要となる。

このような取組は、これまでも増して、無線通信だけでなく、ITS に関わる様々な技術の観点も含め、関係者や関係省庁が一体となって積極的に取り組んでいくことが欠かせないものであり、前述の総合科学技術・イノベーション会議 SIP でのプロジェクト等への積極的な参画が求められる。

⁷¹ 出典：ITS 情報通信システム推進会議資料

⁷² これら課題に対応するため、官民関係者が参加する総務省「情報セキュリティアドバイザーボード ITS セキュリティ検討グループ」にて車車間通信・路車間通信のセキュリティ管理の仕組みの導入に係る検討を行い、2014年（平成26年）5月に「セキュリティ要求事項」が取りまとめられている。また、これを踏まえ、総務省予算（2014年度（平成26年度）2.1億円）により必要なシステム開発、実証のプロジェクトに取り組んでいる。

④ 国際調和と国際展開

今後、自動車メーカーや機器メーカーが次世代 ITS における国際競争力を高め、国際展開を進めていく上では、次世代 ITS の周波数利用における国際調和の確保が重要である。また、仮に周波数帯が異なっても上位のレイヤー（メッセージセット、セキュリティ機能等）については整合性が取れている場合、共通的な機器製造が可能となる。このため、我が国において、近い将来実用化が予想される 760MHz 帯システムにおける上位レイヤー等を含め、欧米の標準仕様との整合性ができる限り確保されるように、関係者の間で国際協調の取組等⁷³を進めることが重要である。

一方、将来の自動走行システムには、車が常に周辺環境等の状況判断、車両制御等を適切に行うことができるよう、車車間や路車間等を直接結ぶ無線通信で、より多くの情報を瞬時に、頻繁にやり取りする高度な協調型 ITS が必要になることが想定されるなど、将来的には 760MHz 帯に加え、更なる使用周波数の確保が求められるものと考えられる。例えば、欧米での 5.9GHz 帯による車車間通信等の標準化動向⁷⁴を念頭に、我が国で現在既に ITS に用いられている 5.8GHz 帯を将来的に利用⁷⁵することを望む声もある。この点、自動車メーカーの団体では、先般、2020 年（平成 32 年）頃又はそれ以降の自動走行システムの実現を目指すに当たり、760MHz 帯の有効活用とともに、5.8GHz 帯を欧米の協調型 ITS とも整合のとれる高度化された方式で利用していくことを想定した検討等を開始⁷⁶している。今後、このような将来の自動走行システム等の周波数使用や無線通信方式の検討に当たっても、国際調和の確保の観点から、5.8GHz 帯の活用も含め、関係者において具体的な検討等⁷⁷が進められる必要がある。さらに、官民関係者で連携して、我が国の ITS 技術の国際展開を積極的に促進し、アジア太平洋地域における道路交通問題等への対応に貢献していくことが求められる。

⁷³ 760MHz 帯システムの上位レイヤーに係る欧米仕様との整合性確保については、総務省予算により開発実証プロジェクト等に取り組んでいる。

⁷⁴ 欧米では 5.9GHz 帯の車車間通信等が実用化に至っていない中、無線 LAN を同周波数帯等に拡張する動きがある。なお、我が国では同周波数帯は放送素材伝送を行う放送事業用無線局（FPU）及び固定回線（TTL 及び STL）等に用いられている。

⁷⁵ 5.8GHz 帯は既に ETC や ITS スポットで利用されており、そのチャンネル整理や共用技術の確立等が必要となるほか、ISM バンドである同周波数帯で運転支援等のクリティカルなシステムを運用することが可能か考慮されていないことにも留意する必要がある。

⁷⁶ 一般社団法人日本自動車工業会 安全環境技術委員会 ITS 技術部会では、将来の自動走行システムの実現に必要と考える無線通信等について検討している。

⁷⁷ 欧米における 5.9GHz 帯での車車間通信等の実現に向けた取組や無線 LAN との周波数共用、共存に係る技術的検討等の状況に留意し、引き続き国内外の動向等を注視しつつ、我が国の将来の協調型 ITS の重要性等も念頭に、無線 LAN への 5.8GHz 帯追加割当可能性の検討と並行して所要の検討、対応が図られる必要がある。その際、欧米では協調型 ITS と無線 LAN の周波数共用や共存を可能にする方策（干渉回避技術）の導入も想定されることから、必要に応じてその動向に配慮しつつ、取組を進めることが適当である。

第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策

1 新たな周波数割当ての目標

(1) 電波の希少性・重要性を踏まえた政策形成の重要性

① 電波利用に係る政策検討

ワイヤレスブロードバンドの高度化や M2M の普及など無線通信の利用が拡大し、電波利用が産業及びサービスの基盤となる中で、電波の希少性や重要性が更に高まってきた。この点については、電波が有限希少な国民共有の資源であることを踏まえ、電波の価値が国民にどのように還元されるかについて、国民目線の議論が必要である。その上で、利用者視点と産業競争力の両方の視点で政策検討を行い、有限希少な周波数の使用について制度面を含めた検討をしていく必要がある。

また、国民共有の資源である電波の社会インフラとしての役割が今後益々重要となる中で、電波利用を行う者の公共性や社会的責任も重くなる。すなわち、電波利用については、ビジネスとしての効率性の視点とともに、利用者に提供されるサービス内容等の国民へのメリットや社会政策・社会的責任の視点からも検討する必要がある。さらに、周波数がひっ迫する中で、電波を用いて電気通信業務や放送等の事業を営む無線局免許人は「電波資源を利用できるという特別な地位にあること」を十分認識することが必要であり、電波の有効利用を推進するため、最新の技術の導入、使用帯域の圧縮などを図るほか、他免許人等との協力を行うことが期待される。

将来の電波利用に係る政策検討を行う上での時間軸については、2020年(平成32年)に向けた検討とともに、2020年(平成32年)以降の長期的な将来についても見据えた上で、政策の方向性を検討すべき⁷⁸である。例えば、現在、通信、放送、測位、レーダーなど広範な分野で電波利用が行われているが、中長期的な検討を行う場合これらの分野の垣根を越えて電波利用のあるべき姿を検討した上で、国際的動向も踏まえ検討を行っていくことが重要である。

なお、電波法に基づく携帯電話等電気通信サービスへの周波数の割当てについては、電波の有効利用が電気通信事業の健全な発達を促し、公共の福祉の増進に資するよう、電気通信事業法の競争政策とのリンクについても十分考慮するべきである。

このように電波の公共性と経済的価値の調和をとりつつ電波利用社会全体の発展を図ることが重要である。

② 周波数の経済的価値を考慮した周波数の割当て・移行・利用

電波利用が様々な産業やサービスの基盤となっている現状に鑑み、今後の電波利用の在り方を考えるに当たっては、周波数の経済的価値を考慮して、周波数割当て等に関する政策を検討していくことが必要である。

電波の経済的価値という観点からは、これを踏まえた帯域当たりの電波利用料が2005年(平成17年)から導入されているほか、周波数の再編に伴い、再編後の周波数を利用する者が、既存の無線局の周波数移行に要する費用を負担する終了促進措置が2011年(平成23年)から導入されている。

本懇談会においては、現在採用されている比較審査方式による周波数割当てについては、新技術の早期導入や早期エリア化等が健全な事業者間競争の中で促され、周波数再編も加速するなど、バランスの良い制度であるとの意見が複数出された。また、

⁷⁸ 「2020年より先のそこ(2040年)までを視野に入れ、(中略)電波の用途、目的、需要に合わせて有機的に周波数の割当てを変えていけるような仕組みづくりもやっていくべき」との意見があった。(第1回電波政策ビジョン懇談会、関口構成員)

電波の効率的利用へのインセンティブを与える観点から、周波数ひっ迫度を同等にする周波数割当てにより、公平な競争環境が維持されると考えられるとの意見があった。

一方、海外においては、周波数の経済的価値を考慮し、市場メカニズムを活用した周波数オークションが行われているほか、周波数の再編を促すインセンティブ・オークションの検討などが進められている。また、移動通信用の周波数保有の寡占化の防止策として、周波数保有量規制の適用（米国）⁷⁹、周波数キャップ規制の適用（英国）⁸⁰、企業結合時の周波数の返上⁸¹などが行われる事例もある。

今後、周波数のひっ迫度が高まり、電波利用の社会的責任が更に高まると考えられる中で、周波数の効率的利用や再編を一層効果的に進める手法について引き続き検討することが必要である。具体的には、700/900MHz帯における終了促進措置等、既存施策の実施状況等につき適宜レビューを行い、周波数の経済的価値も考慮しつつ、比較審査方式による周波数帯の新規割当てや終了促進措置等による周波数再編等の既存手法の改善に適宜努めていくことが必要である。また、諸外国における上記政策動向等も踏まえつつ、周波数の効率的利用や再編へのインセンティブ付与等を含めた市場メカニズムの更なる活用や、携帯電話等の基地局の開設やサービスの提供を適切な形で継続的に確保する方策、携帯電話等の基地局の開設計画認定後の電波の能率的な利用の確保、認定期間終了後の取扱い（認定期間中と同等の効力を引き続き確保するか否か等）について、引き続き検討を行っていくことが適当である。この際、電気通信事業法に基づく競争政策とのリンクを考慮していくことも重要である。

③ 利用者視点を踏まえた電波政策

電波が国民一人一人に不可欠なものとなっている現状に鑑みれば、「電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増進」を実現するために、電波政策においても利用者視点を踏まえていくことが重要である。

具体的には、携帯電話等のサービスを利用者に提供する電気通信事業者に周波数が公平に割当てられ電波の能率的な利用が確保されることは個々の携帯電話利用者にとっても重要であり、追加周波数の割当て等を行う際にも競争政策をはじめとする電気通信事業政策との連携を図り、利用者にとって不利益にならないようにすることが必要である。そのため、例えば、携帯電話事業者への周波数割当てに当たり、不感地域の解消、MVNOに対する回線提供、通信量に応じた料金体系等についても適切に考慮して、特定基地局の開設計画の認定等を行っていくことが適当である。

一方、個人でも自ら簡単に無線局を開設し利用できるよう、無線局免許が不要な特定小電力無線局や簡単な手続で開設可能な登録局等についても、社会ニーズに応じて見直し、拡充を図っていくことが必要である。例えば、技術基準を満たした多様な小電力のデータ通信システム（Wi-SUN、ZigBee、Bluetooth、Wi-Fi等）は免許不要で開設可能であり、これらがM2M、IoT、IoE、ウェアラブル端末などに活用され、多様な電波利用が可能となることで、新たなICTサービスの提供や新産業の創出につながる環

⁷⁹ 米国においては、企業結合、二次取引、長期周波数リース契約等を通じた移動通信用周波数全体の保有量規制があり、基準となる全体の周波数数量（580.5MHz）の3分の1である194MHzが保有上限とされている。この際、10%を超える持ち分等がある場合であって（帰属関係）、それが支配的關係にあると判断される場合には、出資先の免許人が保有する周波数が、周波数保有量にカウントされる場合があるとされる（第11回電波政策ビジョン懇談会、（一財）マルチメディア振興センタープレゼンテーション資料）。

⁸⁰ 英国においては、4Gオークション時に周波数キャップが導入され、移動通信用の周波数全体の保有量規制（全体の37%以下）、1GHz以下の周波数保有量規制（全体の42%以下）等が導入された。（第11回電波政策ビジョン懇談会、（一財）マルチメディア振興センタープレゼンテーション資料）。

⁸¹ 英国におけるT-MobileとOrangeUK（現EE）の合併において、両社が保有する1800MHz帯のうち25%（2×15MHz）の周波数を返上することが欧州委員会による合併承認（2010年3月承認）の条件とされた。独国におけるテレフォニカとE-Plusの合併においても、一定の周波数返上が欧州委員会による合併承認（2014年7月承認）の条件とされた。

境を確保することが重要であり、こうした視点を踏まえて、免許不要局等における周波数共用に係る技術基準を定め、必要な周波数帯を確保することが必要である。

さらに、誰もが安心・安全に電波を利用できる環境を確保するために、無線設備等の技術基準や人体への防護指針などについても、国際動向等を踏まえつつ、適宜見直しを行うとともに、電波利用、電磁波及び情報セキュリティ等に係る利用者リテラシーを高めていく施策に引き続きしっかりと取り組んでいくことが重要である。

④ 電波政策に係るレビューの実施

電波利用を取り巻く環境は、常に変化しており、これまで有効であった施策が将来にわたっても適切なものであるとは必ずしも言えないことから、技術革新などの変化を踏まえ柔軟かつ機動的に電波政策を展開していくための継続的なレビューと見直しの仕組みが必要である。

このため、700/900MHz 帯における終了促進措置や競争政策と電波政策の連携等個々の施策の進捗状況やその効果等について、技術の進展や利用動向の変化等についても戦略的に踏まえつつ、適切なタイミングでレビューを実施し、所要の制度見直し等につなげていくことが重要である。

(2) 周波数確保に向けた中期的計画の現状

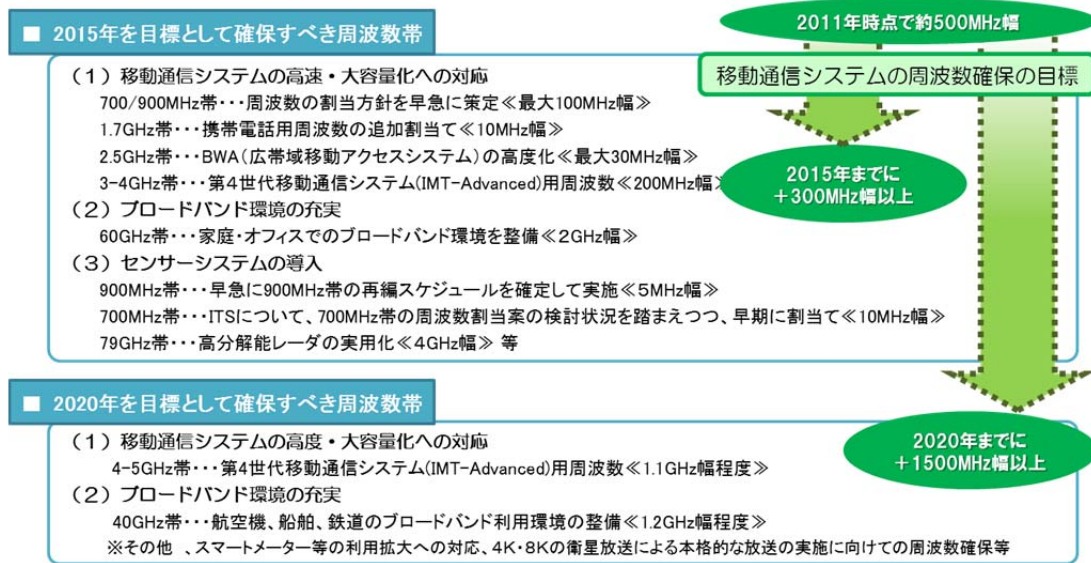
① 我が国における計画

2010年（平成22年）11月に、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境を実現するため、周波数確保のための方策を検討することを目的とした「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ⁸²」のとりまとめとして「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」が発表された。

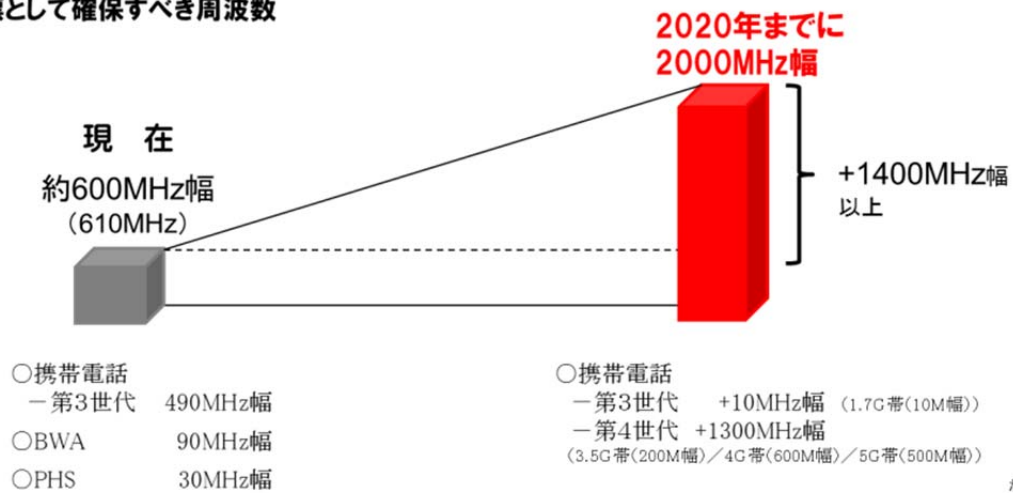
同アクションプランにおいて、2015年（平成27年）までに、移動通信システムやセンサーネットワークシステムについて、5GHz帯以下の周波数帯域において300MHz幅を超える周波数を新たに確保すること、2020年（平成32年）までには、4Gの導入や航空機・船舶・鉄道等のブロードバンド環境の整備等を図るため、1500MHz幅を超える周波数確保を図ることが基本方針として示された。また、同アクションプランに基づき、700MHz帯及び900MHz帯の周波数再編が行われ、それぞれの周波数帯が移動通信事業者に割り当てられている。また、BWAに対する2.5GHz帯の周波数割当てなども行われるとともに、4G用周波数（3.5GHz帯）の割当てに向けたプロセスが進められている。

⁸² 2010年（平成22年）4月にICTタスクフォース「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」のもとに設置された。

図表 2-1-1 ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン



■ 2020年を目標として確保すべき周波数



出典：総務省作成

② 諸外国における計画

2010年(平成22年)3月に米国・連邦通信委員会(FCC)は「国家ブロードバンド計画(Connecting America: The National Broadband Plan)」を連邦議会に提出した。同計画において、「世界一のワイヤレスブロードバンド環境の整備」を挙げており、今後10年間(2020年(平成32年)まで)に500MHz幅(2015年(平成27年)までに300MHz幅)の周波数を新たにワイヤレスブロードバンド向けに利用可能とすることを目標に掲げている。

2010年(平成22年)12月に発表された英国の「英国高速ブロードバンドの未来」においては、2020年(平成32年)までに5GHz以下の帯域において500MHz幅を確保するとしている。また、2011年(平成23年)11月に発表された仏国の「フランス・デジタル2012-2020」においては、2020年(平成32年)までに450MHz幅を確保するとしており、2013年(平成25年)12月に発表された韓国「モバイル広開土プラン2.0」においては、2023年(平成35年)までに1190MHz幅を4段階に分けて確保するとしている。

このように、2010年(平成22年)以降、諸外国においても、モバイルブロードバン

ドのための周波数帯確保を中長期的に行っていこうとする動きが活発化している。

③ ITUにおけるIMTに対する周波数追加分配

4Gの導入に関して、ITUでは、「IMTが将来必要とする周波数帯域幅」及び「IMTに適した周波数帯」に関して検討を行っている。

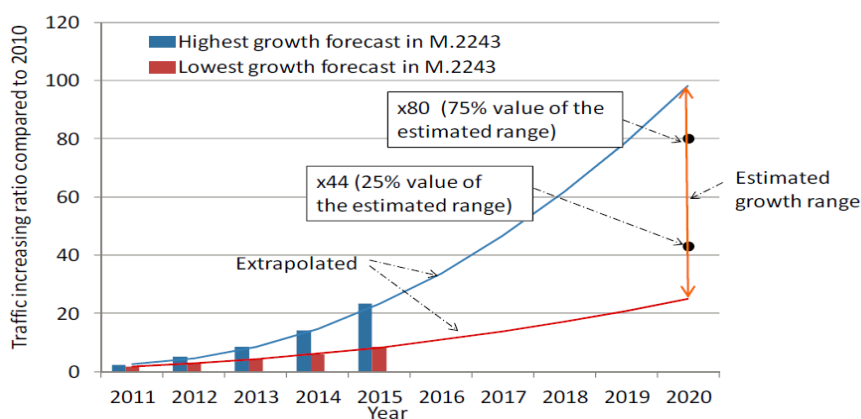
具体的には、ITU-Rの携帯電話（IMT）の国際標準や周波数に関する検討を担当しているSG5 WP5Dにおいて、IMTの所要周波数帯域幅の推計方式について、我が国を含めた各国からの提案に基づき検討を行い、2013年（平成25年）7月のWP5D会合において、2020年（平成32年）までにIMTの必要な周波数帯の推計結果として、ユーザ密度に応じて、需要の低い国・地域で1340MHz幅、需要の高い国・地域では1960MHz幅の周波数が必要との結論を得た。この検討結果について、2013年（平成25年）12月のSG5会合で承認し、ITU-R報告M.2290⁸³を発行している。

また、2013年（平成25年）7月のWP5D会合において、IMTに適した周波数帯に関する検討を行い、所要周波数帯域幅を考慮しつつ、我が国を含めた各国からの提案⁸⁴を集約する形で、410MHz～6GHz帯において、IMTに適した候補周波数帯をリストアップすることについて合意された。

さらに、2014年（平成26年）7月のITU-R JTG4-5-6-7⁸⁵において、WP5D等の関連会合や各国主管庁等より提案されたIMTに適した候補周波数帯に基づき、既存業務との共用検討等が行われ、2015年（平成27年）に行われる世界無線通信会議（WRC-15）の準備として、CPMテキスト案⁸⁶の作成が完了した。なお、IMTへの周波数追加分配は、2015年（平成27年）11月のWRC-15において結論が得られる予定である。

（参考）ITUは地上系IMTのための将来的周波数要求についての予測⁸⁷を行っている（ITU-R M.2290-0）（2013年（平成25年）12月）。それによれば、2020年（平成32年）時点のトラヒックは2010年（平成22年）に比して約44倍から約80倍を標準シナリオとしている。当初推計結果及びM.1768-1の予測手法に基づいて算出した2020年（平成32年）時点の所要周波数帯域幅は1340MHz（低密度設定）～1960MHz（高密度設定）となっている。

図表2-1-2 2020年に向けたモバイルトラヒック予測



出典：ITU-R Report M.2290-0

⁸³ ITU-R Report M.2290-0 “Future spectrum requirements estimate for terrestrial IMT”
http://www.itu.int/dms_pub/itu-r/opb/rep/R-REP-M.2290-2014-PDF-E.pdf

⁸⁴ 我が国は、1427.9-1462.9/1475.9-1510.9MHz、3400-3600MHz、3600-4200MHz、4400-4900MHzの周波数帯を提案。

⁸⁵ ITU-R Joint Task Group 4-5-6-7の略。ITU-Rに設置されたWRC-15議題1.1（IMTへの追加周波数特定に向けた検討）及び議題1.2（欧州、アフリカ地域における700MHz帯の移動業務への分配検討）の検討を行う組織。SG4（衛星）、SG5（地上）、SG6（放送）、SG7（科学）の関係者が合同で議論。

⁸⁶ WRCの各議題の解決手法をとりまとめたもの

⁸⁷ ITU-R Report M.2290-0 “Future spectrum requirements estimate for terrestrial IMT”

(3) 2020年代に向けた対応

ワイヤレスブロードバンド等を含む無線サービスを一層発展させ、電波関連産業の発展を支えるために、移動通信のデータトラフィック量の増加に対応したネットワークの在り方・所要周波数幅について検討すべきである。

こうしたデータ通信の伸びへの対応としては、①効率のよい通信方式の採用、②通信エリアの小ゾーン化による通信容量の拡大、③割当周波数幅の拡大等の方法があり、これらを組み合わせて総合的に対応していく必要がある。特に、③については、今後、映像コンテンツの高精細化やM2M等の新たなサービスの普及が進展する中で、東京オリンピック・パラリンピック開催時のトラフィック増を念頭に、十分に余裕を持った形で無線システムの通信容量を確保できるようにする必要がある。この際、スマートフォン等の移動通信システムのオフロード先である無線LAN等の周波数幅を含め、検討を行うことが適当である。

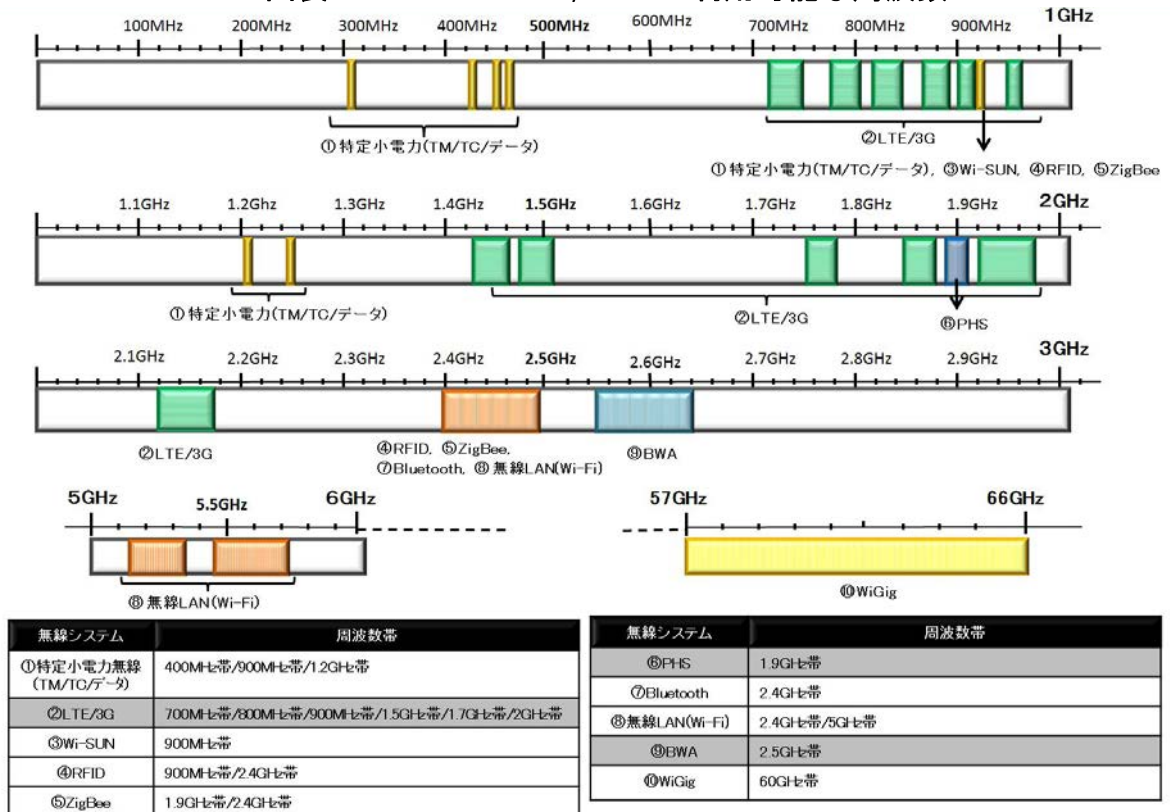
このような状況を踏まえ、2010年（平成22年）に設定した「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」における目標値を見直すことが適当と考えられることから、本懇談会においては無線LANを含めて移動通信システム用の周波数割当ての新たな目標を設定することとし、(4)に具体的な対応をとりまとめた。

5G等将来の移動通信システムに必要な十分な周波数幅を確保するためには、従来移動通信には使用されてこなかった高い周波数帯の利活用を可能とする技術を確立する必要があることから、所要の研究開発・実証実験・標準化等を推進する必要がある。また、今後移動通信システムでの使用を検討する周波数帯の大半は既存の無線システムとの共用が前提となることから、効果的な周波数共用を可能とする技術やルールの確立が必要となるが、それぞれの無線システムの利用状況を踏まえて、例えば、移動通信システムの需要が高い大都市部においては、固定無線回線を光ケーブルに置き換える、あるいは衛星通信システムは都市部を避けて設置するなど、移動通信システム用の周波数を確保するために場所的な工夫による周波数共用を図るなどの更なる高度活用の推進が必要であり、公共周波数やISMバンドの扱いについての検討なども合わせて行う必要がある。このように、今後、世界無線通信会議（WRC-15及びWRC-19）において、移動通信用の追加周波数帯の特定のための調整が実施される予定であり、戦略的にこれに対応していく必要がある。

また、今後、M2M、IoT、ロボット等の分野で新しい電波利用の形態が広く展開することが予想されることから、こうしたIoT等の分野に利用するための周波数についても対応していくことも必要と考えられる。

現在、IoT等で利用可能な無線通信システムは、携帯無線通信（LTE/W-CDMA等）、PHS、BWA（AXGP/WiMAX）といった電気通信サービスのほか、Wi-SUN、ZigBee、Bluetooth、Wi-Fi、特定小電力無線、RFID等であり、周波数帯は400MHz帯/700MHz帯/800MHz帯/900MHz帯/1.2GHz帯/1.5GHz帯/1.7GHz帯/1.9GHz帯/2GHz帯/2.4GHz帯/2.5GHz帯/5GHz帯を利用している。また、ITSに使用される700MHz帯や超高速通信が可能な60GHz帯なども今後利用される見込みである。

図表 2-1-3 M2M, IoT に利用可能な周波数



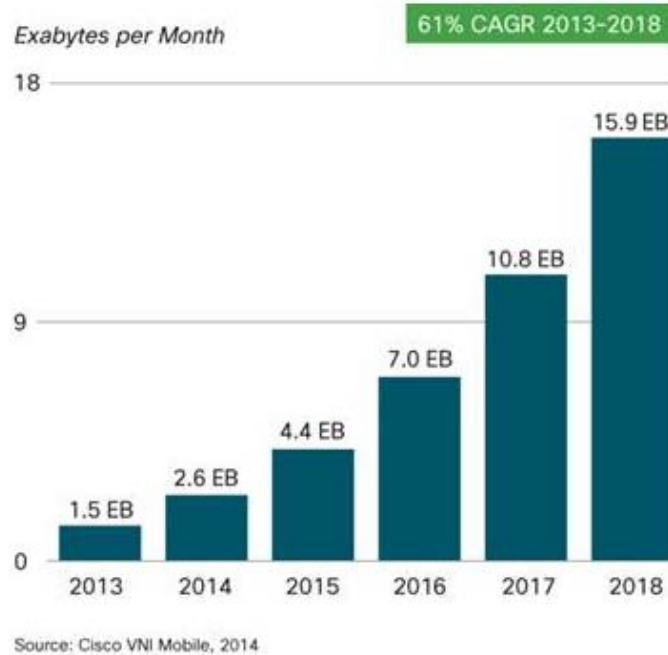
出典：総務省作成

このように、引き続き、IoT等の新たな電波利用の健全な発展に向け、個々のサービスの利用方法・環境や需要動向等に応じ、各周波数帯での伝搬特性や伝送容量等の特長を踏まえて、既存利用の周波数の一層の効率的な使用や割当て周波数の拡大等について検討していくことが適当である。

(参考)なお、米・シスコ社の予想によれば、グローバルなデータトラフィックの成長は、モバイル接続利用者の増加、スマートなデバイス利用の増加、M2M利用の増加などにより2013年(平成25年)→2018年(平成30年)の間に11倍になり(1.5EB→15.9EB)毎年平均して1.6倍の増加⁸⁸が見込まれるとしている。

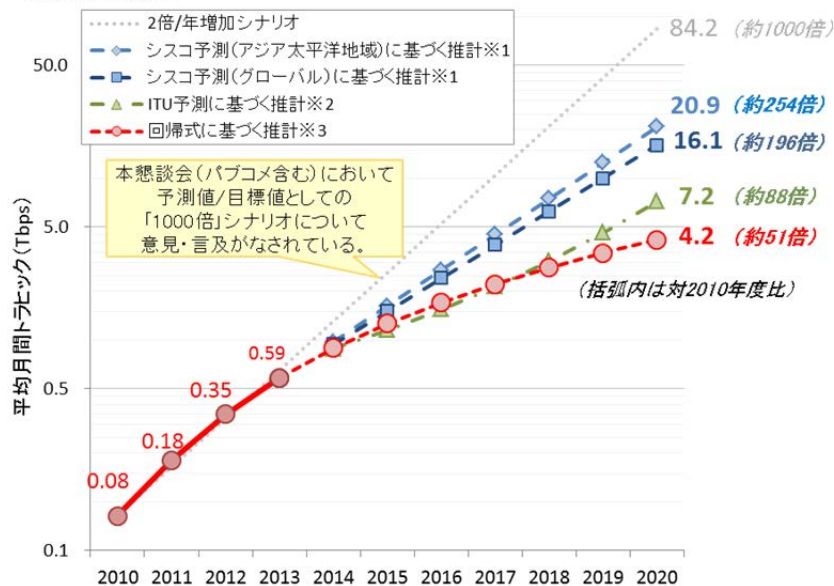
⁸⁸ <http://www.cisco.com/web/JP/news/pr/2014/010.html>

図表 2-1-4 2018年（平成30年）に向けたモバイルトラフィック予測⁸⁹



図表 2-1-5 移動通信トラフィックの将来動向予測⁹⁰

※縦軸は対数表記



<予測方法>・トラフィックは実績値(我が国の移動通信トラフィックの現状)を基に、
 ※1:シスコ予測のCAGRを適用、
 ※2:ITU予測(前々頁参照:最大シナリオ)の倍率を適用、
 ※3:ITU-Rの手法(前々頁)に倣い2次関数の近似式で予測

(4) 具体的対応

携帯電話等の移動通信システムは、市場がグローバル化していることから、低コスト化や利用者利便の確保の観点のみならず、国際展開の円滑化等により国際競争力の強化につながる観点からも、諸外国における周波数の割当状況等を考慮して周波数の確保を行うこ

⁸⁹ 出典：“Global Mobile Data Traffic Forecast Update 2013-2018”
http://www.cisco.com/c/en/us/solutions/collateral/service-provider/visual-networking-index-vni/white_paper_c11-520862.html

⁹⁰ 第7回電波政策ビジョン懇談会、中村構成員発表資料「2020年以降の電波利用システムの姿」より抜粋

とが必要である。なお、最大 10Gbps の超高速通信を実現する 5G については、従来以上に広帯域の周波数幅が必要となることから、現在携帯電話等に広く活用されている UHF 帯のほか、VHF 帯からミリ波帯までの複数の周波数帯の電波を組み合わせた利用を念頭に、幅広い周波数帯の確保を検討することが必要と考えられる。

まず、6GHz 以下の周波数帯においては、現に 3GPP が策定している国際標準バンドと協調した周波数帯や ITU において当面確保すべき対象とされている周波数帯を優先的に確保するとともに、オフロードの進展等により今後無線 LAN との一体的な周波数使用が高まるものと考えられることから、無線 LAN を含めて周波数を確保することとし、既存無線システムとの共用検討等を進めることが適当である。

具体的には、以下に示すとおり、現在携帯電話等に割り当てられている約 610MHz 幅に、無線 LAN 用周波数（屋外で利用可能な周波数に限る。）の 350MHz 幅を加えた計約 960MHz に加え、新たに合計約 1950MHz 幅を携帯電話や無線 LAN 等への追加割当ての検討対象周波数帯とし、これらの合計約 2900MHz 幅の周波数帯について、既存の無線システムとの周波数共用や周波数再編等に係る検討を進め、2020 年（平成 32 年）までに、これらのうち 2700MHz 幅程度の周波数帯幅を、携帯電話や無線 LAN 等の移動通信システム用の周波数として確保することを目標とすることが適当である。

■ 既存の周波数割当て

[携帯電話等用] 700MHz 帯/800MHz 帯/900MHz 帯/1.5GHz 帯/1.7GHz 帯/2GHz 帯/2.5GHz 帯（合計約 610MHz 幅）

[無線 LAN 用] 2.4GHz 帯/5.6GHz 帯（合計約 350MHz 幅）* *屋内限定の周波数は除く

■ 追加的割当ての検討対象とする 6GHz 以下の周波数帯

3GPP による国際標準バンドのうち、我が国で現在携帯電話等に使用されていない周波数帯には、既存の無線システム^{※1}が存在するため、既存無線システムの周波数移行が難しい場合、当該既存システムとの周波数共用が前提となる。

また、昨今の移動通信トラヒックにおいて、上りに対して下りトラヒックが約 7 倍と上下の非対称性が顕著であるため、非対称の割当ての可能性を含めて検討していくことも有用と考えられる。

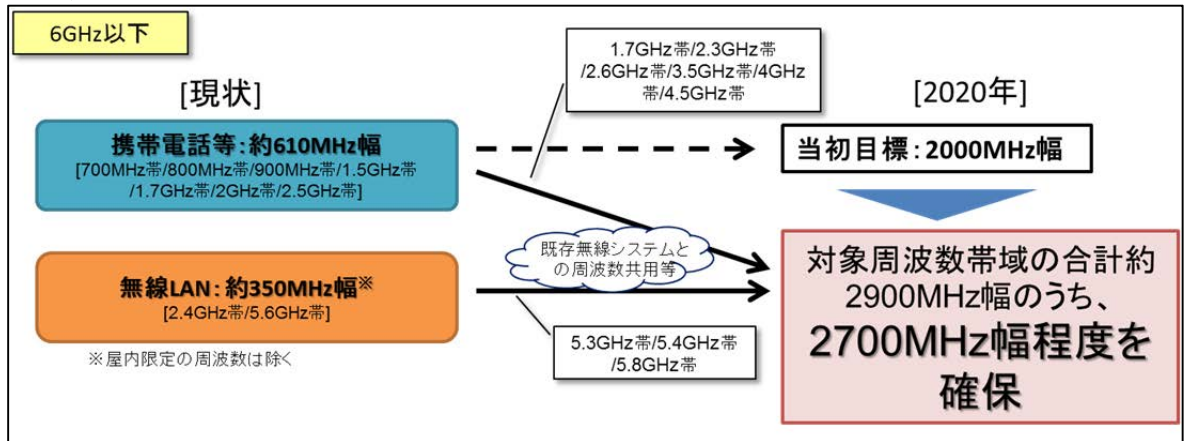
※1：公共業務用システム、衛星システム、レーダー、DSRC 等

検討対象とする周波数帯（6GHz 以下）は以下のとおりである。

[携帯電話等用] 1.7GHz 帯/2.3GHz 帯/2.6GHz 帯/3.5GHz 帯/4GHz 帯/4.5GHz 帯（合計約 1500MHz 幅）

[無線 LAN 用] 5.3GHz 帯/5.4GHz 帯/5.8GHz 帯（合計約 450MHz 幅）

図表 2-1-6 移動通信システム用の周波数帯の確保（6GHz 以下）



また、6GHz 以上の周波数帯にあっては5Gでの活用を念頭に、国際分配において移動業務に分配されている周波数帯のうち、未使用の周波数帯（40GHz帯/48GHz帯/70GHz帯：合計約10GHz幅）に加え、現在、固定・衛星系等で使われている周波数帯（8.4GHz帯/14GHz帯/28GHz帯/80GHz帯：合計約13GHz幅）の約23GHz幅を対象として検討し、諸外国の動向等を踏まえつつ、対象周波数帯の利用に関する研究・標準化等を進めた上で、今後必要となる周波数幅を確定・確保していくことが適当と考えられる。

■ 追加的割当ての検討対象とする6GHz以上の周波数帯

従来携帯電話等の移動通信システムには利用されてこなかった高い周波数の電波が対象となることから、高い周波数の電波の利用技術の研究開発を進めるとともに、既存の無線システム^{※2}が存在する周波数帯にあっては周波数共用等に関する技術的検討が必要である。

※2：衛星システム、固定無線システム、高速無線伝送システム等

検討対象とする周波数帯（6GHz以上）は以下のとおりである。

8.4GHz帯/14GHz帯/28GHz帯/40GHz帯/48GHz帯/70GHz帯/80GHz帯（合計約23GHz幅）

図表 2-1-7 移動通信システム用の周波数帯の確保（6GHz 以上）



2 電波有効利用の推進

(1) 電波の利用状況調査と周波数再編アクションプラン

① 電波利用状況調査

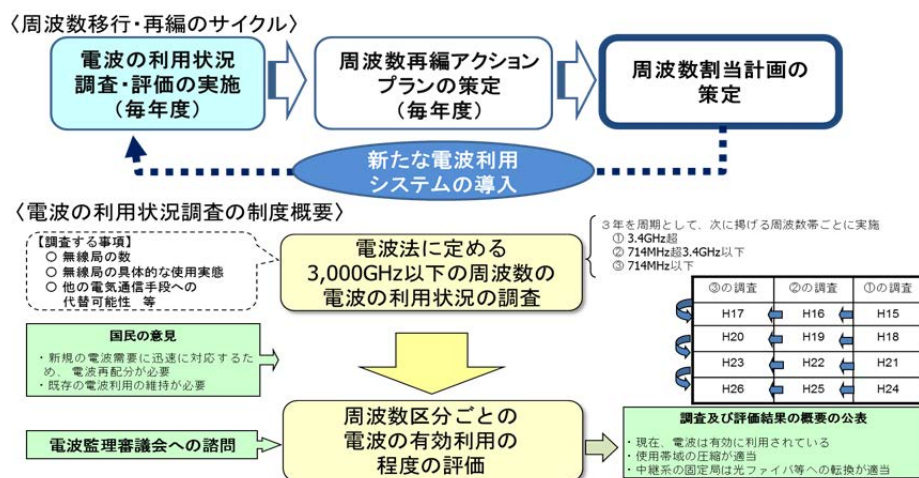
総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（周波数割当計画⁹¹）を作成し、これを公表することとされている⁹²。また、電波の有効利用の実現に当たり、必要な周波数の再配分（新たな周波数割当計画の策定）等に資するために、電波の利用状況を調査・公表し、国民の意見を踏まえ、電波の有効利用の程度を評価するための電波の利用状況調査・公表制度⁹³が導入されている。

当該制度については、電波の利用状況の調査等に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第 3 条に基づき、おおむね 3 年を周期として、電波法で定める周波数帯（3,000GHz 以下）について

- (i) 714MHz 以下
- (ii) 714MHz を超え 3.4GHz 以下
- (iii) 3.4GHz を超えるもの

の 3 つに区分し、区分ごとに毎年度順番に調査を行っている。制度導入後、最初に行われた 2003 年度（平成 15 年度）には 3.4GHz を超える周波数帯、翌年の 2004 年度（平成 16 年度）には 770MHz⁹⁴ を超え 3.4GHz 以下の周波数帯、3 年目の 2005 年度（平成 17 年度）には 770MHz 以下の周波数帯について調査が行われたところであり、4 年目の 2006 年度（平成 18 年度）以降は再び 3.4GHz を超える周波数帯から順次、利用状況調査⁹⁵を実施⁹⁶している。

図2-2-1 電波の利用状況調査・公表制度の概要



出典：総務省作成

⁹¹ 周波数割当計画には、割り当てることが可能である周波数ごとに、無線局の目的や周波数の使用に関する条件等を記載するものとされている。

⁹² 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（周波数割当計画）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならないと法定されている（電波法第 26 条第 1 項）。

⁹³ 2002 年（平成 14 年）電波法改正により導入された（電波法第 26 条の 2 第 1 項）。

⁹⁴ 2012 年（平成 24 年）の省令改正（平成 24 年総務省令第 100 号）により、調査対象となる周波数帯の区分が、①714MHz 以下のもの、②714MHz を超え 3.4GHz 以下のもの、③3.4GHz を超えるもの、という 3 つの区分に変更された。

⁹⁵ 免許人の数、無線局の数、無線局の目的及び用途、無線局の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画等について調査を行うこととされている。

⁹⁶ 必要があると認められるときは、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことが可能とされており、例えば 2012 年度（平成 24 年度）には 2.5GHz 帯 BWA について臨時の利用状況調査が実施されている。

電波の公平かつ能率的な利用の観点から、電波の利用状況調査の結果を評価⁹⁷・分析し、周波数再編アクションプランを毎年度策定した上で周波数割当計画を策定する手法は一定の成果を上げており、本懇談会でも、有効に機能しているとの意見が多く出されていることから、今後もこのような周波数再編の仕組みについては維持することが必要である。また、更に効果を上げるために、重要な帯域については、利用状況調査を毎年行うなど、より詳細な把握を行うことが望ましいと考えられるが、その際には、免許人の負担が増大しない調査方法とするように配慮が求められる。

2013年度（平成25年度）電波利用状況調査の補完調査として、電波監視施設を活用した電波の発射状況調査が実施・公表されたが、今後電波利用状況の調査を行うに当たっては、このように実際に電波が発射されている周波数のモニタリングを積極的に活用することについても検討していくことが望ましい⁹⁸。さらに、今後、公共業務用⁹⁹の無線局についても、他システムとの共用を前提とした利用可能性を検討していく必要があるため、より詳細に利用状況を把握できる仕組みが求められる。

なお、電波の有効利用の程度の評価に際しては、無線局の使用実態について評価するとともに、無線局の公益性や役割等についても考慮して評価が行われている。また、周波数再編アクションプランや新たな周波数割当計画は、既存無線システムの設備規模、移行に要する経費負担などの条件についても考慮されており、こうした考え方・取組については今後も維持されるべきものと考えられる。

② 終了促進等について

電波の利用状況調査や周波数再編アクションプランの策定等の取組を進めるに当たっては、周波数再編のインセンティブ導入や再編を促進する制度等についても引き続き検討していく必要がある。

この点、周波数を割り当てられた者が、既存の無線局免許人との合意に基づき、既存無線局の周波数移行費用等を負担する終了促進措置について、現在実施している700/900MHz帯における取組の進捗状況を、国としても適切に把握するとともに、実施結果について、民間の当事者間の調整状況を含め適切なタイミングでレビューを行い、700/900MHz帯における取組で得られたノウハウを、将来の終了促進措置でも活用できるようにしていくとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、周波数再編等の加速に向けた更なる制度整備について検討することが適当である。

(2) 周波数の共用等

電波利用の進展とともに、UHF帯等の周波数がひっ迫する中で、新たなシステムの導入に当たり専用周波数帯としての割当てが難しい場合については、干渉の問題等を解決した上で、時間・空間的要素も加味して、周波数共用を推進していくことが有用である。

① ホワイトスペースの有効利用

ホワイトスペースとは、特定の目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数のことをいい、周波数を有効利用

⁹⁷ 利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものと法定されている（電波法第26条の2第3項）。

⁹⁸ モニタリング対象の拡大や精度等の向上には、電波監視センサの高密度化や位置推定技術（TDOA：Time Difference of Arrival（到達時間差））等の新たな技術の活用を含めたモニタリングシステムの充実を図ることが必要である。

⁹⁹ 公共業務用の無線局とは国や地方公共団体等が自らの業務用に運営する無線局であり、例えば、警察無線、消防・救急無線、防災行政無線、防衛用無線などが含まれる。

するための仕組みの一つである。特に、地上デジタルテレビジョン放送は地域ごとに使用しているチャンネルが異なることから、その空きチャンネルを活用する TV ホワイトスペースが先行事例となっている。我が国では、現在、TV ホワイトスペースを活用するシステムとして、エリア限定の放送サービスであるエリア放送¹⁰⁰や、放送番組制作やコンサート、舞台劇場、イベント会場等で用いられる高音質な特定ラジオマイク¹⁰¹が制度化されており、TV ホワイトスペース等利用システム運用調整協議会においてこれらのシステムの運用調整を行うこととされている。また、今後の災害向け通信システム（災害対応ロボット・機器用）やセンサーネットワークの制度化に向けた検討が行われており、研究機関においては TV ホワイトスペースを利用する無線 LAN 規格の実証実験¹⁰²も行われている。

一方、欧米においては、TV ホワイトスペースとして利用可能な周波数帯と場所を示す TV ホワイトスペースのデータベースシステムが構築・承認¹⁰³されており、当該データベースに基づき免許不要の無線システム¹⁰⁴を利用できる仕組みが構築されている。また、実証実験を進めるパイロットプロジェクト¹⁰⁵などが行われている。我が国においては、米国等と比較して地上デジタルテレビジョン放送を直接受信している世帯の割合が高く、放送用周波数が高密度に利用されていることから、こうした条件の違い¹⁰⁶について十分認識しつつ、周波数のひっ迫対策として有効である TV ホワイトスペースの利用促進に向け、地上デジタルテレビジョン放送の保護に関する研究を引き続き行うとともに、欧米における TV ホワイトスペースのデータベースシステムのような仕組みの導入可能性について検証を行っていくことが望ましい。

② 周波数共用等

前述のとおり、新たな無線システムの導入や需要増等による周波数の追加割当てに当たり、専用周波数帯の割当てが難しいケースが増加してくると見込まれることから、周波数共用を前提とした電波利用について検討を行うことが従来以上に求められる。一般業務同士の共用や電気通信業務と一般業務との共用は、これまでも広く実施されているが、今後は公共業務についても、使用頻度が低い場合や、使用地域との調整が可能な場合など、その運用に支障を生じない範囲において、他のシステムとの周波数共用を推進していくことが求められる。

なお、公共業務については、普段の使用頻度と緊急時等の際の使用頻度の差異が大

¹⁰⁰ スタジアムや大学、商店街の中など小規模のエリアに限定した放送を行う無線局として約 150 局が開設されている。ワンセグ携帯等の地上デジタルテレビジョン放送受信機で受信することができる。

¹⁰¹ 700MHz 帯の周波数再編に伴い、従来の周波数帯を利用する特定ラジオマイク（約 29,000 局）について周波数移行が進められており、2014 年（平成 26 年）11 月末現在、TV ホワイトスペース（710～714MHz を含む。）を利用する特定ラジオマイクは、約 3,300 局が開設されている。

¹⁰² ホワイトスペースを用いる無線 LAN システム（IEEE802.11af）について、標準化段階より独立行政法人情報通信研究機構において実証実験を実施 <http://www.nict.go.jp/publication/NICT-News/1212/02.html>

¹⁰³ テレビジョン放送の利用周波数やワイヤレスマイクなどを GPS 情報と紐付けて登録。米国における TV ホワイトスペースのデータベースシステムは、FCC により承認を受けている（現在 Key Bridge Global 社や Google 社等が構築したデータベースが承認されている）。ホワイトスペースで用いる無線局は技術適合認証を受ける必要がある。データベースに対して、固定局は位置登録を行い、移動局は特定可能な情報を提供する。また、各機器はデータベースをチェックしてから電波を発射しその後も定期的にデータベースを確認し、状況に応じた出力制限も行う機能を有する必要があることとされている。

¹⁰⁴ デジタル・ディバイド対策のブロードバンド通信システムや長距離通信が可能な無線 LAN（スーパー Wi-Fi）等

¹⁰⁵ 英国、シンガポール、フィリピンなどにおいて、TV ホワイトスペースを用いた観光客向けの Wi-Fi データ通信、センサーネットワーク（IoT、セキュリティ）、郊外における高速無線通信等に関するパイロットプロジェクトが実施されている（第 4 回電波政策ビジョン懇談会、日本マイクロソフト株式会社プレゼンテーション資料）。

¹⁰⁶ 日本は米国に比べ、直接受信世帯の占める割合は約 5 倍、直接受信世帯数は 2 倍以上、送信局数は約 1.4 倍であるにもかかわらず、国土面積は約 25 分の 1、割当周波数帯域は約 7 割に過ぎない（第 4 回電波政策ビジョン懇談会、一般社団法人日本民間放送連盟プレゼンテーション資料）。

きいことに十分留意する必要がある。そのため、新しい共用の仕組みの導入に向けて予め実証・評価する環境を整備したり、周波数の共用を行う場合のインセンティブ付与の方法等についても検討を行う必要がある。こうした考え方は、欧米で LSA (Licensed Shared Access) / ASA (Authorized Shared Access) として検討されている。欧州では 2.3GHz 帯、米国では 3.5GHz 帯において既存無線システム（政府開設無線局）と新規無線システムの周波数共用に LSA（既に割り当てられているが使用頻度が少ない場合や使用される場所が限定される場合に別の目的の電波利用を許容する仕組み）がそれぞれ検討されている。フランスでは軍用、米国では沿岸警備隊用¹⁰⁷などのために使用されている周波数帯の共用について検討されていることも参考としつつ、検討を深めていくべきである。

図2-2-2 3つの方法の周波数割当手法について¹⁰⁸



(3) 研究開発の戦略的推進

国として実施すべき研究開発については、情報通信審議会等における幅広い議論を踏まえて重点領域や研究開発課題を設定¹⁰⁹するとともに、個別の研究開発を実施する段階においては、具体的な課題の設定や目標の妥当性について改めて幅広く意見を募った上で実施している。また、国が研究開発課題をあらかじめ設定する方法に加え、大学や民間などが自由な発想で新規性に富んだ研究開発課題を提案する方法により、産学官の連携による戦略的な研究開発を推進している。

さらに、今後も社会の幅広い分野で電波の利用が進み、周波数がひっ迫することに鑑み、我が国の稠密な周波数利用状況を踏まえ、①周波数を効率的に利用する技術¹¹⁰、②周波数の共同利用を促進する技術¹¹¹及び③高い周波数への移行を促進する技術¹¹²の3つを柱とした研究開発を着実に実施していくことが重要である。特に、5G等移動通信システムについては、2020年(平成32年)の導入を目途としたロードマップに沿って実現するため、周波数の高度利用に向けた技術に関する研究開発を推進するとともに、国際的な標準化活動を主導していくことが必要である。また、無線システムのミリ波帯等への移行促進に向

¹⁰⁷ 3.5GHz 帯を使用する艦載用海軍レーダーが配備されている沿岸地域における使用制限を行うため、地理位置データベースを活用し帯域ごとに使用登録及び使用条件に関する条件を管理する周波数アクセスシステムの導入を検討。(電波政策ビジョン懇談会、(一財) マルチメディア振興センタープレゼンテーション資料)

¹⁰⁸ 出典：第5回電波政策ビジョン懇談会、エリクソン/ジャパン株式会社、ノキアソリューションズ&ネットワーク株式会社、クアルコムジャパン株式会社プレゼンテーション資料より作成

¹⁰⁹ 総務省情報通信審議会答申「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000169616.pdf

¹¹⁰ 8Kなどの大容量データをより小さい周波数幅で伝送を可能とする技術や、携帯電話基地局のカバーエリアの高精度化等により一定の周波数幅でより多くの通信を可能とする技術など

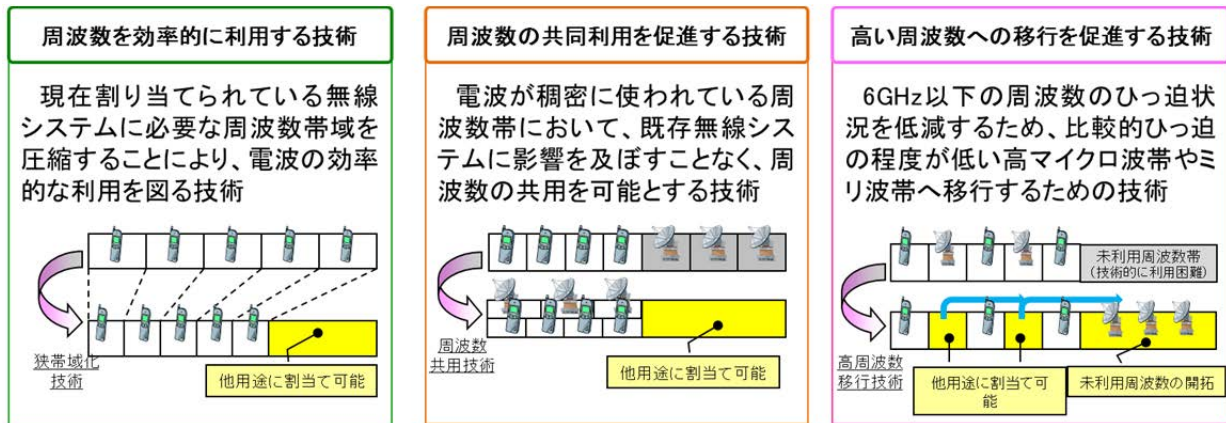
¹¹¹ ホワイトスペースなど時間や場所により生じる周波数の隙間の活用や、無線システム間の干渉を抑制・制御することなどにより、同一周波数帯を複数の無線システムで共用可能とする技術

¹¹² 技術開発が進まず、利用がほとんど行われていない6GHz以上の未利用周波数帯を容易に利用可能とする技術

けた技術のほか、周波数の使用効率を向上させるための上位レイヤーにおける通信制御技術¹¹³等に関する研究開発にも精力的に取り組んでいくことが求められる。

さらに、研究開発の成果については、研究開発により得られた技術等を活用した無線システムの迅速な導入と当該技術やシステムの国際標準化、更に国際展開を合わせて促進することにより、電波のより一層の有効利用と我が国の電波関連産業の発展につなげていくことが重要である。

図2-2-3 周波数を効率的に利用するための研究開発



出典：総務省作成

3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性

(1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて

① 周波数の割当制度

電波法上、携帯電話等への周波数の割当ては、割当ての対象となる周波数や審査基準を定めた「開設指針」を策定・公表し、この指針に最も適合し「割当てを行う周波数をもっとも有効活用する計画を有する」と認められる携帯電話事業者等に対して割当て（「認定」）を行うことを基本としており、

具体的には、

- ・ サービス提供エリアの広さ（「人口カバー率」）
- ・ 電波の能率的な利用を確保するために導入される技術
- ・ 設備の安全・信頼性を確保するための対策
- ・ 多数の者に対し自らのネットワークを開放すること（MVNO）の促進

などに関する計画の具体性やその充実度の評価を行っている。

また、加入者数に比して割当周波数幅が少ない者は、周波数のひっ迫度合いが高いため、周波数をより効率よく利用するインセンティブを有すると考えられることから、「保有周波数1MHz当たりの契約数の多寡」を割当基準の一つとしてきたところである。

¹¹³ 高いレイヤーでのトラヒックコントロール等

図2-3-1 開設指針の例(900MHz帯)¹¹⁴

下線部は700MHz帯と異なる箇所

絶対審査基準(最低限満たすべき基準) 不適合項目があれば認定を拒否

- ① 基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有していること
- ② 設備投資等に必要な資金調達及び開設計画の有効期間(10年間)が満了するまでに単年度黒字を達成する計画を有していること
- ③ 既存無線局の周波数移行に最低限必要な費用(1,200億円)に充てる資金を調達できること
- ④ 認定から4年後(平成27年度末)までに全ての管内で人口カバー率50%を、認定から7年後(平成30年度末)までに全ての管内で人口カバー率80%を達成すること
- ⑤ 既存無線局の周波数移行期限から1年後(平成30年度末)までに3.9世代携帯電話の高速化^{*}が実現していること
- ⑥ 周波数移行に関する基準(⑦ 既存免許人への実施概要の周知及び実施手順の通知、⑧ ⑦に関するMCA制御局免許人・製造業者等との協議 等)に従った計画を有していること
- ⑦ 透明性確保に関する基準(⑧ 費用負担に関する既存免許人との事前協議の禁止、⑨ 周波数移行の実施に関する問合せ窓口の設置 等)に従った計画を有していること 等

^{*}現在既に提供されているもの以上の高速な通信システムの普及を図る観点から、10MHz幅以上のシステムであることが条件

競願時審査基準 以下の基準の順序に従い該当者が1者になるまで審査

【第1基準】周波数移行に係る費用(上限2,100億円)をより多く負担可能な者

【第2基準】3.9世代携帯電話^{*}の人口カバー率(平成30年度末時点、5%単位)がより大きい者

【第3基準】次の各項目に対し、総合的により適合している者

- 基準A: 終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること
- 基準B: 他の電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
- 基準C: 割当周波数帯の有無及び差違並びに割当周波数幅に対する契約数の程度を勘案して、基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること

② 移動通信事業者への周波数の割当ての状況

我が国における移動通信事業者¹¹⁵への周波数帯の割当ては、図2-3-2のとおりとなっている。2012年(平成24年)以降に行われた割当てとしては、900MHz帯については、2012年(平成24年)3月1日に、ソフトバンクモバイルの基地局開設計画を認定しており、2012年(平成24年)7月から割り当てられた周波数の一部でサービスを開始している。700MHz帯については、2012年(平成24年)6月28日にイー・アクセス、NTTドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話の基地局開設計画を認定しており、2015年(平成27年)頃からサービス開始予定である。また、2.5GHz帯については、2013年(平成25年)7月29日に、UQコミュニケーションズの基地局開設計画を認定(20MHz幅)しており、2013年(平成25年)10月にサービスを開始している。(なお、現在、第4世代移動通信システム用周波数として、新たに3.4~3.6GHz帯の電波を割り当てる手続が進められているところであり、本年(平成26年)中に割り当てられる予定である。)

¹¹⁴ 出典：電波監理審議会(第976回、第981回)資料より作成

¹¹⁵ 携帯電話事業者(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、イー・アクセス)、BWA事業者(UQコミュニケーションズ、ワイヤレス・シティ・プランニング)、PHS事業者(ウィルコム)を含む。

図2-3-2 携帯電話等への周波数の割当状況（平成26年9月）¹¹⁶

事業者	周波数帯							合計 (周波数幅)	契約数 ¹¹⁷ (H26.9末)
	700 MHz 帯	800 MHz 帯	900 MHz 帯	1.5 GHz 帯	1.7 GHz 帯	2 GHz 帯	2.5 GHz 帯		
NTT ドコモ	20MHz	30MHz	—	30MHz	40MHz	40MHz	—	160MHz	6,764 万
KDDI	20MHz	30MHz	—	20MHz	—	40MHz	—	110MHz	4,160 万
ソフトバンク モバイル	—	—	30MHz	20MHz	—	40MHz	—	90MHz	3,705 万
ワイ モバ イル	携帯電話	20MHz	—	—	—	30MHz	—	81.2MHz	460 万
	PHS	—	—	—	—	—	31.2MHz		547 万
UQ コミュニケ ーションズ	—	—	—	—	—	—	50MHz	50MHz	512 万
Wireless City Planning	—	—	—	—	—	—	30MHz	30MHz	521 万

出典：総務省作成

③ 複数の移動通信事業者による周波数の一体運用の状況

①で述べたとおり周波数の割当ての審査は個者（申請者）ごとに行うことを基本としており、認定後も、割当てを受けた事業者自らがネットワークを構築して事業展開を図ってきている。しかしながら、昨今、割当てを受けた者と資本関係にある他の移動通信事業者をMVNOとして扱ったり、グループ内で割り当てられた周波数帯を恒常的に一体的に利用してサービスを提供する状況などが顕在化しつつある。また、2013年（平成25年）7月に技術的条件が策定された「キャリアアグリゲーション技術¹¹⁸」は、現在、一の者により運用される場合にのみ導入が認められているが、この技術は、異なる複数の事業者が、保有する周波数を束ねて一体として高速通信サービスを提供することも可能とするものであり、これを制度上認めた場合には、複数事業者による周波数の運用の一体化に拍車をかける可能性がある。

¹¹⁶ イー・アクセスとウィルコムは2014年（平成26年）6月1日に合併。その後、同年7月1日付けでワイモバイルに社名変更している。

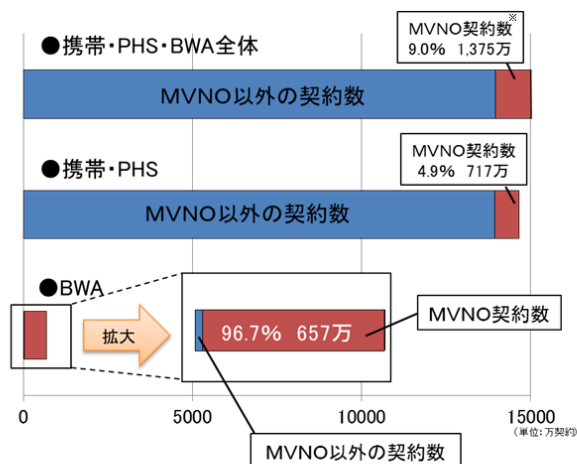
¹¹⁷ 「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成26年度第2四半期（9月末）（平成26年12月総務省発表））において、事業グループ別の契約数シェアが公表されている。

¹¹⁸ キャリアアグリゲーション（CA）とは、複数の搬送波（キャリア）を同時に用いて、1つのデータ通信回線として運用することにより、無線通信を高速化する手法であり、4G（LTE-Advanced）の標準的な技術仕様の一つである。LTE-AdvancedはLTEを発展的に改良したものであり、既存のLTE網へも円滑なCA導入が可能となっている。LTEの技術仕様上、多数の周波数帯（運用バンド）が世界的に用意されているが、CAは、これらの様々な周波数帯を仮想的に1つの周波数帯として用いる技術であると言える。伝送環境が異なる2つの周波数帯を束ねて用いた場合伝送品質がより安定すること、離れた帯域の活用が可能となること、上り下りが非対称な帯域による運用も可能となるなどのメリットも指摘される。

図2-3-3 MVNO市場におけるグループ内取引¹¹⁹

- ✓ 1.5億契約に上る移動系通信市場(携帯・PHS・BWA)の中で、MVNO契約数1,375万の占める割合は9%程度。
- ✓ ただし、MVNO市場における契約の55%は、主要3社のグループ内取引である。

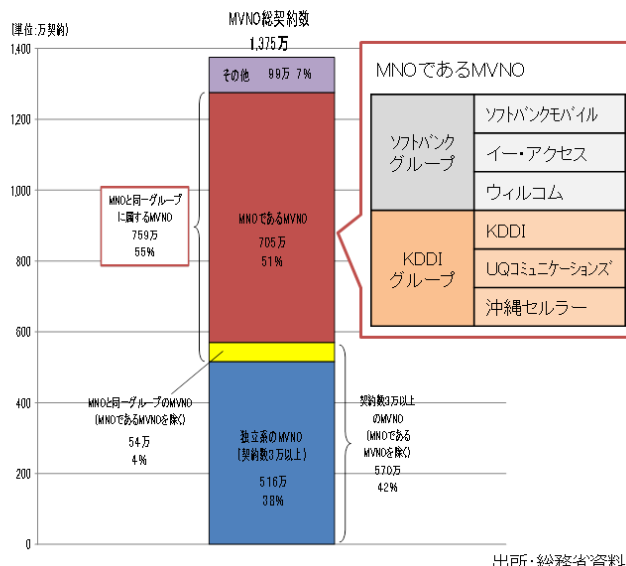
移動系通信市場におけるMVNO契約数の占める割合



※「MNOであるMVNO」を除いた場合の割合は4.4%、669万。

出所：総務省資料

MVNO契約数の内訳



出所：総務省資料

図2-3-4 空間多重方式 (MIMO) 及びキャリアアグリゲーション (CA) ¹²⁰

MIMO*及びCAの組合せによる最大通信速度の例

上り:下り比率が1:3の場合の下り方向速度(現行技術基準)

キャリアアグリゲーション		使用しない場合		使用する場合		
		10MHz	20MHz	10MHz+10MHz	10MHz+20MHz	20MHz+20MHz
重 空 方 間 式 多	MIMOなし	28 Mbps	56 Mbps	56 Mbps	84 Mbps	112 Mbps
	2x2 MIMO	56 Mbps	112 Mbps	112 Mbps	168 Mbps	225 Mbps
	4x4 MIMO	112 Mbps	225 Mbps	225 Mbps	337 Mbps	450 Mbps

※ MIMO:データの送信側と受信側のそれぞれで、複数のアンテナを使い、一度に複数の情報を送ることができる技術。

④ 今後の割当てにおける「一体運用」の取り扱い

これまで、電気通信業務を行うことを目的とした者への周波数の割当てに際して、参入機会の多様性を確保する観点から、申請者と3分の1以上の議決権保有関係にある者が同時に割当ての申請を行うことを禁止してきた¹²¹。また、過去には、移動通信市場における新規参入を促進するため、割当ての対象を新規参入事業者に限定した例もある。一方、近年顕在化している周波数の「一体運用」は、資本関係を有する事業者間で主に行われていることから、移動通信市場にグループが形成されていると見ることができ、移動通信市場におけるグループ化は、周波数割当てにおける参入機会の多様性の確保や新規参入の促進といった政策の効果を減ずるものともなりかねない。

そのため、本懇談会中間とりまとめにおいては、移動通信事業者のグループ化が進

¹¹⁹ 出典：平成25年度競争評価アドバイザーボード(第3回)(平成26年4月25日開催)資料より抜粋

¹²⁰ 出典：電波監理審議会(第995回)(平成25年7月26日開催)資料より作成

¹²¹ 2005年(平成17年)の1.7GHz/2GHz帯の割当ての際に同旨の規定が導入されて以来、その後の全ての割当てにおいて規定。ただし、この規定は、申請時の議決権保有関係を規律したものである。また、割当てを受けた者がM&Aなどで他の携帯電話事業者に買収されることを禁止したものではない。

展するなか、今後新たに移動通信事業者に周波数を割り当てる際にはグループ性を反映した周波数割当てを進めることが望ましいとしたうえで、グループ性については、議決権（3分の1以上）だけではなく、資本関係（出資比率や所有構造）、意思決定、取引関係等多様な観点から実態に即して判断することが適当であり、具体的には、周波数を一体運用する複数の事業者を「グループ」と捉え、例えば、以下のような措置を講じることについて検討を進めるべきであるとした。

（複数の申請を禁止するグループ概念の見直し）

申請者と3分の1以上の議決権保有関係にある者が、同時に割当ての申請を行うことを禁止してきた（3分の1議決権規定）が、議決権以外の資本関係、意思決定、取引関係等、他の要素も考慮することにより、参入機会の多様性の実質的な確保を図る。

（周波数ひっ迫の算定の際にグループ全体の周波数保有量を考慮）

周波数を割り当てられた者が他事業者と恒常的に周波数を一体運用している場合には、当該他事業者の契約数及び周波数も、自らの契約数及び周波数として、算定の対象とする。

上記の提言を踏まえ、総務省は、今回の第4世代移動通信システムの導入のための周波数の割当てに際しては、開設指針において、同時申請が禁止される「グループ」企業の要件について、従来の議決権（3分の1以上）のほか、役員の兼任状況や取引関係（周波数の一体運用の状況）なども考慮することとし、具体的には、申請者と以下の関係にある法人等の同時申請を禁止することとした。

- 1 3分の1以上の議決権を保有する関係にある法人等
- 2 5分の1超3分の1未満の議決権保有関係にあり、次のいずれかの場合に該当する法人等
 - － 一方が他方の筆頭株主である場合
 - － 周波数を一体的に運用している場合
- 3 申請者の代表権を有している者が、代表権を有する役員を兼任している法人等
- 4 申請者の役員の総数の2分の1超を自己の役職員が兼任している法人等
- 5 申請者の役職員が、役員の総数の2分の1超を兼任している法人等

あわせて、競願時審査基準において周波数のひっ迫度合いを評価する際に、申請者と同一企業グループに属する携帯電話事業者やBWA事業者の周波数保有量及び契約数を考慮することとした。

また、本懇談会中間とりまとめにおいては、割当時ににおける一体運用の取扱いを見直す際には、現在認められていない「複数の事業者による事業者をまたがるキャリアアグリゲーション」についても、周波数の有効活用を可能とする技術を積極的に活用する観点から、適切な措置を講じるべきであるとの提言を行っている。これを踏まえ、総務省では、複数の事業者間のキャリアアグリゲーションが認められるように制度整備を行った。

（2）今後の周波数割当ての方向性

年約1.5倍のペースでのトラヒック増を背景に、電波の有限希少性は益々高まってきており、公平かつ能率的な周波数利用に資する割当てがこれまで以上に求められている。そ

のため、本懇談会は、周波数ひっ迫が深刻化するなかにおいて、電波の有効利用の徹底を図っていく観点から、今後の周波数割当ての方向性について、下記のとおり示すこととする。

(競争政策との連携)

広い周波数幅を利用できる通信規格(LTE等)の普及や、キャリアアグリゲーション技術により使用する周波数幅によって通信速度等のサービス品質に差が出る状況であり、周波数割当てが移動通信事業者(MNO)間の競争力の重要な構成要素となっている。このため、周波数の割当ての公平性の確保の観点等から電波法の目的を踏まえつつ、電気通信事業法に基づく競争政策とも連携し整合性を確保しながら政策展開を図ることが必要¹²²である。また、新たな周波数割当てに当たっては、今後とも新規参入の促進に留意することが重要である。

特に、広範囲にわたって多数の基地局を開設することが必要となる電気通信業務を行うことを目的とする携帯電話等の基地局に対する周波数の割当ての社会的重要性を踏まえ、電波法においても、電気通信業務の運営においてMVNOへの回線提供が行われていること等の電波の公平かつ能率的な利用が確保されていることを考慮できる仕組みを検討することが適当である。

(「周波数のひっ迫性」の評価の重点化)

本懇談会において、既存事業者については、より多くのユーザーを抱える事業者により多くの周波数を割り当てることが電波利用の公平性の観点から適切ではないかとの指摘があった。また、周波数がひっ迫する者はそうでない者に比べて周波数有効利用のインセンティブが高いと考えられ、割当周波数をより有効利用することが期待できる。

周波数は移動通信事業の競争力に重大な影響を及ぼす要素の一つであり、現在、既存事業者の移動通信事業者グループ間の周波数のひっ迫度合い(割当済周波数1MHz当たりの契約数)に差が認められることから、グループ間の競争環境に配慮し、電波の能率的かつ公平な割当てを確保する観点から、周波数が真にひっ迫する者に対し優先して割当てを行うなどの配慮が必要である。特に、利用可能帯域が少ない3GHz以下の周波数帯について、既存事業者の間では当該ひっ迫度合いを審査において重視¹²³することを検討するべきである¹²⁴。

(事業者による効率利用の推進)

有限な資源である電波の追加的割当てには自ずと限度があることから、電波の割当てを受けて移動通信事業を営む者には基地局の稠密な配置や周波数利用効率の高い技術の導入などの周波数利用を効率化するための取組が強く求められる。また、今後の周波数割当てについては、事業者のこうした周波数有効利用への取組意欲を削ぐことがないように、既に保有する周波数の効率的利用が図られているかあらかじめ十分に見極めた上で行うべきである。

¹²² 情報通信審議会「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(平成26年12月18日)においても、「競争政策を進める上で、多様なプレイヤーの確保や移動通信サービスの高速化・大容量化のために電波が重要であることに鑑みれば、「グループ」に関する規律の扱いも含め、制度面・運用面双方において、競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが適当である。」とされている。

¹²³ 審査において重視する方法としてひっ迫に係る基準について、競願時の第一基準とすべき、他の基準よりも配点を加重すべきとの意見があった。

¹²⁴ 事業者グループ間の公平な競争環境の確保や新規参入の促進のため、既に割り当てた周波数についても、返上させ、再割り当てすることも将来的な課題として考えていくべきとの意見があった。

(企業行動に即応したグループ概念)

企業経営のグループ化に対応するため、本懇談会中間とりまとめにおいて、3分の1以上の議決権保有関係に限定されていたグループ概念の見直しにつき提言を行ったところであるが、今後とも企業行動の実態を踏まえつつ、現状に適合した概念の検討を行っていくことが適当である。

(3) 地域用周波数の有効活用

① 地域 BWA の導入経緯について

地域用無線システムとしては、ルーラル加入者無線や地域 BWA 等があるが、このうち、地域 BWA は、デジタル・ディバイドの解消及び地域の公共サービスの向上等、当該地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とする広帯域移動無線アクセスシステムであり、2575MHz から 2595MHz までの周波数のうち 10MHz 幅（地域 BWA バンド）を使用している。同システムは、原則として 1 市町村（社会経済活動を考慮し地域の公共サービスの向上に寄与する場合は 2 以上の市町村区域）を免許対象区域としている。2008 年（平成 20 年）6 月に事業者への無線局免許付与が開始され、2009 年度（平成 21 年度）から順次サービスが開始されてきたところであり、2014 年（平成 26 年）9 月末現在の事業者は 46 地域 44 者となっている（うち、商用サービスを開始している事業者は 29 者）。

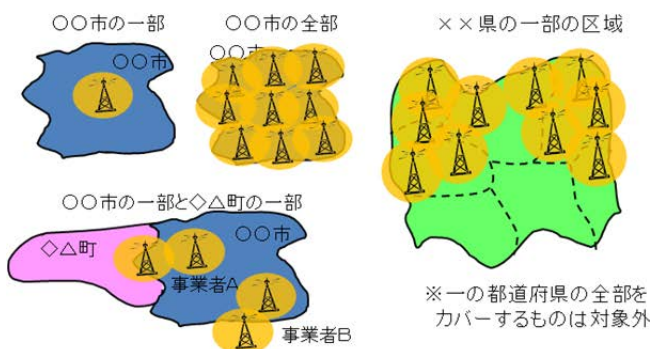
図2-3-5 2.5GHz 帯の周波数割当状況



出典：総務省作成

図2-3-6 地域 BWA の対象地域及びサービスイメージ

地域BWAの対象とする地域



地域BWAのサービスイメージ例

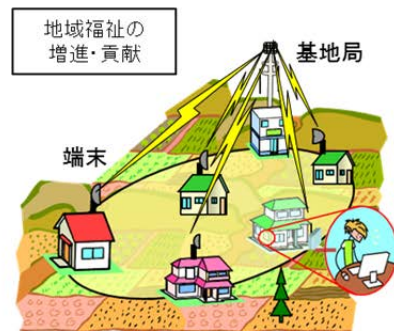
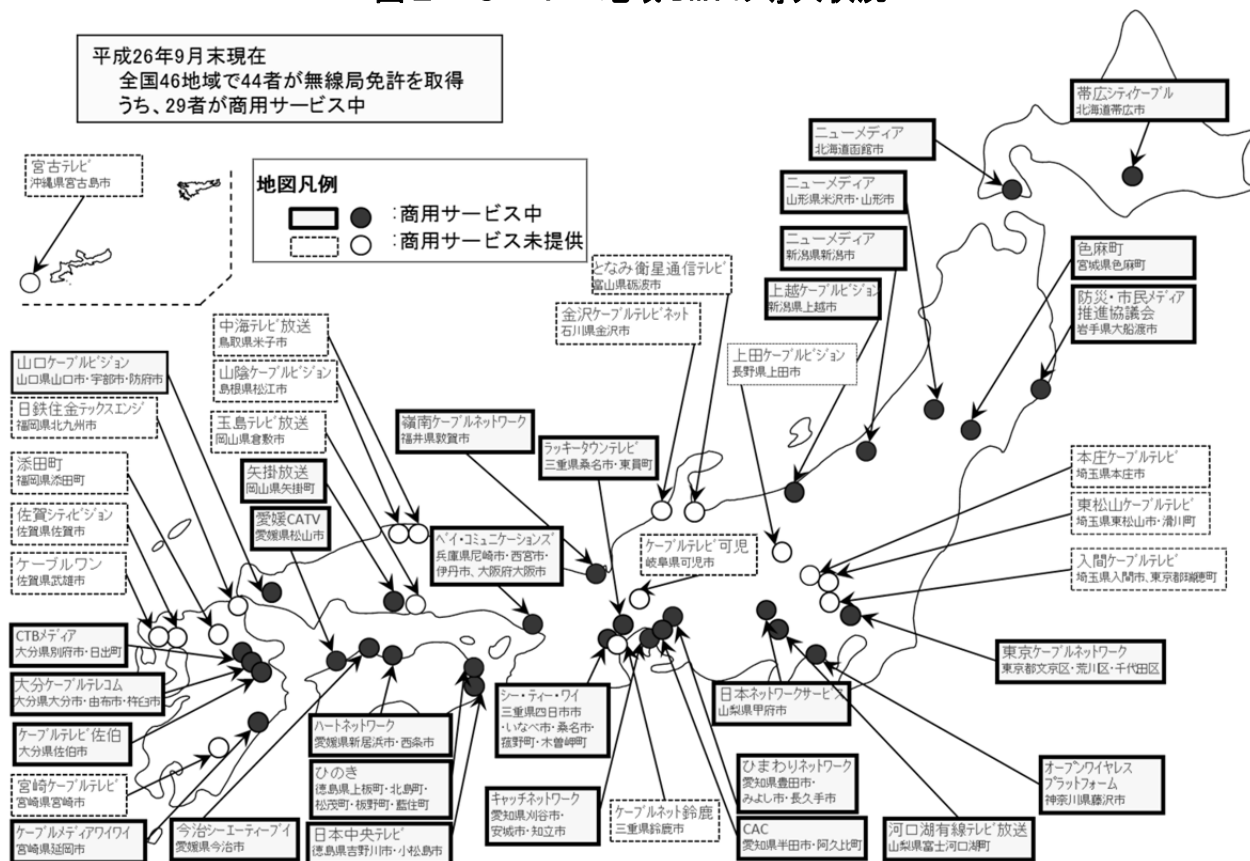


図 2-3-7 地域 BWA の導入状況



出典：総務省作成

② 電波利用状況調査の実施及び参入意向調査の実施について

総務省では、2012年度（平成24年度）に2.5GHz帯BWAについて臨時に電波の利用状況調査を実施し、2013年（平成25年）4月にその調査結果¹²⁵を公表した。これによると、地域BWAについては、約95%の市町村で無線局が開設されていないこと、無線局の開設が進んでいる地域¹²⁶と停滞している地域の二極化が進んでいること、有償サービスを提供する免許人は約半数であることが明らかになった。その結果、無線局を開設していない地域での周波数の有効利用について検討することが必要であること、約半数の者がWiMAX Release 2.1AEやAXGPの導入等を計画しており、新たな通信システムを導入するための検討が必要であること、地域BWAの免許人の事業の実施状況を注視していくことが必要であること等の評価を行ったところである。

総務省では、上述の評価を踏まえ、WiMAX Release 2.1AEやAXGPの導入等を可能とするための制度改正を行うこととし、その施行に先立ち地域BWAへの参入を計画する者を対象に利用意向調査を実施し、2013年（平成25年）12月にその調査結果¹²⁷を公表した¹²⁸。

これによると、地域BWAのシステム高度化を契機に全国BWA事業者と資本関係を有する事業者による大規模な参入表明があった一方で、地域公共サービスに関し自治体との調整が未着手又は途上であるものが多いという結果になっている。このほか、地域BWAの免許審査に当たっては、地域福祉への貢献等度合いを重視すべき、異事業者

¹²⁵ 全国BWAについては概ね適切に利用されていると評価された。

¹²⁶ 東北・東海・近畿・四国・九州では増加。

¹²⁷ 69者から回答があった。

¹²⁸ 2014年（平成26年）2月に追加公表を行っている。

間のキャリアアグリゲーションについては検討の場を設け慎重に対応すべき等の意見があった。

③ 本懇談会での検討

本懇談会では、地域 BWA について、無線局の開設されていないエリアにおける有効利用を検討すべきとの問題提起が構成員からなされるとともに、意見募集において、地域 BWA 事業者、CATV 関連団体、全国 BWA 事業者、携帯電話事業者等から多くの意見提出が行われた。このため、第3回会合において、関係者（携帯電話事業者、地域 BWA 事業者、関連団体）からヒアリングを実施した上で検討を実施した。

まず、地域 BWA の「デジタル・ディバイドの解消及び地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること」との制度趣旨については、その必要性、重要性につき、ヒアリング参加者、構成員ともに異論なく再確認された。

次に、無線局の開設されていないエリアにおける有効利用の方法として、地域 BWA の成功事例も生じつつあり、今後更なる発展が見込まれることから、地域 BWA の普及を推進することが必要であり、ネットワーク構成に自由度が必要であるため MVNO ではなく自社設備が望ましいとの意見があった¹²⁹。また、今後は成功事例を全国展開することが必要であり、市町村が関与する地域 BWA については地方議会の議決等が必要であること等から、2年程度の免許申請受付期間を設定すべきである、それでもなお活用されない地域については、改めて活用方策を検討すべきであるとの意見があった¹³⁰。一方で、市町村単位での参入は技術面・採算面で限界があり、現在使われていないエリアは、本懇談会中間とりまとめ後速やかに全国バンド化し¹³¹、新規事業者は MVNO として公共サービスを提供すべきとの意見が述べられた。なお、構成員より、地域 BWA の制度の趣旨等を踏まえると、直ちに全国化することは拙速ではないかとの指摘がなされ、意見を述べた全国系通信事業者から指摘に対し反論の余地はないとの回答がなされた。

加えて、地域 BWA は、全国 BWA 事業者への周波数割当てのように免許人へ義務（人口カバー率）等が適用されないため、全国 BWA 事業者やその関連事業者が参入することは公平な競争を促進する環境の維持という観点から問題であるとの指摘があった。

④ 地域 BWA の周波数帯の今後の方向性について

地域 BWA の周波数帯の今後の有効利用を検討するに当たっては、第1に、「地域の公共の福祉の増進に寄与」という地域 BWA の制度趣旨・意義については維持すべきである。第2に、既存の地域 BWA 事業者や、地域を拠点に活動する新規参入希望者の意向を考慮すべきである。第3に、制度導入から6年が経過している中で多くの市町村で無線局が開設されていないため、これらの地域における有効利用を検討する必要がある。

これを踏まえ、本懇談会中間とりまとめ（平成26年7月）においては、地域 BWA への WiMAX Release 2.1AE や AXGP の導入等を可能とするための制度整備を速やかに実施

¹²⁹ 「電波政策ビジョンの検討に向けた検討課題等に対する意見募集」において、「地域 BWA は MVNO が望ましいとの議論があるが、地域ではニーズのあるところに最小限の設備投資を行うなどネットワーク構成に自由度が必要でありこれを担保する観点から自社設備であることが必要」との意見が提出された（(株)愛媛 CATV 等）。

¹³⁰ 「電波政策ビジョンの検討に向けた検討課題等に対する意見募集」において、地域 BWA について2年程度の免許申請受付期間を設定しその期間を守っても活用されない地域の活用方策については改めて検討の機会を設けて決定すべき」との意見が提出された（(一社)日本ケーブルテレビ連盟等）。なお、地域 BWA の活用推進をする観点から、地域へ周知を行うことが重要という意見もあった。

¹³¹ 「電波政策ビジョンの検討に向けた検討課題等に対する意見募集」において、地域 BWA 帯域について、できるだけ速やかに利用が可能となることを要望する旨の意見が提出された（ソフトバンクモバイル(株)等）

すべきであり、その際、「地域の公共の福祉の増進に寄与」という地域 BWA の意義を厳密に踏まえ、提供すべき公共サービスに関し市町村との連携等を要件として明確化¹³²し、地域活性化を目的とする地域 BWA に全国事業者及びその関連事業者がそのまま参入することについては公平な競争環境の維持を図るための適切な措置を講じるべきとした。

次に、今後の地域 BWA の在り方については、上述の制度整備による新規参入の促進の効果や、地域における成功事例の横展開に向けた取組等による参入動向を、一定の期間をとって見極めた上で検討していく必要がある、また、地域 BWA の在り方の検討に当たっては、MVNO が地域の公共サービス等の展開に有効な手段となりうるのか検証が必要であるとした。

その上で、地域 BWA の新規参入が進まず、また MVNO としての事業展開の拡大が見込まれる場合には、所要の経過期間を講じた上で、当該期間経過後においてもなお利用されていない地域について、現在の原則として1市町村を単位とした割当てを見直し、全国バンド化を検討する¹³³ことが適当であり、全国バンド化については、地域 BWA の「地域の公共の福祉の増進に寄与」という制度趣旨を踏まえ、既存の地域 BWA 事業者には十分配慮しつつ、周波数の割当てを検討することが適当であるとしたところである。このような中間とりまとめの方向性について、今後、着実に実施されていくことが必要である。

総務省においては、これらに係る制度整備のうち、地域 BWA への WiMAX Release 2.1AE や AXGP の導入、提供すべき公共サービスに関する市町村との連携等要件の明確化、公平な競争環境の維持を図るための適切な措置を講じることについて、電波監理審議会への諮問・答申（2014 年（平成 26 年）9 月 10 日）を経て、2014 年（平成 26 年）10 月 1 日より施行したところである。なお、電波監理審議会において、地域 BWA 用周波数については、全国バンド化の結論ありきではなく、地域 BWA の活性化が図られることが望ましいため、地域 BWA 事業への参入が促進されるための取組を充実させるべきとの指摘¹³⁴があったことを踏まえ、今後の地域 BWA の在り方につき検討するに当たっては、こうした指摘を十分考慮する必要がある。

4 電波有効利用のためのその他の方策

(1) 免許制度、技術基準・認証制度等

電波法上の免許制度については、電波利用や無線設備の技術的動向等を踏まえて柔軟に変更されてきている。例えば、基地局制御型システムである携帯電話の利用急増を踏まえて、1997 年（平成 9 年）には包括免許制度が、2004 年（平成 16 年）には、より簡便な手続により無線局の開設を可能とする登録局制度がそれぞれ導入されている。さらに、一定の技術基準を満たす幅広い小電力無線局について、特定小電力無線局として免許不要とする扱いが可能とされてきている。一方、技術基準適合証明については、個別の無線機器ごとの確認とともに、工事設計に基づく認証や自己確認制度なども導入されている。

電波利用は変化の速い分野であり多彩な無線機器の迅速な導入を可能としていくために、無線局免許、技術基準適合証明等に関する手続を実態に即してより円滑に行うことができるよう、今後とも課題抽出も含め広く産業界の意見を集めて検討を行うことが有益である。無線設備に対して適用される技術基準については、国際的な標準化動向のほか、我

¹³² 市町村との連携を図ることにより、多くの地域に共通する課題の解消に貢献することが期待される。

¹³³ この際、地域サービスを提供しようとする MVNO 事業者等への回線提供の義務付けなどを行うべきではないかという意見もあった。

¹³⁴ この指摘を踏まえ、総務省では、地域 BWA 事業者の参入促進に向け、自治体への周知を積極的に進めている。また、官民が協力して、地域 BWA のシステム導入やサービス提供内容について、地域 BWA 事業者・自治体・参入希望者等への情報共有を図っていくこととしている。

が国における周波数利用状況や電波環境等を加味して定められているが、迅速な無線設備の製造と適正な電波環境の確保の両立を図ることができるよう、技術基準として規定する事項を精査することが重要である。

また、販売開始前の開発時等から先行的に工事設計認証等を取得し、速やかに機器を市場に投入したいとするニーズがあることから、認証結果の公表時期を柔軟化することが望ましい。

(2) 無線機器市場の監視、微弱無線機器への対応

他の無線局への混信・妨害を招く不適切な電波利用の防止に向けて、日頃から電波利用の監視¹³⁵が行われており、混信・妨害の申告があった場合には、当該情報に基づき電波の監視・調査が実施されている。これらの結果を踏まえて混信・妨害源の除去や不法無線局の排除を行うことにより、適正な電波環境の確保に努めている。

一方、電波を発射する装置や機器はモジュール化・小型化等が進展し、様々な機器に組み込まれて利用されるケースが増加しており、これに伴い利用者が意識しないまま無線局の開設者となる状況が多く生じている。我が国における適切な電波利用環境を確保するためには、日本国内において一般的に販売・流通される無線機器について、我が国の技術基準への適合性を確保することが重要である。そのため、無線局を開設する免許人に対する規律のみならず、無線装置の製造業者、工事業者、販売業者等に対しても適切な対応を求めることにより電波の適正な利用を図ることが適当である。

例えば、現在、他の無線局に混信・妨害を与える「技術基準に適合しない無線設備（基準不適合設備）」が広く販売されている場合、総務大臣が、当該設備の製造業者・販売業者に対して、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告し、製造業者・販売業者が従わない場合はその旨公表する制度（基準不適合設備の勧告・公表制度）が導入されているが、無線設備の小型化・モジュール化や販売ルートが多様化等により、実効性が上がっていない状況である。そのため、特に、重要無線通信への混信・妨害は、国民の人命・財産に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、その原因を引き起こした無線機器を一般消費者が引き続き購入することがないように、製造・販売の段階で抑止できる方策を検討していくことが適当である。こうした状況を踏まえ、混信・妨害の原因となる基準不適合設備の製造・販売に対する制度的対応の強化について検討することが適当である。

また、発射する電波の出力が極めて低い場合には、電波法上の免許申請等の手続が不要である（これらの無線機器を「微弱無線機器」という。）が、最近では、電波の出力が微弱無線機器としての基準を超えているにもかかわらず、微弱無線機器と称して販売され、その購入者が無線局の開設の手続をとることなく電波を発射することにより混信・妨害が発生する事例が増加してきている¹³⁶。このような事態に対応するためには、利用者が微弱無線機器を購入する段階で当該無線機器が電波法で定める微弱無線機器の技術基準を満たしているかどうかを容易に判別できる仕組みとして、「(仮称) 微弱適合マーク」の表示などといった手段を確立することが効果的であると考えられる。これらは健全な電波利用環境を確保する観点からも非常に有効な手段であることから、認証機関や製造業者、販売業者と連携しつつ、その導入に向け、検討していくことが適当である¹³⁷。

さらに、現在は、国が不適切な無線機器を発見した場合には、認証取扱業者に対して是

¹³⁵ 電波監視施設である DEURAS（デューラス）を中心に全国規模で実施。

¹³⁶ 2013年度（平成25年度）の無線設備試買テストにより、微弱と称される無線機器であるが、実際は微弱の基準を超えた無線機器が、対象とした100機種中84機種あった。これまでに、FMトランスミッターやワイヤレスカメラが原因で、消防無線、航空無線などの重要無線通信への混信その他の妨害が発生している事例もみられている。

¹³⁷ 欧米においても、微弱無線機器も含め自国内で流通販売される無線機器については、自国の技術基準を満たすことを義務づけている。

正を求めることなどが制度的に可能とされているが、流通する無線機器の増加や多様化が進展している中、登録証明機関等の能力を有する者が流通する無線機器を検証するなど、民間主体による自主的な無線機器の市場調査が行われることにより、効果的に無線機器の適正化を図ることができるものと期待される。これらに加え、証明機関が認証した際の測定（試験）データの公表を行うことが、登録証明機関同士の相互チェック機能の強化や、外国からの不適切な認証結果の受入れの防止等に有益であると考えられることから、こうした方策の実現に向けた検討を進めることも必要であると考えられる。

なお、今後も国民生活や社会経済活動において多様な無線機器が利用される場面が増大することが想定される中、基準不適合設備から他の無線局に混信・妨害を与える違法な電波が不用意に発射されることがないように、そうした違法機器が実際に使用される前段階である製造・流通の過程において基準不適合設備を一層効果的に排除する方策について、諸外国の制度も参考にしつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

（3）海外からの来訪者増加に向けた対応

訪日外国人旅行者数は、2013年（平成25年）に初めて1000万人を超えた¹³⁸。2020年（平成32年）夏季オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定した中で、日本政府は2020年（平成32年）に向けて、訪日外国人旅行者数を「2000万人」とする目標を掲げており、「観光立国」に向けて、海外からの来訪者増加に向けた対応を電波利用の分野においても行っていく必要がある。

ロンドンオリンピック・パラリンピックの情報通信インフラ面の成功要因は、周波数のひっ迫に関して悲観的なシナリオを想定した上で、長期間をかけて計画・準備し、その実行を徹底した点にあるとされる。また、英国の場合、オリンピック期間中に、多くの短期免許の付与を行うとともに、違法電波がないように監視体制を充実した。東京オリンピック・パラリンピックに向けたトラヒック対策、セキュリティ対策及び電波監視については、ロンドンオリンピック・パラリンピックなどの例も参考にしつつ、事前の計画策定や関係者への共有等を丹念に実行し、先端技術を活用しつつ必要とされる体制を十分に確保して対応していく必要がある。また、無線システムの活用においてもアクセス回線としての光ファイバー整備が必要不可欠であり、システム全体の設計・構築を最適化する視点が重要である。

その際には、携帯電話端末、タブレット端末、ノートPC等のグローバルな流通の進展に対応し、海外から日本国内に一時的に持ち込まれる端末（携帯電話やWi-Fi機器等）について、円滑な利用を可能とすること¹³⁹が必要である。現行法の下では、持ち込まれた携帯電話、Wi-Fi機器が日本の技術基準を満たすことを予め確認されている場合には、現行法の下で円滑な利用が可能となっている。また、携帯電話の国際ローミングの場合、既に、円滑な利用が可能となっている。今後は、このような場合に加えて、海外から訪日観光客等が日本国内に一時的に持ち込むWi-Fi端末のうち、我が国の技術基準を満たすことが予め確認されていないものについても、国内の電波利用環境を維持しつつ、円滑な利用が可能となるよう、所要の制度整備に向けた検討を行うことが適当である。具体的には、Wi-Fi機器のうち我が国の技術基準に相当する技術基準に適合していると認められ、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲のものについて、国内での一時的な利用を可能とするよう検討を進めることが適当である。

同様に、海外から訪日観光客等が日本国内に一時的に持ち込むスマートフォン等の携帯電話端末のうち、我が国の技術基準を満たすことが予め確認されていないものについても、

¹³⁸ 2003年（平成15年）（約500万人）に比べて10年間で約2倍となっている。

¹³⁹ 海外旅行者等が容易にSIMカードを入手し通話・通信できる環境のための検討等を含む。

国際ローミングによらず国内発行SIMカードにより、国内電波利用環境を維持しつつ円滑な利用が可能となるよう、制度整備に向けた検討を行うことが適当である。具体的には、携帯電話端末のうち、我が国の第一号包括免許人が開設する携帯電話基地局に制御され、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合していると認められ、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲のものについて、国内での一時的な利用を可能とするよう検討を進めることが適当である。

なお、2020年（平成32年）時点でもGSM単機能の携帯端末は世界で1割程度残るとの予測もあることから、東京オリンピック・パラリンピックの際に首都圏地域等で一定の利用を可能とすることができないかどうか、事業者の意見も聞きながら検討してはどうかという意見もあり、引き続き検討していくことが適当である。

(4) 電波の安全性に関する取組

近年の携帯電話の普及等による電波利用の急速な拡大に伴い、電波の安全性についても国民の関心が高まっている。

総務省では、長年の研究の蓄積をもとに、電波が人体に与える影響を防止するための指針（電波防護指針）を作成しており、その内容を電波法令における規制とすることによって、人体の防護を確保している。また、世界保健機関（WHO）においては、電波の人体への影響に関する各国の研究結果を収集し、電波の健康影響に関するリスク評価が行われている。これらの研究の蓄積による科学的知見として、基準値を下回る強度の電波が健康に悪影響を与える根拠はないということが、WHOと我が国の共通の見解となっている。また、電波が医療機器へ与える影響についても、実機調査をもとに、電波利用機器と植込み型医療機器との離隔距離等の注意事項を「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」として公表することにより、影響の防止が図られている。

このように、これまでも電波を安心安全に利用できる環境が確保されてきたところではあるが、今後、電波利用の更なる拡大、多様化に合わせ、引き続き電波の安全性に関する施策を着実に推進していくことが必要である。

第3章 電波利用を支える産業の在り方

1 電波利用・関連産業の動向と展望

(1) 2020年代の新しい電波利用を支える産業：次世代社会基盤の実現

第1章における「新しい電波利用の姿」に示されるように、2020年代に向けて電波利用は更に拡大し、モバイルコミュニケーションの質的・量的な拡大、人を介しないM2MやIoTの拡大、高精細度映像の利用の進展、ライフラインの確保や安心安全の確保、測位やセンシング、ワイヤレス給電など社会経済の幅広い分野における活用が想定される。このように、電波利用は社会経済活動の基盤であり、イノベーション創出や経済成長の鍵を握る有用な次世代社会基盤となることが期待される。

そのため、電波利用そのものを事業活動の中核にとらえる産業（電波関係産業）及び事業活動のために電波を利用する産業（電波利用産業）の双方において¹⁴⁰、我が国の社会経済を牽引する次世代社会基盤としてのワイヤレスネットワークの実現が可能となるよう、電波政策の展開を図ることが必要である。具体的には、新たな電波資源の確保など各産業におけるイノベーション創出につながる電波利用環境の確保や、様々な分野との連携を可能にするための標準化の推進¹⁴¹、更には、ICTの利活用を支えるネットワークインフラとしてのモバイルの活用を推進していくべきである¹⁴²。また、独創性の高い技術や新たなサービス構想を有する事業意欲の高い新規事業者の事業展開を可能とするよう配慮する必要がある。

我が国のモバイル通信は世界最高水準を実現¹⁴³しており、設備投資等を通じて経済に多大な貢献をしている。今後も電波関係産業が健全に発達し、4Gや5Gなどの高速・大容量の新たな移動通信システムの導入が進むことにより世界最高水準の電波利用環境が確保されるとともに、電波利用産業の成長を通じた経済活性化が進むことで、世界最先端のワイヤレス立国を実現・維持し、国民生活の向上に貢献することが期待される。また、電波利用・関連産業ともにグローバル化が進展していることから、国際協調による標準化の推進とともに国際競争力の強化を戦略的に推進していくことが重要である。

この点においては、「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」において「世界最高水準のIT社会の実現」として、「世界最高レベルの通信インフラの整備」を有線・無線の両面で我が国に整備することで、世界最高水準の事業環境を実現しインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図り、ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けた取組を進めることとされている。さらに、情報通信審議会「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」答申（案）においても、世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展による経済活性化や国民生活の向上の実現に向けた取組が示されており、電波利用を支える産業の在り方については、こうした戦略や提言に基づく取組とも整合性を図りつつ効果的に進めていくことが期待される。

¹⁴⁰ IoT, M2M を活用した農業や観光産業等におけるイノベーションを起こす上でも必要な電波を確保するという視点も重要であるという意見があった。

¹⁴¹ ハードや機器面に限られない新しい政策支援の在り方を検討するべきという意見があった。

¹⁴² モバイルクラウドコンピューティングにおける電波の活用に関しては、その価値への期待が高く、ICTの利活用の世界を大きく支えていくものと考えられることから、世界の産業においても大きな課題となっている。そこで、我が国でもこれに対応するべく、新規参入者への門戸を開くべきであるという意見や、2020年以降の新産業をどのように創っていくかという観点からも、既存事業者のみならず、開拓者（パイオニア）への優遇等、新規事業者が電波を利用できるような仕組みが必要であるという意見があった。

¹⁴³ 我が国における移動通信事業者により提供される移動通信は、世界に先駆けて3G契約比率100%を実現しており、LTE（3.9世代）サービス契約数は世界第2位（米国に次ぐ）でありLTE人口カバー率は世界最高水準となっている。

(2) 電波関係産業と電波利用産業

① 電波関係産業

電波そのものを事業活動の中核に据えている通信事業や放送等に関する産業を電波関係産業と位置付ける。この電波関係産業は、電波利用を通じて事業収益等を得るとともに、電波利用のためのインフラを整備しており、一般利用者や他産業に対する「電波利用を支える産業」として重要な役割を担っている。

ア) 通信関係

まず、携帯電話等の移動通信サービスを提供する電気通信事業は、現在約 10 兆円の市場規模となっているが、今後も M2M や IoT 等の普及による電波利用ニーズの増加が見込まれるほか、4 G のインフラ整備やサービスの開発・普及が進むとともに、5 G の整備に向けた投資の進展及びサービスの開始などが予測され、引き続き堅調に市場が成長していくことが期待される。

次に、公衆無線 LAN サービスについては、現在約 1,000 億円程度と市場規模は比較的小さいが、今後、スマートフォンからのオフロードの一層の拡大やフリー Wi-Fi の普及等を受けて、市場規模が成長していくことが期待される。

そして、移動通信端末及びタブレットは現在約 2 兆円の市場規模である。移動通信端末のうちスマートフォンが新規出荷台数に占める比率が約 8 割となり、普及率が 50% を超えている。

一方で、スマートフォン市場はグローバル化が進展し、スマートフォンのグローバル市場において、米国、韓国、中国の企業が高いシェアを有する一方、日本企業のシェアは低下しており（2009 年 32.0%→2013 年 5.4%）、日本国内市場におけるシェアも低下している（2009 年 91%→2012 年 59%）。

しかし、今後、2020 年代に向けて、4 G の導入・普及や 5 G の標準化・導入などが想定されており、通信インフラの設備投資¹⁴⁴が進むとともに、新たな通信規格に対応した端末や部品等への需要が想定されることであり、市場のグローバル化の進展を踏まえつつ日本の強みを活かして対応していくことが期待される。

イ) 放送関係

放送業は、現在約 3.5 兆円の市場規模である。今後も 4 K・8 K などの超高精細映像技術の導入、スマートテレビなどの放送技術の高度化等により放送市場の成長が期待される。また、テレビ・ラジオ受信機は現在約 4,000 億円の市場規模となっているが、2020 年代に向けて、4 K・8 K の導入・普及¹⁴⁵による買換え需要などによる市場拡大が期待されている。

② 電波利用産業

電波関係産業以外の、電波を利用する産業を電波利用産業と位置付ける。電波利用産業については、電波利用範囲の拡大や新たなアプリケーションの創出により飛躍的に拡大していくことが見込まれる。個別具体的な動向は次のとおりである。

ア) M2M、IoT、IoE、ウェアラブルの進展

無線機器がモジュール化・小型化されて、あらゆるものに組み込まれたり添付さ

¹⁴⁴ 新しい規格の導入などにより、毎年約 2000-3000 億円の設備投資が継続的に行われることが予測される。

¹⁴⁵ 2020 年（平成 32 年）に約 2,700 万台の 4 K（対応）テレビが普及し、国内の世帯普及率が 50% を超えると試算される（4 K・8 K ロードマップに関するフォローアップ会合 中間報告（参考資料 P7））。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000312826.pdf

れることにより、2020年代に向けて、物や機械・装置が全てネットワークにつながる IoT (Internet of Things) から、物同士に限らず、人・物・データ・プロセス等あらゆるものを結びつけ、これまで以上に密接で価値あるつながりを生み出そうとする IoE (Internet of Everything) の本格的な到来¹⁴⁶が予測される。

例えば、モバイルセンサーの消費量についても5年間で1,000万個(2007年)から35億個(2012年)に増加しているが、IoT等の進展とともに、今後更なるセンサ需要の増加が予想¹⁴⁷される。このため、新たな分野において、グローバルな動向を踏まえつつ、日本企業の強みを活かし¹⁴⁸て、個別課題への対応に向けてシステム構築・運用も含めたパッケージとしての対応を進めていくことが期待される。

さらに、スマートメーター、スマートホームを含むスマートシティの普及が見込まれている。例えば、スマートメーターについては各国で2020年(平成32年)までに全需要家向けの導入が予定されるなどしている¹⁴⁹。また、スマートホームにおいては、チップセットメーカーやIT大手のグローバル企業を中心にオープンソース標準やモバイル向けプラットフォームの覇権争いが激化しており、国内企業も企業間での機器の相互接続性を実現できるオープンなプラットフォームの構築が急務となっている。

¹⁴⁶ 米・シスコ社の調査によれば、2013年(平成25年)から2020年(平成32年)にかけて全世界の企業において14.4兆ドル(国内では7610億ドル)の経済効果が生み出されると予測されている。内訳としては、マーケティング・広告分野において1.95兆ドル、3Dプリンタ等を活用したスマートファクトリー分野において1.95兆ドル、スマートグリッド分野において7570億ドル、ゲーム・エンターテインメント分野において6350億ドルなど。

¹⁴⁷ M2M等によるインターネット接続数の増加は世界的トレンドであり、2013年(平成25年)時点で約100億個あるところがM2M等の普及に伴い、2020年(平成32年)までに500億個まで増大するとの予測がある(米・シスコ社 http://www.cisco.com/web/about/ac79/docs/innov/IoE_Economy.pdf)。米国では毎年1兆個のセンサが消費される「Trillion Sensors Universe」が2023年(平成35年)までに実現するというビジョンなどが起業家 Janusz Bryzek 氏により提唱されており、同ビジョンによれば2020年(平成32年)時点で約1000億個超、2030年(平成42年)時点では10兆個超のセンサがネットワークに接続された上で利用されると予測されている(T Sensor Summit, Trillion Sensor Visions <http://www.tsensorssummit.org/Resources/Why%20TSensors%20Roadmap.pdf>)。

¹⁴⁸ 例えば、2011年(平成23年)時点の世界のセンサ市場における日本の国内企業のシェアは54%以上となっている(出典：一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)「センサ・グローバル状況調査」)。今後も日本の国内企業のセンサ技術の高い競争力をこのまま維持し続けるため、安価なセンサの大量生産を可能とする生産体制の構築、異なる分野におけるセンサデータの収集・共同利用を可能とするプラットフォームの構築、膨大なセンサデータを活用したサービス・アプリケーション等の開発が求められる。

¹⁴⁹ 我が国では、東京電力が2020年(平成32年)までに管内の全需要家(約2,700万台)に対して導入の完了を予定しており、2016年(平成28年)9月までの約830万台分の通信部分の発注先をNECにすることに決定している。

図表 3-1-1 各国のスマートメーター導入（予定）状況¹⁵⁰

日本	東京電力管内において、2020年までに全需要家(2,700万戸)へ導入予定。2024年には全国で導入完了(約7,775万戸)予定。
米国	2015年までに計6,500万台設置予定。
イギリス	2020年までに全需要家へ導入予定
フランス	2014年末までに50%のメーターを、2016年末までに95%のメーターをAMMシステムに接続。 ※AMM: Automated Meter Management
イタリア	2011年末までに3,600万(95%)の需要家に設置
中国	2011年9月までに5,850万個のスマートメーターが導入。国家电网は2015年までに2.3億個のスマートメーターを導入予定。
韓国	「スマートグリッド国家ロードマップ」(2010)にて、2020年までに全需要家に対するスマートメーター及び双方向通信システムのインフラ基盤構築を進める方針。

そして、ウェアラブル端末については2013年度(平成25年度)における国内の市場は約40万台であったところ、2020年度(平成32年度)には600万台を超えるとの予測もあるなど今後広く普及していくと予想される。この点、ビジネス向けの製品のみならず、一般消費者向けの安価な製品も開発されており、今後も開発競争が続くと推測される。

図表 3-1-2 ウェアラブル端末の例¹⁵¹



なお、ワンストップの M2M サービスを展開できるよう、各国の通信事業者間には相互のアライアンスを強化し、グローバル企業が利用できるプラットフォームを構築することで世界各国の利用者を獲得しようとする動きもあり、我が国の通信事業者もこれらのアライアンスの主要メンバーとして参加している¹⁵²。

¹⁵⁰ 出典：第12回電波政策ビジョン懇談会、株式会社三菱総合研究所プレゼンテーション資料

¹⁵¹ 出典：第12回電波政策ビジョン懇談会、株式会社三菱総合研究所プレゼンテーション資料

¹⁵² 我が国の通信事業者も各アライアンスに参加している(例：NTTドコモはM2M World Allianceに、ソフトバンクモバイルはGlobal M2M Association及びBridge M2M Allianceに加入)。

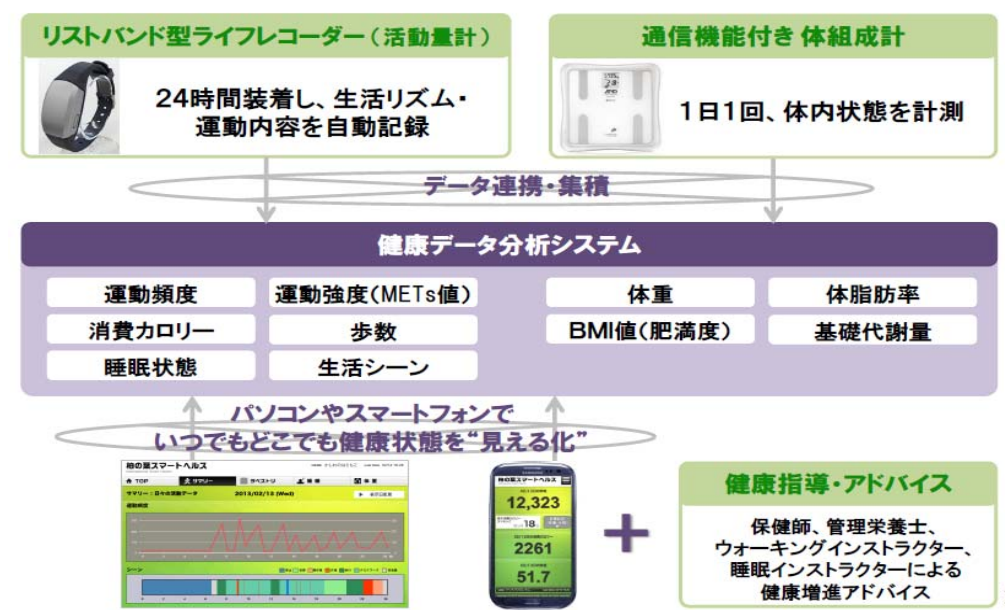
イ) 様々な分野における電波利用の進展

M2M、IoE、IoT、ウェアラブルの進展などに伴い、今後更に様々な分野において課題解決や新たなイノベーションのために電波利用が進展することが想定され、その恩恵は幅広い分野や産業に広がるものと期待される。例えば下記のような分野においても無線の活用が進むことが想定される。

i) 医療・ヘルスケア

多種多様なウェアラブル端末の登場により、健康・医療分野での電波利用も進展していくものと考えられる。例えば、千葉県柏市で行われた柏の葉スマートヘルスプロジェクト¹⁵³では、リストバンド型の活動量計¹⁵⁴を用いて健康データを収集・分析し、健康状態の可視化を図る取組が行われている。

図表3-1-3 柏の葉スマートヘルス・プロジェクト¹⁵⁵



また、植込型医療機器（例：脳深部刺激装置、人工内耳、植込型心臓ペースメーカー、インスリンポンプ等）の市場が拡大傾向にある。我が国では欧米で既に先行して利用されている、新たな体内植込型医療用データ伝送システム（MEDS）の導入に向けた検討が行われており、今後新たな市場としての成長が期待されている。

ii) 教育分野

我が国では、2011年（平成23年）に文部科学省が「教育の情報化ビジョン」を公表し、総務省と連携するなどして教育の情報化の取組が推進されている。具体的には、2017年度までに電子黒板全普通教室整備、超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%等の数値目標¹⁵⁶が設定されており、「日本再興戦略

¹⁵³ 2013年（平成25年）2月2日から3月10日までの間、千葉県柏市、三井不動産株式会社、株式会社メディアシンク、日本ヒューレット・パッカード、イーツリユージョンズ株式会社をはじめとしたコンソーシアムによって、総務省「平成24年度ICT街づくり推進事業」の一環として実施された。

¹⁵⁴ 日立システムズ製。

¹⁵⁵ 出典：第10回電波政策ビジョン懇談会、三井不動産株式会社プレゼンテーション資料

¹⁵⁶ 「第二期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）」P.71 25-2 教材等の教育環境の充実に記載。なお、同計画において、デジタル教科書・教材のモデルコンテンツの開発を進めつつ、その効果を検証す

-JAPAN is BACK-」において、「2010年代に1人1台の情報端末による本格展開」が目標とされている。

米国でも2013年（平成25年）に、2017年（平成29年）までに99%の学校・図書館で次世代高速ブロードバンドと無線LANを整備するという「ConnectEDイニシアチブ」¹⁵⁷を発表し大手民間企業がこれを支援している。

図表3-1-4 総務省・文部科学省の連携による教育の情報化推進事業¹⁵⁸

フューチャースクール推進事業・学びのイノベーション事業(H22-H25)
小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校を対象に、タブレットPC(全児童生徒1人1台)や電子黒板(全普通教室1台)、無線LAN等のICT環境の利活用を推進。
先導的教育システム実証事業(H26)
クラウド等を活用して、学校・家庭を問わない継続した学習や、多種多様な端末に対応した低コストの教育ICTシステムを確立し、その成果を普及モデルとして推進。

③ 電波関連産業の市場規模

上記のような電波関係産業及び電波利用産業を合わせた我が国の電波関連産業は、2013年（平成25年）現在において34.3兆円であるが、2020年（平成32年）までに60.5兆円、2030年（平成42年）には84.0兆円に達すると予測される。

このうち、電波関係産業の市場規模については、電波利用ニーズの増大に伴い今後も堅調な成長が見込まれる¹⁵⁹。具体的には、2013年（平成25年）において21.6兆円であるが、4Gや5Gといったモバイルネットワークの進展や4K・8Kの普及、ウェアラブル端末の利用拡大等によって、2020年（平成32年）には27.9兆円（2013年比で29%増）、2030年（平成42年）には34.5兆円（2013年比で60%増）に成長すると予測されている。

また、電波利用産業は2013年（平成25年）において12.7兆円であるが、M2MやIoTのさらなる利用の拡大や、医療・ヘルスケア分野及び教育分野等も含む様々な分野における電波利用の進展、更にはモバイルEC等の消費者向けサービスの拡大などにより、2020年（平成32年）には32.6兆円（2013年比で2.6倍増）、2030年（平成42年）には49.5兆円（2013年比で3.8倍増）にまで大きく成長すると期待される¹⁶⁰。

る実証研究を実施するとともに、デジタル教材の標準化を進めることとされている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/06/14/1336379_02_1.pdf

¹⁵⁷ オバマ大統領が公表した、ネットワークへのアクセスと最新の教育ツールの活用により、全米の高校生以下の全ての教育を向上させるための計画で、ネット環境の向上（次世代ブロードバンドと無線LANを整備）、教師のトレーニング（ツール活用を支援）、民間のイノベーション（多機能教育端末の開発）の促進を中心に取組が進められている。また、Apple社、マイクロソフト社、AT&T社、Adobe等がこれを支援している。

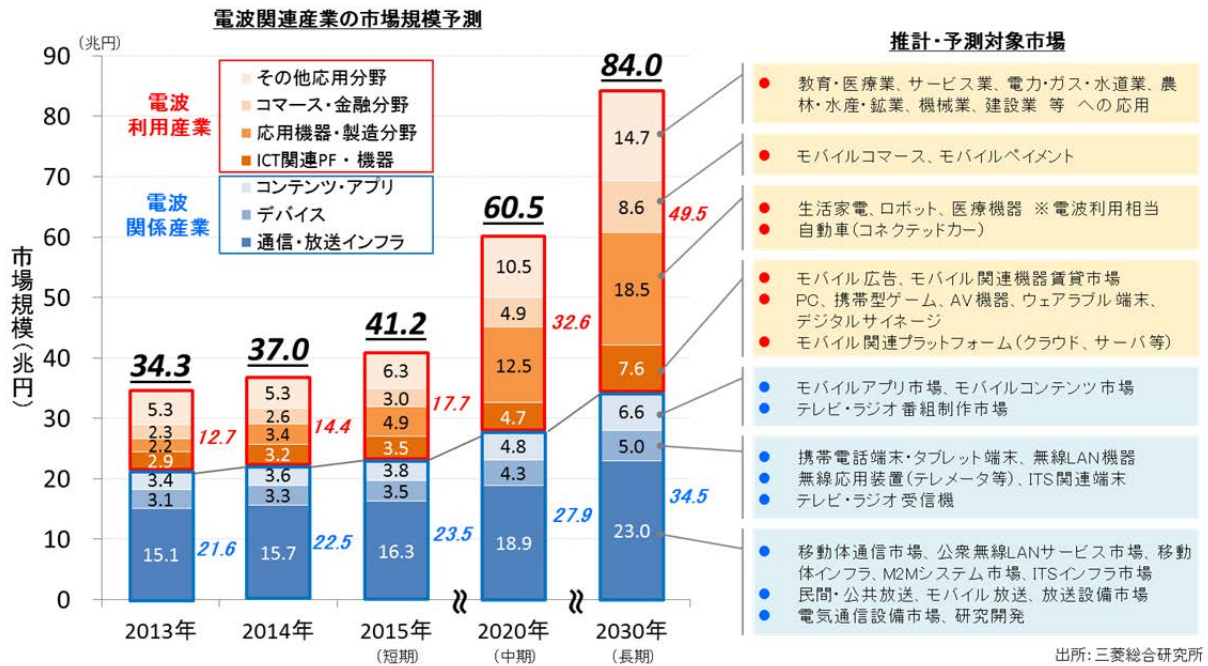
¹⁵⁸ 出典：第12回電波政策ビジョン懇談会、株式会社三菱総合研究所プレゼンテーション資料

¹⁵⁹ 通信業については、移動体通信市場が2013年には10兆6053億円だったものが、2020年に12兆5880億円、2030年に14兆2470億円になると試算しているが、ARPUは今後も現在のトレンドで減少していく一方、M2M、IoT、IoEの普及によりインターネット接続数が増加することに伴う契約数の増加を見込んでいる。

¹⁶⁰ 全世界における電波関係市場のうち移動体通信市場は、2012年に約1兆ドルだったものが2017年には約1.2兆ドルに成長すると予測される。2012年において日本市場のシェアは約8%、アジア太平洋地域は約24%、北米は約22%であり、成長率は日本の約2%に対して、アジア・太平洋地域は約7%、北米は約5%であるため、全世界に占める日本市場のシェアは現在の約8%から更に低下傾向にある（出典：平成25年情報通信白書）。

また、通信機器市場についても、全世界における携帯電話端末市場は、2013年に2030億ドル（約23兆円）、2017年には2510億ドル（約29兆円）と堅調に成長が予測される（出典：平成26年情報通信白書）。我が国携帯電話端末市場の世界市場に対する割合は既に1割を下回っており、今後更にその割合は低下傾向になると考えられる。

図表 3-1-5 電波関連産業の市場規模予測¹⁶¹



(3) その他の電波の利用を支える産業

無線設備の整備・修理などを行う電波関連の静脈系産業¹⁶²や、技術基準の適合性の確認や個人情報保護等電波利用に関連したビジネスの成長が今後見込まれるため、こうした活動を自在に展開しやすい環境を整備することが望ましい。また、無線機器の輸出入の円滑化に資する相互承認協定(MRA)の推進を図るとともに¹⁶³、新規に開発した無線機器の市場投入の時期を自在に選択可能とするための工事設計認証取得結果の公開時期の柔軟化などについても検討することが適当である。

なお、電波の利用者保護の観点から、スマートフォン等携帯電話について、製造業者・通信事業者・販売業者といった様々な関係者が存在する中で、問題が生じた際に利用者がスムーズに解決を図れるよう利用サポート体制を充実すべきという意見があり、こうした面への考慮も重要である。

(4) グローバル産業を育てる観点からの電波政策

電波関係産業・電波利用産業ともにグローバル化が進展しており、電波産業の健全な発展を確保していくためには、国内市場に偏重することなくグローバルな市場や諸外国の政策動向を踏まえた取組を推進していくことが重要である。また、国際協調を図りつつ、5GやWi-Fiなどの分野における国際標準化にコミットするとともに、技術開発における出口戦略を常に意識することが重要である。さらに、個々の製品の研究開発や国際展開にとどまらず、M2MやIoT、IoE等のサービスやオペレーション等が一体となった総合的なシステムとして、グローバルな展開を図ることができるよう戦略的に取り組むことが重要である。そのため、新システムや新サービスの出現が期待される分野においてパッケージとしてビジネスモデルとサービス構造のエコシステムを作り、マーケティングを進める視点も重要である。

¹⁶¹ 出典：第12回電波政策ビジョン懇談会、株式会社三菱総合研究所プレゼンテーション資料

¹⁶² 一度市場に出された無線設備等の整備・修理・再生などを行う産業

¹⁶³ 具体的には、我が国は、APEC-MRA フェーズ I (自国試験を要求するアジア圏との試験データの相互受入れ) について合意に至っていないが、米国は、ベトナム、台湾、韓国等と合意し、米国内で行った試験データが受け入れられていることから、我が国でもフェーズ I の合意を推進すべきという意見があった。

また、我が国製品の国際展開の拡充に向け、無線機器の製造過程や海外展開の容易さも視野に入れた検討が必要である。例えば、我が国では光ファイバーのインフラが整っているものの、光ファイバー整備率が低い状態が続いている国もまだ多数存在しており、そうした国では、無線システムを利用したネットワークインフラの構築が効果的であることから、ミリ波等を使った無線アクセスシステムの国際展開が期待される。

さらに、電波利用の進展に伴う周波数のひっ迫に加え、少子高齢化や自然災害等課題先進国でもある我が国において、電波利用を通じた課題解決を具現化し、その成功モデルをもって国際貢献を図るとともに、国際競争力の強化に繋がることが期待される。例えば、我が国においては、きめ細かに気象レーダーを設置し、気象観測・防災システムを構築しているが、きめ細かい気象状況の把握による国民の安心安全の確保に向けて、近年世界的にも気象レーダーの設置数が急増しており、今後も需要の拡大が見込まれることから、この分野において、他国に先駆けて固体化気象レーダー¹⁶⁴やフェーズドアレイ気象レーダー¹⁶⁵の開発に成功している我が国企業の気象観測・防災システムの国際展開が期待される。また、周波数のひっ迫が進んでいる我が国において、ホワイトスペースの積極活用など複数システムによる周波数共用を実現するソフトウェア処理による無線設備の運用技術や混信回避技術を磨くことにより、これを世界市場に展開していくことも期待される。

そして、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピック大会開催に向けて、「ICT東京オリンピック・パラリンピック」の実現が計画されているが、5Gや次世代ITS（自動走行）を始めとした最先端の無線通信技術をショーケースとして海外からの来訪者に体験してもらい、便利かつ安心安全なICT環境を楽しんでもらうことは有用である。

なお、こうした技術の国際展開を効果的に進めるに当たっては、技術外交を強化しトップセールス連動型の展開や政府間対話の強化なども効果的に活用しつつ、国際協調のもとで進めることが必要である。例えば、地上デジタル放送日本方式が採用された地域とのハイレベルな協力関係やアジアをはじめとした関係諸国との政府間会合等も通じて、電波関連産業に係る案件形成についても検討していくことが有用である。優れた研究開発成果の早急な世界展開を通じて、産業創出につながるプロジェクトを多数作ることによって我が国のグローバル競争力を高めることが重要である。

これらの実施に当たっては、2020年（平成32年）以降も有効かつ持続的な成長モデルの創出と当該モデルのグローバル展開が必要であり、産業界が先行的研究開発を推進しやすくするため、どの周波数帯をどの目的のために使用するのかについての中長期のビジョンを示し、このビジョンに基づく新技術の参集を推進するというような仕組みの構築等についても検討することが求められる。また、電波産業がグローバル化する中で、制度面においても国際的な調和を図っていくことが必要である。

2 電波利用を支える人材の育成

(1) 日本発の発信やリーダーシップ

電波利用が産業に広く浸透し、グローバル化と技術の高度化が進展している中、電波関連産業の持続的発展を維持していくためには、新たな無線システムの開発や電波利用の担い手となる人材を育成していくことが、我が国にとって非常に重要な課題である。

¹⁶⁴ 固体素子（半導体素子）を用いて電波を発生させる気象用レーダー。電子管に高電圧をかけて電波を発生させる従来のものに比べて、観測精度の向上、ライフサイクルコストの低減、装置の小型化、占有周波数の狭帯域化等の特長を有する。

¹⁶⁵ アンテナの向きを変えずに電波の発射方向を変えることができる気象用レーダー。短時間で広範囲の観測が可能。

例えば、我が国が電波利用の国際的なルール形成に積極的に関わっていくためには、ITU や IEEE 等の国際標準化機関における活動に戦略的・継続的に人材を派遣するとともに、カギとなる検討を行うグループの議長・副議長等の役職を担う人材に対する支援の在り方について検討を行うことが必要である。また、マーケット戦略を踏まえた戦略的かつ先進的な研究開発や国際標準化活動を支える人材の育成、理系大学院進学者等の活躍の場の拡大といった取組を進めることにより、電波利用分野においてリーダーシップを発揮できる人材の育成を図り、我が国電波産業の国際競争力強化につなげることが適当である。特に、国際標準化活動に関わる人材の育成・活用については、諸外国も相当の力を注いでいることから、我が国もこれら人材の活動支援のための取組をより強化して進めていく必要がある。なお、国際標準化活動は、国際機関だけではなく、民間のフォーラムやコンソーシアムにおいても進められており、グローバルなビジネス基盤の形成に大きな影響を及ぼすこれらフォーラム等にボランティアに参加する技術者が活躍する場合も多くなってきていることから、そういった人材に対する支援についても十分考慮するべきである。

総務省においても、我が国発の無線技術が国際標準として採用されることを支援する国際標準化活動（国際標準化連絡調整事務）¹⁶⁶を毎年行い、下記のようなプロジェクトを支援しており、一定の成果を上げていることから、今後も、このような国際標準化活動に対する支援を継続的に行っていくことが望ましい。

図表 3-2-1 国際標準化連絡調整事務の平成 25 年度における実績

国際標準化連絡調整事務案件		実施期間
1. 安全かつ豊かで質の高い国民生活の実現	①Cospas-SarsatへのPLBビーコン制御技術の国際標準化	H22～H25
	②79GHzを用いた移動通信技術の国際標準化	H24～H28
	③次世代GMDSS(全世界的な海上遭難・安全システム)要素技術の国際標準化	H24～H28
	④移動体向け地上デジタルマルチメディア放送システム	H23～H25
2. 我が国の産業競争力の強化	⑤次世代移動通信の国際協調	H24～H27
	⑥ミリ波帯を用いた高速移動体向け大容量無線通信技術の国際標準化	H25～H27
	⑦固定無線アクセス技術等の国際標準化	H25～H27
3. ネットワークの基盤技術の確立	⑧屋内環境における電波雑音の特性等の国際標準化	H25～H27

出典：総務省作成

(2) 人材育成の仕組みづくり

電波について知見を有する人材の育成につながる総務省の既存の取組・制度として 2002 年度（平成 14 年度）から実施されている戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）¹⁶⁷は、技術者の研究開発能力の向上に寄与していると評価でき、また、長い歴史をもつ無線従事者資格制度（国家資格）¹⁶⁸は電波を扱う技術者の実務能力の向上に寄与していると評価できる。

¹⁶⁶ 我が国の周波数ひっ迫事情に見合う周波数利用効率の高い無線技術が国際標準として採用されるよう、当該技術の国際動向を踏まえた国際機関等との連絡調整や当該技術の国際標準化を積極的・戦略的に進め、ワイヤレス分野における国際標準化活動のより一層の強化を図るための活動。

¹⁶⁷ 情報通信分野において、独創性・新規性に富む研究開発課題を、大学・独立行政法人・企業・地方公共団体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上研究を委託することで、地域や研究開発実施者に主体性のある先端技術の研究開発を支援する競争的資金。その中で特に、若手 ICT 研究者等育成型研究開発及び若手ワイヤレス研究者等育成型研究開発は、若手研究者の育成に有益な支援となっている。

SCOPE: Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme

¹⁶⁸ 無線従事者資格の技術操作の最高資格である第一級陸上無線技術士の国家試験受験申請者数は、過去 10 年間を見ると、2004 年度（平成 16 年度）から 2006 年度（平成 18 年度）にかけて減少したものの、その後上昇傾向にある。なお、国家試験の内容については、技術の進展等に応じて無線工学の新しい技術を加えていくなど適宜見直していくことが重要である。

図表 3-2-2 戦略的情報通信研究開発推進事業 (SCOPE)・電波有効利用促進型の平成 25 年度の実績

採択件数 / 応募件数	計	大学	民間	その他
先進的電波有効利用型(フェーズⅠ)	24 / 52	23 / 41	1 / 8	0 / 3
先進的電波有効利用型(フェーズⅡ)	7 / 17	6 / 14	1 / 3	-
若手ワイヤレス研究者等育成型(フェーズⅠ)	6 / 9	6 / 7	0 / 1	0 / 1

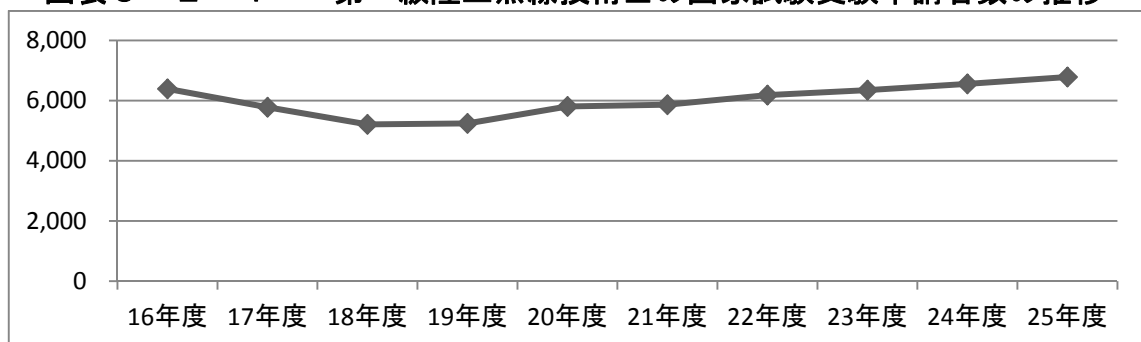
出典：総務省作成

図表 3-2-3 無線従事者資格制度における平成 25 年度の実績

無線従事者資格の取得方法	免許取得者数(平成25年度)
国家試験(指定試験機関である(公財)日本無線協会が実施)	21,276人(全科目免除者350人を含む。)
養成課程(日本無線協会・日本アマチュア無線振興協会等が実施)	60,714人
学校の卒業生	2,801人
認定講習課程	58人

出典：総務省作成

図表 3-2-4 第一級陸上無線技術士の国家試験受験申請者数の推移



出典：総務省作成

一方、電波が多種多様な産業で幅広く活用され、新たなサービスやビジネスを創出する原動力となっている現状を踏まえれば、従来のような「電波」に閉じた人材育成のみならず、無線通信技術に加えて IP/Web 関連技術の知識を併せ持つ人材、無線技術と有線技術を統合した高度複合技術の知見を有する人材、ソフトウェア技術者等を戦略的に育成していくことが重要である。そして、これまで不足していたそのような人材の育成を効果的に進めるための仕組みづくりについて検討する観点から、今後の電波利用の担い手の育成と資格制度の在り方について、様々な分野・立場の人材の参加を得て、更に検討を深めていくべきである¹⁶⁹。これらについては、時代に即した取組が必要であり、問題意識を共有し、諸外国の動向も踏まえながら議論をする場を設けて取り組んでいくことが必要である。さらに、無線通信技術等に関する知識だけではなく、これらを活用したビジネスモデルを創造し事業化を実現する人材が産業界において求められている。電波及び IP/Web やビッグデータ等を複合的に活用して新たなイノベーションにつながる新しい産業やサービスを生み出すことのできる人材の育成・確保は産業競争力の源泉ともなっていくと考えられる

¹⁶⁹ 団塊の世代など無線通信技術の高い能力を有している高齢者が日本の各地域にいることから、これらの人材の力を活用する観点も重要であるとの指摘もあった。また、グローバルなビジネス基盤の形成に貢献している人材を育成するためには、技術力と英語力を併せ持つ人材の育成が重要との意見もあった。

ところで、電波利用に関わるスタートアップやベンチャー企業を立ち上げることができ、人材を育成することも重要な視点¹⁷⁰である。

また、産業分野だけでなく、電波を利用する ICT 機器が若年者から高齢者まで幅広い層に一般的に利用されるようになってきている現状を踏まえ、例えば、初等教育段階から電波利用に関する学習機会を提供したり、ICT 機器が高齢者にとって役立つように支援する人材の育成を行うことが望ましい。そして、学生（小中学生～高校生～大学生）や高齢者、業界関係者（販売店や関係業界団体）や地方自治体・学校など多様な関係者に必要とされる一定の知識を広く普及させる観点から、官民連携した取組として、一般の方にも分かりやすい周知広報の機会を更に充実させることが望ましく、総務省としても電波の利用等に関する国民のリテラシーの向上に取り組むとともに¹⁷¹、民間ボランティア活動¹⁷²による「電波教室」などの開催を充実させることも重要である。

図表 3-2-5 電波適正利用推進員活動の平成 25 年度における実績

電波の適正利用に関する活動を委嘱された民間のボランティア（電波適正利用推進員）により、周知啓発活動等を実施



電波教室の実施
(電子ブロックの組み立て)



電波相談所の開設
(電波適正利用推進員のブース)



地域イベントにおける周知活動

平成25年度の主な活動実績

- 周知啓発活動 3,312件
- 混信等の相談・助言 114件
- 総合通信局への協力 241件

出典：総務省作成

これらの視点を踏まえつつ、国際的なリーダーの育成支援、新しい時代の要請にあった無線通信技術に加えて IP/Web 関連技術の知識を併せ持つ人材の育成支援、電波リテラシーの向上など様々なレベルの人材育成の課題について、問題意識を共有し諸外国の動向も踏まえながら議論する場を設けた上で、中長期的に取組を進めることにより、世界最先端のワイヤレス立国の実現・維持に向けた人材育成の仕組みづくりを産学官が連携して進めていくことが重要である。

¹⁷⁰ 電波を利用するスタートアップやベンチャー企業は設備投資が必要であるため、中小企業等の新たな事業活動の促進を図ることを目的として研究開発成果の事業化を支援する中小企業技術革新制度（SBIR 制度）の更なる活用などを行う必要がある。

¹⁷¹ 国民生活において日常的に電波を利用する機会が増加し、電波に対する関心が高まっていることを踏まえ、電波の安全性や電波の適正な利用に関する国民のリテラシー向上に向けて、電波の安全性に関する情報の提供、電波適正利用推進員活動、無線 LAN の情報セキュリティに関する普及啓発活動に取り組んでいる。

¹⁷² 既存の民間ボランティア活動として「電波適正利用推進員」（2013 年度末（平成 25 年度末）現在、全国 701 人）が電波の適正な利用等の電波に関する知識について社会に周知啓発を行う活動を行っている。

おわりに

我が国では、世界最高レベルの無線通信インフラが整備されており、多くの国民の日常生活の中でワイヤレスブロードバンドは重要な役割を果たすようになってきている。また、すべての人やモノがインターネットにつながる M2M、IoT、IoE の普及や次世代 ITS の実現、超高精細度の映像伝送、安心安全の確保など、様々な目的のために今後更に電波の利用の重要性は増していくと考えられる。

移動通信システムを始めとした電波利用技術の進歩は目覚ましく、2020 年（平成 32 年）及びその先という中長期的な視野で周波数ひっ迫にどのように対応していくかという課題は、世界各国に共通した重要な課題である。

本報告書で指摘された様々な課題の解決や目標の実現に向けて、行政や産業界において、それぞれ所要の施策が着実に実施されることを期待するとともに、その取組状況について、しっかりと検証を行い、更なる改善や取組の強化につなげることで、我が国の電波産業の持続的発展を確実なものとすることを期待する。

「電波政策ビジョン懇談会」審議経過

会合	開催日	主な議題
第1回	平成 26 年 1 月 31 日	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用の現状等について http://www.soumu.go.jp/main_content/000272431.pdf ・電波政策ビジョンの策定に向けた意見募集の実施について http://www.soumu.go.jp/main_content/000272431.pdf
第2回	平成 26 年 2 月 17 日	<p>【プレゼンテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中村構成員 「電波需要の動向について」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000272431.pdf ・山田構成員 「電波政策ビジョンの視点 ～新しい社会インフラ構築に向けた機会の提供」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000272431.pdf ・吉川構成員 「2020 年に向けた環境変化と電波政策への示唆」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000275299.pdf ・トヨタ自動車(株) 「車における電波の有効利用について ～電波を活用した高度道路交通システム (ITS)～」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000275300.pdf <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回会合で示された主な意見
第3回	平成 26 年 3 月 25 日	<p>【プレゼンテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)電波産業会 「第5世代移動通信システムを取り巻く世界の状況と展望について」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000275300.pdf ・(株)NTTドコモ 「電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000282114.pdf ・KDDI(株) 「電波政策ビジョンの検討に向けた検討課題」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000282253.pdf ・ソフトバンクモバイル(株) 「電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000282116.pdf ・イー・アクセス(株) 「電波政策ビジョン懇談会 公開ヒアリング ～周波数の有効利用について～」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000282117.pdf ・地域 WiMAX 推進協議会 「地域 BWA の利活用状況」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000282118.pdf ・(株)ジュピターテレコム 「J:COM グループにおける地域 BWA の活用について」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000282120.pdf

		<ul style="list-style-type: none"> ・(株)愛媛 CATV 「地域 BWA 免許にしか実現出来ない地域利用の実情 他」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000282121.pdf ・(一社)日本ケーブルテレビ連盟 「電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000282122.pdf <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波政策ビジョンの策定に向けた検討課題 ・意見募集の結果について
第4回	平成 26 年 4 月 4 日	<p>【プレゼンテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)情報通信ネットワーク産業協会 「電波利用の姿と産業の在り方」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000284187.pdf ・日本放送協会 「電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000284189.pdf ・(一社)日本民間放送連盟 「電波政策ビジョン懇談会 ご説明」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000284190.pdf ・日本マイクロソフト(株) 「世界各国で進むホワイトスペースの動的な電波活用」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000284191.pdf ・NTTブロードバンドプラットフォーム(株) 「電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000284192.pdf ・(株)UL Japan 「電波政策ビジョンの策定に向けた検討課題」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000284193.pdf <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波政策ビジョンの策定に向けた検討課題
第5回	平成 26 年 4 月 18 日	<p>【プレゼンテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森川構成員 「2020 年代のワイヤレス」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000286136.pdf ・電気通信大学大学院教授 小花氏 「ITS における無線通信について ～安全,快適で環境にやさしい ITS をめざして～」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000286137.pdf ・京都大学大学院教授/(独)情報通信研究機構統括 原田氏 「電波政策ビジョン策定に関する研究成果の紹介」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000286138.pdf ・パナソニック(株) 「電波政策ビジョン懇談会ご説明 ～今後の電波利用システムのあり方について～」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000286139.pdf ・ソニー(株) 「電波政策ビジョン懇談会ヒアリング ～消費者の視点から考えてみる～」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000286140.pdf ・エリクソン・ジャパン(株)、ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)、クアルコムジャパン(株)

		<p>「LSA/ ASA について」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000286141.pdf</p> <p>【その他】 ・電波政策ビジョンの策定に向けた検討課題</p>
第6回	平成 26 年 4 月 25 日	<p>【プレゼンテーション】 ・日本電気(株) 「災害に強い通信インフラを支える業務用移動無線におけるアドホックネットワーク技術の活用」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000287475.pdf</p> ・富士通(株) 「2020年以降の新たな移動通信システム構築に向けて(検討課題:新しい電波利用の姿)～豊かな社会に向けた「ものづくり」の観点から～」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000287476.pdf ・スカパーJSAT(株) 「電波政策ビジョンへの期待」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000287478.pdf ・モバイルコンピューティング推進コンソーシアム 「WCIP(Wireless Communication & Internet Professional) 育成」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000287480.pdf <p>【その他】 ・電波政策ビジョンの策定に向けた検討課題</p>
第7回	平成 26 年 5 月 16 日	<p>【プレゼンテーション】 ・中村構成員 「2020年以降の電波利用システムの姿」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000290767.pdf</p> <p>【その他】 ・中間とりまとめに向けて</p>
第8回	平成 26 年 5 月 30 日	<p>【その他】 ・中間とりまとめ(案)について</p>
第9回	平成 26 年 7 月 11 日	<p>【プレゼンテーション】 ・日本マイクロソフト(株) 「TVWS 活用に向けて: 米英規制機関の状況と実装の進む TVWS DB」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000302720.pdf</p> ・日本電気(株) 「無線 LAN における国際動向、分配(割当)の拡大に関して」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000302721.pdf ・NTT アクセスサービスシステム研究所 「超高速・高効率 無線 LAN 標準化動向」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000302722.pdf <p>【その他】 ・中間とりまとめ(案)に対する意見募集の結果</p>
第10回	平成 26 年 8 月 25 日	<p>【プレゼンテーション】 ・三井不動産(株) 「柏の葉スマートシティの取組」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000309386.pdf</p> ・東京大学大学院教授 相田氏 「GCL 育成プログラム」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000309387.pdf ・(一社)情報通信ネットワーク産業協会 「研究開発と人材育成について」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000309388.pdf

		<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)自動車用品小売業協会 「定期的な審査が必要」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000309389.pdf ・(一社)日本自動車工業会 「ITS 電波利用に関して」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000309390.pdf <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微弱無線機器等の流通状況・電波の監視状況について http://www.soumu.go.jp/main_content/000309752.pdf ・人材育成関係(既存施策の一覧) http://www.soumu.go.jp/main_content/000309385.pdf
第 11 回	平成 26 年 9 月 8 日	<p>【プレゼンテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一財)マルチメディア振興センター 「諸外国における周波数オークション等の最新動向」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000312577.pdf ・(株)NTTドコモ 「電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000312578.pdf ・KDDI(株) 「電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000312579.pdf ・ソフトバンクモバイル(株) 「電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000312580.pdf ・ワイモバイル(株) 「電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000312581.pdf ・日本放送協会 「電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000312582.pdf ・(一社)日本民間放送連盟 「電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000312583.pdf <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回会合等で示された主な意見 ・700MHz/900MHz 帯終了促進措置の現状について http://www.soumu.go.jp/main_content/000312575.pdf ・移動通信システム用周波数の見通し http://www.soumu.go.jp/main_content/000312576.pdf
第 12 回	平成 26 年 10 月 6 日	<p>【プレゼンテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中村構成員 「2020年代に向けた電波利用産業の動向について」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000316912.pdf ・生体電磁環境に関する検討会 「電波の安全性確保の取組について」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000316607.pdf ・第5世代モバイル推進フォーラム事務局 「第5世代移動通信システムに関する我が国の最新の検討状況について」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000316608.pdf <p>【その他】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・最終とりまとめに向けて ・移動通信システム用周波数割当ての目標 http://www.soumu.go.jp/main_content/000316610.pdf
第13回	平成26年11月10日	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書(案)について
第14回	平成26年12月22日	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書(案)に対する意見募集の結果

懇談会における関係者からのプレゼンテーションの概要

会合	主な概要
第2回	中村構成員 ・経済発展を牽引する次世代社会基盤としてのワイヤレスネットワークへ
	山田構成員 ・次世代インフラ・プラットフォーム構築の推進 ・拡大するモバイル需要への機会の提供 ・多様なニーズ拡大への対応
	吉川構成員 ・マクロ環境から見た電波需要の見通し ・ロンドン五輪からの学び
	トヨタ自動車(株) ・トヨタの統合安全コンセプト ・トヨタがめざす社会
第3回	(一社)電波産業会 ・第5世代移動通信システム(いわゆる5G)とは何か？ ・5Gに関する海外での検討状況及び我が国の検討体制
	(株)NTTドコモ ・公平な競争を促進する環境の維持 ・電波利用の将来像と課題
	KDDI(株) ・今後のデータトラフィックと必要周波数の予測 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて
	ソフトバンクモバイル(株) ・トラフィック逼迫状況と対策 ・東京オリンピックへの対策 ・周波数有効利用に向けた提言
	イー・アクセス(株) ・周波数拡大の提案
	地域 WiMAX 推進協議会 ・地域アプリケーションの状況 ・地域 BWA のこれから
	(株)ジュピターテレコム ・地域に根付く「コミュニティチャンネル」 ・自治体との防災協定による地域情報の発信 ・J:COM の考える地域 BWA 活用例
	(株)愛媛 CATV ・地域 BWA 免許にしか実現出来ない地域利用の実情 ・地域 BWA に必要なモノ
(一社)日本ケーブルテレビ連盟 ・ケーブルテレビの現状 ・ケーブルテレビにおける無線への取組の方向性と地域 BWA の意義	
第4回	大木構成員 ・電波利用を支える技術と電波政策 ・2020年オリンピック・パラリンピックに向けて ・電波利用に関する規律の在り方
	日本放送協会 ・東日本大震災におけるNHKの取組

	<ul style="list-style-type: none"> ・放送のイノベーション
	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年における8Kスーパーハイビジョン
	<p>(一社)日本民間放送連盟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック/パラリンピックにおける放送業務による電波利用 ・周波数共有の高度化のための方策における課題
	<p>日本マイクロソフト(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割当から共有へ ・TVWS実証実験とデモ
	<p>NTTブロードバンドプラットフォーム(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今、何故 Wi-Fi か ・無限のビジネスチャンスを実現するためのアイデア
	<p>(株)UL Japan</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線端末の流通促進と利用者保護 ・ソフトウェア無線への規律 ・登録証明機関制度の見直し ・アジア圏における MRA 協定
第5回	<p>森川構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤレスが切り拓く世界 ・2020年に向けて
	<p>電気通信大学大学院教授 小花氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波を用いた ITS の実現例 ・ITS を実現するために
	<p>京都大学大学院教授/(独)情報通信研究機構統括 原田氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IEEE におけるTVホワイトスペースの標準化 ・世界、日本におけるTVホワイトスペースのトライアルと研究開発
	<p>パナソニック(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの社会・環境認識 ・電波利用による社会課題の解決
	<p>ソニー(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活文化と電波 ・消費者視点で考える新たな電波利用の姿
	<p>エリクソン・ジャパン(株)、ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)、クアルコムジャパン(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LSA/ ASA とは? ・欧州及び米国の政策動向 ・LSA/ ASA の経済効果
第6回	<p>日本電気(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時と災害時の連携基盤 ・災害に強い通信インフラを支えるアドホックネットワーク
	<p>富士通(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年以降の移動通信システムの役割:データ空間と実社会を安定・確実に橋渡し ・喫緊の課題:増大するトラフィック対応、新たな課題:新たな移動通信環境特有のトラフィック増 ・5G 移動無線システムの要件、無線アクセス技術
	<p>スカパーJSAT(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星事業の特徴 ・衛星放送・通信の展望、電波政策への期待
	<p>モバイルコンピューティング推進コンソーシアム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MCPC 人材育成(モバイルシステム構築やモバイル実務知識の認定スキーム) ・高度 WCIP(無線+IP 技術)人材育成の必要性
第7回	<p>中村構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界的なモバイルトラフィックの増加と将来展望、移動通信用周波数確保の動向 ・電波利用システムの市場予測

第9回	日本マイクロソフト(株) ・TVWS における標準化活動と米英規制機関の状況 ・TVWS DB の実装例
	日本電気(株) ・無線 LAN における国際動向 ・無線 LAN に対する分配(割当)の拡大
	NTT アクセスサービスシステム研究所 ・無線 LAN の超高速・高効率化技術 ・無線 LAN 標準化動向
第10回	三井不動産(株) ・柏の葉スマートシティの取組(エリアエネルギー管理システム(柏の葉 AEMS)、スマートヘルス・プロジェクト、柏の葉フリーWi-Fi)
	東京大学大学院教授 相田氏 ・求められる人材 ・GCL の概要、魅力
	(一社)情報通信ネットワーク産業協会 ・電波利用の方向性 ・電波利用を支える研究開発と人材育成 ・今後期待される取組
	(一社)自動車用品小売業協会 ・無線設備試買テストの結果を受けて ・定期的な抜き打ち検査の必要性 ・電波の利用について使用者の認知を高めることが必要
	(一社)日本自動車工業会 ・ETC や ITS スポットへの対応、ETC2.0 の導入 ・安全運転支援システム ・自動走行システム
第11回	(一財)マルチメディア振興センター ・周波数オークションの最新動向 ・周波数保有の寡占化の防止策 ・周波数の共同利用をめぐる動き
	(株)NTTドコモ ・2020 年代のモバイルデータトラフィック予測 ・今後の電波利用における課題認識
	KDDI(株) ・今後のデータトラフィック予測、トラフィックの内訳とオフロード比率 ・電波の経済的価値を踏まえた周波数割当てについての考え方
	ソフトバンクモバイル(株) ・トラフィック増への対策 ・周波数割当てに際し重要視すべき視点
	ワイモバイル(株) ・端末やリッチコンテンツ普及によるモバイルトラフィックの増加 ・最後発参入事業者の視点
	日本放送協会 ・周波数オークションに対する基本的な考え ・いかなる災害時にも対応できる機能強化への取り組み
	(一社)日本民間放送連盟 ・「放送」が担う公共的役割 ・周波数オークションにおける放送の取り扱い
第12回	中村構成員 ・2020 年以降の電波利用システムの全体像

	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用の最新動向 ・電波関連産業の市場予測 ・モバイルトラヒックの将来予測
	<p>生体電磁環境に関する検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の安全性に関する国内の取組の現状 ・電波の安全性に関する国際的な取組体制
	<p>第5世代モバイル推進フォーラム事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ARIB の 2020 and Beyond Ad Hoc の進捗状況とその後の進め方 ・第 5 世代モバイル推進フォーラムの設置 ・5Gに関する国際ワークショップの開催

電波政策ビジョン懇談会 構成員名簿

(敬称略、五十音順)

- 荒川 薫 明治大学総合数理学部教授
- 大木 一夫 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会専務理事
- 大谷 和子 株式会社日本総合研究所法務部長
- 清原 聖子 明治大学情報コミュニケーション学部准教授
- 近藤 則子 老テク研究会事務局長
- 関口 和一 日本経済新聞社論説委員兼産業部編集委員
- ◎多賀谷 一照 獨協大学法学部教授
- 中村 秀治 株式会社三菱総合研究所情報通信政策研究本部長
- 根本 勝則 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事 (6月3日から※)
- 服部 武 上智大学理工学部客員教授
- 林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科教授
- 藤原 洋 株式会社インターネット総合研究所代表取締役所長
- 三友 仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
- 森川 博之 東京大学先端科学技術研究センター教授
- 山田 澤明 株式会社野村総合研究所常勤監査役
- 吉川 尚宏 A.T. カーニー株式会社パートナー

◎座長、○座長代理

※6月2日までは、椋田 哲史 元 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事

(1) 議事要旨

- 第1回 平成26年1月31日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000275307.pdf
- 第2回 平成26年2月17日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000282299.pdf
- 第3回 平成26年3月25日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000284220.pdf
- 第4回 平成26年4月4日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000287494.pdf
- 第5回 平成26年4月18日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000287705.pdf
- 第6回 平成26年4月25日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000293434.pdf
- 第7回 平成26年5月16日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000294332.pdf
- 第8回 平成26年5月30日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000302231.pdf
- 第9回 平成26年7月11日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000309743.pdf
- 第10回 平成26年8月25日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000314003.pdf
- 第11回 平成26年9月8日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000317544.pdf
- 第12回 平成26年10月6日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000322557.pdf
- 第13回 平成26年11月10日
※公表後 URL を追記
- 第14回 平成26年12月22日
※公表後 URL を追記

(2) パブリックコメント実施結果

- 電波政策ビジョンの検討に向けた検討課題等に対する意見募集(2月5日～3月4日)
意見概要(事務局作成)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000282110.pdf
意見全文
http://www.soumu.go.jp/main_content/000282125.pdf
- 電波政策ビジョン懇談会 中間とりまとめ(案)に対する意見募集(6月10日～6月30日)
意見概要(事務局作成)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000282125.pdf
意見全文
http://www.soumu.go.jp/main_content/000302725.pdf

- 電波政策ビジョン懇談会 最終報告書（案）に対する意見募集（11月21日～12月5日）
 - 意見概要（事務局作成）
 - ※公表後 URL を追記
 - 意見全文
 - ※公表後 URL を追記

用語解説

索引	用語	用語解説	初出
3	3G	「IMT-2000」(International Mobile Telecommunications-2000)規格に準拠したデジタル方式の移動通信システム(第3世代携帯電話)。 (関連項目⇒第3世代携帯電話の項を参照)	60 頁
	3GPP	Third Generation Partnership Project の略。第3世代携帯電話、3.9 世代移動通信システム及び第4世代移動通信システムの仕様の標準化を行うプロジェクト。	16 頁
	3.9 世代移動通信システム	第3世代移動通信システム(IMT-2000 規格)の高度化システム(3.9G)。3.9 世代携帯電話。光ファイバー並みの高速伝送が可能となる。	18 頁
4	4G	「第4世代移動通信システム」の項を参照。	10 頁
	4K	4Kは、空間解像度が横 3,840 画素×縦 2,160 画素であること。Kは 1,000 の意で、横が約 4,000 画素であるため、「4K」と称される。既存のフルハイビジョンの4倍の画素数となる。	12 頁
5	5G	「第5世代移動通信システム」の項を参照。	10 頁
8	8K	8Kは、空間解像度が横 7,680 画素×縦 4,320 画素であること。Kは 1,000 の意で、横が約 8,000 画素であるため、「8K」と称される。既存のフルハイビジョンの 16 倍の画素数となる。	12 頁
A	ARPU	Average Revenue Per User の略。加入者一人当たりの平均利用月額。	65 頁
	AXGP	Advanced eXtended Global Platform の略。PHS の技術を利用した規格である XGP を高速化するなどして改良したもの。	14 頁
B	BWA	Broadband Wireless Access の略。無線を用いたデータ通信用の無線アクセスシステム。(関連項目⇒「広帯域移動無線アクセスシステム」の項を参照)	14 頁
	Bluetooth	データの送受信を行うための近距離無線通信の規格で、IEEE802.15.1 で規格化されている。最大通信距離が Wi-Fi より短い半面、消費電力が少ないという利点があり、ワイヤレスイヤホン等の機器に使用される。	11 頁
D	DSRC	ETC の技術を応用して、路側に設置した無線設備(DSRC 基地局)と路上を走行する車両内に設置した無線設備(DSRC 陸上移動局)との間を高速の無線通信回路で結んだ、短距離・小ゾーンの大容量双方向移動通信。	41 頁
E	ETC	Electronic Toll Collection System の略。有料道路を利用する際の自動料金収受システムのこと。	29 頁
F	FPU	Field Pickup Unit の略。番組素材を取材現場から放送スタジオ又は受信基地局に無線伝送する装置のこと。	15 頁
G	GPS	Global Positioning System の略。全地球測位システム。人工衛星を利用して、利用者の地球上における現在位置を正確に把握するシステム。	45 頁
	GSM	Global System for Mobile communications の略。欧州のデジタル携帯電話の規格として標準化された方式。第3世代携帯電話の前の第2世代携帯電話の規格。	59 頁
	G空間シティ	G空間情報及び ICT の利活用による経済の成長力の底上げ及び国土の強靱化を図るため、平成 25 年度補正予算「G空間シティ構築事業」において実施している実証プロジェクト。	12 頁
	G 空間情報	地理空間情報と同義。地理空間情報は、地理空間情報活用推進基本法(平成 19 年法律第 63 号)において、位置情報(空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む。))及び位置情報に関連付けられた情報と定義。	16 頁
H	HEMS	Home Energy Management System の略。家庭用エネルギー管理システム。住宅に ICT 技術を活用したネットワーク対応型の省エネマネジメント装置を設置し、自動制御による省エネルギー対策を推進するシステム。	13 頁
I	ICT	Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。	12 頁
	ICT 街づくり	ICT を利活用して街づくりを行うこと。	12 頁

索引	用語	用語解説	初出
	IMT	International Mobile Telecommunications の略。「IMT-」と表記することで移動通信システムの規格を表す。	23 頁
	IMT-Advanced	International Mobile Telecommunications-Advanced の略。IMT-2000 の次の世代となる第4世代移動通信システムの規格。	10 頁
	IoE	Internet of Everything の略。全てのヒト、情報システム(業務プロセスとデータ)、及び、モノがインターネットでつながること。	10 頁
	IoT	Internet of Things の略。モノのインターネット。PC やスマートフォンに限らず、センサ、家電、車など様々なモノがインターネットで繋がること。	10 頁
	IP	Internet Protocol の略。インターネットによるデータ通信を行うための通信規約。ネットワークに参加している機器の住所付け(アドレッシング)や、相互に接続された複数のネットワーク内での通信経路の選定(ルーティング)をするための方法を定義している。	69 頁
	ISM 周波数帯／ ISM バンド	Industry-Science-Medical バンドの略。産業科学医療用バンドをいい、産業・科学・医療用の機器に用いられている周波数帯。免許不要で利用が可能となっている、	17 頁
	ITS	Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システム。情報通信技術等を活用し、人と道路と車両を一体のシステムとして構築することで、渋滞、交通事故、環境悪化等の道路交通問題の解決を図るもの。	10 頁
	ITU	International Telecommunication Union の略。国際電気通信連合をいい、ITU-R ((International Telecommunication Union Radiocommunication Sector)とは ITU の無線通信部門をいう。	23 頁
L	LTE	Long Term Evolution の略。3.9 世代移動通信システムの規格。	5 頁
	LAN	Local Area Network の略。企業内、ビル内、事業所内等の狭い空間においてコンピュータやプリンタ等の機器を接続するネットワーク。	4 頁
M	M2M	Machine-to-Machine の略。ネットワークに繋がれた機械同士が人間を介在せず相互に情報交換し、自動的に最適な制御が行われるシステムのこと。	4 頁
	MRA	Mutual Recognition Agreement の略。 (関連項目⇒「相互承認協定」の項を参照)	
	MVNO	Mobile Virtual Network Operator(仮想移動体通信事業者)の略。携帯電話等の無線通信インフラを他社から借り受けてサービスを提供している事業者。	34 頁
Q	QoS	Quality of Service の略。ネットワーク上で、ある特定の通信のための帯域を予約し、一定の通信品質(伝送遅延、稼働率など)を保証する技術。通信インフラが混在するインターネット上において、音声や動画のリアルタイム配信(ラジオ・テレビ型のサービス)やテレビ電話など、通信の遅延や停止が許されないサービスにとって重要な技術。	17 頁
R	RFID	Radio Frequency Identification の略。ID 情報が書き込まれた微小な無線チップを使用し、無線通信によって情報をやり取りする技術。	14 頁
S	SIM カード	電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体のこと。SIM とは、Subscriber Identity Module の略。	58 頁
	STL	Studio to Transmitter Link の略。放送局のスタジオと送信所を結び放送番組を伝送する固定無線回線のこと。	16 頁
T	TSL	Transmitter to Studio Link の略。固定局と放送局のスタジオを結び番組素材を伝送する固定無線回線。	16 頁
	TTL	Transmitter to Transmitter Link の略。送信所と送信所を結び放送番組を伝送する固定無線回線のこと。	16 頁
U	UHF	Ultra High Frequency の略。極超短波のことをいい、300MHz-3GHz の周波数の電波である。	41 頁
V	VHF	Very High Frequency の略。超短波のことをいい、30-300MHz の周波数の電波のこと。	22 頁
	VICS	Vehicle Information and Communication System(道路交通情報通信システム)の略。道路を	29 頁

索引	用語	用語解説	初出
		移動中の車両で生じる情報ニーズに対応し、無線通信システム(FM 多重放送、電波ビーコン等)を利用して渋滞情報、規制情報等の道路交通情報を提供するシステム。	
	VOD	Video On Demand の略。利用者からの要求に応じて映像コンテンツを配信するサービス。	15 頁
W	W-CDMA	Wideband Code Division Multiple Access の略。ITU(国際電気通信連合)の勧告による IMT-2000 の方式の一つ。	14 頁
	Wi-Fi	無線 LAN の標準規格である「IEEE 802.11a/b/g/n/ac」の消費者への認知を深めるため、業界団体の Wi-Fi Alliance が名付けたブランド名。他社製品との相互接続性などに関する試験をパスした装置にロゴの表示などが許可される。	14 頁
	WiMAX	Worldwide Interoperability for Microwave Access の略。広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)の通信規格の一つ。	14 頁
	WiMAX Release 2.1AE	従来の WiMAX 規格を高速化した規格。	54 頁
	Wi-SUN	Wireless Smart Utility Network の略。IEEE802.15.4g/4e を使用した無線通信規格であり、M2M 用の通信規格としてスマートメーター、センサーネットワークなど幅広い分野での利用が想定されている。	14 頁
	WLAN	Wireless LAN の略。(関連項目⇒「無線 LAN」の項を参照)	13 頁
	WPAN	Wireless Personal Area Network の略。無線 LAN よりも狭い範囲(10 メートル程度)のネットワークのこと。	13 頁
Z	ZigBee	センサーネットワークの短距離無線通信規格の一つで、IEEE802.15.4 を使用している。蜂がジグザグに飛ぶ様に情報が伝達されることをイメージした造語。	14 頁
あ	アクセスポイント	ノートパソコンやスマートフォンなどの無線 LAN 接続機能を備えた端末を、相互に接続したり、有線 LAN など他のネットワークに接続するための機器。「親機」、「基地局」、「ステーション」などとも呼ばれる。通常は無線 LAN アクセスポイントを指す。	26 頁
	アプリケーション	ワープロ・ソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェア。スマートフォンではアプリケーションをインストールすることで、機能を拡張・カスタマイズすることが可能。	14 頁
い	イノベーション	新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。	29 頁
	インセンティブ・オークション	放送事業者が周波数を返上し、その周波数をオークションにより移動通信業者に割り当て、得られた収益を放送業者に還元するという一連の流れからなるオークション。2010 年米国の「国家ブロードバンド計画(National Broadband Plan)」において提案され、FCC により 2016 年中に実施する方向で検討されている。	34 頁
	インタフェース	機器や装置等が他の機器や装置等と交信し、制御を行う接続部分のこと。	23 頁
う	ウェアラブル	「身につけることができる」ということ。ウェアラブルコンピュータは、服、カバン、腕時計のように身につけて利用するコンピュータ。	10 頁
お	オフロード	他のシステムに処理を分けることで、あるシステムに対する負荷を軽減させる仕組みの一つ。データオフロード等。	9 頁
か	拡張現実	拡張現実感とも。現実の環境にコンピュータを用いて情報を付加することにより人工的な現実感を作り出す技術の総称。情報を付加された環境そのものを示すこともある。略語の AR (Augmented Reality) が使われることが多い。	11 頁
き	キャリア アグリゲーション	複数の搬送波(キャリア)を同時に用いて、1つのデータ通信回線として運用することにより、無線通信を高速化する手法であり、4G(LTE-Advanced)の標準的な技術仕様の一つである。	49 頁
く	クラウド	クラウド・コンピューティングの略。	10 頁
	クラウド・ コンピューティング	データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群(クラウド(雲))にあり、ユーザは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワ	17 頁

索引	用語	用語解説	初出
		ークの利用形態。	
こ	公共ブロードバンド 移動通信システム	安全・安心な社会の実現に向けたブロードバンド通信を行う技術。	16 頁
	公衆無線 LAN	店舗や公共の空間などで提供される、無線 LAN によるインターネット接続サービス。	9 頁
	高精細度 テレビジョン放送	電波法施行規則第2条に定義される2K(横 1,920 画素×縦 1,080 画素)に代表されるテレビジョン放送。HDTV(High Definition Television の略)とも称される。	13 頁
	広帯域移動無線 アクセスシステム	2.5GHz 帯の周波数の電波によりネットワークに接続する技術。BWA(Broadband Wireless Access)とも称される。	53 頁
	コグニティブ 無線技術	周囲の電波利用環境やサービス品質を適切に把握し、最適な周波数帯・通信方式やネットワーク・システム等をダイナミックかつ柔軟に選択し通信すること等により、周波数利用を効率化する技術。	10 頁
	個人情報	生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別することができることとなるものも含まれる(個人情報保護法第2条第1項)。	66 頁
	コンテンツ	文字・画像・動画・音声・ゲーム等の情報全般、またはその情報内容のこと。電子媒体やネットワークを通じてやり取りされる情報を指して使われる場合が多い。	7 頁
し	車車間・路車間 協調通信技術	道路脇に設置された路側機等と車両の路車間、又は、車両同士の車車間で通信することにより情報共有を行い、運転支援や車両制御等に活用する技術をいう。	17 頁
	終了促進措置	基地局の開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、開設指針及び開設計画に従つて、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置をいう。	33 頁
	準天頂衛星	地球周回軌道のうち静止軌道を約 45 度傾けた軌道上を周回する人工衛星。少なくとも 3 機以上の人工衛星を互いに同期して配置することにより、常に一つの人工衛星が日本の天頂付近に滞留することになるため、ビル等の構造物に影響を受けない通信サービスの提供が可能となることが特長。	11 頁
	情報セキュリティ	情報資産を安全に管理し、適切に利用できるように運営する経営管理のこと。適切な管理・運営のためには、情報の機密性・安全性・可用性が保たれていることが必要となる。	35 頁
す	スマート・アグリ	情報通信技術を利用して、照度、気温、湿度、土壌水分等をセンサによりモニタリングし、自動制御などを行う農業技術のこと。	12 頁
	スマートグリッド	発電設備から末端の機器までを通信網で接続、電力流と情報流を統合的に管理することにより自動的な電力需給調整を可能とし、電力の需給バランスを最適化する仕組みのこと。	10 頁
	スマートシティ	ICT インフラを活用してエネルギーや都市交通システムから医療・介護サービスなどを含む生活インフラを効率的に運営することによって、人々がより快適に暮らすことが可能となる都市のこと。	4 頁
	スマートテレビ	インターネット接続を通じて、ウェブ・ソーシャルメディアの利用、アプリの利用、デバイス間連携などの機能拡張を実現するテレビ端末ないしセット・トップ・ボックスをいう。	61 頁
	スマートハウス/ スマートホーム	情報通信技術を利用して、住宅全体のエネルギー使用を最適に管理・制御するホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)が整った住宅。スマートシティの最小単位としても位置づけられる。	10 頁
	スマートファクトリー	工場内の設備等について、情報通信技術を利用してネットワークで接続し、製造ラインやエネルギー消費等を制御する仕組みが整った工場。	62 頁
	スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することが一般的。また、スマートフォンはインターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワーク(3G回線等)を通じて音声通信網及びパケット通信網	4 頁

索引	用語	用語解説	初出
		に接続して利用するほか、無線 LAN に接続して利用することも可能。	
	スマートメーター	電力会社などの検針・料金徴収業務に必要な双方向通信機能や遠隔開閉機能を有した電子式メーター、若しくはこれに加えてエネルギー消費量などの「見える化」やホームエネルギーマネジメント機能などを有したものの。	4頁
せ	全国 BWA	全国的に広帯域データ通信サービスを行う無線システムとして制度化された広帯域移動無線アクセスシステムのこと。	54頁
	センサーネットワーク	部屋、工場、道路など至る所に埋め込まれたセンサが周囲の環境を検知し、当該情報がユーザや制御機器にフィードバックされるネットワーク。	10頁
	センサーデータ	部屋、工場、道路など至る所に埋め込まれたセンサによるデータ。	62頁
そ	相互承認協定	相手国(欧州等の外国)向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国(日本)で実施することを可能とする二国間の協定。MRA (Mutual Recognition Agreement の略)とも称される。	66頁
	ソフトウェア無線技術	多彩な通信方式に柔軟に対応するための、ソフトウェアによる無線処理実装技術。	10頁
た	第3世代携帯電話	「IMT-2000」規格に準拠したデジタル方式の携帯電話。	13頁
	体内植込型医療用データ伝送システム	体内の無線装置と体外の無線装置又は、体外の無線装置相互間で電波を利用して行う医療の用に供するデータ伝送システム。MEDS (MEdical Data Service の略。)と称されることもある。	64頁
	第4世代移動通信システム	第3世代、3.9 世代移動通信システムの次の世代の移動通信システム(4G)。高速移動時で100Mbps、低速移動時で1Gbps の速度を実現するシステム。平成 24 年2月の ITU(国際電気通信連合)無線通信総会において、無線規格に関する勧告が承認された。	10頁
	第5世代移動通信システム	第4世代移動通信システムの次の世代の移動通信システム(5G)。国内外において研究開発が進められている。	10頁
ち	地域 BWA	デジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的として制度化された BWA システムのこと。	53頁
	地上デジタルテレビジョン放送／地上デジタル放送	地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したもの。日本では平成 15 年12月に関東圏・中京圏・近畿圏の三大都市圏で放送が開始された。その後、平成 23 年7月24日に、東日本大震災による影響が大きかった、岩手、宮城及び福島県の3県を除く 44 都道府県で地上アナログ放送が終了し、平成 24 年3月31 日には、東北3県においても地上アナログ放送が終了。全国における地上デジタル放送への移行が完了した。	45頁
	超高精細度テレビジョン放送	電波法施行規則第2条に定義される4K・8Kによるテレビジョン放送。UHDTV (Ultra High Definition Television)とも称される。	13頁
て	デジタル・ディバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。	45頁
	テストベッド	技術や機器の検証・評価のための実証実験、またはそれを行う実験機器や条件整備された環境のこと。	31頁
	デバイス	スマートフォン、タブレット型端末、電子ブック、スマートテレビ等などの各種の機器のこと。	9頁
	電波監理審議会	電波及び放送に関する事務の公平かつ能率的な運営を図り、電波法及び放送法の規定によりその権限に属された事項を処理するために、電波法に基づき総務省に設置された機関。	56頁
	電力伝送技術	電力を伝送・供給する技術のこと。	10頁
と	特定小電力無線局	特定の小電力の無線局をいい、免許を取得することなく開設し運用することができる。具体的には、電波法施行規則第6条第4項第2号に定められた、テレメータ・テレコントロール・データ伝送、医療用テレメータ、無線電話、ラジオマイク、ミリ波レーダー等をいう。	14頁
	トラヒック	ネットワーク上を移動する音声や文書、画像等のデジタルデータの情報量のこと。通信回線の利用状況を調査する目安となる。「トラヒックが増大した」とは、通信回線を利用するデータ量が増えた状態を指す。	7頁

索引	用語	用語解説	初出
	トリリオン・センサー	毎年1兆個のセンサーが消費される「Trillion Sensors Universe」が2023年(平成35年)までに実現するというビジョンなどが起業家 Janusz Bryzek 氏により提唱されている。このビジョンが実現した際におけるセンサーをいう。	17頁
ひ	比較審査方式	複数の申請者がいる場合、免許人としての優劣を比較して、免許を付与する方式をいう。	33頁
	ビジネスモデル	ビジネスの仕組み。事業として何を行い、どこで収益を上げるのかという「儲けを生み出す具体的な仕組み」のこと。	66頁
	ビッグデータ	利用者が作成したテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンから発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータ等の多種多量なデータのこと。これまでは退蔵していたデータを分析することによって、「製品やサービスの価値向上」、「新しいビジネスモデルの創造」、「ビジネスプロセスの革新」等の効果が見込めるため、ビジネスシーンで活用されている。	10頁
ふ	プラットフォーム	情報通信技術を利用するための基盤となるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク事業等。また、それらの基盤技術。	21頁
ほ	防災無線	地震、火災、天災等の発生時等において、国、地方自治体等の公共機関が円滑な防災情報の伝達等を行うことを目的とした無線通信。	16頁
	ホワイトスペース	放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。	27頁
み	ミリ波	30-300GHzの周波数の電波のこと。EHF(Extremely High Frequencyの略)とも称される。	22頁
む	無線LAN	ケーブル線の代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステム。IEEE802.11諸規格に準拠した機器で構成されるネットワークのことを指す場合が多い。	26頁
め	メッセージセット	同様の機能を持つ機器に対して、動作等を指示する共通の方法を定めたもの。	32頁
も	モジュール	システムの一部を構成するひとまとまりの機能を持った部品のこと。システムや他の部品への接合部(インターフェース)の仕様が規格化・標準化されているため、容易に交換等を行うことができる。	57頁
	モバイルEC	モバイル端末による電子商取引のこと。	65頁
ゆ	ユーザーエクスペリエンス	製品やサービスを利用を通じて得られる体験(experience)の総称。	11頁
	ユビキタスネットワーク	いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能なネットワーク環境。なお、ユビキタスとは「いたるところに遍在する」という意味のラテン語に由来した言葉。	12頁
り	リテラシー	本来、「識字力=文字を読み書きする能力」を意味するが、「情報リテラシー」や「ICTリテラシー」のように、その分野における知識、教養、能力を意味することに使われている場合もある。	35頁
る	ルーラル加入者無線	公衆電話網(一般加入電話及び高度サービス(ISDN、専用線、高速デジタル)を含む。)の加入者回線として、山間部、離島、国立公園等、地理的制約等により有線の使用が困難な地域(ルーラル地域)において、交換局とき線点までの間を電波で代替するシステムをいう。	53頁
れ	レイヤー	システムの構造や設計、サービス提供の構造などが階層状になっている場合に、それを構成する一つ一つの階層(レイヤー)をいう。	32頁
わ	ワイヤレス給電システム	物理的な接触なしで、機器に電力を供給する技術をいう。	13頁
	ワイヤレス電力伝送システム	家電製品や電気自動車等において、無線技術により迅速かつ容易に充電することを可能とした電力伝送技術のこと。	13頁

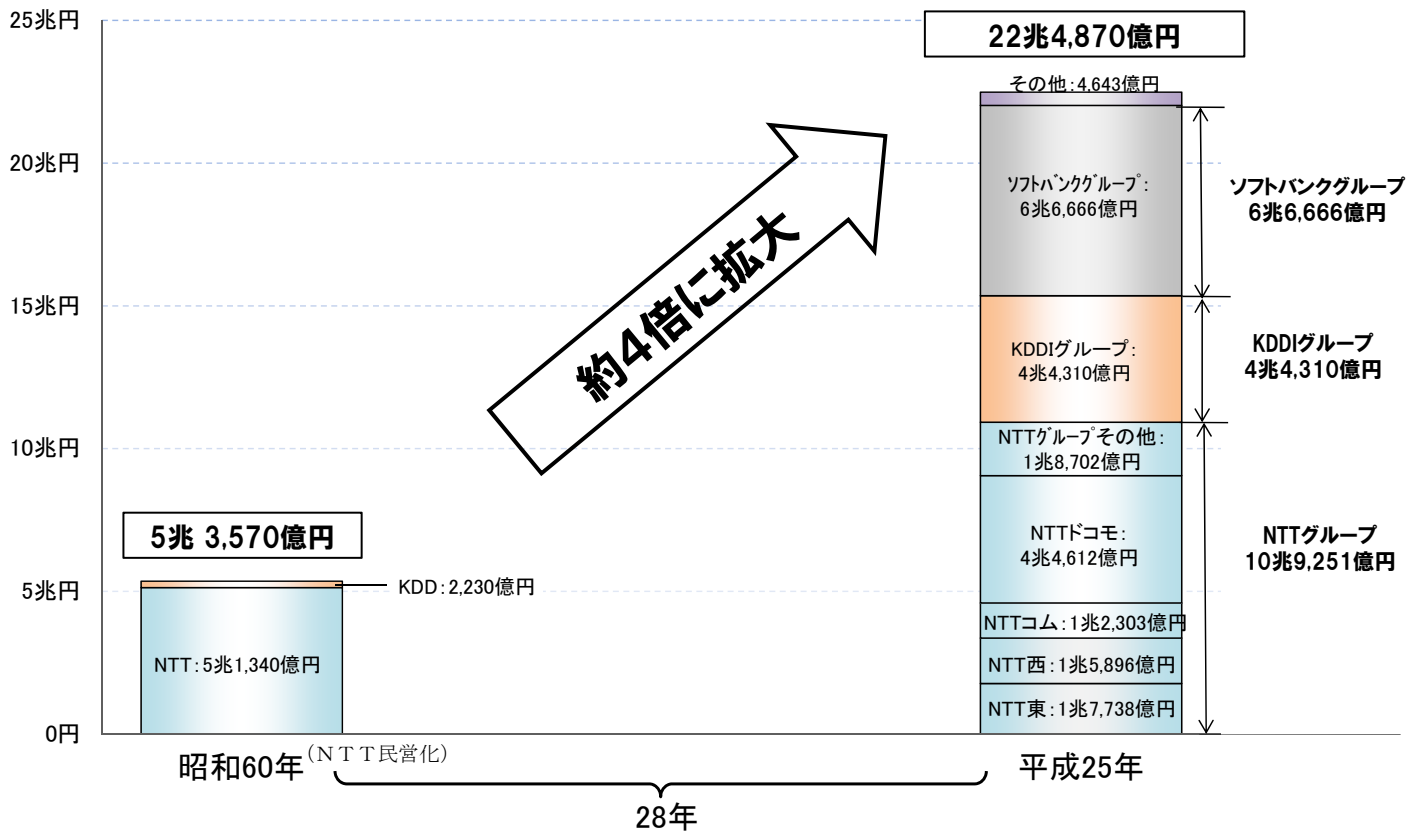
参考資料

目次

- 参考資料 1 主要国内電気通信事業者等の売上高の状況（平成 25 年度）
- 参考資料 2 携帯電話加入数の推移
- 参考資料 3 主要国における LTE サービス契約数の比較
- 参考資料 4 都道府県別ブロードバンドサービス別世帯普及率の状況（平成 25 年 12 月）
- 参考資料 5 世界最高レベルの ICT 基盤（固定系・移動系）
- 参考資料 6 情報通信産業の市場規模等
- 参考資料 7 我が国の移動通信トラヒックの現状（平成 26 年 9 月）
- 参考資料 8 移動通信トラヒックの将来動向
- 参考資料 9 モバイルトラヒックの将来予測
- 参考資料 10 「G空間×ICT」プロジェクト
- 参考資料 11 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）「世界最高レベルの通信インフラの整備」関連部分（抜粋）
- 参考資料 12 第 4 世代移動通信システム用周波数帯の状況
- 参考資料 13 IMT-Advanced に関する技術的条件の具体的検討の進め方
- 参考資料 14 第 4 世代移動通信システムの開設指針の概要
- 参考資料 15 第 5 世代移動通信システム国際ワークショップ 2014 の結果概要
- 参考資料 16 無料無線 LAN の設置状況の例
- 参考資料 17 ICT を活用した次世代 ITS の確立
- 参考資料 18 道路交通分野における電波利用の現状
- 参考資料 19 各国における移動通信用に利用されている周波数帯について
- 参考資料 20 2.4GHz 帯周波数の使用状況（概要）
- 参考資料 21 5GHz 帯周波数の使用状況（概要）
- 参考資料 22 日米欧における協調型 ITS の利用状況等について
- 参考資料 23 電波利用の目的と方策
- 参考資料 24 地上テレビジョン放送デジタル化後の空き周波数の有効利用
- 参考資料 25 700/900MHz 帯の周波数再編の概要
- 参考資料 26 終了促進措置による迅速・円滑な周波数再編イメージ
- 参考資料 27 700/900MHz 帯終了促進措置の実施状況
- 参考資料 28 認定計画の一覧（直近 5 年間）
- 参考資料 29 周波数再編アクションプラン（平成 26 年 10 月改定版）
- 参考資料 30 ホワイトスペースとは
- 参考資料 31 ホワイトスペースの利用について

- 参考資料 32 割当て時の審査における MVNO の取り扱いについて
- 参考資料 33 MVNO 市場におけるグループ内取引
- 参考資料 34 英国及び日本における利用帯域等を踏まえた判断基準
- 参考資料 35 諸外国の周波数割当てに係るグループ性の扱いの事例について
- 参考資料 36 空間多重方式及びキャリアアグリゲーション技術
- 参考資料 37 地域 BWA の高度化に向けた期待と課題
- 参考資料 38 BWA システムの周波数配列の例
- 参考資料 39 電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめを受けた地域 BWA の制度改正
- 参考資料 40 電波監視システムの概要
- 参考資料 41 発射状況調査（補完調査）
- 参考資料 42 無線設備試買テストの概要
- 参考資料 43 訪日外国人の ICT 利用環境に対するニーズ
- 参考資料 44 電波の安全性に関する取組
- 参考資料 45 電波関連産業の動向 M2M/IoT
- 参考資料 46 電波関連産業の動向 スマートフォン（全世界）
- 参考資料 47 電波関連産業の動向 スマートフォン（国内）
- 参考資料 48 電波関連産業の動向 ウェアラブル端末
- 参考資料 49 電波関連産業の動向 医療・ヘルスケア
- 参考資料 50 2030 年に向けた電波関連市場規模予測
- 参考資料 51 グローバルにおける通信業界の市場規模予測

主要国内電気通信事業者等の売上高の状況(平成25年度)



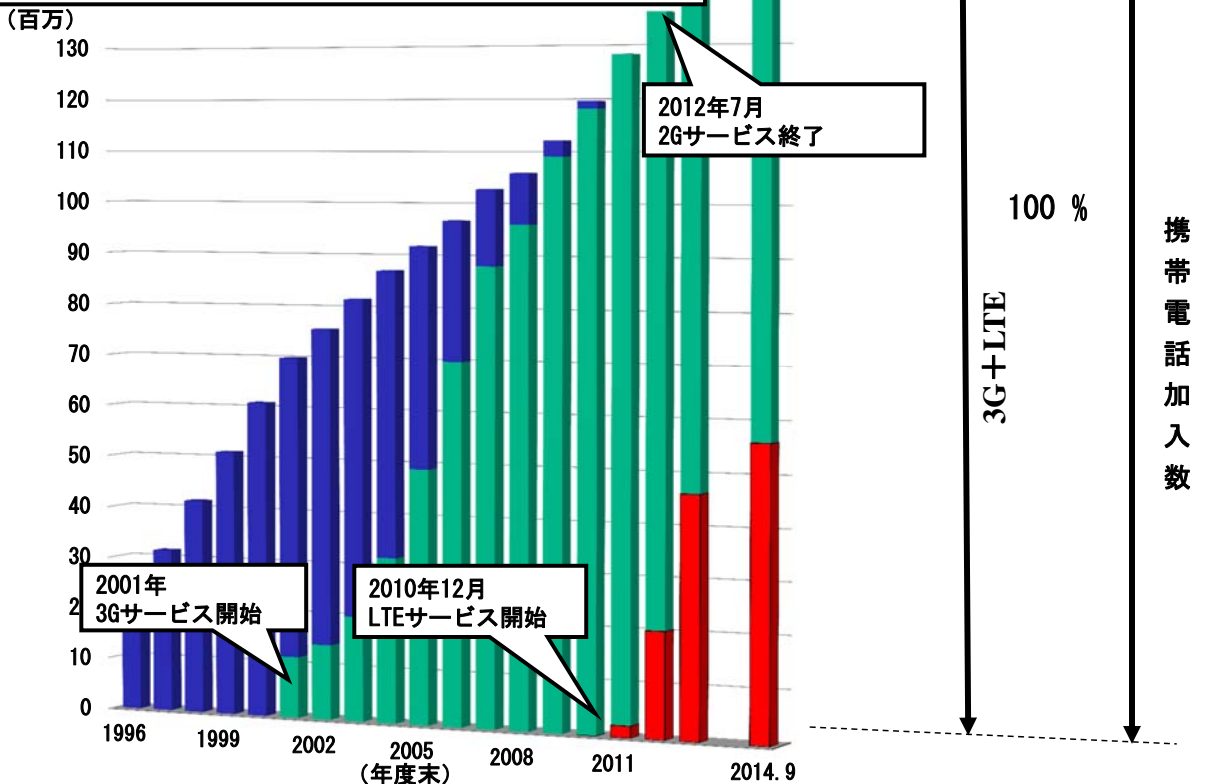
※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパーJSAT(株)」を含む。

携帯電話加入数の推移

2014年9月末 加入数 (人口普及率)

- ・ 携帯電話: 約14,754万加入 (114.2%)
- ・ 第3世代携帯電話(3G): 約9,137万加入 (71.3%)
- ・ 3.9世代携帯電話(LTE): 約5,617万加入 (43.9%)

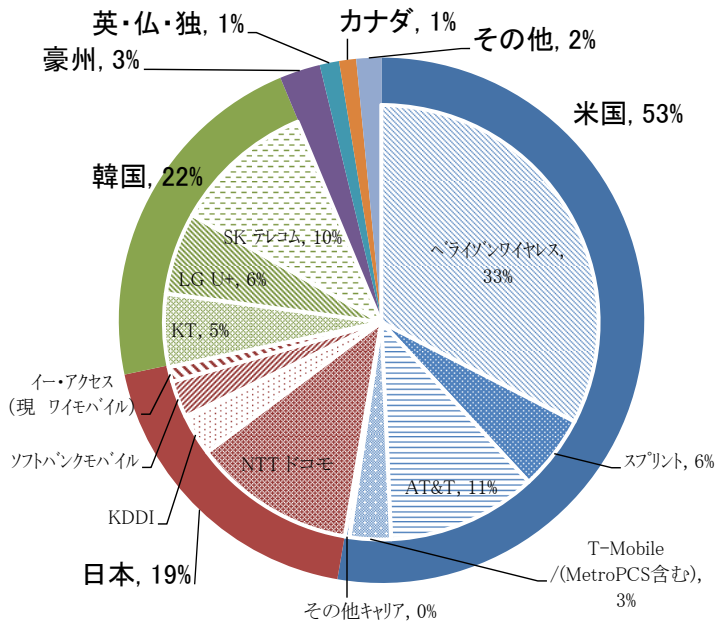
※人口総数 12,806万人 (平成22年国勢調査による)



主要国におけるLTEサービス契約数の比較

2012.12 末 主要国の契約数シェア

契約数:7,177万

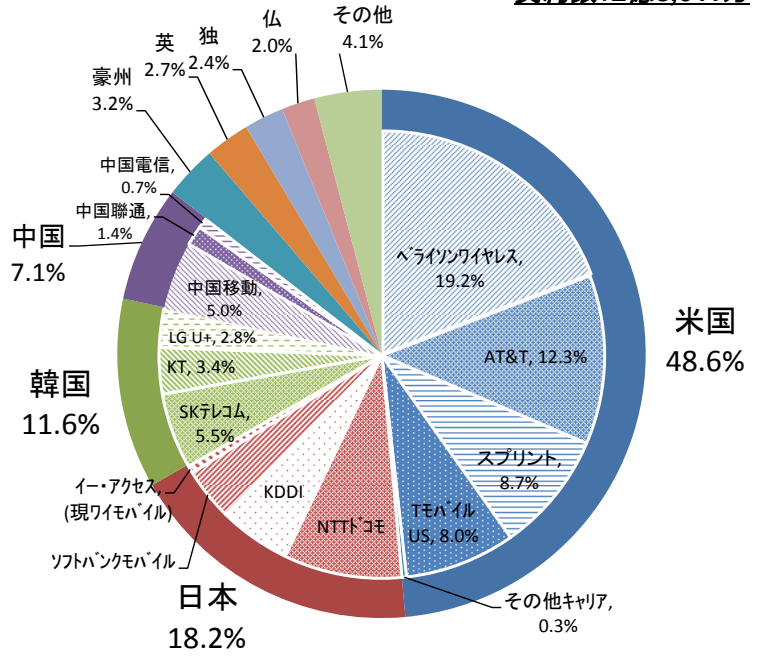


※主要国契約数

米国:3,782万、英・仏・独:89万
 日本:1,363万、豪州:180万
 韓国:1,581万、カナダ:75万

2014.6 末 主要国の契約数シェア

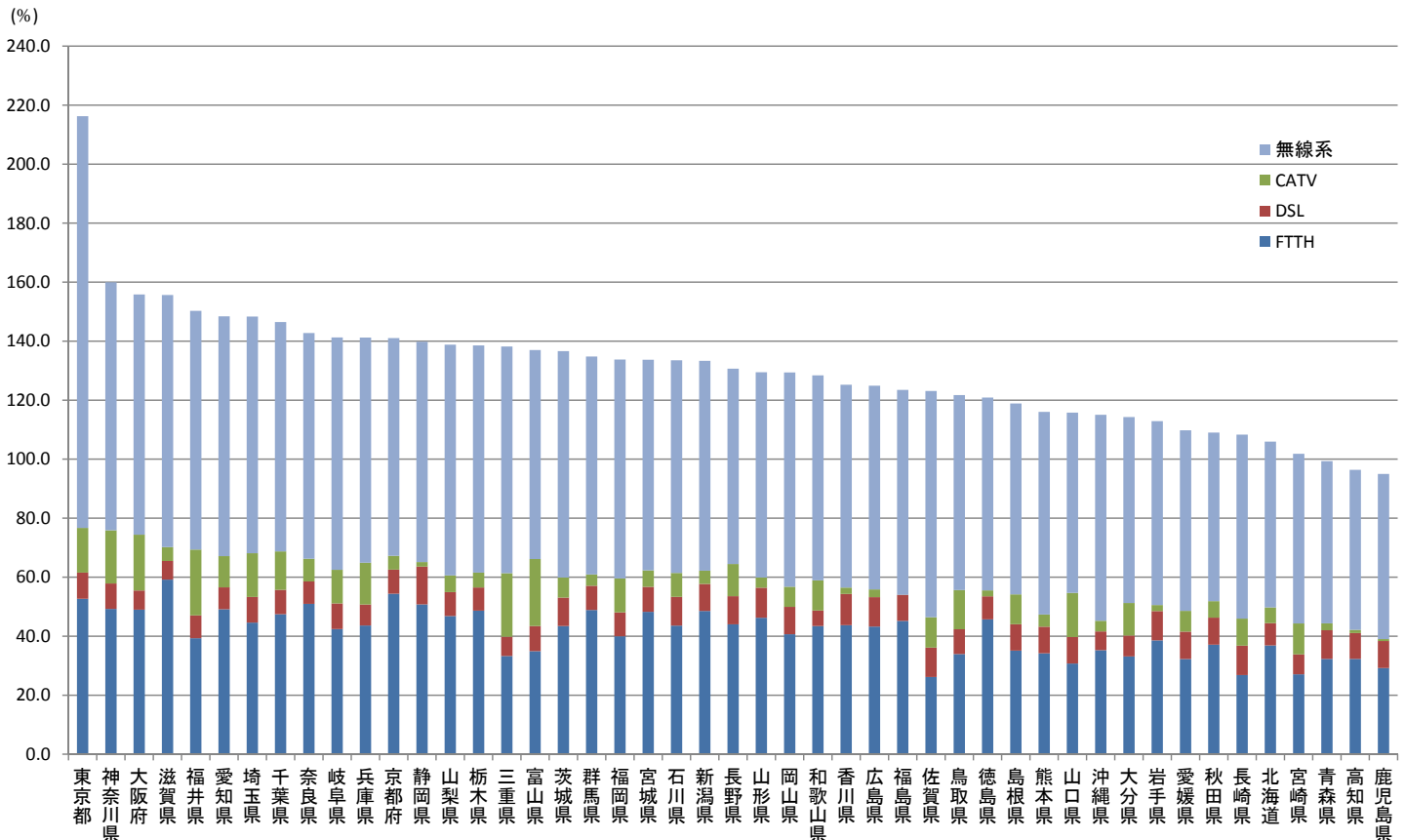
契約数:2億8,011万



※主要国契約数 ()内は、2014年3月末からの増加率
 米国: 13,602万 (5.7%増) 日本: 5,089万 (9.6%増)
 韓国: 3,260万 (5.6%増) 中国: 1,994万 (436%増)
 豪州: 906万 (16.5%増) 英: 763万 (57.2%増)
 独: 679万 (8.9%減) 仏: 550万 (22.9%増)

出所:世界の契約数総数はGSAの公表値、日本を除く主要国の内訳は「TeleGeography」のデータ、日本の内訳は総務省資料を基に総務省推計

都道府県別ブロードバンドサービス別世帯普及率の状況(平成25年12月)



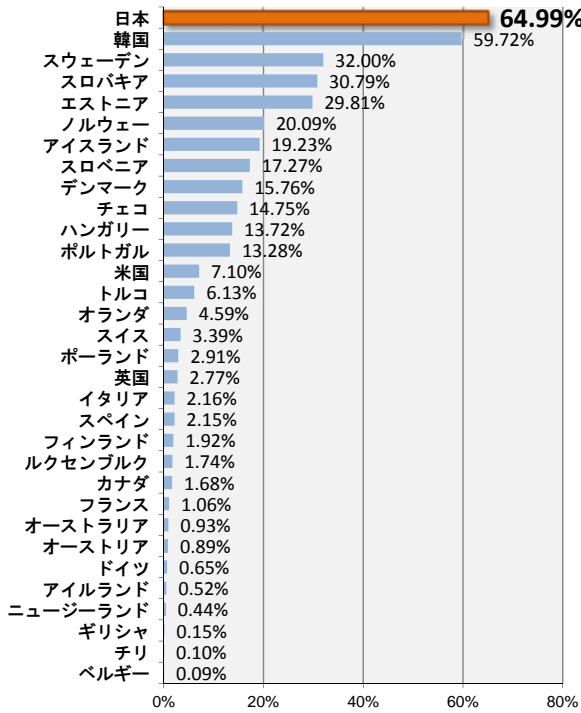
※無線系:FWAアクセスサービス、BWAアクセスサービス、3.9世代携帯電話パケット通信アクセスサービスの契約数の合計値

出典:情報通信統計データベースに基づく契約数及び住民基本台帳に基づく世帯数をもとに作成

世界最高レベルのICT基盤(固定系)

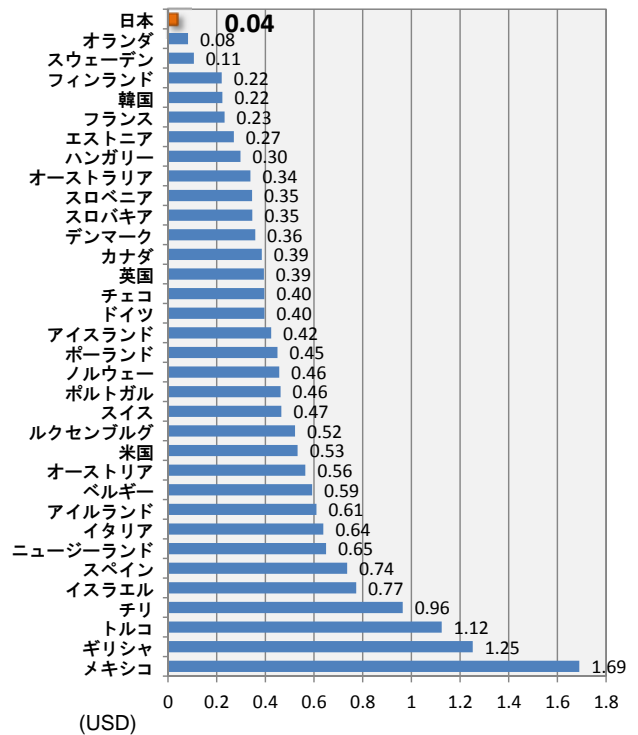
ブロードバンド契約数に占めるFTTHの契約割合

(2012年6月)



単位速度(1Mbps)当たり料金(月額)の比較

※購買力平価による比較(2012年9月)

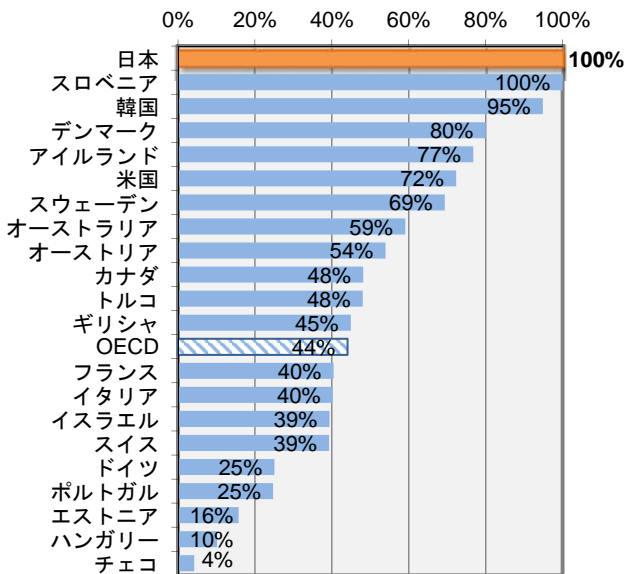


(出典)OECD通信白書2013

世界最高レベルのICT基盤(移動系)

3G携帯の契約比率

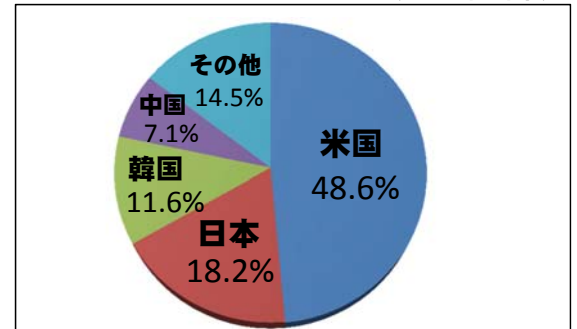
(2011年12月末)



※英国の3G携帯の契約比率は52.4%。(出典:「TeleGeography」) (出典)OECD通信白書2013

主要国におけるLTEサービス契約数の国別比較

(2014年6月末)



- ※1 平成26年6月末時点の世界LTE契約数
・世界:2億8,011万
- ※2 平成26年6月末時点の主要国契約数
・米国:13,602万
・日本:5,089万
・韓国:3,260万
・中国:1,994万
- ※3 その他: 豪、英、独、仏 他

(出典)世界の契約数総数はGSA公表値、主要国は「TeleGeography」のデータ、日本は総務省資料を基に総務省推計

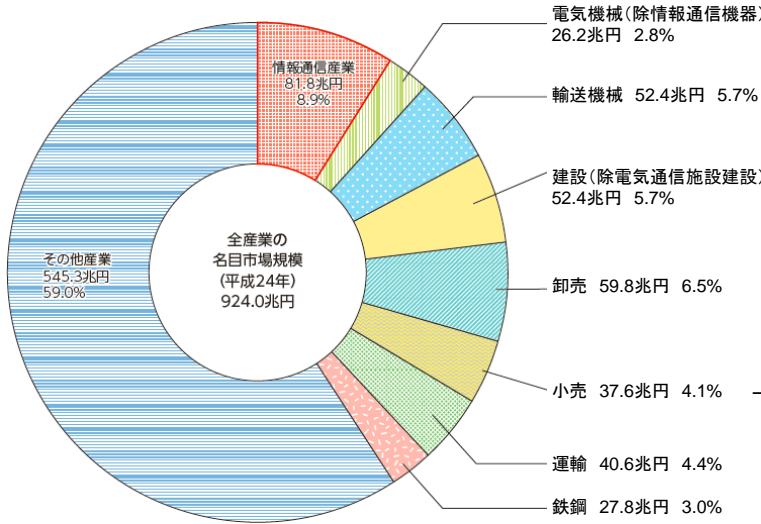
我が国では多額の設備投資により高いLTE人口カバー率を実現

- 日本では、**10年間で携帯3社合計15.1兆円の設備投資**を実現。その結果、**3Gでは、平成24年に世界に先駆けて人口カバー率100%を実現**。また、**LTEでも現在、3社とも人口カバー率90%以上を実現(平成26年3月現在 ※自己申告ベース)**。
- なお、例えば、米国では86%(平成24年12月)、EUでは平均26%(独:50%程度、英:20%弱、仏:10%弱)(平成24年12月)。英国では、3Gでも人口カバー率90%を達成しておらず(平成25年11月)、カバー率が低い。

情報通信産業の市場規模等

- 情報通信産業の市場規模は、全産業中で最大規模の約9.0% (81.8兆円) を占める。
- 実質GDP成長率に対して、情報通信産業はおおむねプラスの寄与を示している。

主な産業の市場規模 (名目国内生産額)

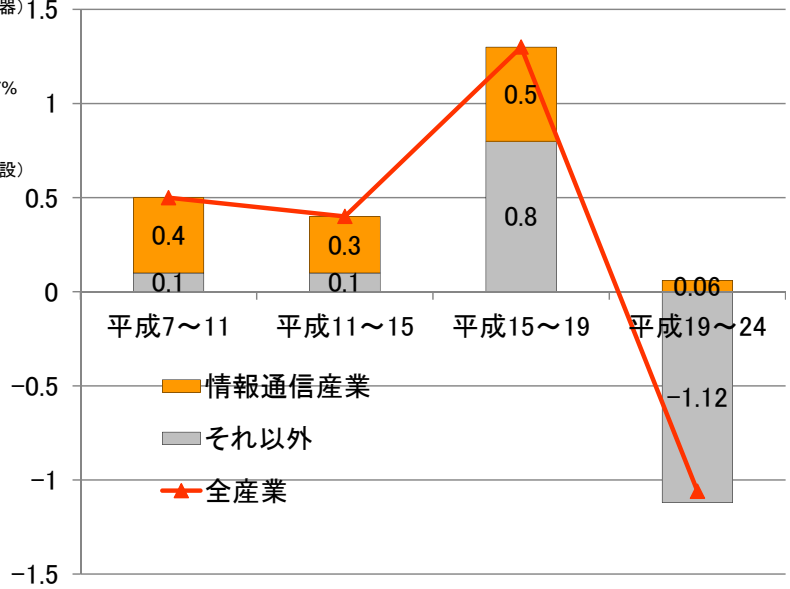


● 情報通信産業の国内生産額は前年比で約7,610億円減少しており、これに大きく寄与したのは固定電気通信とラジオ・テレビ受信機である。固定電気通信については約7,630億円、ラジオ・テレビ受信機については約5,500億円減少している。

(出典) 総務省「ICTの経済分析に関する調査」(平成26年)

実質GDP成長率に対する情報通信産業の寄与

成長率 [%]



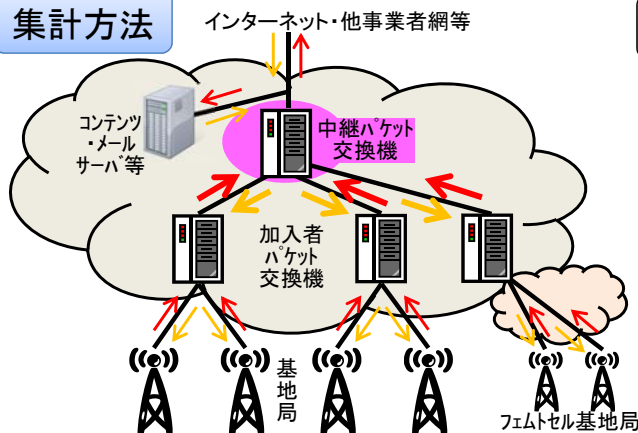
(出典) 総務省「ICTの経済分析に関する調査」(平成26年)

我が国の移動通信トラフィックの現状 (平成26年9月)

近年、データ通信を中心としたトラフィックの増加が、移動通信システムに係る周波数ひっ迫の大きな要因となっていることに鑑み、移動通信事業者6社 (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル (H26.7にイー・アクセスから社名変更)、UQコミュニケーションズ、Wireless City Planning[※]) の協力を得て、移動通信のトラフィック量のデータを集計・分析したものの。

※平成24年3月分から

集計方法



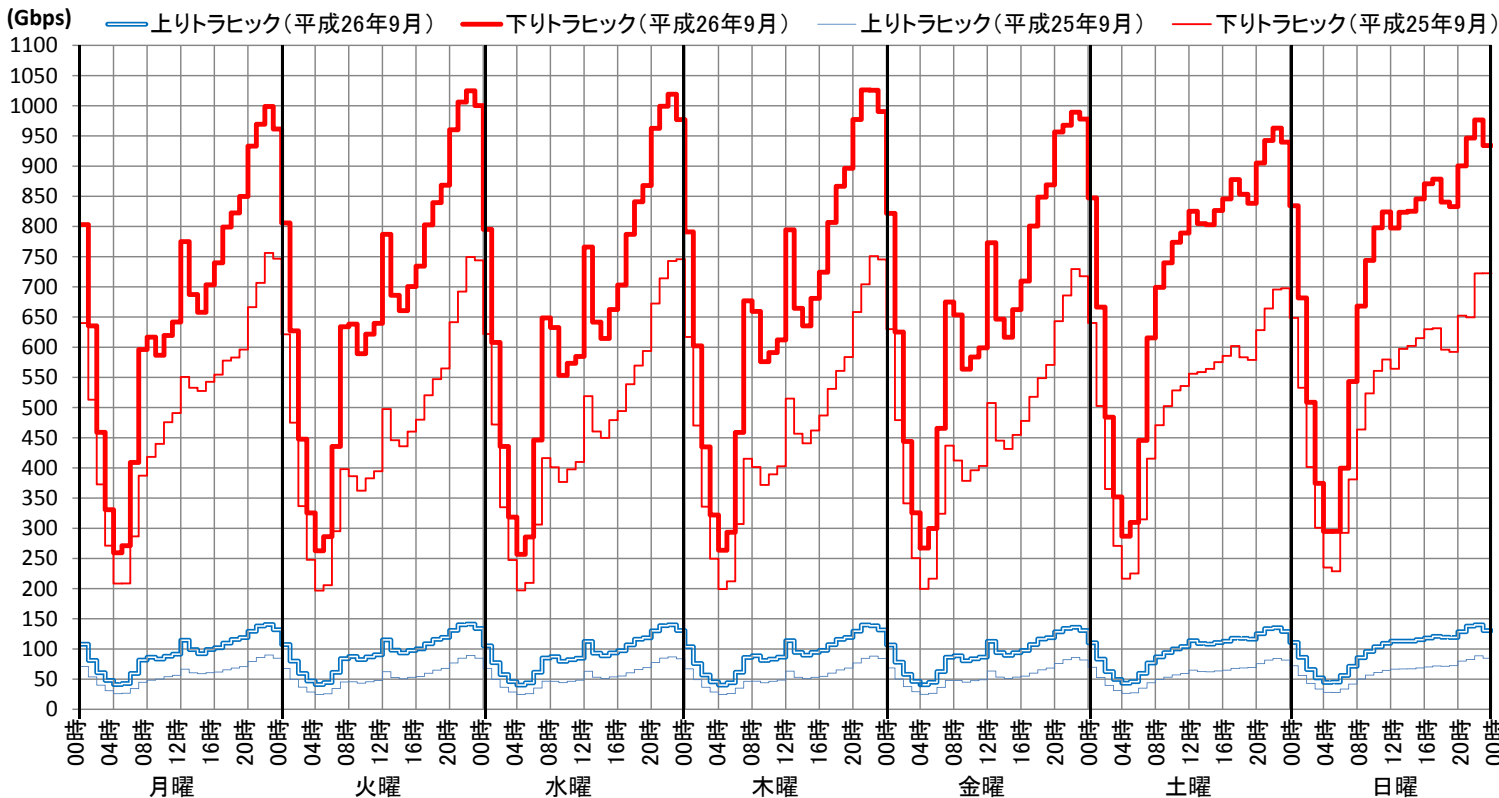
- 中継パケット交換機 (GGSN/EPC) 相当にて計測・集計 (詳細な計測箇所は各事業者により異なる。)
 - ー 上り・下り別、1ヶ月間、1時間単位で計測し、集計
- 次のトラフィックを含む
 - ー IMT-2000 (LTEを含む) のデータトラフィック
 - ー キャリア内で折り返してインターネット等へ出ないトラフィック (例: i-mode等のコンテンツ、携帯メール等)
 - ー フェムトセル基地局の携帯無線通信に係るトラフィック
 - ー MVNO (仮想移動体通信事業者 (L2接続を除く)) に係るトラフィック
- 次のトラフィックを含まない (中継パケット交換機を経由しないため)
 - ー 音声 (通話) トラフィック
 - ー 公衆無線LANを経由したトラフィック

移動通信トラフィック集計値

トラフィック	上り	下り	上下合計
月間通算トラフィック			
平均トラフィック (対前年同月比増加量)	94.9 Gbps (+ 68%)	689.0 Gbps (+ 41%)	783.9 Gbps (+ 43%)
月間延べトラフィック	30,748 TB	223,221 TB	253,970 TB
1加入者当たり (計154,717,700加入; TCA公表値+ワイモバイル提供値+Wireless City Planning提供値)			
平均トラフィック (対前年同月比増加量)	601.2 bps (+ 55%)	4,364 bps (+ 30%)	4,965 bps (+ 32%)
月間延べトラフィック	195 MB	1,414 MB	1,609 MB

- 平成26年9月現在の移動通信トラフィックは、平均783.9Gbpsである。
- トラフィックは、直近1年で約1.4倍に増加。
- 1加入者当たり、月間で1,609MBのデータをやりとりしている。
- 携帯電話事業者4社に占めるLTEトラフィックの割合は77.1%である。

移動通信トラフィックの傾向



- トラフィックの傾向は特段の大きな変化は無し
- * 上り方向と下り方向とで同様の変化傾向
- * 平日は、朝から夕方にかけて徐々にトラフィックが増加し、昼休み帯に一時的なピーク
- * 休日は、朝から昼にかけて急激に増加し、その後夕方にかけて微増
- * 平日・休日ともに、夜間帯にトラフィックが急増し、22時～24時ころにかけて最大

参考資料8

移動通信トラフィックの将来動向

出典：無線LANビジネス研究会資料7-2 (平成24年7月10日開催)

将来の移動通信トラフィック需要(試算)

2015年度の移動通信トラフィックは、スマートフォンへの買い替え率、モバイルWi-Fiルータ等の普及率、スマートフォン1台あたりトラフィックの伸びに応じ、2010年度比で、**20.8倍(年平均1.84倍)**から**最大で39.1倍(年平均2.08倍)**に拡大

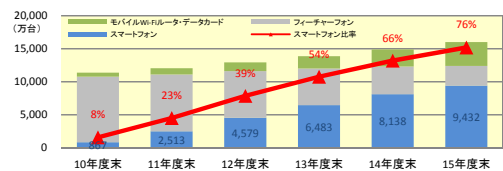
※トラフィックの時間的変動や地理的分布をならした月間通算量による推計。移動通信キャリアの試算(報道ベース)では24倍程度。

スマートフォン等普及台数の推計

現時点での普及台数を基に、複数のシナリオ(注)を想定し、最も多くなる場合は**2015年度末のスマートフォンは9,400万台(携帯電話端末の76%)**と推計(最も少なくなる場合は、7,850万台(携帯電話端末の63%))

(注)【普及シナリオ】

- スマートフォンへの買い替え率(現状55%(事業者ヒアリングより))
 - ①高い(55%から85%まで段階的に上昇)又は②低い(55%のまま推移)
- モバイルWi-Fiルータの伸び率(現状:年間約20%(事業者ヒアリングより))
 - ①高い(年間40%)又は②低い(現状のまま年間20%で推移)

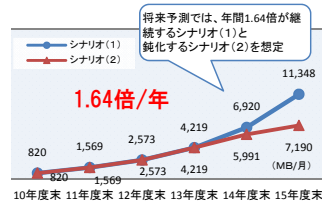


端末1台あたりトラフィック需要の推計

●フィーチャーフォン (参考)155MB/月・人
現在のトラフィック需要が継続

●モバイルWi-Fiルータ・データカード (参考)1.4GB/月・人(ほぼ利用のないユーザを除くと2.8GB/月・人)
近年の増加率を踏まえ**年間1.2倍で推移**

●スマートフォン (参考)現在のトラフィック需要は1.6GB/月・人
既に通信量が一般利用者よりも相当多いユーザ(いわゆるヘビーユーザ)は、モバイルWi-Fiルータ等と同程度と想定(年間1.2倍)
一方、今後本格的に利用していくユーザは、動画視聴の増加、多様なアプリケーションの利用等により、**年間1.77倍で推移するものと推計(シスコ社の調査結果(動画トラフィック:年間1.9倍、それ以外:年間1.65倍で推移)を参考)**
以上を踏まえ**全ユーザでの伸び率は年平均1.64倍と推計**



オフロード率の推計

スマートフォントラフィックのオフロード率*

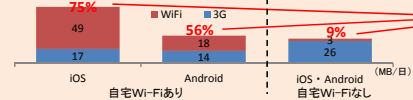
※ 3G及びWi-Fiの合計トラフィックに対するWi-Fiトラフィックの割合

● 2012年5月のモニター調査(対象:947人)

(1)①OS(Android,iOS)の別、②自宅WiFiの有無、③Wi-Fi積極利用・通常利用の別による分析の結果、スマートフォンにおけるトラフィック量*注で見た**現在のオフロード率は32.7%**

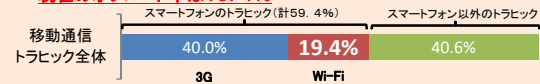
(2)なお、iOS端末(2008年登場)ユーザの方がAndroid端末(2010年登場)ユーザよりスマートフォンの活用度合いやオフロード率が高い傾向。

*注 利用トラフィック量のユーザー分布は、一日2MB以下の低利用ユーザーと100MB前後の高利用ユーザーとに二極化



移動通信全体のトラフィックでのオフロード率に換算

現在のオフロード率は19.4%



● 上記調査結果、事業者ヒアリングを踏まえ、自宅Wi-Fi有無別のオフロード率向上(AndroidもiOS程度に)、固定ブロードバンド契約者の自宅Wi-Fi利用率の向上(30%→72%)、スマートフォンの移動通信全体のトラフィックに占める割合の上昇を予測し、**2015年頃までには64%がオフロード**されると推計。

移動通信トラフィックの増加への対応

将来需要量

オフロード(64%)及び帯域制御等(15%程度)で70%程度を吸収

39.1倍

12倍

9~13倍

容量現在

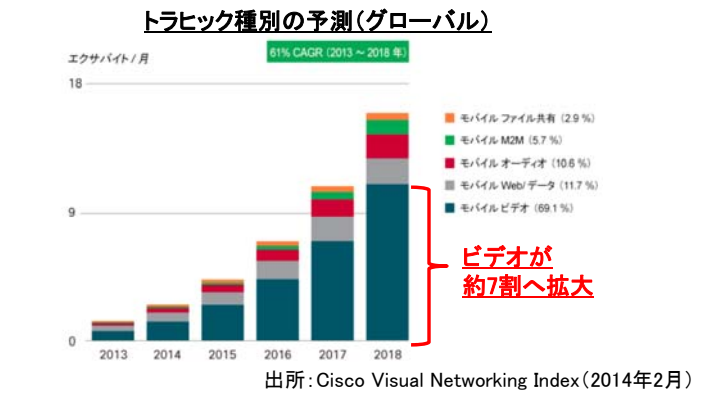
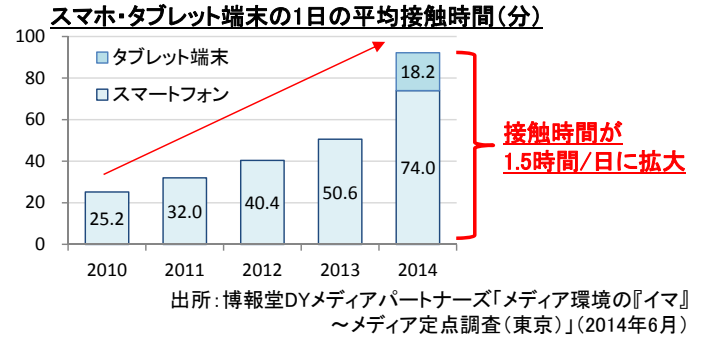
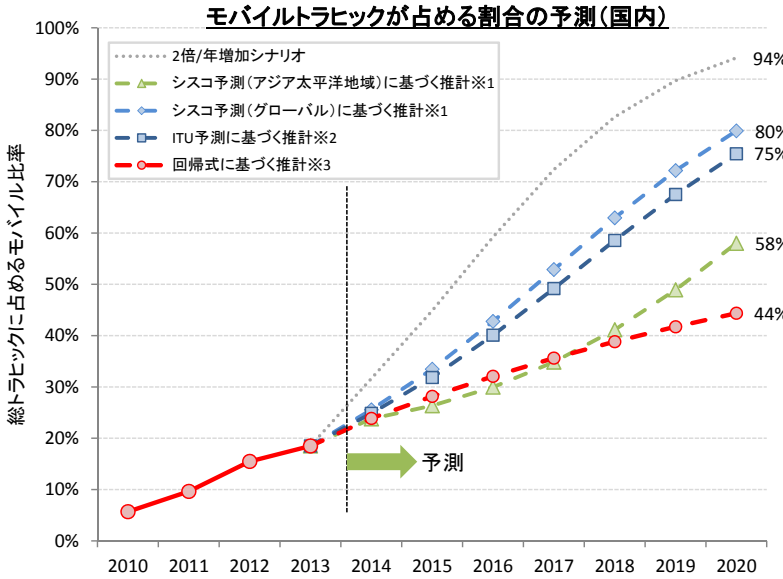
※オフロードしないトラフィック

2015年度時点においては、オフロード等促進により収容できる可能性はあり

- 屋内(自宅)においては、自宅Wi-Fi利用によるオフロード促進が効果的と考えられる一方、屋外においては、公衆無線LANによるオフロードに加え、基地局増設や新しい収容効率向上技術等の最大限の活用が必要。
- トラフィック需要量の伸びが想定よりも早い場合などには、対策の前倒し等が必要。
- トラフィックの時間的変動や地理的分布については、実態の詳細な把握とともに今後更なる分析や対策の検討が必要。

モバイルトラヒックの将来予測

- 総トラヒック(固定網+移動体網)に占める移動体網トラヒックの比率は、現状の約19%から、2020年時点で約44%~80%まで占めるまで拡大すると予想。固定網へのオフロードを考慮すると、さらに高い水準と想定されるため、引き続きトラヒックの実態把握及び適切なインフラ整備が必要。
- モバイル端末の接触時間は拡大傾向。シスコの予測によれば、2018時点で約7割が映像系トラヒックが占める。



＜モバイル比率の定義＞
 移動体網トラヒック(Gbps) ÷ (固定網トラヒック+移動体網トラヒック)
 ＜移動体網トラヒックの予測方法(電波政策ビジョン懇談会資料7-1の再掲)＞
 実績値を基に、
 ※1:シスコ予測のCAGRを適用、※2:ITU予測の倍率を適用、※3:ITU-Rの手法に似て2次関数の近似式で予測
 ＜固定網トラヒックの予測方法＞
 ブロードバンド加入数が直近の年平均成長率(約+0.6%)が継続すると予測。
 加入者あたりトラヒックは過去7年間実績値のトレンドに基づき予測。双方を乗じて

「G空間×ICT」プロジェクト

- 空間情報と通信技術を融合させ、暮らしに新たな革新をもたらすため、「G空間プラットフォーム」と「G空間シティ」を構築
- G空間プラットフォームとG空間シティを有機的に連携させて、世界最先端の「G空間×ICT」モデルを構築し、国内外に展開



日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 「世界最高レベルの通信インフラの整備」関連部分(抜粋)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン ー. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

④ 世界最高レベルの通信インフラの整備

圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。このため、情報通信分野における競争政策の更なる推進等により、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す。

○ 世界最高レベルの通信インフラの実用化

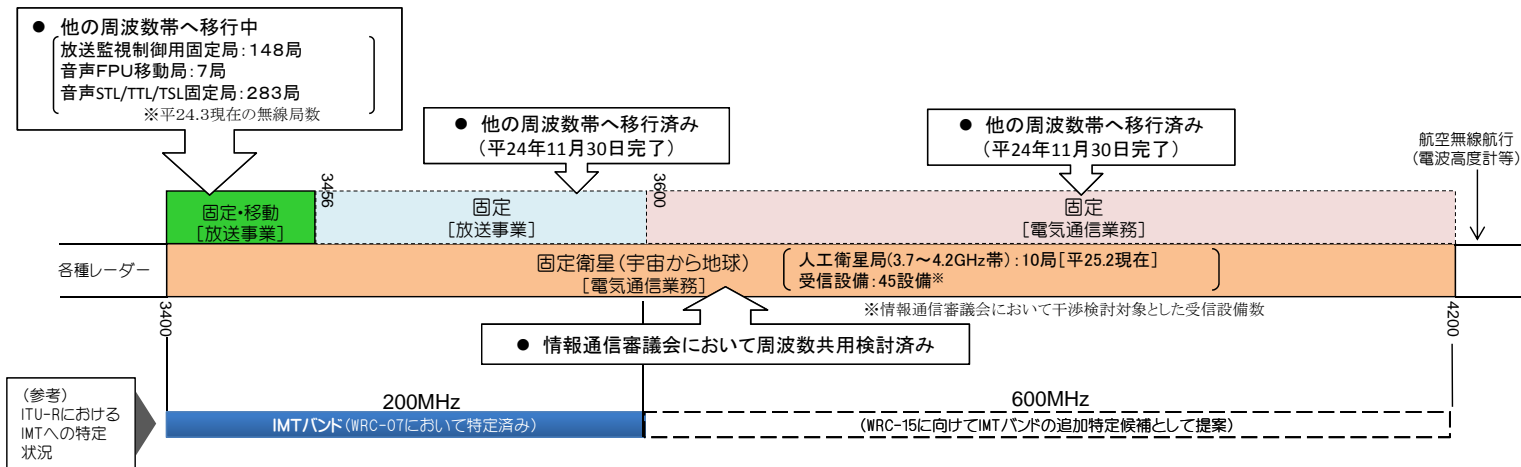
・世界最先端の第4世代移動通信システム(4G)を早期に実用化するため、技術導入に必要な制度を年内に整備し、来年までに新たな周波数帯の割当を行う。さらに、4Gの更なる高度化と我が国技術の国際展開支援のため、2015年度までに、国際的に調和のとれた形で、更なる追加割当候補周波数を確保する。

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
世界最高レベルの通信インフラの整備	通常国会	概算要求 税制改正要求	秋 年末	通常国会		
	世界最高レベルの光通信技術やネットワーク仮想化技術の実用化に向けたテストベッドの整備			テストベッドを産学官に開放		
	既存の携帯電話用周波数に4G(LTE-Advanced)の技術を導入するために必要な技術基準の制度を整備(2013年12月)	周波数帯の割当	順次、サービス開始に向けた準備を開始		圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラの整備	
	国際電気通信連合(ITU)世界無線通信会議(WRC-15)に向けた提案			新たな追加割当候補周波数の確保		
		無料公衆無線LAN環境整備のための推進体制構築	無料公衆無線LAN環境の整備促進(エリアオーナーに対する整備の動きかけ、認証手続の簡素化・一元化、海外向け情報発信、地方公共団体等への支援等)			・OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す。
		国内発行SIMカードの利用促進及び国際ローミング料金低廉化の促進等の検討	法制上の措置等必要な措置	国内発行SIMカードの利用促進及び国際ローミング料金低廉化の促進等		
	「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)」を公表(2014年2月)	制度見直しの方向性について検討	法制上の措置等必要な措置			

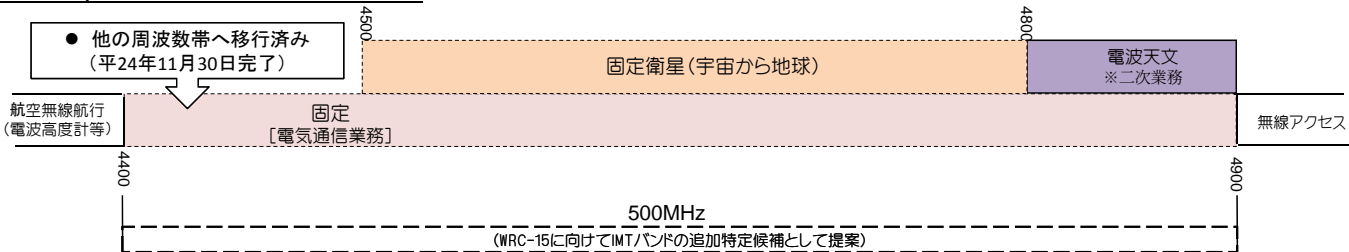
第4世代移動通信システム用周波数帯の状況

◆ 3.5GHz帯: 3400MHz～3600MHz

◆ 4GHz帯: 3600MHz～4200MHz



◆ 4.5GHz帯: 4400MHz～4900MHz



- ITUでは、2007年に開催された世界無線通信会議(WRC-07)において、IMT-Advancedの導入を想定し、新たに3.4-3.6GHz帯を国際的な移動通信(IMT)帯域として特定した。また、2015年に開催予定の世界無線通信会議では、**IMT帯域の拡張が主要議題**のひとつとなっている。
- ITU-R勧告M.2012で規定されたLTE-Advanced及びWirelessMAN-Advancedの2方式(周波数配置はFDD及びTDD)のうち、国際的な市場動向や標準化動向を踏まえ、**LTE-Advanced**について検討した。

(1) 各対象周波数帯について、**LTE-Advanced相互間及び既存システムとの間の干渉検討等**を実施。

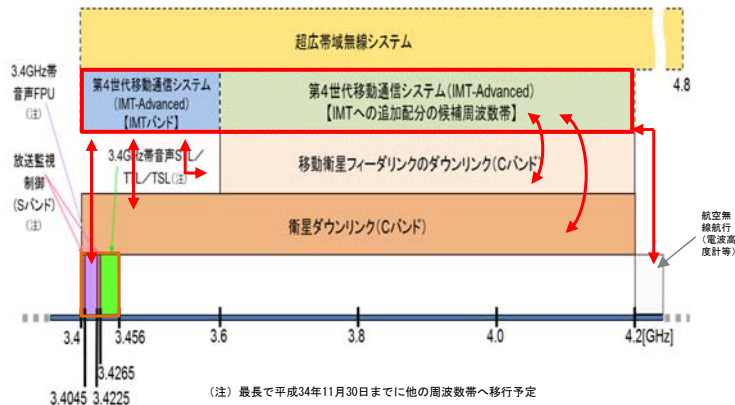
① 新規周波数帯(3.4-4.2GHz帯、右図参照)

既存システム(放送事業用システム、衛星通信システム等)への干渉影響について、規格値をベースとした机上計算や、実力値や地形情報等を考慮した検討を実施。

② 既存の携帯電話用周波数帯(700/800/900MHz帯、1.5/1.7/2GHz帯)

既存システムへの干渉の影響について、過去の情通審答申の範囲内かどうかを検討。

(2) 上記干渉検討の結果や国際標準化動向等を踏まえ、**導入システムの技術的条件や既存システムとの共存条件等**について整理した上で、技術的条件を検討。



■3.4-4.2GHz帯への第4世代移動通信システムの導入にあたり、干渉検討が必要となるのは以下の4システム

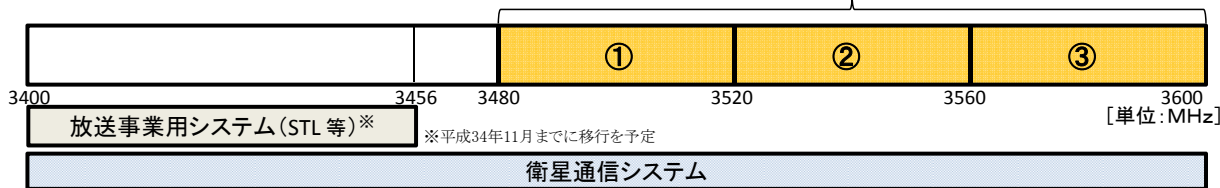
- ① 移動通信システム(IMT-Advanced)相互間
- ② 放送事業用システム
- ③ 衛星通信システム
- ④ 航空機電波高度計

出典：情報通信審議会情報通信技術分科会(第96回)(平成25年7月24日開催)配付資料情報通信審議会 諮問第81号一部答申「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち「第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)の技術的条件」より抜粋

第4世代移動通信システムの開設指針の概要

概要

- 成長戦略推進の観点から、**早期割当てが可能な帯域(3,456MHz以上の帯域)**の割当てを先行
- 4Gの特長である「**最速1Gbps**」を可能にするため、**1者当たり40MHz幅を3者に対して割当て**
今回の割当て対象帯域



審査基準(中間とりまとめの関連部分)

<絶対審査基準>

- 認定から4年後の年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率*が50%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。
※約500m四方の区域ごとにエリア化の有無を判定して算出
- 携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による基地局の利用を促進するための計画を有していること
- 提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、多様な料金設定を行う計画を有すること
- 申請者と以下の関係にある法人等がこの割当てに対する申請を行っていないこと
 - ① 3分の1以上の議決権を保有する関係にある法人等
 - ② 5分の1超3分の1未満の議決権保有関係にあり、次のいずれかの場合に該当する法人等
 - － 一方が他方の筆頭株主である場合
 - － 周波数を一体的に運用している場合
 - ③ 申請者の代表権を有している者が、代表権を有する役員を兼任している法人等
 - ④ 申請者の役員の総数の2分の1超を自己の役職員が兼任している法人等
 - ⑤ 申請者の役職員が、役員の総数の2分の1超を兼任している法人等

<競願時審査基準>

- 認定から4年後の年度末における、特定基地局の人口カバー率(5%刻み。以下同じ。)がより大きいこと
- 特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る次に掲げる対策その他電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること
 - ① 人為ミスの防止、② 設備容量の確保、③ ソフトウェアバグの防止
- 申請者に指定済周波数を割り当てていないこと又は申請者に割り当てている周波数(グループ関係にある免許人の周波数を利用している場合は当該免許人の周波数を含む)の幅に対する当該周波数に係る電気通信役務の契約数(グループ関係にある免許人の周波数を利用している場合は当該免許人の契約者数を含む)がより大きいこと
※ 周波数を一体運用する他の携帯電話事業者又はBWA事業者がある場合、当該事業者の周波数及び契約数を通算する。
- 認定から2年後の年度末における特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局によるエリア外人口の解消数がより多いこと(100人単位で多寡を比較)

絶対審査基準を満たす者が4以上の場合は、競願時審査基準により審査

- 主催/共催 総務省 / 国際電気通信連合 (ITU)
- 日時 2014年10月8日 (水) 14:00～17:30
- 会場 幕張メッセ 国際会議場コンベンションホールA
- 来場者 589 名



総務省



挨拶

総務大臣政務官 長谷川 岳 (総務省) / コリン・ラングトリー (国際電気通信連合事務局)

基調講演

京都大学 特任・名誉教授 吉田 進 (第5世代モバイル推進フォーラム会長)

プレゼンテーション

→概要はP.2 参照

パネルディスカッション

→概要はP.3 参照



会場の様子



長谷川政務官 歓迎挨拶



パネルディスカッション

第5世代移動通信システム国際ワークショップ 2014 の概要(プレゼンテーション)

プレゼンテーション概要

◇ハカン・オルセン (ITU-R : 第5研究委員会作業部会D 副議長)

- IMT (移動通信システムの総称) は社会にとって必要不可欠な基盤である
- IMT-2020 (ITUにおける“5G”の仮称) 実現への詳細な工程表をまとめることがITU-R WP5Dの役割である
- WRC-15、WRC-19 (世界無線会議) においてIMT用追加周波数の特定が求められている
- IMT-2020のビジョンの策定とネットワーク社会の実現に関して、ITUは極めて重要な役割を担っている

◇ヴェルナー・ムーア (欧州 : 第5世代官民パートナーシップ (5G PPP: 5G Public Private Partnership) 議長)

- 5GはIMT-AdvancedやWi-Fiのような既存技術と新しい革新的な技術の統合により実現する
- 欧州ではHorizon 2020*の新たなプログラムとして、2013年12月に5G PPPが設立された
- 5G PPPは国際的な協調関係構築に取り組んでいる

* 欧州委員会が2014年～2020年に推進する
科学技術・イノベーション政策

◇ワン・ジキン (中国 : IMT-2020プロモーショングループ 副議長)

- 5G技術開発と国際的な協力を促進するために5Gサミットを毎年5月に開催予定である
- 5G技術は、既存技術との互換性を度外視した革新的な技術、4G技術の発展技術、次世代無線LAN技術の統合により実現する

◇ハン・ヨンナン (韓国 : 第5世代フォーラム運営委員会 議長)

- 5Gの研究開発は韓国の国家戦略の上位10項目に入る重要度である
- 5G産業及び研究開発を促進するため、各国と官民レベルで協力関係を結んでいる

◇中村 武宏 (日本 : 一般社団法人電波産業会 2020 and Beyond Ad Hoc リーダ)

- 5Gのサービス、システムコンセプト、技術動向、アーキテクチャ等を取りまとめた白書を完成させた
- 白書の内容をITU-Rの新勧告草案、新レポート草案に入力し、国際会議での議論で活用する

第5世代移動通信システム国際ワークショップ2014の概要(パネルディスカッション)

パネルディスカッション概要

モデレータ
パネリスト

: 関口 和一(日本経済新聞社 論説委員・編集委員)
: オルセン(ITU-R)、ムーア(欧州)、ワン(中国)、ハン(韓国)、中村(日本)

5Gは必要か?

中村(日本):トラフィックが非常に大きくなっていく現状に対応するとなると、LTEとは違う新たなシステムが必要になってくる。トラフィックの観点以外でもいろんな使われ方があり5Gは必要となる。
ハン(韓国):2G、3Gの時も同じように「必要なか?」といわれていたが、ノートPCでやっていることをスマートフォンでやるようになるので、5Gは必要となる。

5Gの技術開発の方向性は?

ワン(中国):車車間利用等のシステムを考えると新しい周波数、システムデザイン、新しい通信技術が必要である。
ハン(韓国):IMT-2020の技術、NFC、Bluetooth、Wi-Fi等を組合せてネットワークを最適化できるのではないかと。様々な大きさのセルにより高効率に利用できる。

5G実現への最大のハードルは?

ハン(韓国):周波数リソースの活用。
オルセン(ITU-R):技術もだが、要求条件を満たす周波数を獲得すること。散り散りではなく大きなまとまりでの周波数を得られるかが重要。
ムーア(欧州):公共の利益にかなうシステム構築のためのバックボーンネットワークの整備。
ワン(中国):5G無線技術だけでなく、ネットワーク、サービス、アプリを含め一元的な対応が求められ、いろんな業界の要求条件をまとめる必要があること。
中村(日本):高い周波数帯をどう使っていくか研究が必要。また、低い周波数(6GHz以下)で使う技術も必要である。

2G、3Gでは異なる規格で争っていたが、5Gでは?

オルセン(ITU-R):競争自体は良いこと。協力も必要だが。
ムーア(欧州):まだ研究段階。共通のプラットフォームに行き着くように試みるべき。

アジア地域でのビジネスチャンスについて?

オルセン(ITU-R):アジアの市場は大きく、世界の成長の半分を支えているといってもよい。アジアとの協力によって5Gは発展していくだろうし、3Gの頃から協力している。アジアとヨーロッパでは、規制の分野でも協力が必要。
ムーア(欧州):アジア市場は重要。早い段階からコンセンサスを作っていくべき。もうヨーロッパと、方法論、市場、技術にあまり違いはない。

周波数分配のスキームは?

オルセン(ITU-R):ITUで議論されており、WRC-19で分配を目指す。実際の割り当ては10年間くらい(短くて7年間)必要ではないか。今から準備を。
中村(日本):周波数分配と3GPPでの技術の標準化が必要。達成できなければ2020年には間に合わず、2030年になってしまうかも。また、高い周波数を想定したプロセスも必要。

5Gでの新しい取組みはあるか?

ワン(中国):よりよい伝搬モデルも必要だが、まずはチャンネルマネジメントだろう。屋内・屋外での使用についての研究もあるし、周波数分配の他に、技術の組合せも大事だろう。中国ではWi-Fiの需要がかなりあり、4G導入時は「4Gというのは、Wi-Fiと同じようなパフォーマンスなの?」と聞かれたこともあった。Wi-Fiを1つのオプションとして5Gに入れることを奨励したい。

2020年までの6年で何が重要か?

オルセン(ITU-R):新しいネットユーザー。全ての人々がモバイルネットを使えるようにデバイスも手頃にする。
ムーア(欧州):技術的な要求条件について、ニーズに対応しつつ、どこに妥協点が見出せるかが重要。
ワン(中国):キャリアだけでなく関連業界も含めてイノベーションを起こし、エコシステムを強化すること。
ハン(韓国):どの技術も人間のためのもの。使う人を幸せにする技術であること。
中村(日本):実質もう6年もない。何らかの機会をみつけて、ワールドコンセプトを見出すこと。

参考資料16

無料無線LANの設置状況の例

○空港、駅、コンビニエンスストア、ショッピングセンター、飲食店等

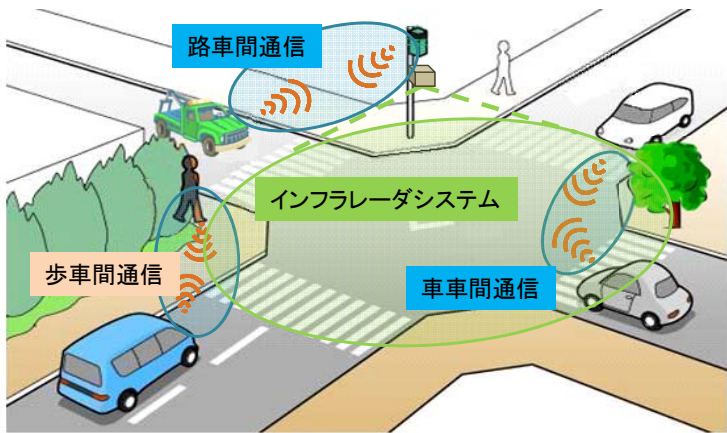
(2014年10月末現在)

インフラ提供等	サービス名等	提供開始	スポット場所等
各種無料Wi-Fiインターネット 接続サービス (NTT BP)	セブン&アイHD「7SPOT」	H23.12	セブンイレブン、イトーヨーカドー等
	ファミリーマート「Famima_Wi-Fi」	H25.5	
	東京メトロ「Metro_Free_Wi-Fi」	H25.2	全駅
	JR東日本「JR EAST Free_Wi-Fi」	H24.10	在来線17駅
	JR東海「JR-Central_FREE」	H25.6	のぞみ停車駅
光ステーション (NTT東日本)	NTT東日本管内 「0000FLETS-PORTAL」	H23.11	外国人旅行者向け「Free Wi-Fi JAPAN」は14日間利用可能なIDカードを配布
DO SPOT (NTT西日本、NTTメディアサプライ)	NTT西日本管内 「Do SPOT-FREE」	H24.9	宿泊施設、飲食店、美容室・理容室、病院等
FREESPOT (FREESPOT協議会・バッファロー(機器メーカー)主幹事)	全国のFREESPOT設置店舗等 「FREESPOT」	H14.7	宿泊施設、飲食店、遊戯施設、公共施設等
ゲストサービス (ワイヤ・アンド・ワイヤレス (Wi2))	ローソン「LAWSON Wi-Fi」	H24.4	
	スターバックスコーヒー「at_STARBUCKS_wi2」	H24.7	全国1,046店舗中約976店舗
	JR西日本「JR-WEST_FREE_Wi-Fi」	H25.7	新幹線、在来線24駅
FREEMOBILE(タケショウ)	対象の自動販売機	H23.8	アサヒ系飲料自動販売機に無線LAN機能を付加

ICTを活用した次世代ITSの確立

道路上での様々な交通状況においても自動走行システムの高度な安全性を確保するため、近接する車両や歩行者等の中で互いに位置・速度情報等をやり取りする車車間・路車間・歩車間通信、また、天候など周りの環境の影響を受けずに交差点やその周辺等の車両・歩行者の存在等を把握可能なインフラレーダー(路側設置型高分解能ミリ波レーダー)などを組み合わせることにより、一般道や自専道での事故回避等を図る高度な運転支援システムを開発*。

※総合科学技術・イノベーション会議SIPにおいて取組中



車車間通信・路車間通信

自動走行システムの実現に必要な高い信頼性を有する車車間通信・路車間通信技術を確認するため、公道における実証実験を通じて、多数の自動車が存在する状況等において車車間通信・路車間通信のメッセージセットの妥当性や、アプリケーションの成立性の検証を行うとともに、通信された情報を自動車の制御に反映するために必要な通信技術の開発を行い、その結果を踏まえ通信プロトコルを策定する。

歩車間通信

見通しの悪い交差点等で発生する歩行者・自転車事故を削減するため、歩行者・自転車の位置・速度等の情報を自動車に提供し衝突を回避するなどの歩車間通信技術について、専用端末を利用した直接通信型、携帯電話ネットワーク利用型のそれぞれについて開発を行う。

インフラレーダーシステム

交通事故死者数削減のため、人や車といった小さな対象物を検知可能な79GHz帯高分解能レーダーを用いて、交差点等の様々な交通環境や気象・環境条件下で信頼性高く対象物検知・識別を行うことが可能なインフラレーダーシステムの実現に向けて、検出信頼性、耐干渉性および耐環境性に優れたインフラレーダー技術の開発を行うとともに、高度運転支援に資するための路車連携技術の開発を行う。

道路交通分野における電波利用の現状

- 交通事故や交通渋滞等の道路交通問題に取り組むため、無線通信を活用したITS(高度道路交通システム)の導入が進んでいる。
- 総務省では、ITSに活用する無線通信技術の研究開発や制度整備を実施。

道路交通情報

OVICS (FM放送、2.5GHz帯)

道路管理者、警察等から収集した道路交通情報を、FM多重(82.5MHz)、電波ビーコン(2.5GHz帯)により車両へ配信。(他に、光ビーコン(赤外線)も利用されている。)



狭域通信*(5.8GHz帯)

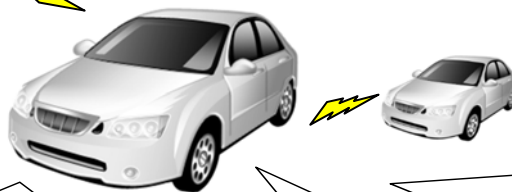
OETC

有料道路走行時、料金所で停止することなく課金処理を行うことができるシステム。

OITSスポット

高速道路を中心に全国約1600カ所に整備された設備により情報提供を行うシステム。見通しが悪い交通事故多発地点での事前の注意喚起等、安全運転支援情報の提供を実施。一部カーナビゲーションシステムに装備。

※ DSRC : Dedicated Short Range Communications



安全運転支援(700MHz)

自動車同士や道路等に設置された基地局との間で、自車や周辺車両の位置、速度等の情報をやりとりし、交通事故を防止するシステム。

→ 平成26年度から国交省と連携して早期実用化に向けた公道での実証実験を実施予定

前方車両・障害物検知による車間距離確保やブレーキ(79GHz帯レーダー、76GHz帯レーダー)

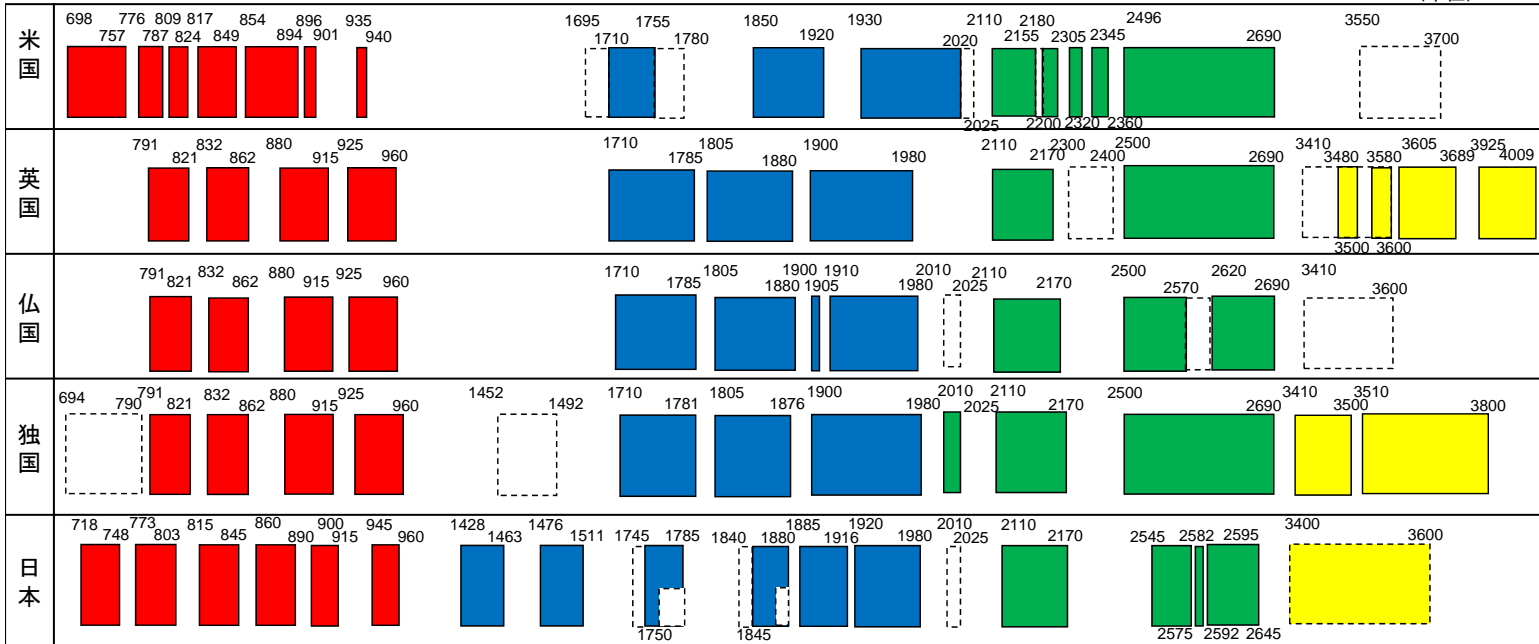
前方車両や障害物の有無の検知や、これらとの距離を計測。走行時、車両や障害物をカーナビに強調表示するなどしてドライバーに通知。また、これらの情報を基に、前方車両との距離を一定に保持したり、緊急時にブレーキをかけたたりなど、様々な運転支援に応用。(他に、赤外線レーダー、光学カメラ等も利用されている。)

左右・後方の障害物検知による状況把握(24GHz帯レーダー)

左右・後方の歩行者や障害物を検知し、ドライバーに通知。(他に、超音波レーダー、光学カメラ等も利用されている。)

各国における移動通信用に利用されている周波数帯について

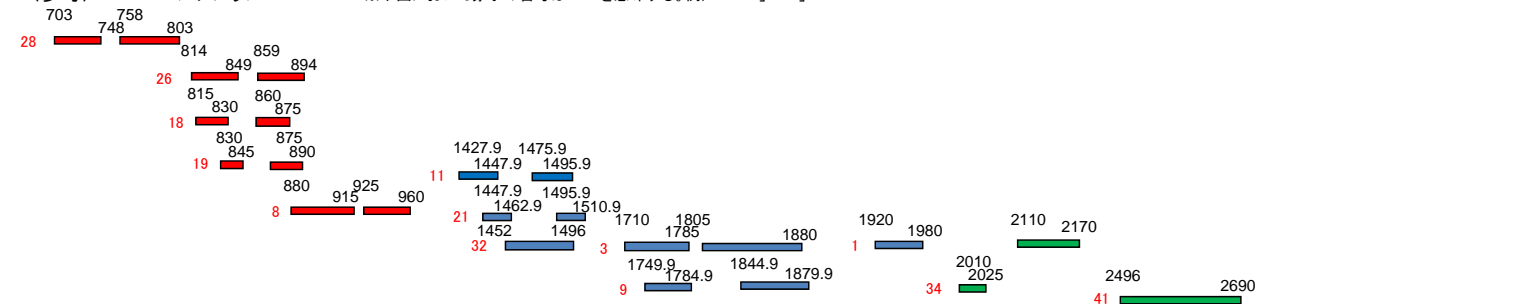
(単位)MHz



(参考) 3GPP-バンドプラン※

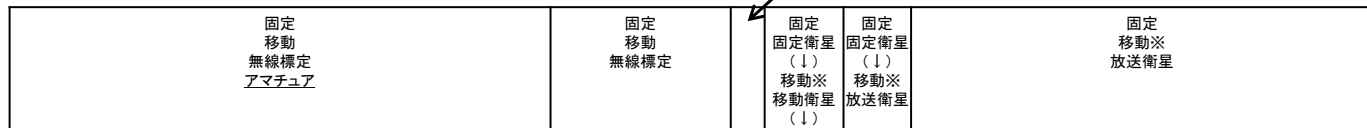
※下図において赤字の番号はBandを意味する。例)「Band1」→「1」

(破線は割当て検討中の帯域)



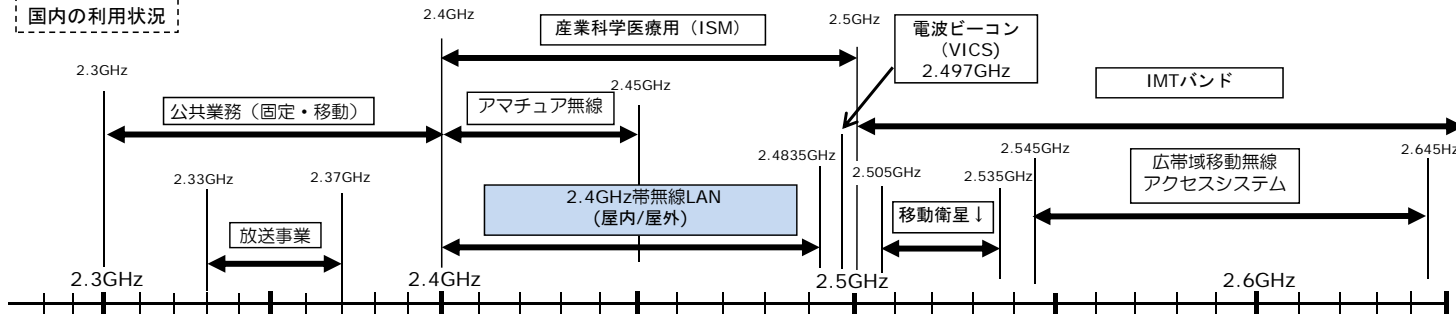
2.4GHz帯周波数の使用状況(概要)

国際分配(第三地域)の概要

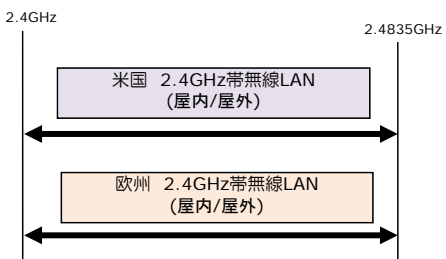


※ 航空移動を除く。

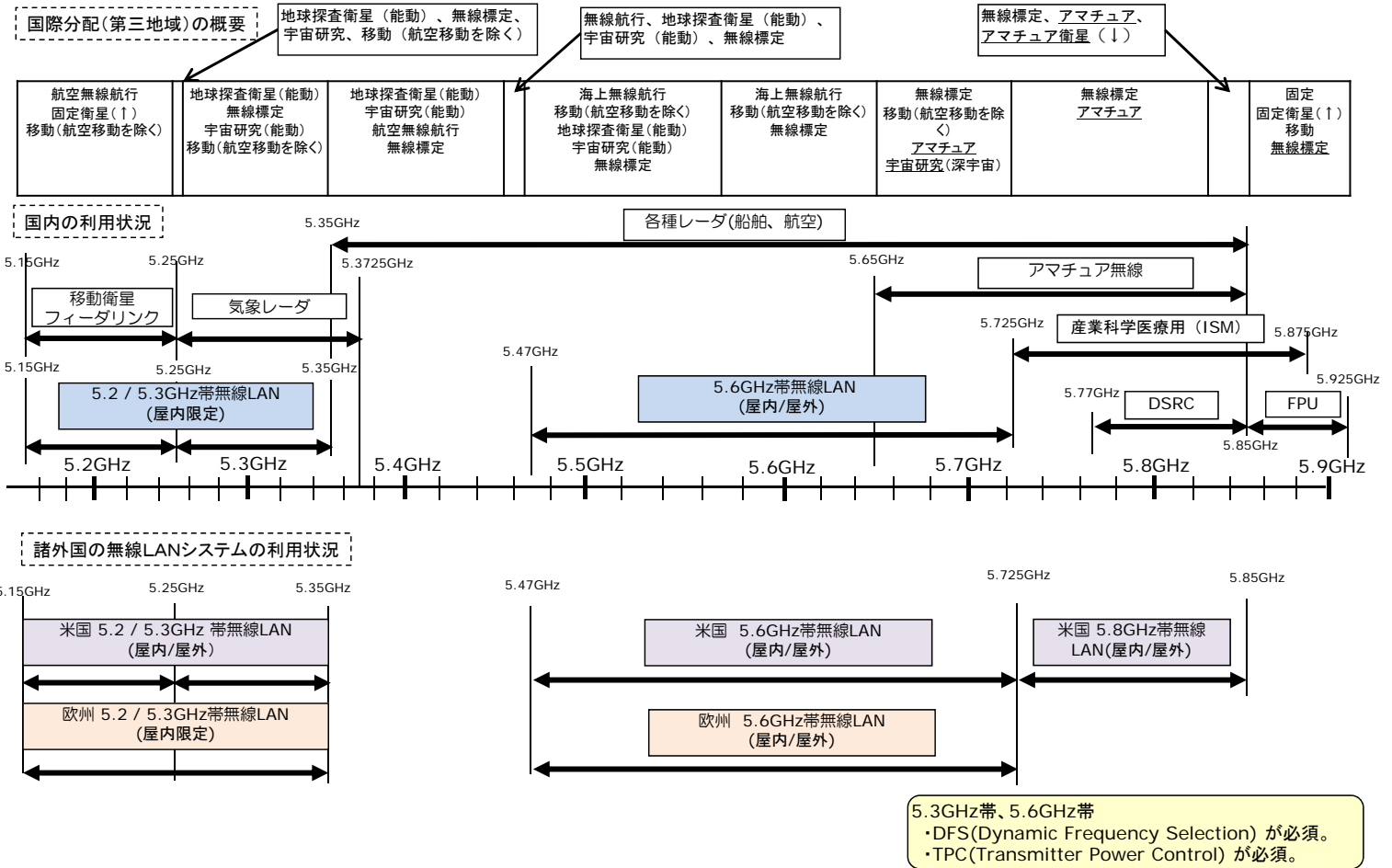
国内の利用状況



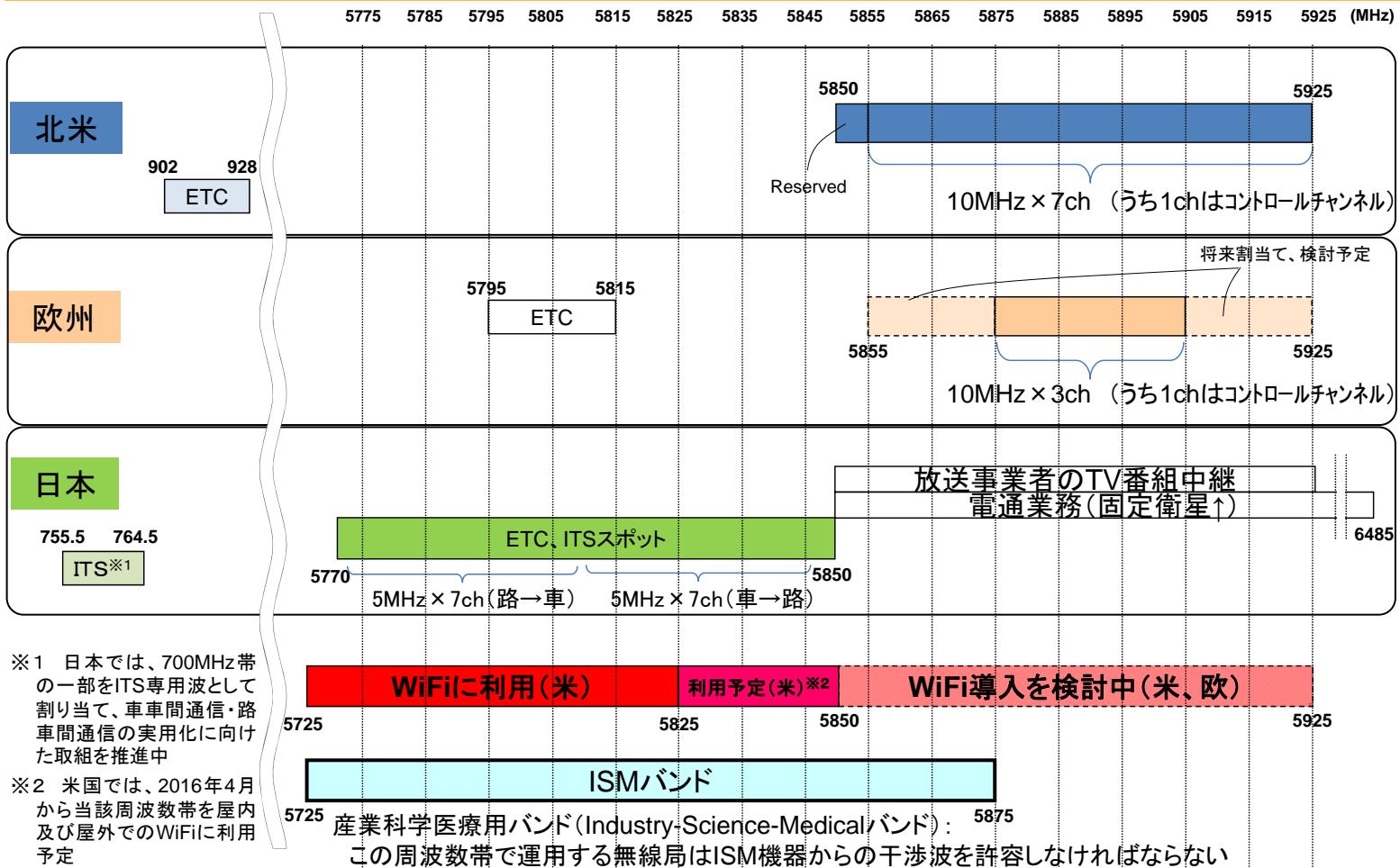
諸外国の無線LANシステムの利用状況



5GHz帯周波数の使用状況(概要)



日米欧における協調型ITSの利用状況等について



※1 日本では、700MHz帯の一部をITS専用波として割り当て、車車間通信・路車間通信の実用化に向けた取組を推進中

※2 米国では、2016年4月から当該周波数帯を屋内及び屋外でのWiFiに利用予定

電波利用の目的と方策

<電波法の目的>

ITU憲章
・条約

電波法 第1条(目的)

この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

日本国憲法

<電波の特性>

電波の有限希少性

電波は相互に干渉することから、場所、時間、周波数との関係で有限希少な資源

電波の拡散性

電波は使用目的以外の場所にも到達することがあるため、何らかのルールにより混信防止が必要

<電波の利用に必要な視点>

電波利用環境の秩序の維持
～有害な混信の防止・排除～

利用者の安全・安心
と利便性向上

希少な電波資源の
有効利用

国際的協調・調
和

電波利用の透明性・
公平性の確保

法令等による規律

電波の公平且つ 能率的な利用

技術等による解決

市場メカニズム・社会規範
の活用

国際協調

公共の福祉の増進

国民の安全・安心の確保

： 災害対策、救急・救命、治安維持、見守り等

国民生活の利便性向上

： スマートフォン、スマートTV、ワイヤレス給電等

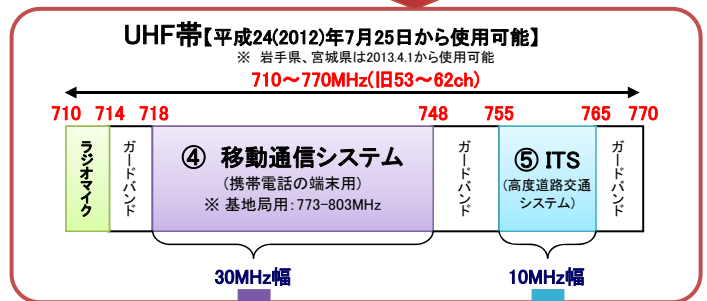
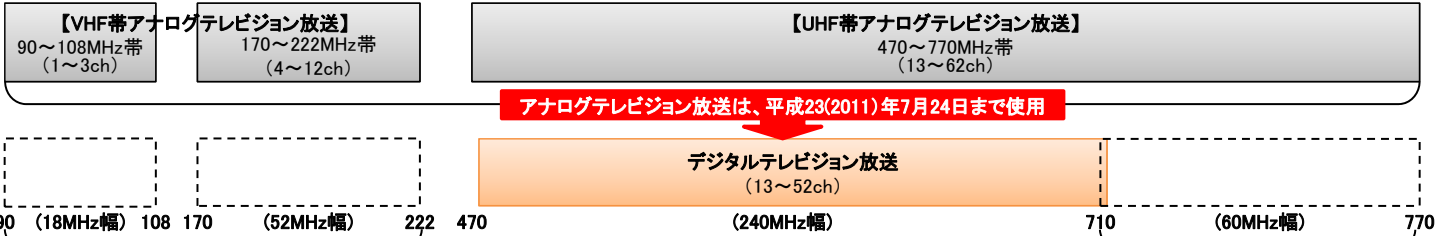
社会的な課題への対応

： 環境、エネルギー、少子高齢化、医療、教育等

国際競争力の強化と国際協調

： 産業イノベーションの加速、標準化の推進、世界最先端のワイヤレス環境の構築、新産業・サービスの創出等

地上テレビジョン放送デジタル化後の空き周波数の有効利用



① 放送

□ V-Lowマルチメディア放送
○車載器や携帯端末での受信が中心、地域向けの放送
・2009.10 技術基準に関する情通審答申
・2013.11 制度整備に関する電監審答申
・2013.12 制度整備・技術基準に関する省令改正
・2014.7 ハード事業者の認定

□ AM放送のFM補完局等
○難聴対策や災害対策のために開設されるAM放送のFM補完局等
・2014.1 基本的方針の公表
・2014.4 制度整備
以後、随時放送事業者の申請に対し審査を実施。
現在6事業者に予備免許を交付。

② 公共ブロードバンド移動通信

○災害現場の映像情報等を伝送可能
○防災関係機関等の中で現場の映像を共有するなどにより、効果的な連携対応が可能
・2010.3 技術基準に関する情通審答申
・2010.8 技術基準に関する省令改正
・2013.3 導入

③ V-High放送

○携帯端末での受信が中心、全国一律の放送
・2009.10 技術基準に関する情通審答申
・2010.4 技術基準に関する省令改正
・2012.4 事業開始

④ 移動通信システム(携帯電話)

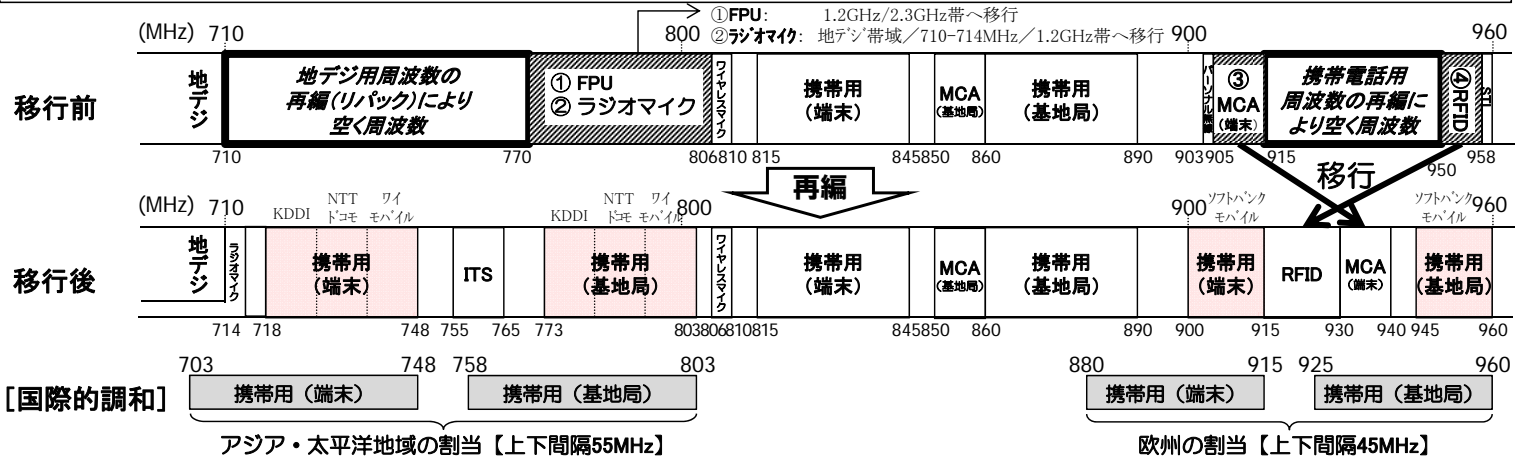
○移動通信システムの周波数需要の増加への対応
・2012.2 技術基準に関する情通審答申
・2012.4 技術基準に関する省令改正
・2012.6 事業者認定

⑤ ITS(高度道路交通システム)

○車車間・路車間通信による安全運転支援通信システムの導入
・2011.8 技術基準に関する情通審答申
・2011.12 技術基準に関する省令改正
・2013.4 導入可能

700/900MHz帯の周波数再編の概要

700/900MHz帯において、諸外国の周波数割当と調和した携帯電話用周波数を最大限確保するため、MCA、RFID等の既存システムの周波数移行を行い、携帯電話事業者に割当て。



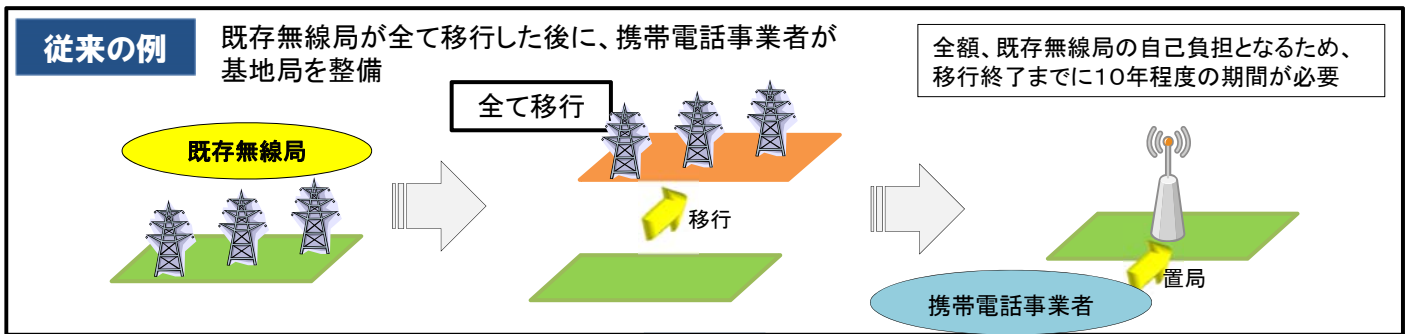
■移行対象システムの概要 (平成26年6月末現在)

システム名	システムの概要	主な利用者(免許人数)	対象無線局数
700MHz帯			
① FPU	報道、スポーツ中継など放送事業で使用される可搬型システム。	NHK、民間放送事業者(41)	103
② ラジオマイク	各種興行やスタジオ等において、音声・音響等を伝送するためのワイヤレスマイクシステム。	NHK、民間放送事業者、劇場等の興行者(1,220)	29,583
900MHz帯			
③ MCA	同報(一斉指令)機能やグループ通信機能等を有する自営系移動通信システム。陸上運輸、防災行政、タクシー等の分野で使用。	運送事業者、地方公共団体等(19,027)	285,211
④ RFID	個体識別情報を近距離の無線通信によってやりとりするシステム(電子タグ)。物流等に用いられる。	物流関係事業者等(1,131)	148,193*

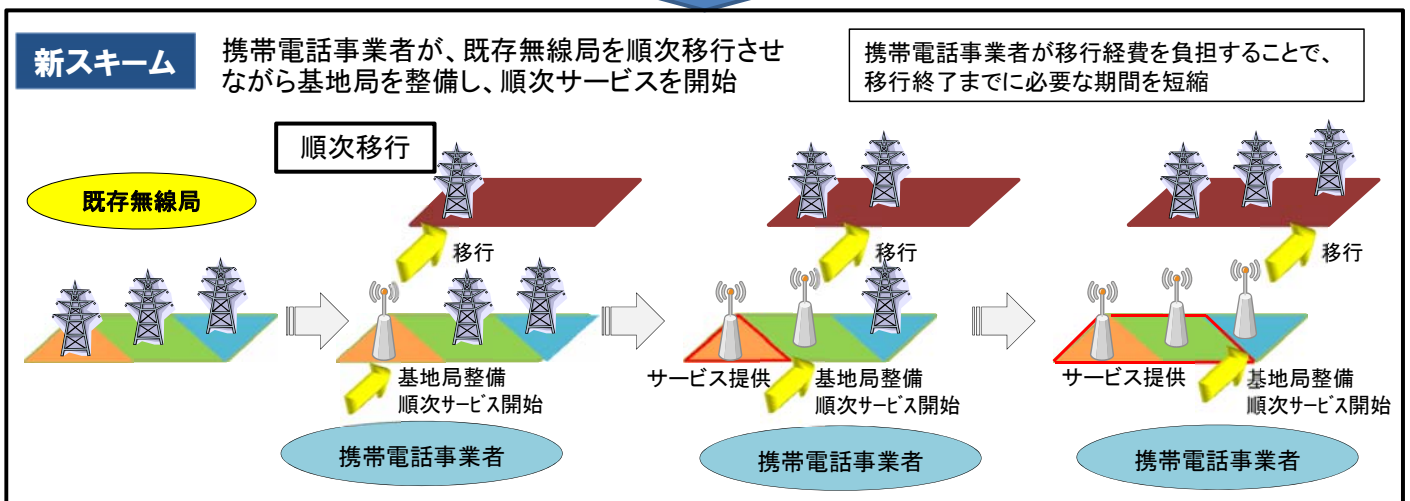
* 免許等不要局を含む

※900MHz帯は、2012年3月1日に、ソフトバンクモバイルの基地局開設計画を認定済(2012年7月から一部サービス開始)
 ※700MHz帯は、2012年6月28日に、イー・アクセス(現ワイモバイル)、NTTドコモ、KDDI / 沖縄セルラー電話の基地局開設計画を認定済(2015年頃からサービス開始予定)

終了促進措置による迅速・円滑な周波数再編イメージ

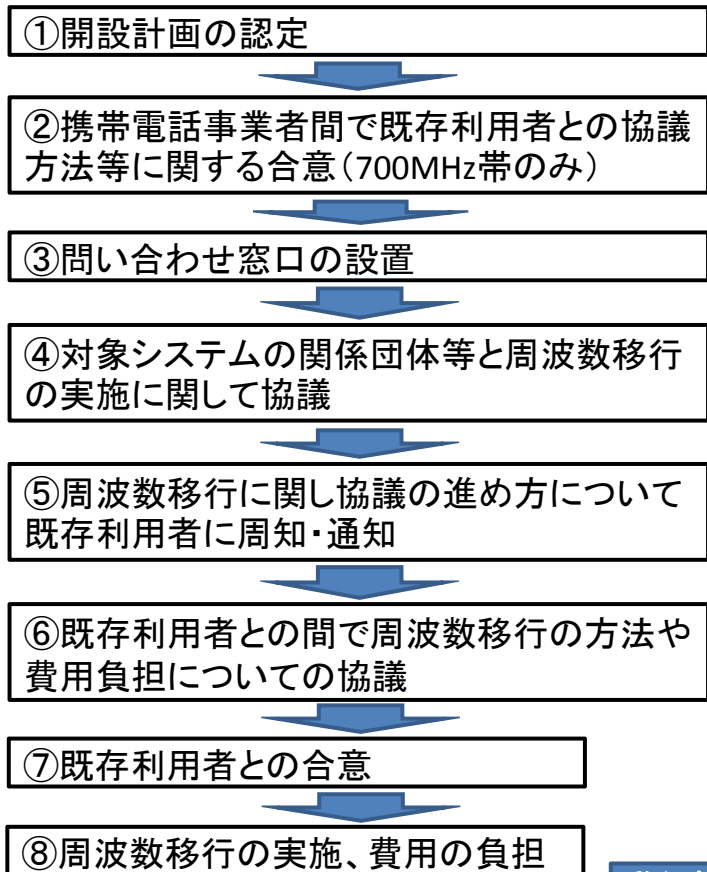


周波数移行に要する費用を、新たに電波の割当を受ける者が負担し、電波の再編を促進する制度(終了促進措置)を導入 (電波法の一部改正(H23.5.26成立、6.1公布、8.31施行))



700/900MHz帯終了促進措置の実施状況

<終了促進措置の実施概要> (※平成26年6月末)

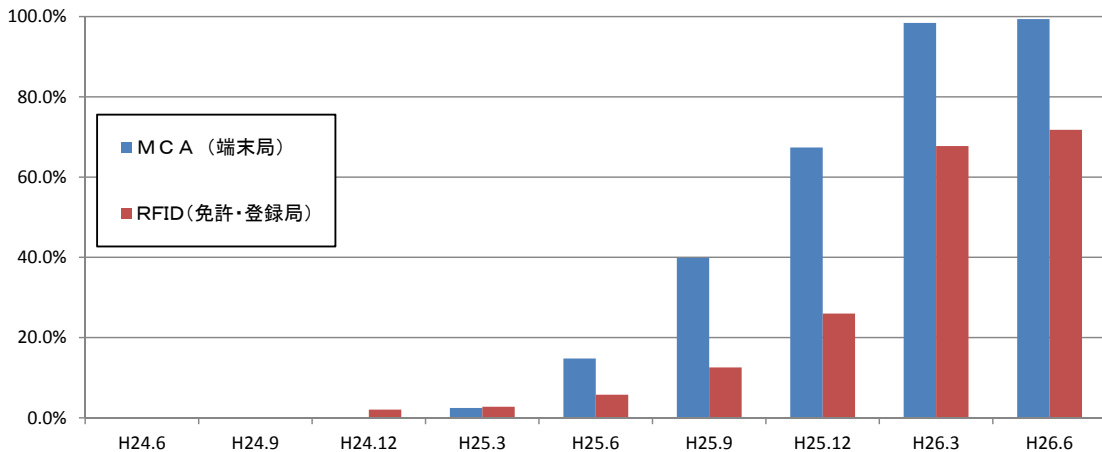


	700MHz帯	900MHz帯
認定	平成24年6月28日認定 (イー・アクセス(現ワイモバイル)、NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー電話)	平成24年3月1日認定 (ソフトバンクモバイル)
合意	平成24年9月28日合意	—
設置済	平成24年10月26日設置済	平成24年3月30日設置済
実施中	実施中	実施中
完了	平成25年3月28日までに完了	平成24年8月29日までに完了
実施中	実施中	実施中
実施中	実施中	実施中
実施中	実施中	実施中
移行完了目標	平成27年3月31日	平成26年3月31日

700/900MHz帯終了促進措置の実施状況

900MHz帯 (移行完了目標 平成26年3月31日)

(平成26年6月末)



MCA
99%
(283,706/285,211局)

RFID
72%
(6,210/8,649局)

700MHz帯 (移行完了目標 平成27年3月31日)

○特定ラジオマイクは、**171局** (0.6%) が移行実施済、**15,376局** (52%) が移行することに合意済
 ○FPUは、**全局** (103局) が移行することに合意済

認定計画の一覧(直近5年間)

	認定日(期間)	事業者	周波数(MHz)	使用地域	主な割当ての条件	事業者から申請された整備目標
携帯電話	H21.6.10(5年)	ソフトバンクモバイル(株)	1475.9~1485.9	全国	・認定後5年以内に人口カバー率50%以上	平成26年度末に81.47%を整備
		KDDI(株)	1485.9~1495.9	全国※1		平成26年度末に53.0%を整備
		沖縄セルラー電話(株)	同上	沖縄		平成26年度末に50.62%を整備
		イー・アクセス(株)(現ワイモバイル(株))	1844.9~1854.9	全国		平成26年度末に75.2%を整備
	H24.3.1(10年)	ソフトバンクモバイル(株)	945~960	全国	・認定4年後(平成27年度末)に人口カバー率50%以上、7年後(平成30年度末)に80%以上 ・終了促進措置を実施	・平成27年度末に98.4%を整備 ・平成30年度末に99.9%を整備 ・平成25年度中に終了促進措置を完了
	H24.6.28(10年)	イー・アクセス(株)(現ワイモバイル(株))	793~803	全国	・認定7年後(平成31年度末)に人口カバー率80%以上 ・終了促進措置を実施	・平成31年度末に99.1%を整備 ・平成26年度末までに終了促進措置を完了
(株)NTTドコモ		783~793	全国	・平成31年度末に99.3%を整備 ・平成26年8月末までに終了促進措置を完了		
KDDI(株)		773~783	全国※1	・平成31年度末に99.3%を整備 ・FPU(放送事業用無線局)は平成27年8月までに終了促進措置を完了 ・ラジオマイクは平成28年末までに終了促進措置を完了		
BWA	H25.7.29(5年)	UQコミュニケーションズ(株)	2625~2645	全国	・携帯電話事業者でない者に限定 ・認定後5年以内に人口カバー率50%以上	平成29年度末に96.3%を整備

※1 沖縄を除く。

※2 1503.35~1510.9MHzについては最長H26.4.1まで使用制限あり。

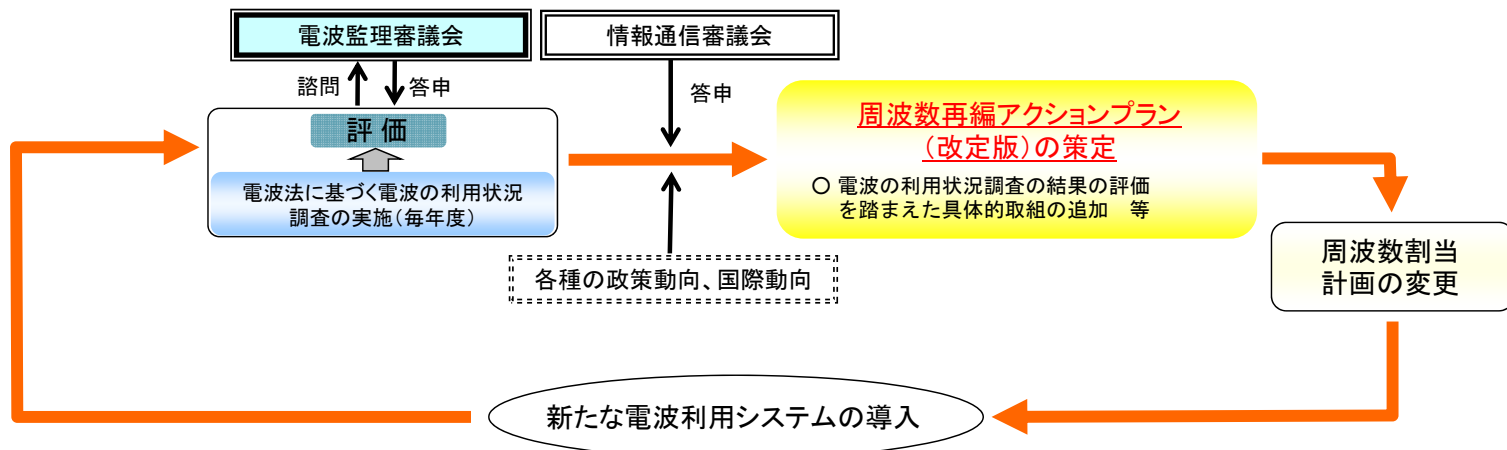
周波数再編アクションプラン(平成26年10月改定版)

概要

電波の利用状況調査の結果や周波数の利用ニーズ、無線通信技術の動向等を踏まえ、「周波数再編アクションプラン」を改定するもの。周波数の再編を円滑かつ着実に実施するため、前年度に実施された利用状況調査の結果等を踏まえて、見直しを行っている。

改定の考え方

平成25年度利用状況調査の結果等を踏まえ、周波数再編の取組方針に反映。



周波数再編アクションプラン(平成26年10月改定版) 主要なポイント

➤ 1.7GHz帯携帯無線通信システム

携帯電話の周波数需要に対応するため、すでに割当てを行った周波数帯の利用状況の見極めを行った上で、必要な検討※を行う。

※10MHz幅(1744.9~1749.9MHz/1839.9~1844.9MHz)の割当て及び東名阪地域に限定されている周波数帯域(1764.9~1784.9MHz/1859.9~1879.9MHz)の拡張の検討)

➤ 地域BWA

地域BWAが利用されていない地域での周波数有効利用を図るため、平成26年度中に高度化に向けた制度整備を行う。

➤ 第4世代移動通信システム

平成27年度から3.5GHz帯への第4世代移動通信システムの導入を可能とするよう、平成26年中に120MHz幅を携帯電話事業者に割り当てる。

➤ 5GHz帯無線LANの高度化

平成32年の東京オリンピック/パラリンピックをも見据えた将来のトラフィック増に対応できる5GHz帯無線LANシステムの実現に向けて、他の移動通信システムとの共用を促進する技術に係る試験結果を分析し、その無線設備の技術的検討を進める。

➤ 5.8/6.4/6.9GHz帯固定通信システム

放送事業用の移動・固定通信システムの周波数帯の更なる有効利用を図るため電気通信業務用システムを導入するための技術的条件の検討を行い、平成26年度中に結論を得る。

➤ 9GHz帯合成開口レーダー

災害発生時における早急な被害状況調査や遭難者捜索等に最適な9GHz帯航空機搭載型合成開口レーダーの導入に向けた技術的条件について検討を行う。

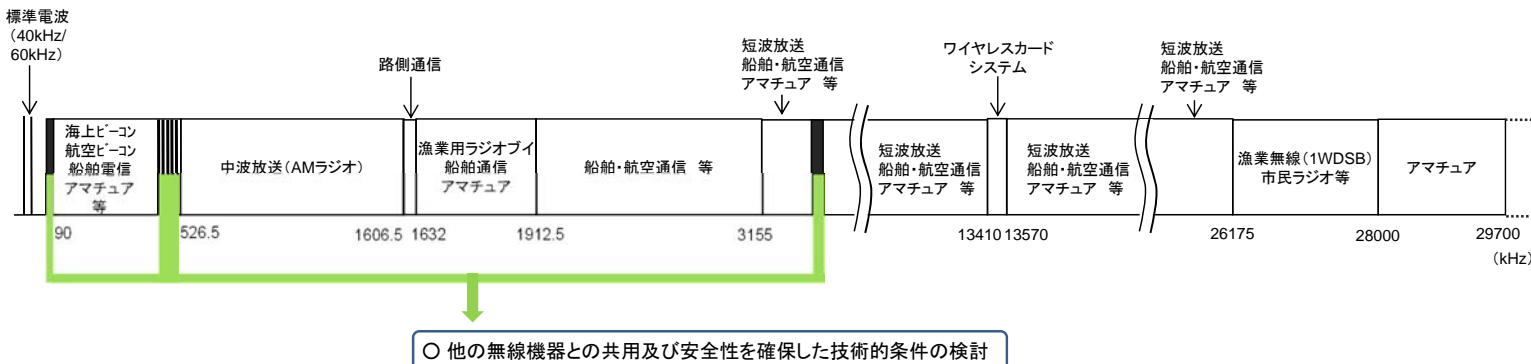
各周波数帯域における具体的な取組 ①

※赤字は、今回の改定により、新たに追加又は進捗のあった取組を示す。

I. 長波(LF)、中波(MF)、短波(HF)

ワイヤレス電力伝送システム(長波帯等)

・電気自動車等に対応したワイヤレス電力伝送(WPT)システムの円滑な導入に向けて、他の無線機器との共用及び安全性を確保した技術的検討を行い、国際協調を図りながら平成27年に実用化が可能となるよう制度整備を行う。



II. 超短波 (VHF)

①市町村防災行政無線(60MHz帯)、都道府県防災行政無線(60MHz帯)

・都道府県防災行政無線(60MHz帯)のうち、260MHz帯への移行が完了していない一部の無線局については、実施計画の確認等定期的に進捗状況の報告を求め、早期の周波数移行を推進する。また、市町村防災行政無線(60MHz帯(同報系に限る。))については、できる限り早期にデジタル化を図る。

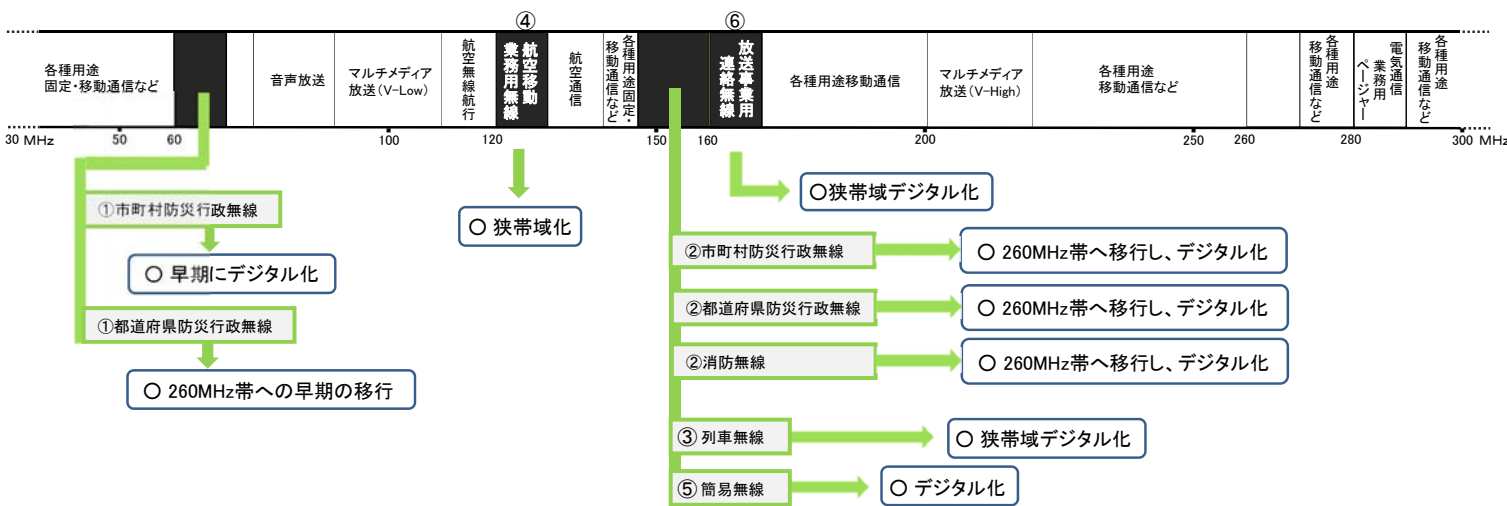
②市町村防災行政無線(150MHz帯)、都道府県防災行政無線(150MHz帯)、消防無線(150MHz帯)

・市町村防災行政無線(150MHz帯)及び都道府県防災行政無線(150MHz帯)については、機器の更新時期に合わせて260MHz帯への移行を推進するとともに、東日本大震災の復興状況及び150/260/400MHz帯業務用移動無線の周波数有効利用の検討状況等を踏まえ、周波数の使用期限の具体化について検討を進める。
・消防無線(150MHz帯)については、周波数割当計画において平成28年5月31日までと周波数の使用期限が付されており、260MHz帯への移行を推進する。
・消防無線(150MHz帯)及び市町村防災行政無線(150MHz帯)については、財政支援や地方財政措置を講じることによりデジタル化を促進し、260MHz帯への移行の加速化を図る。

各周波数帯域における具体的な取組 ②

II. 超短波 (VHF) 続き

③列車無線 (150MHz帯)	・150MHz帯を使用する列車無線については、首都圏における列車の過密ダイヤに伴う列車の安全走行への関心の高まりから、高度化が望まれているとともに、長波帯を使用する誘導無線からの移行需要があることから、150/260/400MHz帯業務用移動無線の周波数有効利用の検討状況等を踏まえ、狭帯域デジタル化の実施による高度化を進める。
④VHF帯の航空移動(R)業務用無線	・VHF帯の航空移動(R)業務用無線は近年ひっ迫してきていることから、免許人による無線設備の導入及び更改計画に配慮しつつ、狭帯域化を進める。
⑤簡易無線 (150MHz帯)	・平成24年12月に新たに割当てが可能となったデジタル方式の簡易無線の普及を進め、アナログ方式からの移行を促進する。
⑥放送事業用連絡無線 (160MHz帯)	・放送事業用連絡無線は、コミュニティ放送事業者等新たな利用が見込まれており、周波数がひっ迫していることから、アナログ方式について平成28年5月31日までに狭帯域デジタル化が完了するよう移行を促進する。



各周波数帯域における具体的な取組 ③

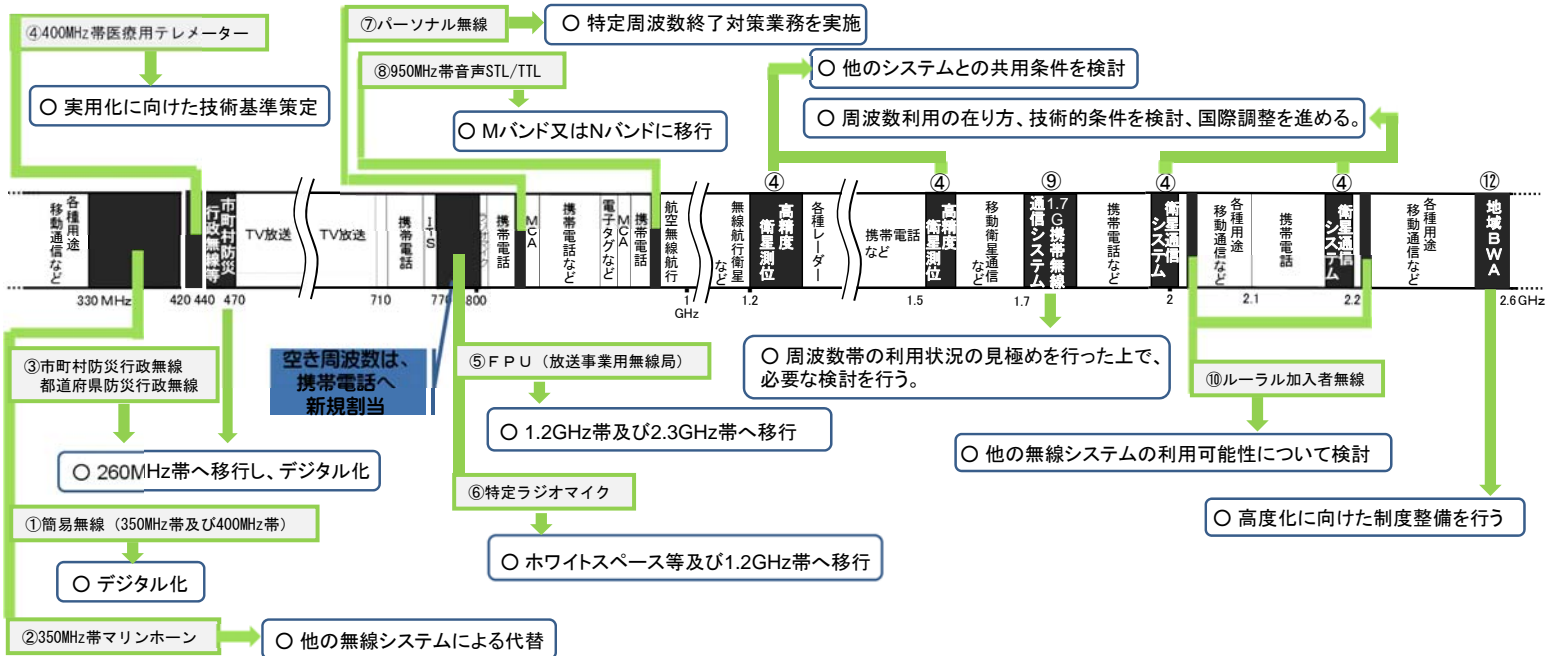
III. 極超短波 (UHF)

①簡易無線 (350MHz帯及び400MHz帯)	・平成20年8月に技術基準の整備を行ったデジタル方式の簡易無線の普及を進め、周波数割当計画において平成34年11月30日までと周波数の使用期限が付されているアナログ方式からの移行を図る。
②350MHz帯マリンホーン	・地域的な偏在や無線局数の減少傾向に加え、旧規格の使用期限を踏まえ、平成34年までに他の無線システムによる代替等移行を図る。
③市町村防災行政無線 (400MHz帯)、都道府県防災行政無線 (400MHz帯)	・機器の更新時期に合わせて260MHz帯への移行を推進するとともに、東日本大震災の復興状況及び150/260/400MHz帯業務用移動無線の周波数有効利用の検討状況等を踏まえ、周波数の使用期限の具体化について検討を進める。 ・市町村防災行政無線 (400MHz帯)については、財政支援や地方財政措置を講じるによりデジタル化を促進し、260MHz帯への移行の加速化を図る。
④400MHz帯医療用テレメーター	・400MHz帯医療用テレメーターについて、IEEE 802.15.6等の国際標準化動向を踏まえ、双方向通信化などの高度化に向けた技術的検討を行い、平成27年度の実用化を目指して、平成26年度中に技術基準を策定する。
⑤800MHz帯FPU (770~806MHz)	・800MHz帯FPUの現行周波数帯の最終使用期限については平成31年3月31日までとされている。引き続き、終了促進措置により、1.2GHz帯及び2.3GHz帯への周波数移行を進める。移行先周波数帯における既存無線局との共用については、具体的な運用調整の検討を進める。
⑥特定ラジオマイク (770~806MHz)	・特定ラジオマイクの現行周波数帯の最終使用期限については平成31年3月31日までとされている。引き続き、終了促進措置により、地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペース等及び1.2GHz帯への周波数移行を進める。ホワイトスペースにおける他の無線システムとの共用については、ホワイトスペース推進会議が平成25年1月に取りまとめた「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 最終とりまとめ」を踏まえ、運用調整を実施する。
⑦パーソナル無線 (903~905MHz)	・当該周波数帯に携帯無線通信システムが導入されたこと、また、パーソナル無線 (900MHz帯簡易無線局)の無線局数は減少しており、代替システムとなる400MHz帯に登録局によるデジタル簡易無線局が制度整備されたことを踏まえ、パーソナル無線の最終使用期限を平成27年11月30日としていることから、引き続き、特定周波数終了対策業務を実施する。
⑧950MHz帯音声STL/TTL (958~960MHz)	・900MHz帯携帯無線通信システムの本格的な導入が行われることを踏まえ、また、現行の利用状況や無線局の免許の有効期限を考慮し、平成27年11月30日までに、Mバンド (6570~6870MHz) 又はNバンド (7425~7750MHz)の周波数に移行する。ただし、Mバンド又はNバンドへの移行が困難な場合は、60MHz帯及び160MHz帯へ周波数の移行を図る。
⑨1.7GHz帯携帯無線通信システム	・携帯電話の周波数需要に対応するため、既に割当てを行った周波数帯の利用状況の見極めを行った上で、必要な検討を行う。

各周波数帯域における具体的な取組 ④

Ⅲ. 極超短波(UHF) 続き

⑩ルーラル加入者無線	・周波数有効利用を図る観点から、ルーラル加入者無線の使用周波数帯の縮減を図るとともに、当該周波数帯域における他の無線システムの利用可能性について検討を行う。
⑪2GHz帯衛星通信システム／1.2/1.5GHz帯衛星測位システム	・2GHz帯において、研究開発動向、諸外国の動向、東日本大震災を受けた新たな衛星通信ニーズ等を踏まえ、当該周波数帯等の利用の在り方及び技術的条件について検討を実施する。並行して、衛星の軌道・周波数に関する国際調整を進める。併せて、1.2/1.5GHz帯の高精度衛星測位のための技術的条件の策定に向けて、実証実験を通じた他の無線システムとの共用条件の検討を行う。
⑫地域BWA	・地域BWAが利用されていない地域での周波数有効利用を図るため、平成26年度中に高度化に向けた制度整備を行う。

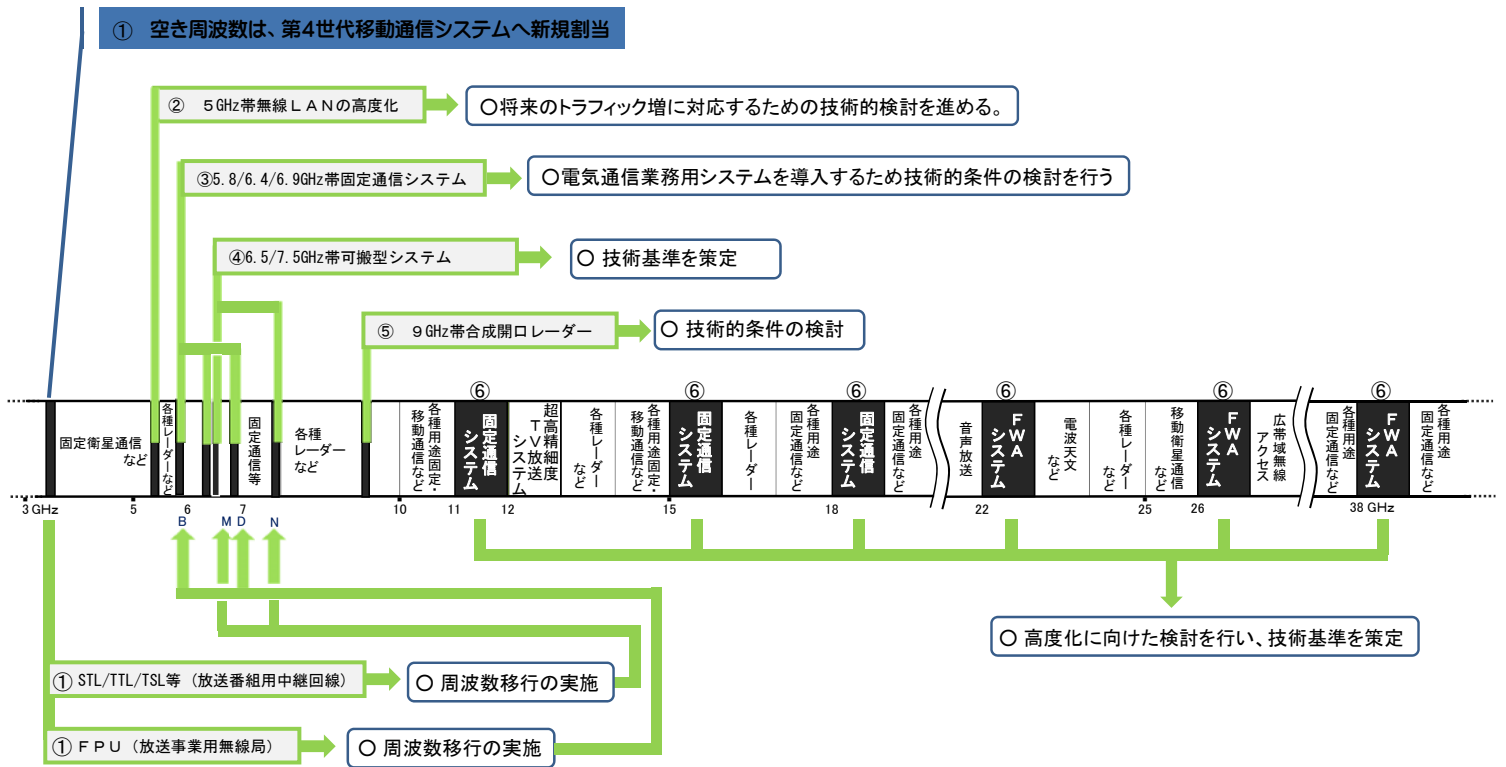


各周波数帯域における具体的な取組 ⑤

Ⅳ. マイクロ波(SHF)、ミリ波(EHF)

第4世代移動通信システム	・平成27年度から3.5GHz帯への第4世代移動通信システムの導入を可能とするよう、平成26年中に120MHz幅を携帯電話事業者に割り当てる。 ・既存無線局の移行に関して、(i) 3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL及び監視・制御回線についてはMバンド(6570~6870MHz)又はNバンド(7425~7750MHz)に、(ii) 3.4GHz帯音声FPUについてはBバンド(5850~5925MHz)又はDバンド(6870~7125MHz)に最長で平成34年11月30日までに周波数移行することとされているところ、第4世代移動通信システムの需要動向を踏まえて最終の周波数使用期限を設定する等、第4世代移動通信システムの導入に向けた環境整備を早急かつ着実に進める。
5GHz帯無線LANの高度化	・平成32年の東京オリンピック/パラリンピックをも見据えた将来のトラフィック増に対応できる5GHz帯無線LANシステムの実現に向けて、他の移動通信システムとの共用を促進する技術に係る試験結果を分析し、その無線設備の技術的検討を進める。
5.8/6.4/6.9GHz帯固定通信システム	・放送事業用の移動・固定通信システムの周波数帯の更なる有効利用を図るため、電気通信業務用システムを導入するための技術的条件の検討を行い、平成26年度中に結論を得る。
6.5/7.5GHz帯等可搬型システム	・都市部における柔軟な回線構築や災害時における臨時回線の設定に資するため、6.5/7.5GHz帯を中心とした可搬型システムの技術的検討を行い、平成26年度中に技術基準を策定する。
9GHz帯合成開口レーダー	・災害発生時における早急な被害状況調査や遭難者捜索等に最適な9GHz帯航空機搭載型合成開口レーダーの導入に向けた技術的条件について検討を行う。
11/15/18GHz帯等固定通信システム及び22/26/38GHz帯FWAシステム	・移動通信トラフィックの急増に対応するためのエントランス回線の高速化及び気象条件等の変化に自動的に対応する制御技術の導入等、高度化に向けた技術的検討を行い、平成26年度中に技術基準を策定する。

各周波数帯域における具体的な取組 ⑥



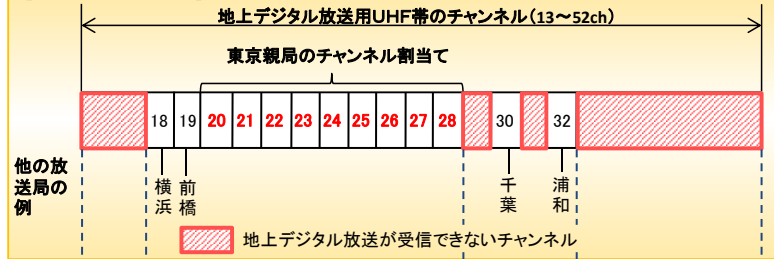
参考資料30

ホワイトスペースとは

「ホワイトスペース」とは

放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。

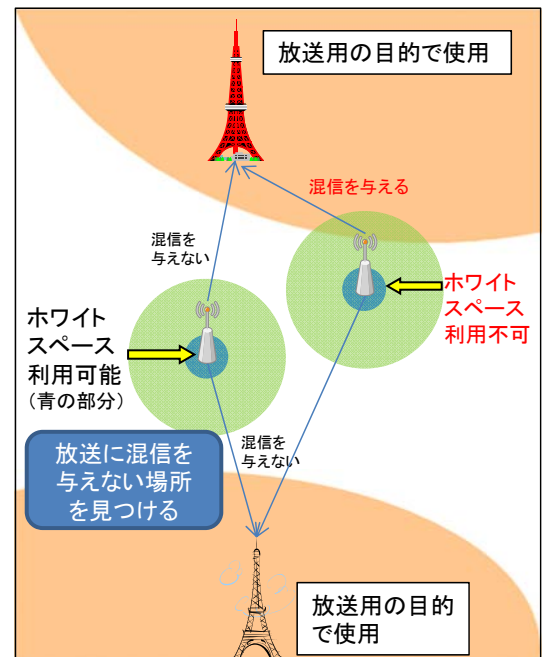
【東京都千代田区の例】



地上デジタル放送への混信を考慮

- 各地域ごとに、その地域で放送用に使用されているチャンネルは異なる
- ホワイトスペースの利用については、放送用の周波数帯であれば、放送に混信を与えないことが必要。周波数ごとに放送用に使用されているエリアを確認し、その隙間の中で、混信を与えない場所を見つけることができれば、ホワイトスペースとして利用が可能となる

エリア放送型システムの例



ホワイトスペースの利用について

ホワイトスペースの共用

UHF帯のうち地上デジタル放送用周波数帯(470MHz~710MHz)のホワイトスペースの利用については、複数のシステムが提案されている。このため、様々なシステムがホワイトスペースを共用するために必要となる技術面、制度面及び運用面における方向性をまとめ、「ホワイトスペース利用システムの共用方針」(平成24年1月 ホワイトスペース推進会議とりまとめ)として取りまとめた。

ホワイトスペース利用システム間の割当て上の優先順位と共用方針

1	地上テレビジョン放送
2	特定ラジオマイク
3	エリア放送型システム、センサーネットワーク、災害向け通信システム、無線ブロードバンドシステム等

上記システムでホワイトスペースの周波数を共用し、周波数の有効利用及び混信防止を担保するため、運用調整を行う。

ホワイトスペース利用システム(検討中含む)

既に制度化済み

エリア放送

ワンセグ携帯等の地上デジタルテレビ放送受信機に向けたエリア限定の放送サービス



特定ラジオマイク

放送番組制作やコンサート、舞台劇場、イベント会場等で用いられる高音質型のラジオマイク



技術的検討を踏まえ、今後導入に向け検討(例)

災害向け通信システム (災害対応ロボット・機器用)

建屋内を探索する災害対応ロボット・機器の操縦や映像伝送、音声伝送の無線ネットワークの構築



センサーネットワーク

特定エリアにおけるセンサー情報などを獲得するセンサーネットワークを構築



割当て時の審査におけるMVNOの取り扱いについて

- 直近の開設計画の認定(周波数の割当て)においては、周波数を保有しない者(MVNO)に対して自網を利用させる計画について、「サービス提供方法の多様性」※1及び「サービス提供対象者の多数性」※2の観点から、評価を行ってきた。

※1 ネットワークの提供形態(卸・接続など)の多様性 など

※2 MVNOの契約数の見通しや関心表明書の添付の有無 など

- また、認定された開設計画については、四半期ごとに進捗状況を総務省に報告することを義務付けており、計画に遅滞が認められる場合には、この際に、指導・助言を行い、改善を求めている。
- なお、昨年7月に行った広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)の高度化のための開設計画の認定においては、四半期報告の概要及び確認結果を公表することとした。

公表例

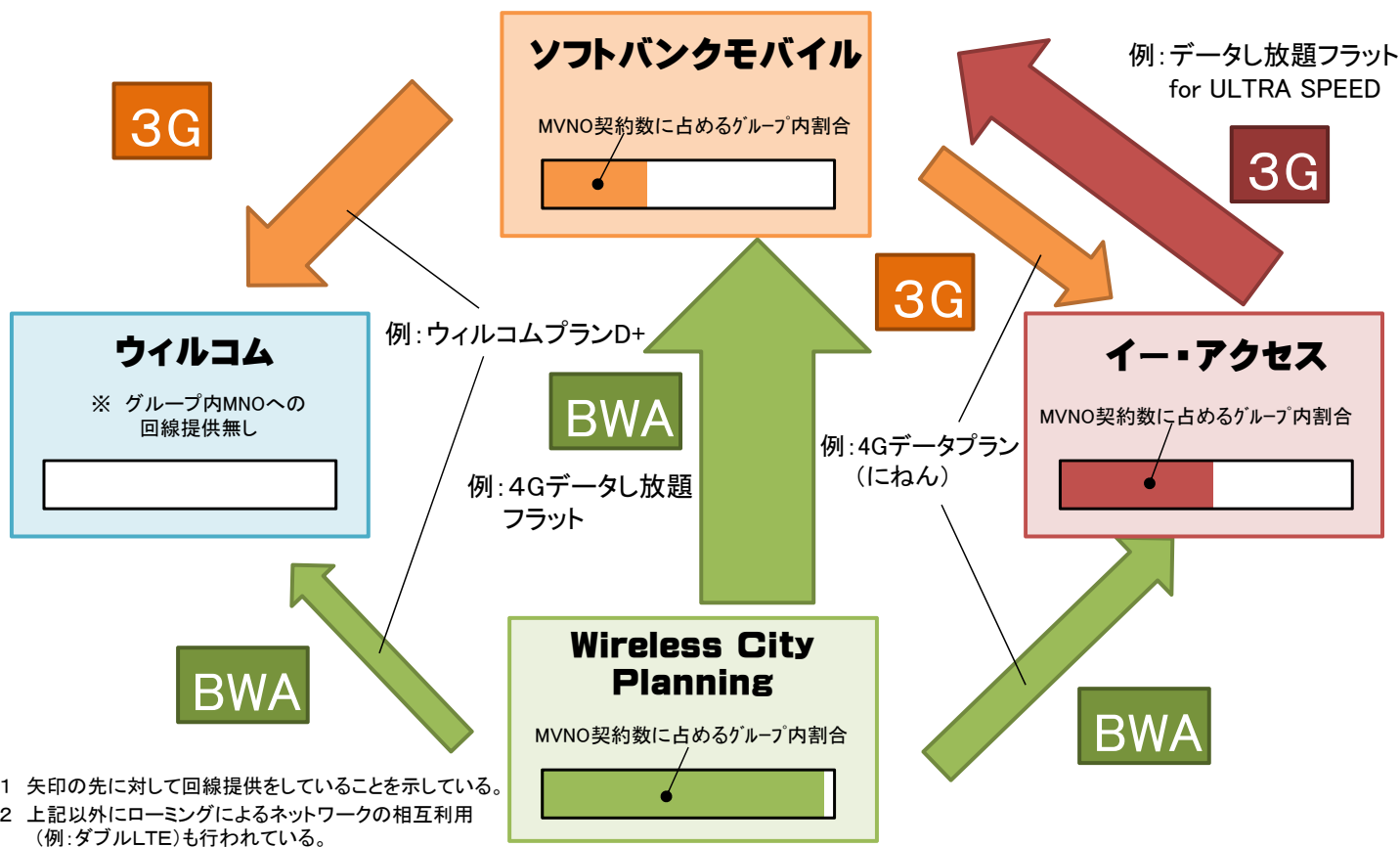
UQコミュニケーションズ株式会社から提出された四半期報告の概要及び確認の結果(平成25年10~12月)より抜粋

<報告概要>

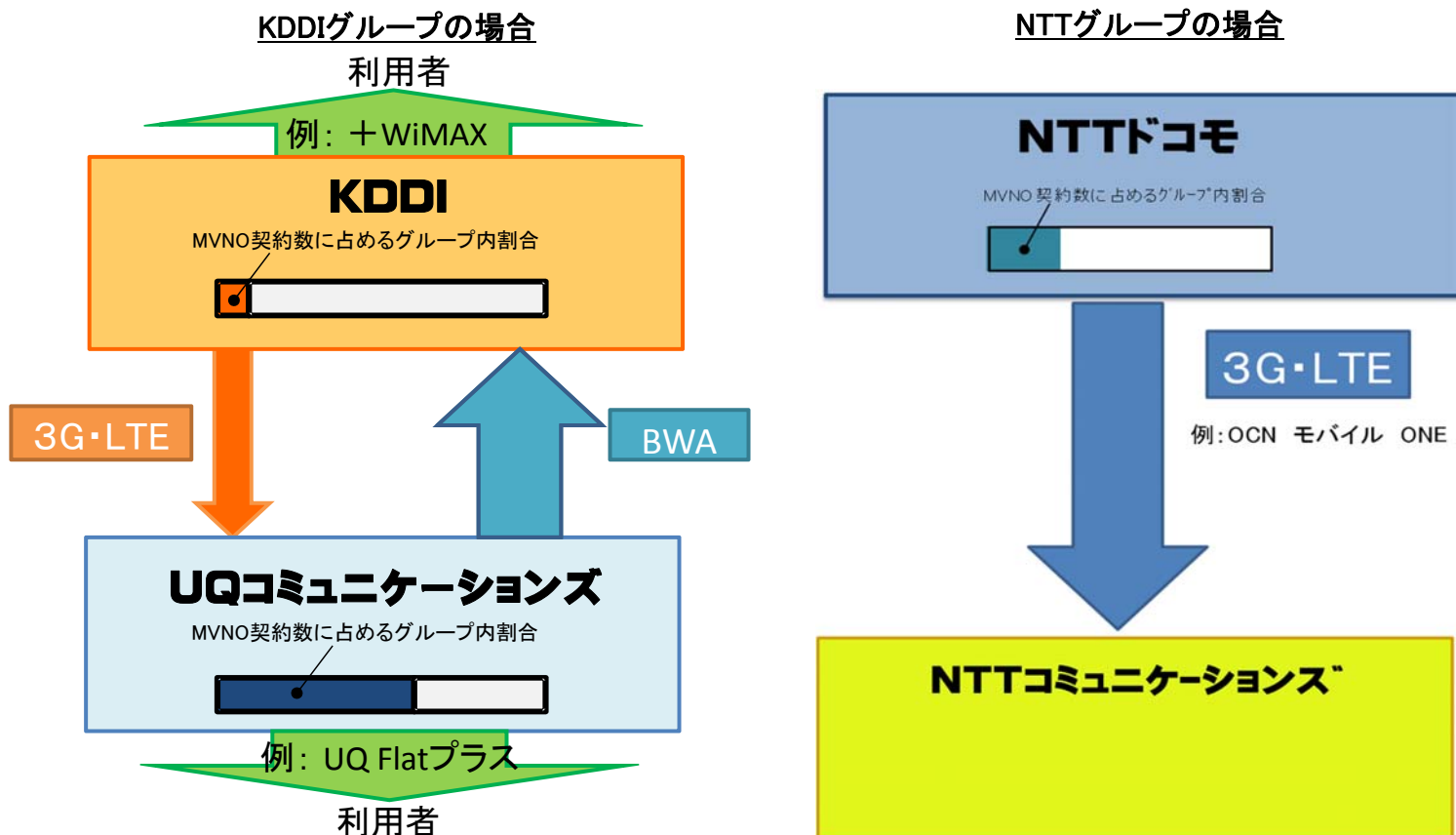
4 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

MVNOについては、従来のWiMAX方式のみによる提供先事業者数は64者であり、従来のWiMAX方式及びWiMAX Release 2.1 Additional Elements方式による提供先事業者数は12者である。

MVNO市場におけるグループ内取引



MVNO市場におけるグループ内取引



英国及び日本における利用帯域等を踏まえた判断基準

	英国	日本								
周波数帯に係る制限等	<p>■入札者の交付後周波数保有※が (1)2570～2615MHzの周波数利用権が含まれない場合、保有する移動体用の周波数量が210MHz幅を超えないこと(2570～2615MHzの周波数利用権が含まれる場合には、215MHz幅を超えないこと) (2)1GHz以下で55MHz幅を超えないこと</p> <p>※ 入札者及び入札者が実質的利害を持つ者等が既に保有している移動体用の周波数及び800MHz及び2.6GHz帯の交付プロセスにより入札者が獲得した周波数の利用権の合計</p>	<p>■競願時審査基準として、割り当てる周波数帯と同等の特性を持つ周波数帯(1GHz未満)を有していないことを加点要素に設定。(第3基準 基準C)</p>								
新規参入優遇策	<p>■既存の大手3事業者(Vodafone,O2,Everything Everywhere)以外に最低でも1事業者がOfcomの定めた最低保有周波数を保有すべきという競争促進条件を設定※。</p> <p>※ 既存の大手3事業者以外の事業者のみが入札を行える入札ラウンドを設けることにより、競争促進条件が満たされる結果を導くような制度設計がされている。</p>	<p>■新規参入事業者があった場合には、競願時審査基準として、割当て済みの周波数帯を有していないことを加点要素とすることを想定していた。(第3基準 基準C)</p> <p>※ 割当てにおいて新規参入事業者がなかったため、本件加点要素は設定されなかった。</p>								
カバレッジ義務	<p>■800MHz帯の1スロットのみ、2017年末までに、英国国内人口の98%(屋内)～99%(屋外)に対して移動体ブロードバンド・サービスのカバレッジを提供することを義務付け※。</p> <p>※ Ofcomは、競争を通じて他事業者も同等のカバレッジを目指すとの見通し、また投資インセンティブを重視し、他の免許には課さず、その他の制度的枠組みにおいてもカバレッジに関する義務付けは行わないと結論付けている。</p>	<p>■絶対審査基準(申請者が最低限満たすべき基準)において、平成30年度末(700MHz帯については平成31年度末)までにすべての総合通信局管区内で80%以上の人口カバー率を達成することを義務付け。</p> <p>■競願時審査基準として、平成30年度末(700MHz帯については平成31年度末)までに3.9世代携帯電話の人口カバー率がより大きい事業者を選定。(第2基準)</p> <p>※ 900MHz帯における平成30年度末時点での人口カバー率(計画値)</p> <table border="1"> <tr> <td>イー・アクセス</td> <td>99.4%</td> </tr> <tr> <td>NTTドコモ</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>KDDI/沖縄セルラー電話</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル</td> <td>99.9%</td> </tr> </table>	イー・アクセス	99.4%	NTTドコモ	98.0%	KDDI/沖縄セルラー電話	98.2%	ソフトバンクモバイル	99.9%
イー・アクセス	99.4%									
NTTドコモ	98.0%									
KDDI/沖縄セルラー電話	98.2%									
ソフトバンクモバイル	99.9%									

(注)英国は2013年に行われた800MHz及び2.6GHz帯の割当て(携帯電話用)について、日本は2011年に行われた700MHz及び900MHz帯の割当て(携帯電話用)について記載。

諸外国の周波数割当てに係るグループ性の扱いの事例について

	英国	仏国	アイルランド	デンマーク
概要	<p>・オークション参加者に対し「関連者」(associates)と「実質的利害」(material interest)の内容を提出。</p> <p>※他のオークション参加者と実質的利害を有する関連者が重なる場合、実質的利害をなくすか、オークション参加を取りやめる。</p>	<p>・「応募者が他の応募者全てに対して、直接的にも間接的にも、決定的な影響力を行使してはならない」という審査原則に則り、他の応募事業者に対する影響力を審査。</p> <p>※審査を満たさない場合、関係する候補者は、選択段階で資格なしとされ、周波数利用許可の交付を受けられない。</p>	<p>・ある入札グループに属する組織が他の入札グループの組織と関係・関連してはならない。</p> <p>・周波数キャップの実効性を確保する観点から「所有ルール」を設けた。</p>	<p>・オークション参加者は、一あるいは複数の他のオークション参加者の「関係者」であってはならない。</p> <p>・オークション参加者は、複数の移動体事業者の共同コントロールのもとにあってはならない。</p>
議決権・出資比率	<p>・所有構造に関する情報を提出。</p> <p>・オークション参加者の議決権及び株式の25%以上を単独又は共同で保有する場合。(実質的利害)</p>	<p>・株式の構成。(特に、応募者に直接的あるいは間接的に参加する会社について図式的説明、株式所有率及び総会における議決権について情報を提出)</p>	<p>・一つのオークション参加者は、単独又は共同で、他のオークション参加者の議決権及び株式の10%以上を有してはならない。(関係者)</p> <p>・複数のオークション参加者は「関連入札者」であってはならない。(複数のオークション参加者の20%以上の利害を持つなど)</p>	<p>・所有構造に関する情報を提出</p> <p>・他のオークション参加者の①株式の10%以上を所有し、②議決権の10%以上を保有し、③株式の10%以上を所有あるいは議決権の10%以上を得る権利を持つ。</p>
契約関係	<p>・オークション参加者のビジネス行為について株式保有者の同意が必要とされる場合。(実質的利害)</p>	<p>・応募者と全ての供給者ないし下請け業者、特に機器製造者と流通業者の間の商業的なパートナーシップに関する協定の内容についての情報を提出。</p>	<p>・他のオークション参加者を財源等で全面的ないし部分的に支援。(関係者)</p>	<p>・株式又は議決権の10%以上を所有し、かつ①オークション参加者の機密情報を保有し又は②オークション・プロセスに関連してオークション参加者の財源等を支援する協定を持つ場合。(関係者)</p>
その他	<p>・オークション参加者の役員会の構成員の過半数を指名し又は解任する権利を有する場合。(実質的利害)</p>	<p>・応募者又はその株主が保有する周波数利用の許可のリストを提出。</p> <p>・応募者と株主の間の取り決めについて提出。</p>	<p>・オークション参加者により単独であるいは他の関係者との共同によりコントロールされている。(関係者)</p>	

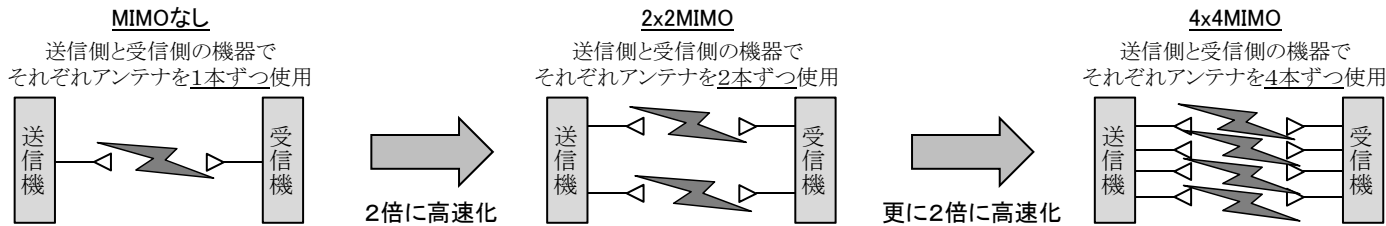
(注)2012年～2013年の間に行われた携帯電話やモバイルブロードバンド向け周波数の割り当てにおける事例

空間多重方式及びキャリアアグリゲーション技術

空間多重方式

通称: MIMO (Multiple-Input and Multiple-Output)

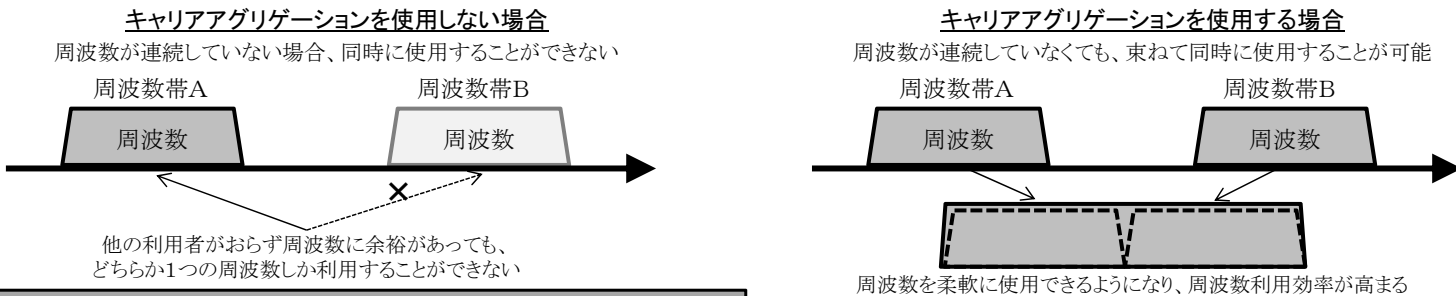
データの送信側と受信側のそれぞれで、複数のアンテナを使い、一度に複数の情報を送ることができる技術。



キャリアアグリゲーション

通称: CA (Carrier Aggregation)

異なる周波数を束ねることで、周波数が連続していなくても、広い帯域を確保し、高速通信を実現する技術。



MIMO及びCAの組合せによる最大通信速度の例

上り: 下り比率が1:3の場合の下り方向速度 (現行技術基準)

キャリアアグリゲーション		使用しない場合		使用する場合		
		10MHz	20MHz	10MHz+10MHz	10MHz+20MHz	20MHz+20MHz
重 方 間 式 多	MIMOなし	28 Mbps	56 Mbps	56 Mbps	84 Mbps	112 Mbps
	2x2 MIMO	56 Mbps	112 Mbps	112 Mbps	168 Mbps	225 Mbps
	4x4 MIMO	112 Mbps	225 Mbps	225 Mbps	337 Mbps	450 Mbps

地域BWAの高度化に向けた期待と課題

1 これまでの地域BWA

- 全国の約95%の市町村で地域BWA基地局が開設されていない。
- 地域BWAの無線局免許を受けても、次の理由からサービス開始できていない事業者あり。
 - ① 採算面などの問題により事業目途が立たない。
 - ② 検証・実証用回線又は自社内等での利用にとどまっている。

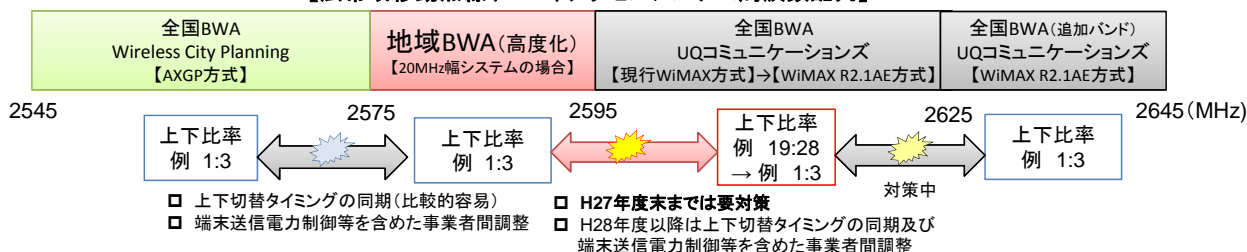
2 地域BWAの高度化に向けた期待と課題

- 地域BWAのシステム高度化 (AXGP方式、WiMAX R2.1AE方式の導入) を契機に、高速化・広帯域化が実現でき、地域BWAの進展に期待が寄せられているところ。
全国BWA事業者が既にAXGP方式・WiMAX R2.1AE方式のサービスを開始。いずれもLTE互換系の方式であり、基地局設備・端末のコストダウン等にも期待。
- 地域BWAにおいて、20MHz幅の高度化システムを導入するためには (全国BWAと地域BWAがガードバンドなしで隣接する場合も含む。)、隣接する全国事業者との同期をとるなどの対策が必要 (上下比率が同じ場合、同期をとることが比較的容易。)

【参考】ビジョン懇におけるUQからの意見

地域バンドでの高度化システム導入 (20MHz幅) は、WiMAX R2.1AEの全国移行期間を考慮して、平成28年度以降としてほしい。

【広帯域移動無線 (BWA) アクセスシステム周波数配列】



- 上下切替タイミングの同期 (比較的容易)
- 端末送信電力制御等を含めた事業者間調整
- H27年度末までは要対策
- H28年度以降は上下切替タイミングの同期及び端末送信電力制御等を含めた事業者間調整

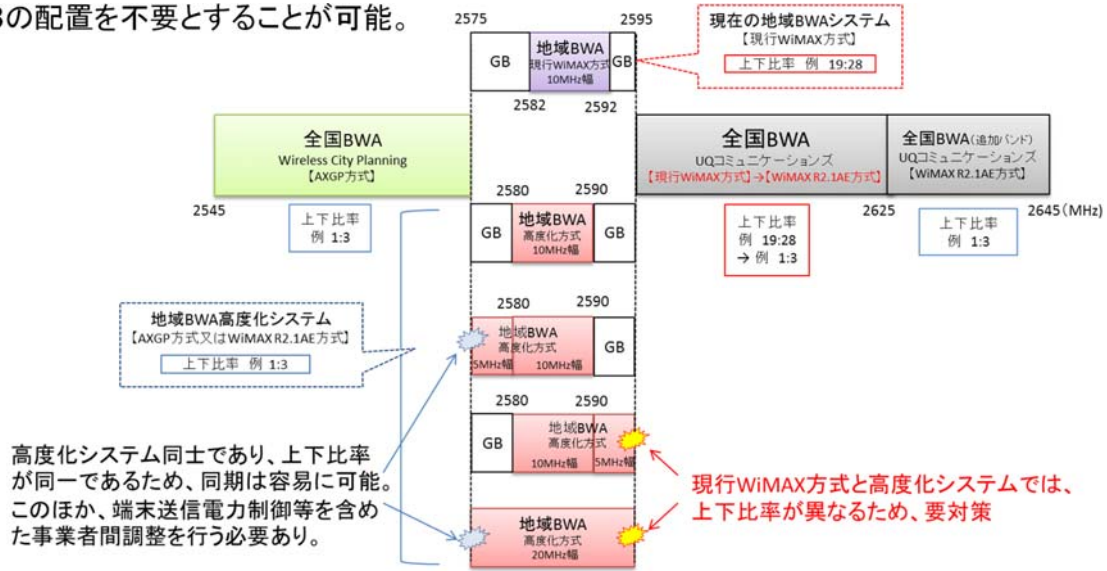
BWAシステムの周波数配列の例

現在の地域BWAの技術方式

- 上下周波数帯に全国BWA事業者バンドとのGB(ガードバンド)を配置した「現行WiMAX方式」のみ。
(主な上下比率は19:28 伝送速度:下り最大20Mビット/秒)

高度化地域BWAの技術方式

- 「AXGP方式」及び「WiMAX R2.1AE方式」を追加。両方式ともLTE技術を融合(主な上下比率は1:3)。
 - AXGP: Advanced eXtended Global Platform の略。次世代PHS技術とLTE技術を融合させたもの(伝送速度:下り最大110Mビット/秒)
 - WiMAX R2.1AE: Worldwide Interoperability for Microwave Access Release 2.1 Additional Elementsの略。既存のWiMAX技術にLTE技術を融合させたもの(伝送速度:下り最大110Mビット/秒)
- 上下周波数帯に全国BWA事業者とのGBを配置する方法のほか、全国BWA事業者との同期(上下フレーム長及び上下切替えのタイミングを合わせる)の確保、端末送信電力制御等を含めた事業者間調整などの対策を講じることにより、GBの配置を不要とすることが可能。



電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめを受けた地域BWAの制度改正

電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ(地域BWAに係る事項の抜粋)

- 地域BWAの「地域の公共の福祉の増進に寄与」という**制度趣旨・意義については維持**
- 制度施行から6年経過する中で多くの市町村で無線局が開設されていない状況から、既存事業者や新規参入希望者の意向を考慮しつつ、次の**周波数有効利用を促進**。

- ① 周波数有効利用を可能とする**WiMAX R2.1AEやAXGP方式を速やかに地域BWAに適用**。
- ② 提供すべき公共サービスに関し**市町村との連携等を要件**として明確化。
- ③ 地域BWAに全国事業者及びその関連事業者がそのまま参入することについては、**公平な競争環境の維持を図るため適切な措置**を講じる。
- ④ ①～③の効果を見極め、地域BWAの新規参入が進まず、またMVNOとしての事業展開の拡大が見込まれる場合には、所要の経過期間を講じた上で、当該期間経過後においてもなお利用されていない地域について現在の割当を見直し、**全国バンド化を検討**すること。

【中間とりまとめ結果を受けた制度改正】 意見募集:平成26年7月26日～8月25日

高度化システムの導入
・電波法関係審査基準の一部変更

平成26年9月10日 電波監理審議会 諮問・同日答申
地域の公共の福祉の増進に寄与する計画を有することの担保
・無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準の一部改正
・周波数割当計画の一部変更

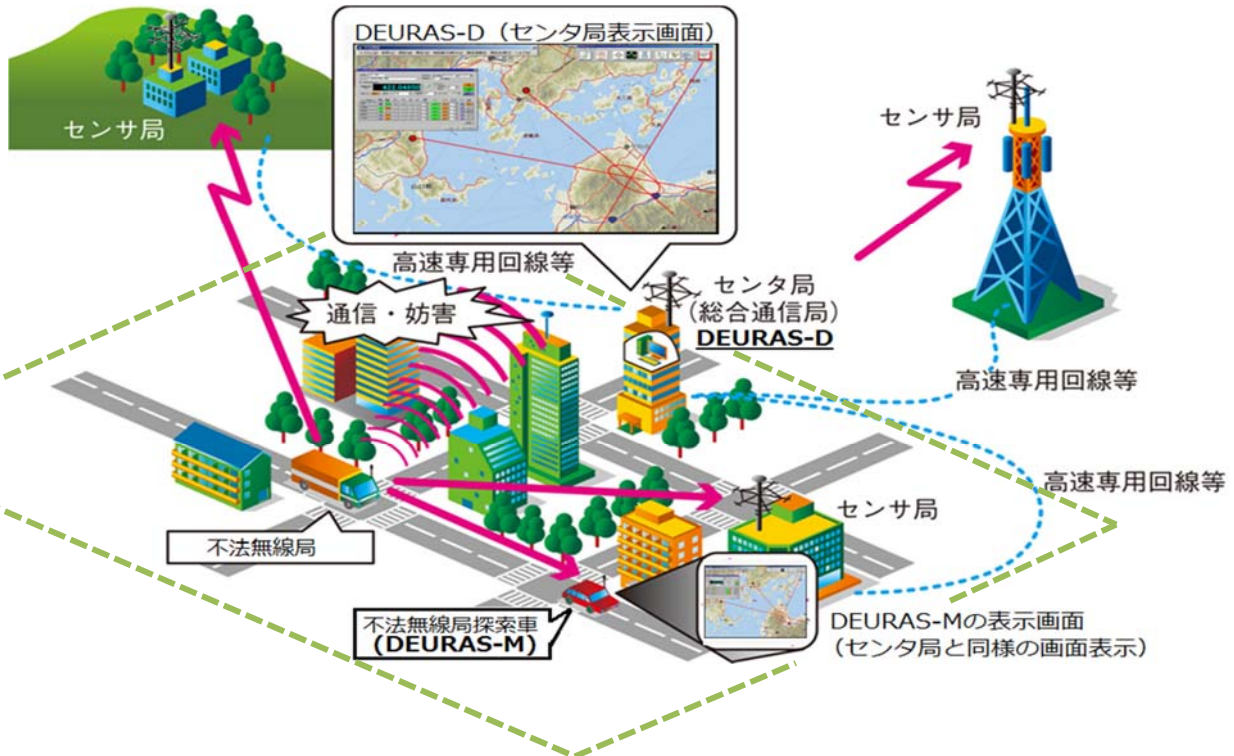
免許主体要件の適正化
・電波法関係審査基準の一部変更
(全国BWA・携帯電話事業者、その関連事業者等を除外)

平成26年10月より施行

①～③の効果を見極め今後検討

電波監視システムの概要

電波監視システム(デューラスシステム(DEURAS)は、DEtect UNlicensed RAdio Stationsの略)は、全国で約370箇所にセンサ局を設置し、各センサ局で測定した電波の到来方向等のデータを総合通信局のセンタ局へ集約し、センサ局ごとの方位線の交差位置で発射原を推定することにより、不法無線局の特定や混信源の排除等における迅速な対応を可能とするシステム。



発射状況調査(補完調査)

背景

- 平成14年の改正電波法(平成14年法律第38号)附則第2項において、施行後10年を経過した場合に、電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされ、電波有効利用の促進に関する検討会(平成24年4月~12月)において検討した結果、周波数再編の移行状況等の補完及び電波の利用状況の見える化に資するため、発射状況調査を活用することとなった。

対象システム

- 平成25年度の発射状況調査では、700/900MHz帯の周波数再編の移行状況及び国民の関心の高い2.4GHz帯無線LANの使用状況を補完するため、以下のシステムについて、各総合通信局及び総合通信事務所(以下「全地方局」という。)において調査を行った。

測定周波数帯	測定対象	測定局	測定周波数帯	測定対象	測定局
773-803MHz	放送番組素材伝送用可搬型無線伝送装置(FPU)、特定ラジオマイク	関東局	950-958MHz	電子タグシステム(RFID)	関東局
900-905MHz	パーソナル、携帯用陸上移動局	全地方局	958-960MHz	放送番組(音声)中継用固定型無線伝送装置(音声STL/TTL)	関東局
905-915MHz	携帯用陸上移動局	全地方局	2400-2500MHz	無線LAN	全地方局
945-955MHz	携帯用基地局	全地方局	-	-	-

記載場所等

- 平成25年度の利用状況調査の参考資料として公表し、2次利用可能な形式(GSV等)により提供している。

補完調査という点、また分かりやすさという点から、「参考1」を新たに設け、発射状況調査を掲載した。

【平成25年度 評価結果公表資料】

- ・第1章 電波の利用状況調査・公表制度の概要
- ・第2章 平成25年度電波の利用状況調査の概要
- ・第3章 各地方局等における周波数区分ごとの評価結果
- ・第4章 各周波数区分ごとの評価結果
- ・第5章 総括
- ・参考1 発射状況調査
- ・参考2 システム概要

無線設備試買テストの概要

- 発射する電波が電波法に定める「著しく微弱」の基準内にあるとして販売されている無線設備を購入し、実際に、その電波の強さが当該基準に適合しているかどうかの測定を行い、その結果、当該基準を超えることが明らかな設備の情報を公表する等の取組
 - ✓ 大型家電量販店、自動車用品量販店、ホームセンター、無線機販売店等の店頭やインターネット上 等、不特定多数の消費者を対象に販売されている無線設備を購入。
 - ✓ 対象設備が発射する電波の強さを、「著しく微弱な電波を発射する無線局の電界強度の測定方法を定める件」(昭和63年郵政省告示第127号)により測定。
 - ✓ 国民への情報提供として、「著しく微弱」の基準を超えることが明らかな無線設備について、当該無線設備の使用に当たっては免許等が必要であることを示すとともに、製造業者、販売業者又は輸入業者の名称、無線設備の型名・名称、用途、設備の写真等の情報をホームページ上で公表。
- これにより、一般消費者が基準に合致しない設備を購入・使用して電波法違反(無線局の不法開設)となることや他の無線局に障害を与えることを未然に防止する。



- 総務省電波利用ホームページ(無線設備試買テストの結果について)
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>

平成25年度無線設備試買テストの実施結果

試買設備:100機種

微弱基準に適合しない設備:84機種

- 平成24年度に実施した販売状況調査に基づき、市場から一般消費者が容易に購入できる無線設備を試買テストの対象として100機種を選定。
- 測定の結果、発射する電波が「著しく微弱」の基準を超えていることが明らかになった84機種について、「電波法に基づく免許等が必要な無線設備」として公表。
 - ✓ 1機種につき2台とも「著しく微弱」の基準を超えることが明らかな設備を「不適合」と判定。
 - ✓ FMTトランスミッタは62機種のうち46機種が不適合。その他の用途の設備はすべての機種が不適合。
 - ✓ うち、32機種については、パッケージ等に「微弱機器」、「電波法準拠」等の記載あり。



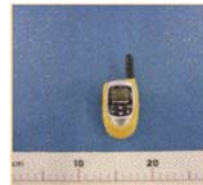
FMTトランスミッタ
(46機種)



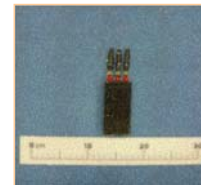
ワイヤレスカメラ
(16機種)



ベビーモニター
(2機種)



トランスミッタ
(3機種)



携帯電話抑止装置
(7機種)



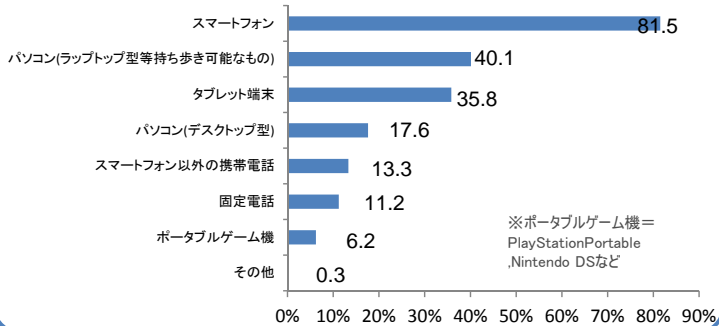
ワイヤレススピーカ
(3機種)



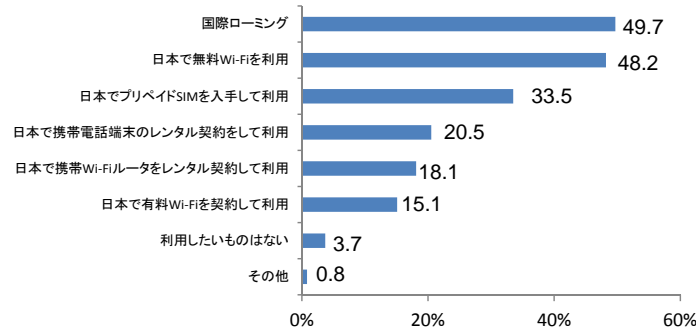
ワイヤレスマイク
(7機種)

訪日外国人のICT利用環境に対するニーズ

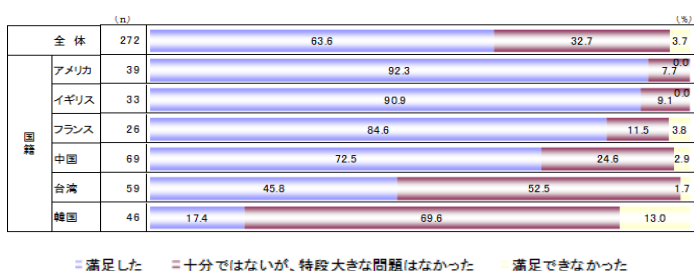
滞在中に使用した端末はスマートフォンが圧倒的だが、パソコン、タブレット、フィーチャーフォン、ポータブルゲーム機も。



日本訪問時に利用したい(利用しなかった)通信手段は、国際ローミング、無料Wi-Fi、プリペイドSIMの順。



ここ半年以内に日本を訪れ、無料公衆Wi-Fiに満足できなかったのは3.7%。



10言語程度の多言語対応により、訪日外国人の90%以上をカバー可能。

国籍・地域 (主な使用言語)	構成比 (%)	国籍・地域 (主な使用言語)	構成比 (%)
韓国(韓国・朝鮮語)	23.7	英国(英語)	1.9
台湾(中国語)	21.3	シンガポール(中国語、英語)	1.8
中国(中国語)	12.7	マレーシア(マレーシア語)	1.7
米国(英語)	7.7	フランス(フランス語)	1.5
香港(中国語)	7.2	カナダ(英語)	1.5
タイ(タイ語)	4.4	インドネシア(インドネシア語)	1.3
豪州(英語)	2.4	ドイツ(ドイツ語)	1.2

出典(1)~(3):矢野経済研究所「平成25年度 国内と諸外国における公衆無線LANの提供状況及び訪日外国人旅行者のICTサービスに関するニーズの調査研究」
(4):(独)国際観光振興機構報道資料

電波の安全性に関する国内の取組の現状

影響が科学的に確認されているもの(熱作用、刺激作用)

○ これまでの研究結果から安全基準(電波防護指針)を定め、それに基づき電波法令により安全性を確保。

電波防護指針(平成2年策定、平成9年、23年改定、※改定審議中(平成26年10月時点))

刺激作用、熱作用を及ぼす電波の強さ

1 刺激作用

電波によって体内に生じた誘導電流等より刺激を感じる(100kHz程度以下)

2 熱作用

人体に吸収された電波のエネルギーが熱となり、全身の又は部分的な体温を上昇させる(100kHz程度以上)

× 十分な安全率

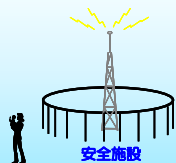
≡ 人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針→電波防護指針

電波法令による規制(平成11年10月、14年6月、平成26年4月)

電波の強度に対する安全施設(基地局、放送局等)

電波の強さが基準値を超える場所に一般の人々が容易に入出入りできないよう、安全施設の設置を義務付け(平成11年10月)。

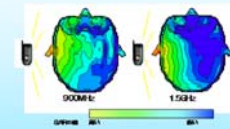
【電波法施行規則第21条の3】



人体に吸収されるエネルギー量の許容値(携帯電話端末等)

人体に吸収される電力の比吸収率(SAR)※の許容値(2W/kg)を強制規格として規定(平成14年6月(頭部)、平成26年4月(頭部以外))。

【無線設備規則第14条の2】



【頭部横断面のSAR分布】

※: Specific Absorption Rate. 生体が電磁界にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量。

影響が科学的に確認されていないが、可能性を指摘する声があるもの(発がん性等)

○ これまでの研究で影響は確認されていないが、引き続き安全性を確保していくため、さらに科学的な検証を積み重ねていくことが必要。

電波の安全性に関する国際的な取組体制

- 電波の安全性の確保については、WHOを軸とした国際的機関による取組体制が構築されている。
- 日本においても、WHO等の国際機関等と連携しながら取組が進められている。

国際的枠組み

WHO

電波の人体への影響について、

- 各国の研究成果を集め、
- リスク評価(どの程度のリスクがあるかの評価)を実施し、
- ファクトシートや、環境保健クライテリア (Environmental Health Criteria, 略称EHC。)として公表。

(※) 電波利用に対応する周波数帯のEHCは、現在WHOで作成作業中 (平成26年10月時点)

推奨

ICNIRP

IEEE/ICES

- 科学的検討に基づき、電波防護のための国際的ガイドラインを作成。

研究結果
の
入力

リスク評価
に関する
情報

同等性を
確保*

日本（総務省）の取組

□ 委託研究の推進

- WHOの設定する研究課題等に基づき、電波の人体への影響について必要な研究(疫学、動物研究、細胞研究等)を大学等に委託。

□ 電波防護指針・電波法令

- ICNIRPガイドラインと同等の電波防護指針を策定。
- 電波法令による法的規制も導入。

□ 国際的な連携

国際会議(GLORE会合等)を開催し、各国の規制・研究の動向について情報交換等を定期的実施。

- *WHO・・・世界保健機関
- *ICNIRP・・・国際非電離放射線防護委員会
- *IEEE/ICES・・・IEEE(米国電気電子学会)／電磁界安全国際委員会
- *GLORE・・・電磁界の健康影響に関する国際コーディネイト会合

※多くの国で国際ガイドラインが採用されているが、一部国では独自基準や独自の追加安全率を採用。




参考資料45

電波関連産業の動向 M2M/IoT

スマートホームのプラットフォームをめぐるグローバル企業の動き

- チップセットメーカ、IT大手を中心にスマートホーム関連のオープンソース標準や、モバイル向けプラットフォームの覇権(デファクト化)争いが激化しており、有力なデバイスメーカ、家電メーカ、住宅設備メーカの取り込みを図っている。
- 一方、国内メーカはメーカを超えて機器の相互接続を実現するオープンなプラットフォームの構築に若干の出遅れ。

主なスマートホーム関連のプラットフォーム・標準団体

名称	中心企業	活動内容	参加企業・組織
Homekit (2014～) 	Apple	最新のiOS8に搭載される家電やホームセキュリティ等の住宅機器の一元管理・操作を可能にするスマートホームのプラットフォーム提供。	iDevices, iHome, Osram Sylvania, Texas Instruments, Cree, Chamberlain, Marvell, Skybell, August, Honeywell, Haier, Schlage, Philips, Kwikset, Broadcom, Netatmo, Withings
Works with Nest (2014～) 	Nest Labs (Google傘下)	サーモスタットや煙探知機と家電、自動車を連携させるためのプラットフォーム提供。	Mercedes-Benz, Whirlpool, Google, Logitech, Jawbone, LIFX, IFTTT, Chamberlain, Dropcam
SmartThings (2013年～) 	Samsung (2014.8にSmart Thingsを買収)	ネット対応家電や住宅機器をモバイルから一括監視、制御するためのスマートホームプラットフォーム提供。	GE, Aeon Labs, Kwikset他
Wink (2013～) 	Quirky (GEが出資)	スマートホーム関連製品をスマートフォンで操作するプラットフォーム提供。	Bali, Dropcam, GE, Honeywell, Kidde, Kwikset, Lutron, Leviton, Schlage, Philips, Quirky, Rachio, TCP他
Allseen Alliance (2013～) 	Qualcomm	Qualcommのスマートホーム向けP2P型のデバイス接続フレームワーク「AllJoyn」をベースとしたオープンソフトウェアフレームワークを開発。	Electrolux, Haier, LG Electronics, Microsoft, Panasonic , Qualcomm, Sharp , Silicon Image, Sony , technicolor, TP-LINK 他約70企業
Open Interconnect Consortium (2014～) 	Intel	IoTを構成するデバイスの相互接続性の要件、技術仕様書、オープンソースコード、認証プログラムの提供。	Atmel, Broadcom, Dell, Intel, Samsung Electronics, Wind River
Thread (2014～) 	ARM	家電製品、モバイル端末によるIoTに利用するメッシュネットワーク技術を利用した新たなネットワーク規格の策定。	ARM, Big Ass Fans, freescale, Nest Labs(Google), Samsung, Silicon Labs, Yale Security

下線:国内企業

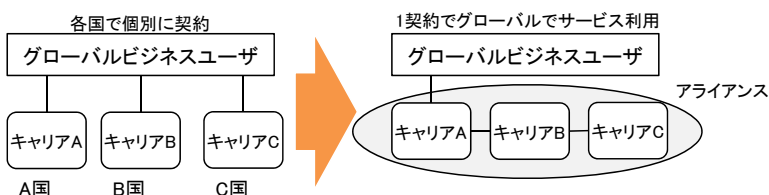
電波関連産業の動向 M2M/IoT

グローバルM2Mサービス提供に向けた通信キャリアの連携

- 各国キャリアはビジネスユーザ向けM2Mにおいて大規模ユーザとなるグローバル企業を獲得するため、**通信事業者間のアライアンスを強化し**、ワンストップでグローバルにサービスを提供できる環境を整備。
- 国内キャリアは各アライアンスの主要メンバとして参加。各国キャリアにとっても日本市場、日本に展開するユーザを獲得する上で国内キャリアとの連携ニーズは高い。

主なキャリアのアライアンスの状況

アライアンス名称	提携キャリア
M2M World Alliance	NTTドコモ, Telefonica (スペイン), KPN (オランダ), VimpelCom (ロシア), Rogers (カナダ), Telstra (オーストラリア), SingTel (シンガポール), Etisalat (UAE)
Global M2M Association	Deutsche Telekom (ドイツ), Orange (フランス), Telecom Italia (イタリア), TeliaSonera (スウェーデン), Bell Mobility (カナダ), Softbank Mobile (日本)
Bridge Alliance	Airtel (インド), AIS (タイ), CSL (香港), CTM (マカオ), Globe (フィリピン), Maxis (マレーシア), Mobifone (ベトナム), Optus (オーストラリア), SingTel (シンガポール), SK Telecom (韓国), STC (サウジアラビア), Taiwan Mobile (台湾), Telkomsel (インドネシア), Softbank Mobile (日本) ほか



通信事業者のメリット

アライアンスによってグローバルにNWインフラを持つ大手キャリア (Vodafone等) に対抗。

ユーザのメリット

グローバル展開するビジネスにおいてもワンストップでM2Mサービスを利用可能。

M2M World Alliance



Bridge Alliance



出所) M2M World Alliance

出所) Bridge Alliance

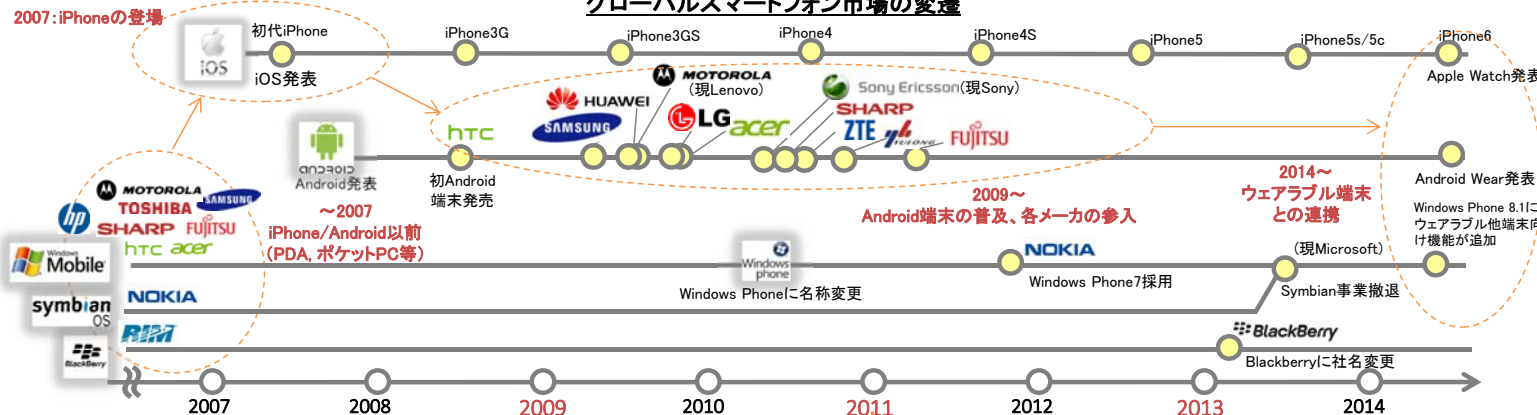
第12回電波政策ビジョン懇談会資料

参考資料46

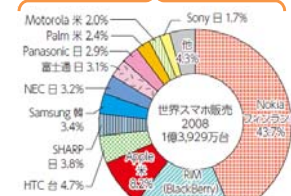
電波関連産業の動向 スマートフォン(全世界)

- 世界のスマホ市場は、米・韓・中メーカがシェアを伸ばし、**国内メーカシェアは2008年32.0%⇒2013年5.4%に低下**。
- iPhone, Android端末の登場により市場が激変。現在は、AndroidがOSのシェアを伸ばす(2013年末時点で78.4%)。今後はスマートフォンとウェアラブル端末の連携が新たなトレンドとなると考えられる。
- グローバル市場で支持される競争力の高い端末開発が必須。個々に高い独自技術を持つ国内メーカが結集して、iPhoneに対抗する新たなスマートフォンの形を検討することも考えられる。

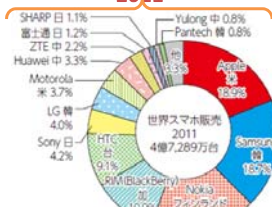
グローバルスマートフォン市場の変遷



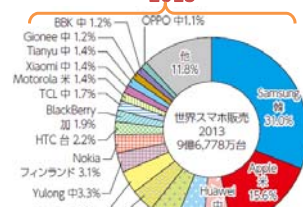
世界スマートフォン販売台数シェアの推移



国内メーカシェア: 32.0%



国内メーカシェア: 18.7%



国内メーカシェア: 5.4%

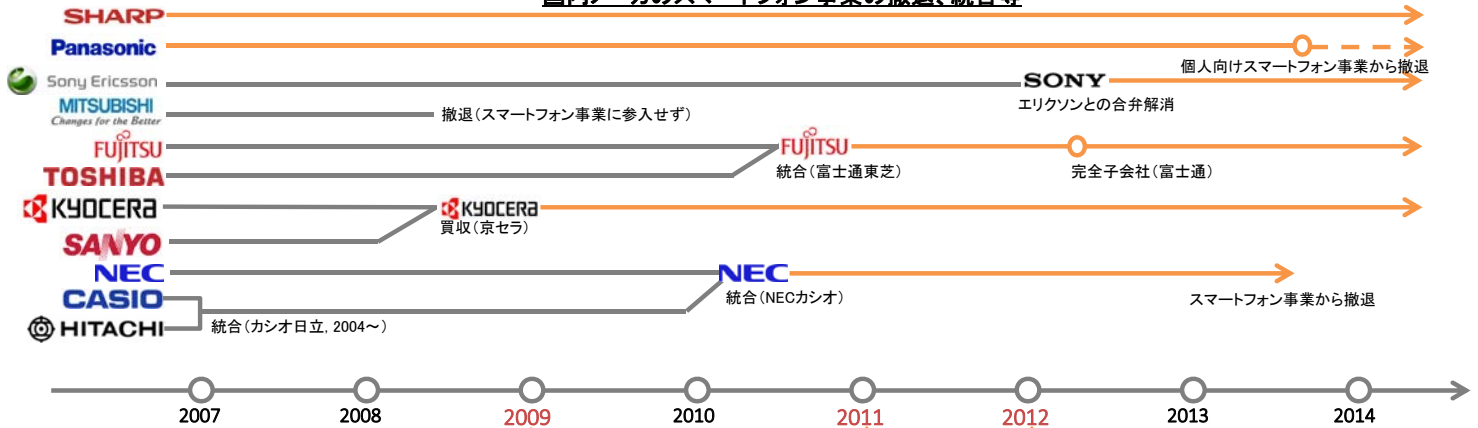
出所) H26年度情報通信白書

第12回電波政策ビジョン懇談会資料

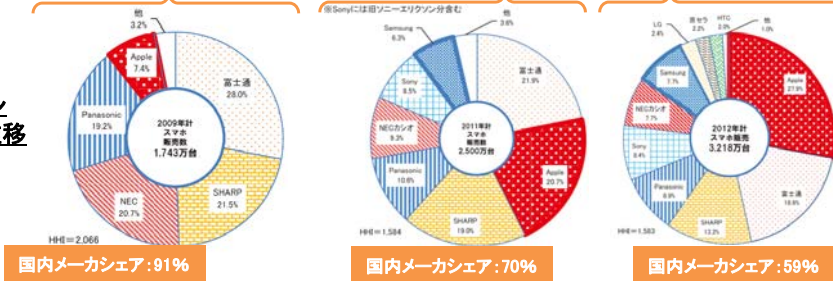
電波関連産業の動向 スマートフォン(国内)

- 国内スマホ市場でも、Appleがシェアを伸ばす一方、国内メーカーシェアは2009年約91%⇒2012年59%に低下。
- 国内メーカーはフィーチャーフォン時代の11社から、携帯電話事業からの撤退、統合を経て4社(個人向け)に集約。
- 個人向けスマートフォンについては、引き続きグローバルメーカーとの厳しい競争が続く。一方で、フィーチャーフォンからの移行で継続的に高い成長率が見込まれる法人向けスマートフォン市場のシェア獲得が重要となる。

国内メーカーのスマートフォン事業の撤退、統合等



国内スマートフォン販売台数シェアの推移



出所) H24年度/H25年度情報通信白書 第12回電波政策ビジョン懇談会資料

電波関連産業の動向 ウェアラブル端末

- MM総研の調査によると、2013年度40万台だった国内のウェアラブル端末市場は、2020年度には600万台超に成長。
- 電子・電機メーカー、通信事業者、医療機器、衣料品、スポーツメーカー等様々な業態がウェアラブル機器を開発。
- 国内メーカーも、カメラ、リストバンド型活動量計、ウェアラブルカメラ、ゲーム端末等の製品を販売。
- 米国のウェアラブル技術の特許出願企業上位5社のシェアは30%程度、革新的な技術の開発競争が続く。
- 韓国政府は2020年までにウェアラブル端末の国内メーカーを100社、韓国企業のシェアを40%とすることを目標。

ウェアラブル端末の例

機能付与型 (装着者の活動、能力を支援)

医療: ムラタシステム「手術準備支援システム」、Taser「AXON Flex」、Raytheon「Aviation Warrior」

防衛: Google「Google Glass」

ゲーム: パナソニック「4Kウェアラブルカメラ」、Sony「Personal 3D Viewer」

カメラ: Apple「Apple Watch」、Sony「Smart Watch2」

スマホ連携: Google「Google Glass」

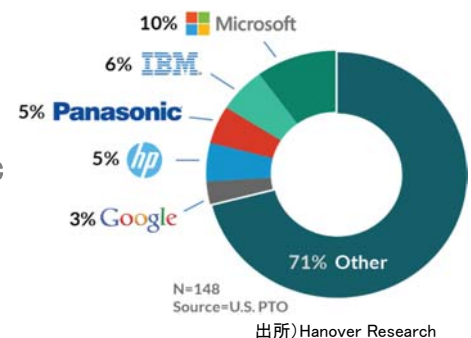
見守り: NTTデータ/日本環境調査研究所「RadiBorg」、日立「ビジネス顕微鏡」

ペットフィット: NTTドコモ「ドコッチ」、CoordSafe「meLink」

ヘルスケア: ドコモヘルスケア「ムーヴバンド」、NIKE「Fuel Band」

従業員行動管理: 放射線量監視

米国におけるウェアラブル技術の特許出願企業の内訳(2003-2013)



モニタリング (装着者の生体・環境・位置データをモニタ)

電波関連産業の動向 医療・ヘルスケア

健康・医療データの活用

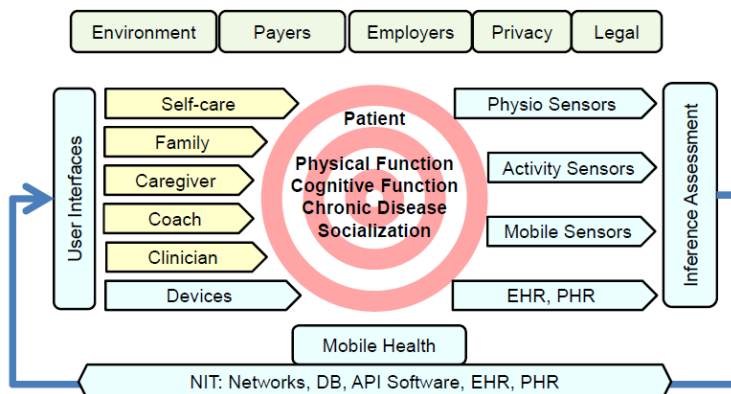
- 国内では「柏の葉スマートヘルス・プロジェクト」実証実験等、ウェアラブル端末による健康データ分析システムが進む。
- 各国ではモバイル・ウェアラブル端末による医療・ヘルスケア情報の一元管理、利用を可能にするmHealth (mobile health)の実現が進められている。PwCの調査は2017年に世界のmHealth市場は230億ドルに成長すると予測。
- 2012年ITUとWHOはmHealth Initiativeを組織し、糖尿病や高血圧症、癌などの非伝染性疾患の予防や治療にモバイル技術を適用する取組みを推進。一方で、発展途上国の医療支援のツールとしても活用が期待されている。
- 米国ではNSF(全米科学財団)とNIH(国立衛生研究所)が共同で、Smart and Connected Healthプログラムを運営、①デジタルヘルス情報インフラ②意思決定を支援する知識データ③個人(患者)の支援④センサ・デバイス・ロボティクスの4分野の研究に対して、15~25件のプロジェクトに総額2,000万ドルの資金提供を開始。

柏の葉スマートヘルス・プロジェクト



出所) 電波政策ビジョン懇談会第10回三井不動産様プレゼン資料

NSF/NIH「Smart and Connected Health」プログラム 患者中心の健康と最適な医療を実現するフレームワークイメージ

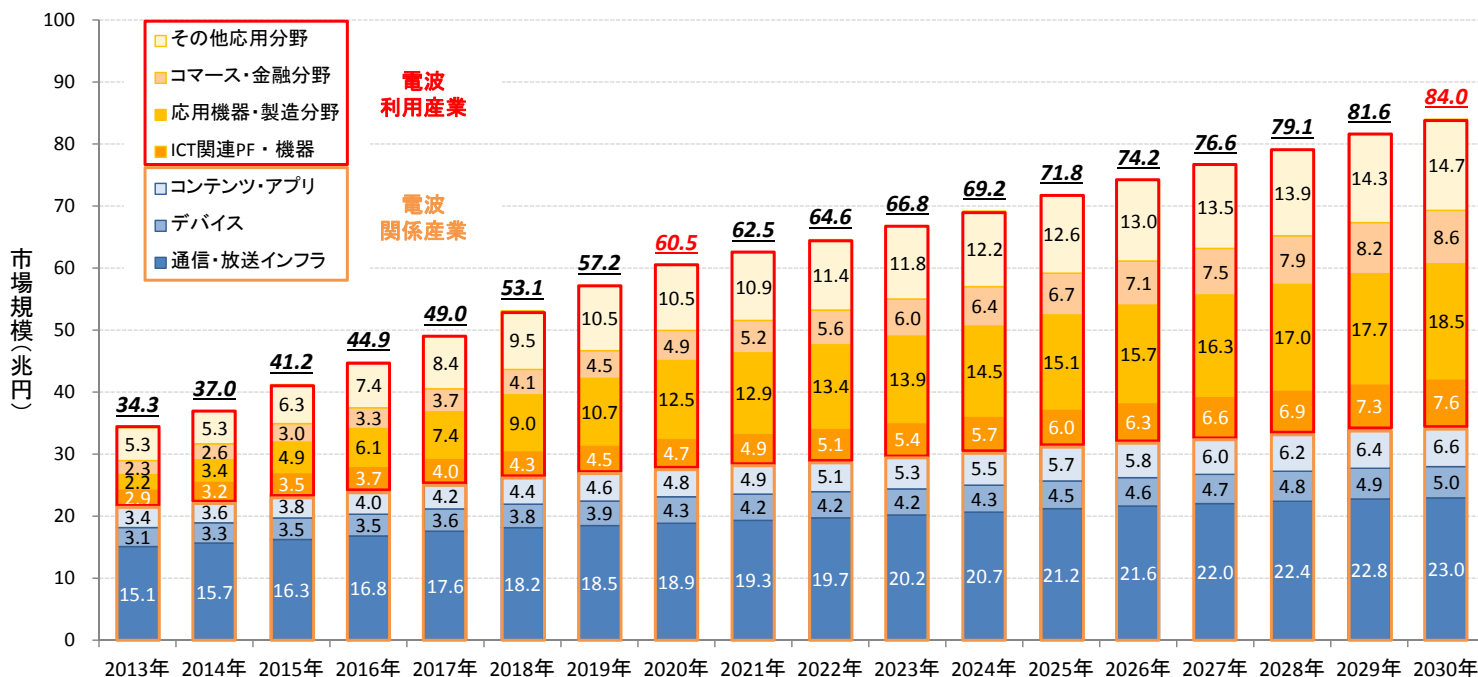


出所) NSF/NIH

第12回電波政策ビジョン懇談会資料

2030年に向けた電波関連市場規模予測

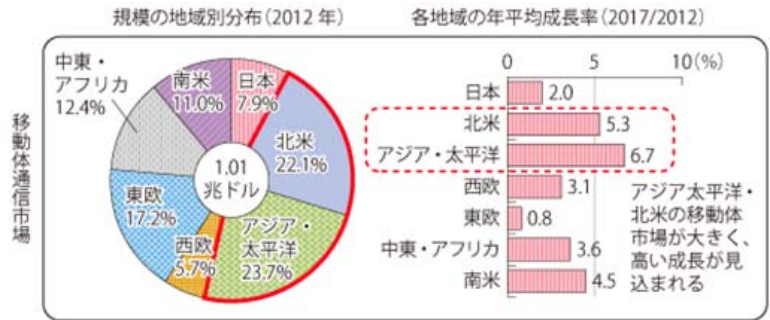
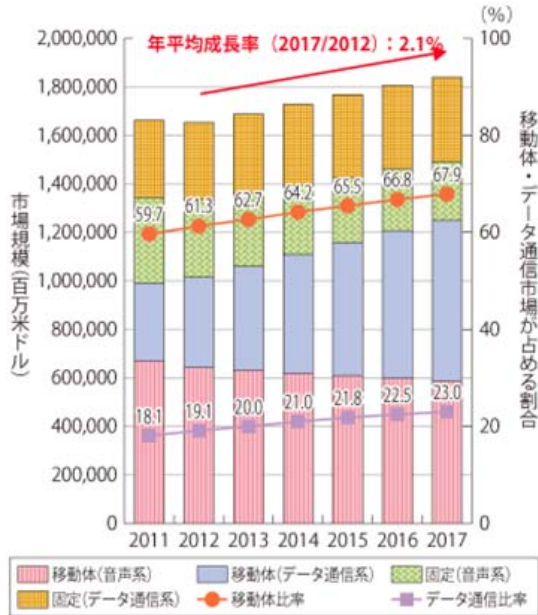
- 電波関連産業は、電波関係産業が堅調に推移・拡大するとともに、電波利用産業が大きく成長すると想定される。
- 全体の市場規模は、**2020年までに60.5兆円、2030年には84.0兆円**に達すると予測する。



三菱総合研究所作成資料

グローバルにおける通信業界の市場規模予測

- グローバルにおける通信市場（移動体通信＋固定通信）の市場規模は、今後2017年までに2.1%で成長すると予想されている。
- 特に移動体通信・データ通信の比率が増加傾向にあり、スマートフォンなどのモバイルデータ通信を主軸としたサービスへの着実なシフトが、グローバル規模で見込まれている。



出典:平成25年版 情報通信白書

電波政策ビジョン懇談会(第13回)議事要旨(案)

1 日時

平成26年11月10日(月)17:00～18:15

2 場所

中央合同庁舎第2号館(総務省) 8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

構成員:

荒川薫(明治大学総合数理学部教授)、大木一夫(一般社団法人情報通信産業協会)、大谷和子(株式会社日本総合研究所)、近藤則子(老テク研究会)、多賀谷一照(獨協大学法学部教授)、中村秀治(株式会社三菱総合研究所情報通信政策研究本部長)、服部武(上智大学理工学部客員教授)、林秀弥(名古屋大学大学院法学研究科教授)、藤原洋(株式会社インターネット総合研究所代表取締役所長)、三友仁志(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)、森川博之(東京大学先端科学技術研究センター教授)、山田澤明(株式会社野村総合研究所)、吉川尚宏(A. T. カーニー株式会社パートナー)、

総務省:

長谷川総務大臣政務官、桜井総務審議官、今林大臣官房総括審議官、吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、高橋総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課長、竹村料金サービス課長、富永電波部長、田原電波政策課長、小川電波政策課企画官、寺沢基幹通信課長、布施田移動通信課長、新井衛星移動通信課長、杉野電波環境課長

4 配布資料

資料13-1 電波政策ビジョン懇談会最終報告書概要(案)【事務局】

資料13-2 電波政策ビジョン懇談会最終報告書(案)【事務局】

資料13-3 今後の進め方(案)【事務局】

参考資料13-1 電波政策ビジョン懇談会(第12回)議事要旨(案)【事務局】

5 議事要旨

(1)開会

(2) 議事

①資料13-2に基づいて、事務局から説明が行われた。

事務局の説明を受けて、構成員からの主な意見は次のとおり。

(近藤構成員)

Wi-Fiについて、使い勝手への配慮に関して記載していただきたい。

(服部座長代理)

5Gに向けて、携帯電話の電波の利用と無線LANの利用が融合していくという世界的な流れがあるが、Wi-FiコーリングやアンライセンスLTEなどが広がっていく中で、無線LANについては、つながりにくさ、混雑という点だけでなく、携帯電話事業者における無線LANの事業としての位置づけや在り方を、制度的な問題も含めて、更に検討していく必要がある。

(山田構成員)

電波政策に係るレビューの実施について、技術革新などの変化を踏まえ、柔軟かつ機動的に電波政策を展開する仕組みを今後も充実させていくことが必要。誰が、いつ、どこで、というレビューの方法など、変化に対応する電波政策を展開・運用していく仕組みを充実する必要がある。

(林構成員)

競争政策との連携に関して、「電気通信事業の健全な発達を確保する上で必要とされる事項を制度的に考慮できる仕組みの導入」とは、具体的にはどのようなものか。競争政策との連携といっても、現行法上は、電波法の体系や、「電波の公平且つ能率的な利用の確保」という電波法1条の法目的の限りにおいての連携であり、電波法と電気通信事業法のそれぞれの体系性の異同を念頭に置きつつ、必要な連携を更に推し進めるという理解で良いのか。

(事務局)

あくまでも電波法の原則の範疇で考慮していくことになる。従来から開設指針の中で評価していた、MVNOなどの電波の能率的な利用を確保するような取組や、様々なサービスを提供することなども項目として考えられる。

(多賀谷座長)

電気通信事業法における競争政策との連携について検討していくことは必要。ただ「制度的に考慮」という言葉の書きぶりについては検討していただきたい。

(大谷構成員)

地域BWAの取扱いについて、地域BWAがこれまで進んでこなかったことの原因は、地域への周知が足りなかった、自治体が認識していなかったということだけでなく、導入においても様々な障害があったということではないか。今後の対応について、現在の措置で十分なのであれば、その旨記載すべきであり、不足する点があれば、言葉を補うのが良いのではないか。

(事務局)

あくまでも、中間とりまとめの際に指摘いただいたことを踏まえた最低限の見直しを行ったものと認識。地域BWA事業への参入が促進されるための取組を充実していくべきとのご指摘が電波監理審議会でもあったことを踏まえ、引き続きどういったことができるのかということを考えている。引き続き取組を進めてまいりたい。

(森川構成員)

起業の際には、事業を形作る人材(ハスラー)が重要。無線についても、技術だけでなく、そのような人材の育成を意識すべき。ただし、ハスラーの育成は困難であり、ハスラーがいなければ、顧客のニーズを考えて技術開発を行える人材の育成が必要。

(大木構成員)

産業的視点から見ると、国内市場だけでなく、国際市場がどう動いていくかも重要。電波関連産業が国際的にも成長分野であり今後大きく重要な産業分野であるということを追加すると良い。

(近藤構成員)

携帯電話事業におけるサービスがさらに向上されることが望ましい。

(吉川構成員)

市場予測について、電波コア産業の部分が2030年で34.5兆円ということは国民1人あたり年間30万円払っているということになる。この数字をどう解釈するのか、予測のポイントを教えてください。

(中村構成員)

ARPUが減少していく一方、M2M等に用いられる回線数が増えることで、日本の総人口以上に総回線数は増えていくという推計がここに反映されている。

(山田構成員)

電波コア産業という言い方は、コアだけが大事という印象を与えかねない。また、グローバル産業を育てる観点は大変重要。単品だけではなくシステムとしての輸出に日本の強みがあるので、是非こういった方向で進めば良いと思っている。しかし、社会基盤となるシステムの輸出は民間だけでバラバラに行っても時間がかかるため、政府が積極的に関与してシステムの輸出を育てるような組織があっても良い。さらに、日本の電波政策そのものを輸出しつつ、相手国にあったシステムを提案していくような体制を担う組織についても検討することが有効。

(三友構成員)

産業を育てるという観点に、政策がどのように関わるのかというところを具体的に、また、戦略的に書いても良いのではないか。

また、「ジャパンブランドを確立していくことも重要である」という表現があるが、具体的に何なのか、中身がよく見えてこない。オリンピックに向けて、何がジャパンブランドとして確立される可能性があるのか明確化が必要。

(荒川構成員)

教育分野について、米国側の記載には明確な数値目標を記載しているが日本側は記載していないので、数値目標があればより訴求的ではないか。

(中村構成員)

コア産業は、「電波を利用したサービスを提供する側の産業群」という形でカテゴリズをしていく。2030年に向けて、仮設的ではあるが、こういう利用にこのシステムが投入されてこれだけの投資が来るのではないかと、という関係性の下に推計をしている。

(藤原構成員)

電波コア産業という名前が気になる。シンプルに言えば、電波のインフラ産業などではないか。

また、ジャパンブランドに関して、最近ではメイドインジャパンの製造業ではなく、第三次産業の輸出にフォーカスされてきていると考えられるため、こういったニュアンスも記載してみてもどうか。

また、人材育成で、テクノロジーのみではなく、ビジネスリーダーの育成が必要だという記述があると良い。

三菱総研のデータで、将来的なインターネットコネクションの急増には、人間ではなくてセンサーや機械による接続の増加が背景にあるということを記載したほうがよい。

(服部座長代理)

電波コア産業というネーミングと位置づけについて、図表と本文の対応について整理が必要ではないか。

「ジャパンブランド」は、これに固執しすぎると、いわゆるガラパゴスと呼ばれて誤解を招く。むしろ産業として、グローバルスタンダードに向けた技術開発・標準化が望まれる方向だと思われる。

(多賀谷座長)

第3章の産業については、表現を検討していただきたい。

(事務局)

本日の指摘を踏まえ、表現を整理させていただく。

(中村構成員)

分類については、ARIBや情報通信産業連関表などから、電波産業に係わる項目を参照している。

また数値については、様々な機関の推計資料を使っており、売上げベースの数字である。

(大谷構成員)

教育分野での制度上の障壁に関して、制度上解決していかなくてはならない課題について言及しておくべきものがあれば、記載してはどうか。

(三友構成員)

教科書は学校教育法により、教科書というのは本でなければならぬと決まっているため、電子教科書は教科書として使えない、などの制度的な問題がある。

(吉川構成員)

官民一体のインフラ輸出については他省庁の取組も参考にしたほうが良い。

また、電波関連の制度のグローバル化がグローバル産業を育てる観点で官民一体輸出よりも重要であるとする。オリンピックによる海外からの来訪者増加対応という表現よりも、電波産業をグローバル化するために制度設計もグローバル化していくというようなニュアンスを入れてはどうか。

(多賀谷座長)

第3章については、アジアをはじめとして、国際的な視点に関して、記載を補う必要がある。

(意見募集にかける報告書(案)については、本日の議論を踏まえ修正することとし、内容については座長一任となった。)

②その他

資料13-3に基づいて、事務局から説明があり、了承された。

(3)閉会

「電波政策ビジョン懇談会 最終報告書(案)」に対して提出された意見と懇談会の考え方(案)
 【意見募集期間：平成26年11月21日(金)～平成26年12月5日(金)】

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方(案)
1	<p>全般</p> <p>総務省はいろいろな機関があるので、総合的に行うことです。特に行政評価等も含めて、エネルギー政策(スマートメーター)等も含めてみるべきです。太陽光発電の認定容量は8月末で6943万kwです。8月末までに運用開始した容量は1259万kwです。一月間に70万kw増えました。これは一年間換算したら840万kwです。まだ増えると思うので、年間に1000万kw程度になると思います。2020年までに8000万kw程度かなあ。これで概ね900億kw時程度発電できます。日本の発電量の概ね1割程度です。2030年頃までに海洋風力と合わせて3割程度かなあ。少なくともエネルギー政策は経産省の思うようになっていないのも事実です。ICTを詰めていくと紙に印刷する時代ではないと思うのです。タブレット型の端末に本や雑誌、新聞等打ち出す体系を作らないとインドにもやられます。また煩雑な電波行政からの脱出も必要です。今の無線局の98%は携帯電話です。携帯電話に優先度を付ければすべては解決します。ふくそう時だけ通信の制限をするが、その他の時間は自由に使わせたらほとんど解決します。それと新しい携帯電話の周波数の作る必要があります。放送は反対にラジオ局がデジタル化もできないほどに疲弊しています。放送は4Kや8K等もあるが、CSでも対応できるがテレビに光回線(ICT)を使うことをお勧めします。これならばいつでも放送に対応できるからです。お年寄りの多くは今のテレビ放送で満足しています。地上波、BS放送、CS放送もあります。多くの人がCATVにも入っています。これ以上のものを求めるでしょうか。最後にいろいろとあったが、これだけ付けて、役所が新しい道を歩むかどうかです。「欲深き人の心と降る雪は積もるほどに道を忘れる」にならないように。正直者には福来たるか。それとも正直者は馬鹿を見るかです。そこに日本の品格があると思うのです。</p> <p style="text-align: right;">【個人③】</p>	<p>エネルギー政策について頂いた御意見は、本意見募集の対象に対する直接の御意見でないため参考として承ります。携帯電話への優先的な周波数割当てに関して頂いた御意見は、今後は携帯電話のみならずM2MやIoTの普及が見込まれているため、かかる予測を考慮した上で割当てが行われることが適当と考えます。テレビ放送に光回線を使用することについて頂いた御意見は、放送は、災害時に迅速かつ確に必要情報を提供し国民の安全安心、生命財産を守るために重要であるのみならず、従来から国民にとって最も身近で必要不可欠な情報入手手段であるという観点から無線による必要があると考えます。</p>
2	<p>第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来 (3) 2020年以降に実現が期待される無線システム ③ 超高精細度テレビジョン放送等の実現</p> <p>テレビ放送を無線で行うことを取りやめて有線化し、周波数の逼迫を解消するとともに、光回線と超高精細度テレビジョンをセットにして強力に普及の促進を図るべきだと思います。その理由は、次のとおりです。現在の我が国においては、必ずしも無線でテレビ放送を行わなくても、光回線等の有線により行うことが十分可能です。そして、現在の一般的なテレビの利用状況からすると、テレビ放送を有線で行ったとしても、無線で行う場合と比べて利便性に差がないと思います。このため、周波数の逼迫を解消するため、テレビ放送を無線で行うことを取りやめ、有線化するべきだと思います。この点、テレビ放送について、災害時に迅速かつ確に必要情報を提供し国民の安全安心、生命財産を守るために重要であるという観点から周波数を引き続き確保する必要があるとも考えられます。しかし、現在一般的なテレビの利用状況からすると、たとえテレビ放送を無線で行っていたとしても、電力線に障害が生じた場合は、どちらにせよテレビは利用できなくなると考えます。そして、災害により光回線に障害が生じる可能性と電力線に障害が生じる可能性は、ほぼ同じだと思います。このため、テレビ放送を無線で行ったとしても、災害時においてその利用可能性が特に高まるとはいえないと思います。思うに、災害時の情報提供手段としては、テレビと異なり、自由に持運びが可能で、かつ、電池等で稼働するラジオの方が優れていると思います。このため、災害時の情報提供手段としては、ラジオ放送のみを無線で行えば足り、テレビ放送についてまで無線でなければならぬという理由はないと思います。私の意見では、我が国の成長のためには、超高精細度化したテレビ放送を無線ではなく光回線で行うこととし、光回線と超高精細度テレビジョンをセットにしてその普及を図った方が効果的だと思います。よって、前記のとおり、テレビ放送を無線で行うことを取りやめて有線化し、周波数の逼迫を解消するとともに、光回線と超高精細度テレビジョンをセットにして強力に普及の促進を図るべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人①】</p>	<p>放送は、災害時に迅速かつ確に必要情報を提供し国民の安全安心、生命財産を守るために重要であるのみならず、従来から国民にとって最も身近で必要不可欠な情報入手手段であるという観点から無線による必要があると考えます。もともと、超高精細度化されたテレビ放送に関しては大容量伝送を可能とする技術的方策等が必要になるため、頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
3	<p>オールジャパンで取り組んでいる8Kスーパーハイビジョンの放送に関連して、番組制作等に必要な素材伝送を可能とする制度整備への取り組みや、周波数有効利用を図る圧縮伝送技術の開発の必要性が明記されており、適切と考えます。さらに、地上波での放送実現も視野に入れた周波数確保や技術開発の支援の取り組みも必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
4	<p>超高精細度テレビジョン放送(UHDTV)の放送及び素材伝送に関する検討状況と課題が適切に記載されていると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
5	<p>本年9月に公表された新たなロードマップでは、4K・8K放送の開始時期が前倒しになり、製造業の活性化やグローバル市場における競争力の強化が図られることが明確になりました。こういった国家成長戦略を実現するために、また同様な国家的取り組みである2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、我が国の放送技術の先進性をアピールし、大会を成功に導くために、放送事業で利用する電波、周波数帯域の確保について検討していくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ朝日】</p>	<p>超高精細度テレビジョン放送のための素材伝送の進展や東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応状況等も踏まえながら、圧縮伝送技術を開発するなど、周波数の有効利用を図ることが必要であると考えます。</p>
6	<p>4K・8K放送については、今年9月に発表された「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合 中間報告」において、「まずは総務省、放送事業者等により技術面等の検討から開始することが適当である。その上で、4K・8Kも含め地上放送の高度化に係る技術的な可能性を検証するために、適切な機会をとらえて、都市部における地上波による伝送実験等を検討することが考えられる。」と整理された。地上放送の高度化実現のために所要の周波数帯を確保し、実験や実用化の筋道がつけられることを希望する。また、4K・8K放送が普及してくると、例えば、地上放送事業者がスポーツ中継などを4Kで制作し、衛星・IPTV系には4Kで、地上放送では2K(HDTV=ハイビジョン)でサイマル放送するなど、衛星・IPTV系には4Kで、地上放送では2K(HDTV=ハイビジョン)でサイマル放送するなどの事象が予測される。このためには4K・8Kの素材伝送ができるFPUなどの広帯域の映像伝送回線の構築が必須と考える。2. 3GHz帯や5. 8GHz帯のFPUや送信所への回線などの放送事業用システム周辺帯域の再利用、ホワイトスペースの有効利用など、関連する事項にあっては、これらの点を勘案して、将来必要となる周波数帯域を確保することが必須と考える。</p> <p style="text-align: right;">【(株)毎日放送】</p>	<p>既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障がない範囲において周波数共用等を推進していくことが求められると考えます。</p>

7	<p>衛星基幹放送における超高精細度テレビジョン放送(UHDTV)の早期実現に向けては「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合 中間報告」において進捗が報告されたところではございますが、2020年に向けた実用放送の実現については、課題及び可能性の列挙にとどまっておりますが、具体的な姿が見えないままとなっております。周波数資源に限られる中で、将来の衛星放送の発展を進めるために、新たな周波数資源を必要としない左旋円偏波の活用を進めることは、電波政策ビジョンの観点からも重要な取組み課題で有る旨、報告書に盛り込んで頂くことを希望致します。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>ご指摘の左旋円偏波の活用は、「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」において、引き続き検討されるものと承知しております。</p>
<p>第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来 (3) 2020年以降に実現が期待される無線システム (4) 安心安全の確保のためのネットワークの多様化・多層化</p>		
8	<p>LTEを活用したPublic Safetyの導入は、国民の安心・安全を向上させるために、大いに推進すべきであると考えます。しかしながら、現行の「公共ブロードバンド移動通信システム」の周波数帯にLTE方式を導入するにしても、この周波数帯は3GPPで定義された周波数帯ではなく、LTEのエコシステムへのメリットが得られにくいと考えます。そうであるならば、例えば、3GPP Band 39 (1.9GHz)に対応した周波数を使用しているPHSを更に高度化してTD-LTE方式を導入するのも、有効な手段の一つではないかと考えます。特に、PHSが使用している周波数帯は、PHSという「システム」に割り当てられた帯域であり、PHSにTD-LTE方式を導入してPublic Safety「システム」に活用することは、日本国産の技術であるPHSを、災害が多いという日本固有の状況を考慮しつつ、国民に有益なシステムに変革し、かつ、周波数の有効利用にも繋がるのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人②】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、PHSが使用している周波数の利用については、国際的動向及び国内の電波の利用状況を踏まえつつ検討を推進していく必要があると考えます。</p>
9	<p>国民の安心安全、生命財産を守る放送メディアの重要性と、放送業務に必要な周波数を引き続き確保する必要性について明記されており、適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
10	<p>希少資源である電波の利用に求められる公共性や社会的責任の重要性に基づき、基幹放送が担っている役割を適切に認識したものであり、将来にわたる基本的な電波政策として継承されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
11	<p>非常災害時に国民の安心安全、生命財産を守るため、放送による情報伝達が有用である旨、さらに放送業務に必要な周波数を引き続き確保する必要がある旨が記載されたことを評価いたします。</p> <p>なお、民放連が2回のヒアリングで述べたとおり、公共性の高いサービスである「放送」を行うためには、「放送事業用無線システム」の周波数確保が必要となります。この「放送事業用無線システム」には脚注25にある放送番組の中継用途であるマイクロ固定回線(STL、TTL)の他に、放送番組素材の中継用途である回線(FPU、TSL)や連絡無線もあり、いずれも放送業務を遂行する上で必要な周波数であるため、FPU、TSL及び連絡無線についても同様に追記願います。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>前段で頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。後段で頂いた御意見については、脚注25の「テレビジョン放送用のマイクロ固定回線(STL、TTL)」を次のとおり修正いたします。 「テレビジョン放送の放送番組中継用固定回線(STL、TTL)及び番組素材中継用回線(TSL、FPU)」</p>
12	<p>非常災害時等における情報ライフラインとしての「放送局」および「放送事業用無線局」の周波数確保の重要性について言及した当記述に対して賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)フジテレビジョン】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
13	<p>地上テレビジョン放送・ラジオ放送・衛星放送を通じた災害情報伝達の有用性が強調され、そのための周波数を確保する必要がある旨記載されたことは、極めて適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
14	<p>昨今、様々な大規模自然災害が多発しており、災害対策用公共システムの重要性が益々高まってきました。一方で、災害対策用公共システムは、その性質上、常時利用されるわけではないため、電波の有効利用の観点からは課題が残ると考えられます。これを解決するため、今後、災害対策用公共システムが、平時から様々な目的において利活用されるよう検討が進められることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)NTTドコモ】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
15	<p>放送の役割について理解された、至極妥当な見解であり、最終報告書(案)に記載されたことを高く評価する。この見解に基づいて、「放送局」および「放送事業用無線局」の周波数確保が担保されることを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【(株)毎日放送】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
16	<p>東日本大震災直後の情報流通において、衛星通信システムは多方面で活用され、震災後は、災害発生時に向けたBCP手段として、衛星通信システムを拡充又は新たに整備する官公庁、公共団体、公共事業体が多数となっております。このため、原案の通り多様な通信手段の確保においては、既に実現されているBCP手段の高度化をも含めた多層構造の実現が必要なことから、その主旨も明確にされることを望みます。</p> <p>【改訂例】 具体的には、災害時の多様な通信手段の確保に資する取組の一つとして、現在活用されている衛星通信システム等の通信手段の更なる多層化とともに、災害発生時における被害状況の把握や分析、住民への災害情報の伝達等のために不可欠な、G空間情報を利用した準天頂衛星等による世界最先端の防災システムを構築することが重要である。このため(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>衛星通信や業務用無線などネットワークの多様化・多層化を行い、災害時にも途絶しない無線通信を確保する重要性について明記されております。また、平時から様々な目的にも利用できる観点から、ネットワーク整備を行うことも明記されておりますので、原案のままと致します。</p>
17	<p>地上テレビジョン放送は基幹メディアとして良質な番組を提供するだけではなく、非常災害時における重要情報を提供するライフラインの役割も担っており、国民・視聴者の安心安全、生命財産の保護に大きく寄与しています。その役割を維持するには、非常災害時の被災確率を下げ、迅速な復旧を目指す為に、有線ではなく、無線(電波)での回線構築が必要不可欠です。あらためて放送の重要性と必要周波数の確保についての言及は適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ東京】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
18	<p>災害の多い我が国において、ICTを活用した地域住民の人命・生活の確保は必須であり、電波が逼迫している中で利用化が進んでいない地域BWAの有効活用、公共ブロードバンド移動通信システムの利用拡大 等に対する具体的な取組のスケジューリングと実行をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、最終報告書を踏まえ、今後、官民が連携して具体的な取組が推進されることが期待されます。</p>
19	<p>上記原案部分を、 「この際、災害時における防災目的だけでなく、平時から様々な目的にも利用できるようにすることにより普及を後押しすることを検討すべきである。そのためには国際的な3GPPバンドの利用の可能性も含めて検討すべきである。」 とすることを提案いたします。 (理由) 国内外のLTE機器メーカーは周波数帯域を含めて3GPP標準に準拠して機器を製造します。現在、3GPPバンドはFDD/TDDとも多様なバンドを定義しており、これらのバンド利用の可能性についてもアナログTV跡地と並行して検討をし、普及を目指すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モトローラ・ソリューションズ(株)】</p>	<p>LTEを活用したシステムの導入については、国際的動向及び国内の電波の利用状況を踏まえつつ検討を推進していく必要があると考えます。</p>
20	<p>「米国ではFirstNetにおいて、このLTE技術の導入が進んでおり27、韓国は2017年(平成29年)までに全国網を構築することを決定している。」 に修正する。 (理由)最近の韓国の決定を反映する。その他に情報追記。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑦(14者連名)】</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、脚注27に以下の一文を追記致します。 「韓国では、2017年(平成29年)までにLTE技術を用いてPublic Safety向けの全国網を構築することを決定した。」</p>
21	<p>「例えば、現行の「公共ブロードバンド移動通信システム」の利用が開始されたところであるが、LTE方式の導入による共同利用型の全国を広く面積カバーする防災無線ネットワークの構築を推進することにより、(以下省略)」 (理由)VHF帯の周波数特性を生かし、現在の携帯電話網では実現できない全国を広く面積カバーするセーフティ・ネットを整備すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑦(14者連名)】</p>	<p>最終報告書を踏まえ、今後、官民が連携して具体的な取組を推進する中で検討されることが期待されます。</p>

<p>第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来 (3) 2020年以降に実現が期待される無線システム (5) ワイヤレス電力伝送など通信以外の電波利用の進展</p>		
<p>22</p>	<p>ワイヤレス電力伝送の実用化に向けて、様々な取組が行われていますが、同一帯域や隣接帯域で運用している既存の無線システムへ有害な干渉を与えないよう、適切な技術基準の策定を行うだけではなく、運用において混信防止が担保されるような具体的な取組を進めることが必要不可欠と考えます。 また、今後、ISM周波数帯の新たな分配に向けた検討を行う際には、事前に既存無線システムとの十分な共用検討を実施して頂くことを希望します。 【(株)NTTドコモ】</p>	<p>前段で頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 後段で頂いた御意見は、国際的な動向を踏まえつつ、既存無線システムとの共存が十分に達成されるように、技術基準等の検討が行われることが必要であると考えます。</p>
<p>23</p>	<p>自動車用ワイヤレス電力伝送システムについて、既に行政において実用化に向けた環境整備を進めて頂いておりますが、世界中で使用される自動車向けシステムの実用化、普及に向けた国際標準化は大変重要であり、今後の高度な技術開発に向けた産学官連携はもとより、更なる国際連携のもとでの制度化、研究開発を進める必要があると考えますので、総務省殿をはじめとする関係行政の積極的な推進をお願い致します。 【トヨタ自動車(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>第1章 新しい電波利用の姿 3 2020年以降の主要な移動通信システム (3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて</p>		
<p>24</p>	<p>以前に比べて、非常に情報量が増えて、これはなかなか良くなったと思うのです。2020年の東京オリンピックに向けて、5Gを本気でやる気があるという感じ。24Pの図表1-3-5にあるように、EUや日本だけでなく、中国や韓国が入っていることに注意して欲しいのです。 取り組みも日本より少し早いという現実を相応に受け止めるべきだと思うのです。それと4Gや5Gになると社会システム自体が大きく変わり、雇用や教育、政治環境等の大きな変化が見られることを考えて置く必要があると思うのです。 この点は別途考える必要があると思うのです。 私は英語が全くわからないが、グーグル翻訳を使えば外国人とも意思疎通ができるようです。今年の正月からグーグル翻訳を使っています。Facebookで使いスリランカの人に中古の農機具会社を紹介したのがうまくいきました。 今はインドやフィリピンのお友達もいます。 これは教育という社会の変化で何を教えるかという問題です。英語教育が不要とは言わないが、あまり得意でない人に無理に英語を強いるかどうかの問題です。 教育にあてられる時間は限られています。個々の人の得意・不得意もあるので。 この教育に関わる人(大学の教授)が委員の中になりに占められているので少し考えていただければと思うのです。私は全く英語が分からなかったで、大学教育を受けられなかったのです。 それでも国家公務員採用試験1種試験を合格する人間です。参考のためにここ2週間ほど書いたパブリックコメントを添付します。総務省だけでなく、内閣府にもパブリックコメントを上げています。 雇用や政治環境等の変化の内容はそこの中にあります。 私はアスペルガー症候群です。それに気がつかず、それが役所にも私本人にも多くの不幸を生みました。私は1991年に新しい無線通信方式を考えられる人間です。 【個人③】</p>	<p>5Gの研究開発、標準化及び導入については、国際的な動向も踏まえつつ検討を推進していく必要があると考えます。</p>
<p>第1章 新しい電波利用の姿 3 2020年以降の主要な移動通信システム (3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて (4) 安心安全の確保のためのネットワークの多様化・多層化</p>		
<p>25</p>	<p>3GHz以下の周波数帯は、既に様々な無線システムにより極めて稠密に利用されており、連続した広帯域を新たに確保することは困難であるため、高い周波数帯であるミリ波帯を5Gに導入し、利用が推進されることに賛成します。5Gを実現するためには、産学官が連携し、強力に推進していく必要があると考えます。また、それに合わせて、移動通信に割当てられた周波数帯の更なる効率的な活用技術を我が国が主導的に進めていくことで、関連産業の発展に繋がると考えます。 【KDDI(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>第1章 新しい電波利用の姿 3 2020年以降の主要な移動通信システム (4) 無線LAN利用の増加への対応 (2) 無線LANへのオフロードの増加～有線・無線の連携</p>		
<p>26</p>	<p>無線LANへのオフロード周波数として、TVホワイトスペースの利用や5GHz帯の既存無線システムとの共用の可能性を検討する際には、視聴者への影響が無いように地上デジタルテレビジョン放送ネットワークの保護をしっかりと保障し、既存無線システムについても適切に保護することが必要と考えます。 【日本放送協会】</p>	<p>我が国でTVホワイトスペースは、エリア放送や特定ラジオマイク等に既に活用されています。今後も、地上デジタルテレビジョン放送の保護を前提としつつ、TVホワイトスペースの活用についての検討を行うことが望ましいと考えます。</p>
<p>27</p>	<p>免許不要局の無線LANは設置が簡便なため急速に増えているが、オフロード先としてTVホワイトスペースの利用可能性を検討する際には、エリア放送や特定ラジオマイクなどの既存業務がきちんと保護されるか、無線LAN設置や使用実態の情報を行政や放送事業者が把握して混信等の課題に事前・事後に的確な対応を行える管理運用体制の整備が可能かなど、視聴者保護最優先を踏まえた十分な検討が必要と考えます。 【讀賣テレビ放送(株)】</p>	<p>我が国でTVホワイトスペースは、エリア放送や特定ラジオマイク等に既に活用されています。今後も、地上デジタルテレビジョン放送の保護を前提としつつ、TVホワイトスペースの活用についての検討を行うことが望ましいと考えます。</p>
<p>28</p>	<p>地デジで使用しているTVホワイトスペース帯の無線LANシステムの導入の可能性の検討については、諸外国と比較して日本は周波数を稠密に使用しており、また米国と比較しても地上波の電波受信の比率が格段に高い現状があります。従って、他国の状況を踏まえる際にはこの現状を十分に認識した上で、既存業務である地デジの保護を第一優先として慎重に検討することを強く求めます。 またUHF帯をライセンスバンドとして地デジおよびラジオマイクを使用している放送局の立場において、無線局の保護と電波監理の観点から、TVホワイトスペース利用のようにライセンスバンドにアンライセンス利用が混在するときは、ライセンスバンドに影響を与えないことが必須であり、検討の際はこの側面にも考慮することを要望します。 【日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>我が国でTVホワイトスペースは、エリア放送や特定ラジオマイク等に既に活用されています。今後も、地上デジタルテレビジョン放送の保護を前提としつつ、TVホワイトスペースの活用についての検討を行うことが望ましいと考えます。</p>
<p>29</p>	<p>5GHz帯無線LANの周波数に関しては、スマートフォンを含む多くの機器で既にサポートされており今後利用がさらに進むことが考えられます。今後の世界的動向を踏まえて、できる限り連続した帯域を無線LAN向けの周波数として割り当てていく検討を推進することが重要と考えます。 米国においては5.9GHz帯DSRCとの共用が検討中であり、日本においても5.8GHz帯での共用可能性の検証は重要と考えられます。 【ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>30</p>	<p>5.8GHz帯は、現在、我が国の道路交通社会に広く浸透しているETC、ITSスポットにおいて利用されており、一層の普及や高度化利用の検討が進んでおります。従いまして、無線LANの急速な普及に伴う5GHz帯無線LAN用周波数の拡張についての検討は、国民の安心・安全に深く寄与する既存の社会システムの成立性や共用の可能性等について十分な議論を行い、進めて頂きたいと考えます。 【トヨタ自動車(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>第1章 新しい電波利用の姿 3 2020年以降の主要な移動通信システム (5) 次世代ITSの実現に向けた電波利用の推進</p>		
<p>31</p>	<p>次世代ITSの実現に向けた電波利用の推進に関して、自工会としても本報告書の趣旨に賛同する。通信を利用した高度運転支援システム・自動走行システムについては、世界に先駆けて具体化できるよう検討を進めて行きたいと考える。 【(一社)日本自動車工業会】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

32	<p>見通しの悪い交差点での出会い頭の衝突事故や、大型車の陰からの対向直進車との右折時の衝突事故等の防止に有効であるとしてITS専用に割り当てられた760MHz帯を利用したシステムの早期実用化に向け、2014年度総務省予算(2.1億円)、内閣府SIP予算による取組みを含め産学官連携を進めているところであるが、安全で快適な道路交通社会の早期実現に向け、相互接続性やセキュリティ確保のための技術的検討や運用体制の構築を更に加速する必要があると考えます。</p> <p>将来のより高度な運転支援システムの実現に向けても、世界に先駆けた社会システムとしての電波を活用した次世代ITSの普及を目指し、国際協調を図りつつ、関係者と連携しながら積極的に推進してまいります。関係行政の取組みの一層の加速を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【トヨタ自動車(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>第1章 新しい電波利用の姿 3 2020年以降の主要な移動通信システム (5) 次世代ITSの実現に向けた電波利用の推進 ④ 国際調和と国際展開</p>		
33	<p>欧米で検討されている5.9GHz帯域は、国内においては脚注74に記載されている放送事業用無線システムであるFPUに加え、TTLやSTLといった固定回線などでも使用しているため、これについても追記願います。また検討の際は単純な国際調和としての標準化を図るのではなく、既存の無線局への影響を十分配慮した上での周波数割り当てを実施すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>前段で頂いた御意見を踏まえ、脚注74の「(FPU)」の後に以下の文言を追記します。 「及び固定回線(TTL及びSTL)等」 後段で頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
34	<p>700MHz帯は移動通信にとって重要な周波数であり、この帯域をITSに指定している国は日本以外にないと認識しております。特に700MHz帯は国際標準バンド(3GPP Band28)に指定され、今秋発売されたiPhone6等にも導入されており、今後の需要が見込まれています。このように移動通信用途の需要及び国際標準バンドに指定されていることを考慮し、ITSの利用帯域は日本固有の帯域である760MHz帯を廃止し国際標準バンドである5.8GHz帯のみの指定とすべきであると考えます。また、車の情報化及びITSでの利用は国際的に移動通信と密接な関係になってきており、第5世代移動通信においてもこの利用が促進されることを考えるとITS専用の周波数を割り当てることはその必要性が低くなっていると考えます。従って、ITSの利用帯域は、日本の国際競争力を高めるために、世界の動向を踏まえ、国際協調するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル(株)他二社】</p>	<p>760MHz帯を活用した次世代ITS(協調型ITS)については、近い将来の実用化に向けた動きが具体化しているところであり、また、将来的に高度な次世代ITSを実現するために、760MHz帯を含めた周波数の有効利用が必要であると考えます。さらに、安全運転支援や自動走行システムを実現するためには、その安全性・信頼性を確保するため専用周波数帯を用いることが有用であると考えます。</p>
35	<p>700MHz帯は移動通信にとって重要な周波数であり、この帯域をITSに指定している国は日本以外にないと認識しております。特に700MHz帯は国際標準バンド(3GPP Band28)に指定され、今秋発売されたiPhone6等にも導入されており、今後の需要が見込まれています。このように移動通信用途の需要及び国際標準バンドに指定されていることを考慮し、ITSの利用帯域は日本固有の帯域である760MHz帯を廃止し国際標準バンドである5.8GHz帯のみの指定とすべきであると考えます。また、車の情報化及びITSでの利用は国際的に移動通信と密接な関係になってきており、第5世代移動通信においてもこの利用が促進されることを考えるとITS専用の周波数を割り当てることはその必要性が低くなっていると考えます。従って、ITSの利用帯域は、日本の国際競争力を高めるために、世界の動向を踏まえ、国際協調するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning(株)】</p>	<p>760MHz帯を活用した次世代ITS(協調型ITS)については、近い将来の実用化に向けた動きが具体化しているところであり、また、将来的に高度な次世代ITSを実現するために、760MHz帯を含めた周波数の有効利用が必要であると考えます。さらに、安全運転支援や自動走行システムを実現するためには、その安全性・信頼性を確保するため専用周波数帯を用いることが有用であると考えます。</p>
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標</p>		
36	<p>第(2)項や第(4)項では「ワイヤレスブロードバンド」や「移動通信」の周波数確保やトラフィック予測が記載されていますが、それらに挟まれた第(3)項では特に「M2M, IoT」に関する記述や利用可能な周波数帯が図表2-1-3によって紹介されています。この「M2M, IoT」「移動通信」という連続したふたつの紹介内容の位置付けや関係が、より明確に示されることが望ましいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	<p>(2)では2010年(平成22年)に発表された「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」を中心に現状を説明しています。(3)で2020年に向けて将来の移動通信のデータトラフィック量の増加に対応したネットワークの在り方を記載するとともに、移動通信システム、無線LAN、RFID等様々なシステムの周波数帯を利用可能であるM2MやIoT分野における、新しい電波利用の形態の展開を踏まえた検討の必要性を記載しています。その上で、(4)において、まずは従前から対応を求められていた移動通信システム及び無線LANに係る具体的な対応策について記載したものであり、これらの位置付けは十分に明確であると考えられるため、原案のままと致します。</p>
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標 (1) 電波の稀少性・重要性を踏まえた政策形成の重要性 ① 電波利用に係る政策検討</p>		
37	<p>経済的価値に偏らない電波政策の基本的な在り方を示したもので適切と考えます。従って、②周波数の経済的価値を考慮した周波数の割当て・移行・利用に関して列記されている電波利用料の算出、終了促進措置、比較審査方式による周波数割当てに関する今後の検討や具体的方策についても、このような基本的な理念が保たれることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
38	<p>我が国において、「電波法第一条：(目的)この法律は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」に基づき、民間事業者の公平かつ能率的な利用による競争によって達成していくためには、第5世代移動通信システム(5G)時代・IoT時代に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催前までに、移動体通信各社(MNO)である「免許人のネットワーク部門を法的分離によってアンバンドル化する事」を完了し、MNOとMVNOが同じ条件でサービス競争を行う改革が必要とされる、と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑥】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
39	<p>報告書案の内容はまことに妥当と考えます。是非、現在の周波数見直しの制度に加えて、長期的検討を行う仕組みを検討していただければと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑦(14者連名)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標 (1) 電波の稀少性・重要性を踏まえた政策形成の重要性 (2) 周波数の経済的価値を考慮した周波数の割当て・移行・利用</p>		
40	<p>周波数オークション等に関しては、落札額の高騰や周波数返上による放送サービスの低下など多くの問題が指摘されており、新たな制度の導入には慎重な議論が必要であり、かつ、放送局および放送事業用無線局はオークションの対象にすべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>最終報告書(案)は、海外動向を把握する一環として、米国におけるインセンティブ・オークションについて、本懇談会における議論等を踏まえ、事実関係を記載したものです。</p>
41	<p>・民放連は第11回懇談会で実施されたヒアリングにおいて、「放送が担う公共的役割を実現するために国が置局政策を定めており、放送番組を安定的に国民視聴者に送り届ける責務に鑑み、①『放送局』および『放送事業用無線局』はオークションの対象にすべきでない、②日本においてインセンティブ・オークションは現実的でないとする意見を述べ、その趣旨を詳しく説明しました。最終報告書(案)で示された「周波数の経済的価値を考慮した周波数の割当て・移行・利用」に関する記載内容は、前述の民放連意見と齟齬はないものと考えます。 ・「放送局」および「放送事業用無線局」の周波数確保の重要性について最終報告書(案)は「地上テレビジョン放送、ラジオ放送、衛星放送などを通じた災害情報等の伝達は有用であり、非常時等を含め放送としての使命が達成されることが重要である。災害時に迅速かつ的確に必要な情報を提供し国民の安全安心、生命財産を守るための放送が継続できるように機能強化を図っている放送メディアの重要性に鑑み、放送業務に必要な周波数を引き続き確保する必要がある」と述べており、これは至当な見解であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】</p>	<p>1文目で頂いた御意見について、最終報告書(案)は、海外動向を把握する一環として、米国におけるインセンティブ・オークションについて、本懇談会における議論等を踏まえ、事実関係を記載したものです。 2文目で頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

42	第1章2項③の④「安心安全の確保のためのネットワークの多様化・多層化」に対する弊社の意見にある、「放送局」および「放送事業用無線局」の周波数確保の重要性から、「放送局」および「放送事業用無線局」はオークション(インセンティブ・オークション)の対象にすべきではないと考えます。 【(株)フジテレビジョン】	最終報告書(案)は、海外動向を把握する一環として、米国におけるインセンティブ・オークションについて、本懇談会における議論等を踏まえ、事実関係を記載したものです。
43	放送は、非常災害時などに国民に迅速かつ確実に情報伝達を行う手段として、極めて重要なライフラインとなっております。近年発生した大地震、台風、水害や火山の噴火といった大災害時の状況を鑑みても、その公共的役割を担う重要性が増しており、「放送局」および「放送事業用無線局」を対象にしたオークション制度はそぐわないと考えます。 【(株)テレビ朝日】	最終報告書(案)は、海外動向を把握する一環として、米国におけるインセンティブ・オークションについて、本懇談会における議論等を踏まえ、事実関係を記載したものです。
44	いわゆる電波オークションの導入については、放送が持つ公共性と、広く、安定的に国民視聴者に放送番組を送り届ける責務から、その対象にすべきではない、と考える。本項での記載内容は、この考えに沿ったものと思われるので、評価したい。 【(株)毎日放送】	頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
45	我が国が比較審査方式を採用している事を、誇りに思うべきです。この開設指針がある事で、我が国は世界で最も効果的に「公共の福祉の増進」に資する電波資源が活用できるからです。一方、その割当方において、契約者の多い事業者が常に優先される事は、基地局整備(小セル化)やWi-Fiオフロードに真剣にならない等、電波の有効化にディスインセンティブが働いていると考えます。 【個人⑥】	前段で頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 後段で頂いた御意見については、電波のひっ迫解消は、効率の良い通信方式の採用、通信エリアの小ゾーン化による通信容量の拡大、割当周波数幅の拡大等を組み合わせて総合的に対策がなされるべきものと考えます。
46	比較審査方式による新規周波数割当てが維持されることを希望します。比較審査方式では新技術の早期導入や早期エリア化等が健全な事業者間競争の中で促され、周波数再編も加速する効果が期待できます。 【KDDI(株)】	頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標 (1) 電波の稀少性・重要性を踏まえた政策形成の重要性 ③ 利用者視点を踏まえた電波政策		
47	我が国において、「電波法第一条(目的)この法律は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。」に基づき、民間事業者の公平かつ能率的な利用による競争によって達成していくためには、第5世代移動通信システム(5G)時代・IoT時代に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催前までに、移動体通信各社(MNO)である「免許人のネットワーク部門を法的分離によってアンバンドル化する事」を完了し、MNOとMVNOが同じ条件でサービス競争を行う改革が必要とされる、と考えます。 【個人⑥】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標 (1) 電波の稀少性・重要性を踏まえた政策形成の重要性 ④ 電波政策に係るレビューの実施		
48	レビューを行うに際しては、当該施策の関係当事者にヒアリングを行い、課題などを正確に把握することが重要と考えます。 【讀賣テレビ放送(株)】	電波政策ビジョン懇談会において、多くの関係当事者へのヒアリングが行われ、パブリックコメントにより広く意見を募集しました。今後に行われるレビューにおいても、同様に幅広く意見を伺うことが期待されます。
第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標 (3) 2020年代に向けた対応		
49	携帯電話のトラフィックは急増を続けているため、可及的速やかな追加周波数の割当てが必要不可欠です。しかし、割り当てるべき周波数資源自体が枯渇してきており、2020年代には、従来のように全国統一の専用バンドを割り当てていくことが困難になってくるものと考えられます。このため、諸外国においては、例えば、公共業務と電気通信業務との共用を前提とした周波数割当ての検討が積極的に行われていると認識しております。今後、我が国においても、携帯電話向けの追加割当ての検討を行う際には、既存業務との共用を前提とした検討を進めていく必要があると考えます。その際、運用業務間での場所の棲み分けについて検討を進めることが有益と考えます。例えば、特定業務向けの「特区」を制定し、当該特区内では、他システムからの干渉が法的に保護されるような制度を検討することも価値があると考えます。 【(株)NTTドコモ】	頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、「2 電波有効利用の推進(2)周波数の共用等」に記載のとおり、今後は公共業務についても、その使用頻度が低い場合や、使用地域での調整が可能である場合など、その運用に支障が生じない範囲において、他システムとの周波数共用を推進していくことが求められると考えます。
50	衛星通信の持つ重要な特徴である地上網に依存しないレジリエンス、衛星への見通しが確保できれば回線を確立できる柔軟性は、多方面で評価頂いており、非常災害時の通信回線手段として、民間企業のみならず政府機関も活用しています。東日本大震災直後の情報流通においても、衛星通信システムは多方面で活用され、震災後は、災害発生時に向けたBCP手段として衛星通信システムを拡充又は新たに整備する官公庁、公共団体、公共事業体が多数に上っております。東日本大震災を踏まえて2011年度に取り纏められた「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」報告書においても、災害時の伝送路確保のための衛星回線の活用や可搬型衛星局の有効性が報告されているところです。衛星通信システムは、都市部においても災害時の重要な通信手段であり、都市部を避けて設置する等の案は、災害時の重要通信に係る各方面の理解が得られるものではないと考えます。 なお、本懇談会においては、都市部の固定無線回線を光ケーブルに置き換える主旨の意見はあったと認識しておりますが、衛星通信システムについて都市部を避けて設置する主旨の発言がなされたとの認識はございません。衛星通信システムは都市部を避けて設置するとの記述を削除頂くことを要望致します。 【スカパーJSAT(株)】	「2 電波有効利用の推進(2)周波数共用等」に記載のとおり、周波数共用を前提とした電波利用の検討を行うことが従来以上に求められることから、使用頻度が低い場合や使用地域での調整が可能な場合など、その運用に支障を生じない範囲において他システムとの周波数共用を推進していくことが求められると考えます。このような周波数共用方策が考えられる一例として、固定無線回線及び衛星通信システムを記述したものですので、原案のまま致します。
第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標 (4) 具体的対応		
51	移動通信システム用の周波数確保に関しては、そのトラフィック増大への対応として、必要なものと考えますが、過度に利用する者を除けばその推移は緩やかと思われる。よってその実態に合った計画で国民の費用負担の増大にならないよう願います。またこの周波数確保を目的として、既存無線局との共用を検討する場合は、既存無線局の業務に支障を与えぬよう慎重な検討を希望します。 【(株)TBSテレビ】	低コスト化や利用者の利便性の確保、国際展開の円滑化や国際競争力の強化につなげる観点から、諸外国における周波数の割当状況等についても考慮しつつ、既存無線システムとの周波数共用や周波数再編に係る検討が進められるものと考えます。
52	追加的割り当ての検討対象として2.3GHz帯、5.8GHz帯が記載されておりますが、2.3GHz帯には700MHz帯PPUの移行先周波数が含まれているため、円滑な移行に支障をきたさないよう慎重に検討すべきと考えます。5.8GHz帯は、隣接する5.9GHz帯が放送事業用システムに使用しているため、放送の公共性、重要性の観点からも慎重かつ丁寧な検討が必要と考えます。 【日本テレビ放送網(株)】	既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障がない範囲において周波数共用等を推進していくことが求められると考えます。

53	<p>・移動通信のトラフィック増への計画的対処のために「移動通信システム用周波数割当ての目標」を見直し、意欲的な目標値を設定したことは有意義と考えますが、目標達成のためには、今後、既存無線システムとの周波数共用などの検討を、慎重かつ丁寧に行うべきと考えます。</p> <p>・2.3GHz帯の検討にあたっては、2.3GHz帯の一部に700MHz帯FPUの周波数移行先の帯域が存在することを踏まえ、当該FPUを適切に保護し、700MHz帯からの周波数移行に支障を来さないようにすべきと考えます。</p> <p>・5.8GHz帯の検討にあたっては、隣接する5.9GHz帯の放送事業用システム（FPU/STL等）を含め、関係する既存無線システムを適切に保護すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】</p>	<p>既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障がない範囲において周波数共用等を推進していくことが求められると考えます。</p>
54	<p>移動通信システム用の周波数帯の確保においては、既存無線システムとの周波数共用などの検討を、慎重かつ丁寧に行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)フジテレビジョン】</p>	<p>既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障がない範囲において周波数共用等を推進していくことが求められると考えます。</p>
55	<p>・移動通信システムのトラフィック増に対する周波数確保については、さらなる需要予測の精査を行った上で、慎重に検討すべきと考えます。検討にあたっては、隣接周波数帯も含めて、既存システムを適切に保護することを大前提に行うことが必要と考えます。</p> <p>・特に、5.8GHz帯無線LANの周波数追加割当ての検討にあたっては、視聴者保護の観点からも、既存システムであるテレビジョン放送番組素材伝送（FPU）や送信所間無線回線（STL）等へ影響が及ばないよう十分に研究を行った上で検討をすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ朝日】</p>	<p>既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障がない範囲において周波数共用等を推進していくことが求められると考えます。</p>
56	<p>携帯電話のトラフィックは急増を続けているため、可及的速やかな追加割当てが必要不可欠です。今後、追加割当ての具体的な検討を促進するためにも、報告書案に新たな目標が明確に示されたことは適切であると考えます。</p> <p>特に、6GHz帯以下の検討対象帯域については、携帯電話用として世界的に運用されている帯域が多く含まれており、できるだけ速やかに追加割当てを実施して頂くことを強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)NTTドコモ】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、既存システムが存在する場合には、その運用に支障が生じない範囲において周波数共用等を推進していくことが求められると考えます。</p>
57	<p>今後、移動通信システムと無線LANの一体的な周波数利用が進むと考えられることから、3GPPリリース12においても“WLAN/3GPP Radio Interworking”としてより効率的な一体利用が可能になる技術が標準化されています。</p> <p>さらに今後策定が進むリリース13においては“Licensed-Assisted Access using LTE”の検討が始まり、免許不要局が開設可能な5GHz帯においてLTEベースの技術に基づいた無線アクセスを標準化する事が検討されています。</p> <p>LTEは干渉制御機能や周波数利用効率が高いため5GHz帯においても有望な技術と考えられておりますので、今後の検討課題として挙げるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)】</p>	<p>最終報告書(案)において、移動通信システムと無線LANとの一体的な周波数の使用が高まると考えられることから、無線LANも含めた周波数の確保について目標を示しております。なお、今後の技術動向を踏まえ、具体的に用いられる技術が検討されるものと考えます。</p>
58	<p>今後も移動体通信向けの周波数需要が高まると考えられることから6GHz以下の周波数帯において、2020年までに2700MHz程度の周波数帯幅を移動通信システム用の周波数として確保を目標とすることに賛成致します。</p> <p>特に3GPPで標準化策定済みの国際バンドに関しては5Gシステムの導入に先立ち、LTE-Advancedシステムも早期に導入可能であると考えられるので、優先して追加割当ての検討を押し進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、最終報告書を踏まえ、5Gの実現に向けた検討を進めつつ、3GPPが策定している国際標準バンドと協調した周波数帯やITUにおいて当面確保すべき対象とされている周波数帯を優先的に確保することが適当と考えます。</p>
59	<p>5Gでの活用を念頭に、6GHz以上の周波数帯の研究開発・標準化を推し進める事に賛成致します。</p> <p>6GHz以上の周波数帯は、WRC-15の議題1.1の検討対象周波数からは除かれてはおりますが、現在ITU-R WP 5D作業班において検討が進みWRC-15前にレポートが完成する見込みであります。今後、WRC-19でのIMTへの分配に向けて諸外国とも調整しつつ世界的に議論を加速させていく事が重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、移動通信システム用の周波数帯として検討する際には、国際的な動向も踏まえることが必要であると考えます。</p>
60	<p>携帯電話等の確保済みの周波数は約610MHzと明示されているうち、2G MSS帯（60MHz幅）や2G TDD 帯（15MHz幅）は実際のところ移動通信用途に利用できおらず、これら見通しが不明確なバンドも数字のなかにカウントされている点に留意すべきであると思えます。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	<p>携帯電話等にも使用できる周波数帯として、約610MHz幅については既に確保されており、実際の割当てについては、今後の動向も踏まえて検討を進められる必要があると考えます。</p>
61	<p>図表2-1-7は「移動通信システム用の周波数帯の確保(6GHz以上)」という標題になっていますが、そのなかの記述によればこの6GHz以上の合計約23GHz幅については研究等の対象バンドのごとであるとされています。従って、図表2-1-7は「移動通信システム用の検討対象とする周波数帯(6GHz以上)」のような標題が妥当と思われる。すなわち、6GHz以下の周波数帯の確保(合計2700MHz程度の確保)を意味する図表2-1-6とは意味合いが異なる図であり、標題も適切に掲げることが必要であると思えます。</p> <p>またここでは「研究等」とされていますが、どのような機会や場をもって実施される研究なのか記述されれば、具体性が高まるものと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	<p>最終報告書(案)の図表2-1-7は、移動通信システム用の周波数の確保のために、約23GHz幅の検討対象周波数において、国際標準化や研究開発等を促進し、必要となる周波数を確保するという考え方を表題及び図として示したもので、妥当であると考えます。</p>
62	<p>ITU-Rによって「グローバル特定帯域」に指定されている、1.7GHz帯/2.3GHz帯/2.6GHz帯を含めて、追加割当ての検討対象が設定された事に賛同します。また、その既存無線システムの周波数移行先としては、「周波数再編アクションプラン（平成26年10月改定版）」（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000144.html）において、ルーラル加入者無線の帯域（2025.5～2075.5MHz及び2205.5～2255.5MHz）が、「周波数有効利用を図る観点から、ルーラル加入者無線の使用周波数帯の縮減を図るとともに、当該周波数帯域における他の無線システムの利用可能性について検討を行う。」とされている事に加えて、ITU-R勧告SA.1154（http://www.itu.int/rec/R-REC-SA.1154-0-199510-1/en）の存在により、全世界的にIMT帯域にはならない事（＝LTEを含む移動体通信システムが導入されない事）が担保されている事から、その安定的な移行先候補になる、と考えると共に、その移行に係る費用、および周波数共用に係る費用については、既存無線システム利用者の迷惑が発生しない様、ご配慮の程、宜しくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑥】</p>	<p>前段で頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。後段で頂いた御意見は、既存システムが存在する場合には、その運用に支障が生じない範囲において周波数共用等を推進していくことが求められると考えます。</p>

63	<p>6GHz以下の周波数帯において、携帯電話等用検討対象周波数帯として、1.7GHz帯/2.3GHz帯/2.6GHz帯/3.5GHz帯/4GHz帯/4.5GHz帯(合計約1500MHz帯幅)が挙げられています。4GHz帯については、アジア・太平洋諸国のAPTメンバー内においては、IMTに用途を特定することについて、反対する国の方が多い状況です。また、欧州(OEPT/EO)においても、3.8GHz以上の周波数帯をIMTに用途を特定することについて支持されていないだけでなく、衛星系の利用増進について検討する方向を打ち出しています。国際連携の観点からすると、IMT向け周波数帯としては、4GHz帯以外の周波数帯にて検討することが望ましいのではないかと考えます。</p> <p>日本国内では3400-3600MHz帯においてIMT特定無線局の開設申請が行われたところではありませんが、3600-4200MHz帯においては、民間・政府機関による電気通信、衛星管制、映像伝送向け放送用素材収集等の目的で、3600MHz以下より多くの地球局等が運用されており、地上系無線との周波数共有は非常に困難になると予想しております。</p> <p>海外におきましては、地理的・気象的条件等から本周波数帯は固定衛星業務に広く利用されており、弊社衛星網においても我が国からのITU申請及び我が国の免許によってアジア・太平洋地域等で当該周波数が利用されています。その中には衛星直接放送(DTH)や気象衛星“ひまわり”で取得した気象データのアジア・太平洋地域への配信等、ユビキタスに利用されているものもあり、IMTとの周波数共有は不可能な現状に加え、特に後者については防災等の観点からも適切に保護する必要があると考えます。また、弊社では総務省様ご協力の下、アジア各国向けに当該周波数帯を用いて我が国の映像コンテンツを配信し、我が国のプレゼンス向上に微力ながら協力しているだけでなく、我が国の地方の特産品や観光情報を発信することで地域を活性化するための取組を行っており、一定の成果を挙げつつあります。</p> <p>以上のように、衛星網が政府機関や放送素材伝送など公共性の高い分野での社会インフラとして広範に活用されており、また、3600-4200MHz帯を対外的にIMT利用のための追加周波数帯として積極的に打ち出すことは、最適ではないと思料いたします。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>移動通信トラフィックの急増に対応するために、2010年に策定された周波数再編アクションプランなどを踏まえつつ、3.4GHz-4.2GHz帯及び4.4GHz-4.9GHz帯について、世界無線通信会議(WRC-15)において合意が得られるように、国際連携の模とでも対応することが必要であると考えます。</p>
64	<p>現在の我が国における衛星通信で利用する周波数の主流は14GHz/12GHz帯であり、特に14.0GHz-14.5GHz帯は、日本国内においても衛星通信に広く利用されており、民間・政府機関による通常の通信回線としてだけでなく、ニュース素材伝送、船舶や航空機向けブロードバンド通信、携帯電話基地局用のバックアップ回線などのためにも広く利用されています。</p> <p>また、同帯域では、災害発生後に通信の需要があるロケーションでの運用に際し、柔軟な対応が可能な“可搬型地球局”も多数運用されています。</p> <p>報告書案では、5Gでの活用を念頭とした移動通信システム向け追加的割当て周波数候補として、14GHz帯が挙げられていますが、周波数共有等の技術的検討においては、BCP手段としての通信衛星利用の実情に鑑み、固定地球局のみならず可搬型地球局の運用にも何らかの制約が生じないよう考慮頂けることを要望します。</p> <p>【改訂例】</p> <p>従来の携帯電話等の移動通信システムには利用されてこなかった高い周波数の電波が対象となることから、高い周波数の電波の利用技術の研究開発を進めるとともに、既存の無線システムが存在する周波数帯にあっては、既存システムの利用目的、利用形態を考慮した周波数共有等に関する技術的検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>既存システムが存在する場合には、その運用に支障が生じない範囲において周波数共有等を推進していくことが求められると考えますが、6GHz帯以上の周波数帯に限ったことではありませんので、原案のとおりと致します。</p>
65	<p>移動通信のデータトラフィック量の増加への対処として、新たな周波数確保の目標を設定し、共有の可能性を検討することは重要であると考えます。</p> <p>但し、既存システムを確実に保護したうえで、まずは導入ありきではなく、あくまでも共有の可能性を探る姿勢で検討を進めるべきであると考えます。</p> <p>検討対象にあがっている2.3GHz帯の一部へは、700MHz帯FPUの周波数移行がまさに進められており、その移行先におけるFPUの使用に影響を与えないこと、また5.8GHz帯については隣接する放送事業用システム(FPU/STL等)などの重要性に鑑み、既存システムの確実な保護が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ東京】</p>	<p>既存の無線システムが存在する場合、その運用に支障がない範囲において周波数共有等を推進していくことが求められると考えます。</p>
66	<p>今後、追加的割当ての検討対象とする6GHz以下の周波数のうち、国際的に調和が図られ、かつ移動体通信システムにより適したローバンドである1.7GHz帯は有用な帯域であることから、我が国においても特にこの1.7GHz帯に着目して移動体通信への割当てをさらに積極的に進めることが国民の利便性向上に資するものと考えますので、以下3点を強く要望します。</p> <p>第一に、1.7GHz帯の10MHz幅(1744.9~1749.9MHz/1839.9~1844.9MHz)について、割当スキームを早期に実施すべきと考えます。</p> <p>同周波数帯域については、周波数再編アクションプランにおいて、平成24年12月の制度整備により既に確保された周波数であり、国民の共有財産である周波数の有効利用を進める観点からも、速やかに割当て完了すべきと考えます。</p> <p>第二に、周波数再編アクションプランにおいて、東名阪地域に限定されている周波数帯域(1764.9~1784.9MHz/1859.9~1879.9MHz)の東名阪以外の地域へ拡張すべく制度整備が予定されています。こちらも上記同様に割当てを速やかに完了すべきと考えます。なお、対象地域の全体への拡大に時間がかかる場合には、公共業務との地理的な離隔がとれる場所等から制度整備を行うという形態も検討すべきと考えます。</p> <p>第三に、現在公共業務に割り当てられている周波数帯域(1710~1744.9MHz/1784.9~1839.9MHz)に関しても移動体通信への割当ての拡大を行うべきです。その際には、割当時期の目標を定めたくて1.7GHz帯の有用性を鑑みて取り組みを行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ワイモバイル(株)】</p>	<p>周波数割当てについては、周波数再編アクションプラン(平成26年10月改定版)に沿って推進されるものと考えます。また、最終報告書を踏まえ、5Gの実現に向けた検討を進めつつ、3GPPが策定している国際標準バンドと協調した周波数帯やITUにおいて当面確保すべき対象とされている周波数帯を優先的に確保することが適当と考えます。</p>
67	<p>将来的な移動通信トラフィックの増大に対応するため、無線LANを含めた周波数帯の確保及び需要を踏まえた円滑な割当てを希望します。特に6GHz以下の周波数帯については、割当て可能なものから順次割当てられることを希望します。</p> <p>・6GHz以上の周波数帯については、国内移動業務に分配されている周波数帯だけでなく、新たな周波数帯を移動業務用に発掘し、5Gシステムの研究・標準化を進めることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>後段で頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、周波数割当てについては、周波数再編アクションプラン(平成26年10月改定版)に沿って推進されるものと考えます。</p>
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 2 電波有効利用の推進 (1) 電波の利用状況調査と周波数再編アクションプラン ① 電波利用状況調査</p>		
68	<p>「無線局の公益性や役割等を考慮した評価を今後も維持すべき」という記述は、公共的役割を担う「放送」にとって極めて妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)フジテレビジョン】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
69	<p>利用状況調査の間隔を短縮することは、より正確な利用状況が把握可能となることから賛成します。ただし、利用状況の調査方法については、免許人の負担が増大しないよう配慮いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 2 電波有効利用の推進 (2) 周波数の共有等</p>		
70	<p>ホワイトスペースの定義とその周波数共有推進については、移動体通信各社における、サブ・アーバン地区やルーラル地区での未展開帯域も含める事で、地域BWA制度とは違った方法によって、地域地域が必要とするニーズを満たす事が検討点である、と考えると共に、この方法を市区町村単位で認可する条件として、95%で未展開の地域BWA帯域を全国バンド化する事を了解して頂く事が検討点だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑥】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 2 電波有効利用の推進 (2) 周波数の共用等 ① ホワイトスペースの有効利用		
71	TVホワイトスペースのデータベースシステムのような仕組みの導入の可能性について検証される場合は、放送事業者も含めた慎重な議論を行い、視聴者への影響が無いように地上デジタルテレビジョン放送ネットワークの保護をしっかりと保障することが必要と考えます。 【日本放送協会】	頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
72	TVホワイトスペースについてはエリア放送や特定ラジオマイクなどとの共用が始まったところであり、今後の更なる有効利用検討については、まず現在の状況、課題等を十分に精査し、それらを参考に利用促進について検討を行うべきと考えます。特に都市部では周波数利用が複雑、稠密であり、混信等の課題への確実な対応システムの整備も含めた既存業務の保護に万全の対策がなされていることが前提となります。 また、欧米のホワイトスペースのデータベースのような仕組みの導入可能性を検証する場合は、十分な検証時間ととって、視聴者保護を最優先に、我が国の稠密な周波数利用の実態と現状を踏まえた慎重かつ丁寧な検討を行っていただきたい。 【讀賣テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、いずれも最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
73	我が国の放送用周波数が高密度に利用されていることを理解いただいていることを評価します。国民のライフラインである地上放送波保護のため、テレビホワイトスペースの活用に関しては細心の注意を払い検討することが必要です。 そのため欧米のようなデータベースシステムの検討を、今後行うのであれば放送事業者と情報を共有し、慎重な検討を行うことを希望します。 【(株)TBSテレビ】	頂いた御意見は、いずれも最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
74	記載の通り地上デジタルテレビジョン放送に関しては、日本と欧米などとの周波数ひっ迫度の違いを十分に理解、検討した上で、地デジ保護を最優先としたうえでホワイトスペース帯の活用について検討すべきと考えます。さらにラジオマイクも今後この周波数帯で普及してくるため、その無線局使用状況も十分配慮すべきと考えます。 欧米におけるTVホワイトスペース帯のデータベースを構築し、免許不要局を利用できるシステム導入の可能性を今後検証するのであれば、日本の周波数利用状況を踏まえ、放送事業者との情報共有をしっかりと行い、丁寧かつ慎重に作業を進めるべきと考えます。 【日本テレビ放送網(株)】	頂いた御意見は、いずれも最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
75	中間とりまとめと概ね同じ記載内容であり、民放連の意見は先の意見募集で述べたとおりですが、①地上テレビジョン放送の保護の研究に当たっては、ITU-R勧告や先行するTVホワイトスペース利用システム(エリア放送、特定ラジオマイク)に関する情報通信審議会の検討結果などを踏まえ、視聴者保護に万全を期していただきたいこと、②欧米におけるデータベースシステムのような仕組みの導入可能性を今後検証するのであれば、放送事業者との情報共有をしっかりと行い、慎重かつ丁寧に作業を進めていただきたいことの2点を、あらためて要望します。 【(一社)日本民間放送連盟】	頂いた御意見は、いずれも最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
76	欧米におけるデータベースシステムのような仕組みの導入可能性を今後検証するのであれば、地上デジタル放送とホワイトスペース利用システムであるラジオマイク両方の免許人である放送事業者との情報共有をしっかりと行い、慎重かつ丁寧に作業を進めるべきと考えます。 【(株)フジテレビジョン】	頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
77	地上デジタルテレビジョン放送を直接受信している世帯の割合が高く、放送用周波数が高密度に利用されている日本の現状を踏まえ、地上テレビジョン放送の保護についての研究の必要性が明記されており適切と考えます。なお、記載されている地上テレビジョン放送の保護についての研究に当たっては、視聴者保護に万全を期することが必要不可欠と考えます。 【朝日放送(株)】	頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
78	・TVホワイトスペースの利用については、超高精細度映像放送に向けた実証実験等で利用されることを考慮した上で検討をすることが必要と考えます。 ・欧米のTV ホワイトスペースのデータベース構築を検討する場合は、視聴者保護の観点を第一に、放送事業者も含めた十分な検討を行うことが必要と考えます。 【(株)テレビ朝日】	前段で頂いた御意見は、今後の実証実験等については、他システムと調整可能な範囲で検討されるべきものと考えます。 後段で頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
79	ホワイトスペースの利用に当たっては、地上テレビジョン放送の視聴者保護に万全を期してほしい。また、放送事業者との情報共有を確実にし、慎重で丁寧な作業がなされることが必須と考える。 【(株)毎日放送】	頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
80	中間とりまとめ(案)では、①一次業務である地上デジタルテレビジョン放送への混信防止措置を担保すること、②全国で約2万9000局の特定ラジオマイクがTVホワイトスペース等に移行を開始しており、新たなシステムが利用するには、制約があること、③ライセンスバンドにおける免許不要の無線システムの利用は、周波数を安全且つ確実に有効利用する観点から慎重な検討が必要であること、と意見提出しております。TVホワイトスペースの有効利用については、引き続き欧米と我が国における地上デジタルテレビジョン放送の条件の違いを認識し、視聴者及び既存業務の保護を確実にしつつ、データベースシステムのような仕組みを導入する可能性についての検証を行うのであれば、関係者間において密な情報共有を行うと共に、慎重かつ丁寧な作業を強く要望いたします。 【(株)テレビ東京】	頂いた御意見は、いずれも最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 2 電波有効利用の推進 (2) 周波数の共用等 ② 周波数共用等		
81	現在のTVホワイトスペース帯の共用については民間の運用調整協議会などが調整業務を行っておりますが、今後公共無線との周波数共用が行われるのであれば、民間レベルでの調整は困難であるため、公的な第三者機関の導入について検討が必要です。 【日本テレビ放送網(株)】	公共業務用無線と他システムの周波数共用の具体化に向けて、各システムの性質に応じて検討すべき論点であると考えます。
82	弊社はこれまでも、東名阪地域に限定されている周波数帯域について、対象地域の全体への拡大に時間がかかる場合には、公共業務との地理的な離隔がとれる場所等から制度整備を行うという形態も検討すべきと主張しており、「使用地域との調整が可能な場合」を追記された点について、適切と考えます。 今後においても、引き続きTVホワイトスペースや公共業務との共用は、積極的に進めるべきと考え、利害関係人間の調整等においては政策的な支援を検討すべきと考えます。 【ワイモバイル(株)】	前段について頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 後段について頂いた御意見は、公共業務用無線と他システムの周波数共用の具体化に向けて、各システムの性質に応じて検討すべき論点であると考えます。
第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 2 電波有効利用の推進 (3) 研究開発の戦略的推進		
83	8Kスーパーハイビジョン等の新たな放送サービスの実現に向けた周波数有効利用のための研究開発への支援も必要と考えます。 【日本放送協会】	周波数のひっ迫と我が国の稠密な周波数利用状況を踏まえ、「周波数を効率的に利用する技術」は研究開発の3つの柱として今後も重要な位置づけであり、この中で脚注111にあるように、「8Kなどの大容量データをより小さい周波数幅で伝送する技術」なども想定されるものと考えます。

<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて ① 周波数の割当制度</p> <p>84 「加入者数に比して割当周波数幅が少ない者は、周波数のひっ迫度合いが高いため、周波数をより効率よく利用するインセンティブを有すると考えられる」としている根拠をご提示ください。わが国では、基地局整備(小セル化)やWi-Fiオフロードに真剣にならない等、電波の有効化にディスインセンティブが働いていると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑥】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えますが、電波のひっ迫解消は、効率のよい通信方式の採用、通信エリアの小ゾーン化による通信容量の拡大、割当周波数幅の拡大等と組み合わせて総合的に対策がなされるべきものと考えます。</p>
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて ② 移動通信事業者への周波数の割当ての状況</p> <p>85 本意見者は、中間取りまとめ(案)において、周波数割当てにおけるグループ性の扱いの導入に賛成しましたが、その必要性を示した理由を踏まえずに「主な意見」において賛同意見として用いられた事に対し、誠に遺憾な事であると申し上げます。なぜ、最終報告書(案)においても、PHS帯域を、「図2-3-2 携帯電話等への周波数の割当状況(平成26年6月)」に含める事で、グループ内の周波数の一体運用が行われているような印象を与え続けているのでしょうか。なぜ、NTTドコモの衛星電話帯域の割当分60MHz幅(合計220MHz幅)はここに掲載されないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑥】</p>	<p>ご指摘の図表は、国民にとって身近な移動通信サービスである、携帯電話、BWA及びPHS向け周波数の割当状況について、平易に説明するために掲記したものです。なお、PHS向け周波数については、周波数の利用形態、通信規格、システムの特性の相違等に鑑み、直近の割当て(第4世代移動通信システム向け周波数の割当て)において、周波数のひっ迫度合いを算定する際の対象周波数に含めていません。</p>
<p>86 総務省作成の図2-3-2は、当社割当て周波数にPHS帯域(31.2MHz)が加算されて分析が行われていますが、そもそもPHSについては、周波数帯域が占有されていないため、周波数利用に制約がなく当社以外の事業者が同市場に参入の機会が確保されていること、技術標準として汎用性が期待できず、また携帯電話との互換性もないことから、周波数の保有状況として携帯電話の周波数帯域と同列に扱うべきではないと考えます。 上記で示したように、図2-3-2はPHSの割当て周波数を携帯電話やBWAの周波数と同列に評価する事となり、周波数の割当て状況を見誤らせる原因に繋がります。</p> <p style="text-align: right;">【ワイモバイル(株)】</p>	<p>ご指摘の図表は、国民にとって身近な移動通信サービスである、携帯電話、BWA及びPHS向け周波数の割当状況について、平易に説明するために掲記したものです。なお、PHS向け周波数については、周波数の利用形態、通信規格、システムの特性の相違等に鑑み、直近の割当て(第4世代移動通信システム向け周波数の割当て)において、周波数のひっ迫度合いを算定する際の対象周波数に含めていません。</p>
<p>87 今後の周波数割当審査は、周波数特性を鑑み、より合理的なエリア展開が可能となる指針とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>電波の有限希少性が高まっている現状に鑑み、新たな周波数の割当てに際しては、電波利用の社会的責任という観点も考慮することが適当であり、例えば携帯電話の不感地域の対策やエリアカバー率との関係等についても考慮することが適当であると考えます。</p>
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて ③ 複数の移動通信事業者による周波数の一体運用の状況</p> <p>88 「周波数の割当てを受けた者と資本関係にある他の移動通信事業者をMVNOとして扱ったり、グループ内で割り当てられた周波数帯を恒常的に一体的に利用してサービスを提供する状況が顕在化しつつある」との本報告書案の指摘は、当協会の見解と一致しており、本報告書における当該の指摘に対し賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)テレコムサービス協会】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて ④ 今後の割当てにおける「一体運用」の取り扱い</p> <p>89 周波数の割当てにおけるグループ性の考慮については、移動通信市場における競争の活性化に繋がるものとしてこれに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)テレコムサービス協会】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>90 今後の周波数の割り当てに際し、「グループ性については、議決権(3分の1以上)だけではなく、資本関係(出資比率や所有構造)、意思決定、取引関係等多様な観点から実態に即して判断することが適当」との考え方が示されていることは評価します。 答申の趣旨によれば、グループとは、たとえば上記第4世代移動通信システムの周波数割り当ての3~5に記載される内容においては、代表権を有する者の役員の兼務等、単に所有株式のみではなく実行的支配についても触れております。 一方で、地域BWAに対する免許の割当てに際しては、弊社ジュビターテレコム並びにJ.COMグループ各社は、主要株主であるKDDIの出資比率という形式要件により申請の適格性がないと判断されました。 確かに、弊社はKDDIと交友商事が双方50%の株式を所有しております。しかしながら弊社はいずれかの株主の一方的な方針に基づく事業活動は行っておらず、電気通信事業においても弊社はKDDI株式会社とは独立した企業としてケーブルテレビサービスを提供しております。またJ.COMグループ各社は、それぞれ各地域に根差したケーブルテレビ事業者として、地方自治体と連携しながら「地域の公共の福祉の増進」「地域の公共サービスの向上」に努める側面の強い事業者であります。 さらに、J.COMグループは、ケーブルテレビ業界の中で50%を超えるシェア率があり、ケーブルテレビ業界の中で最大のシェアを有する会社として、ケーブルテレビ業界の実情を踏まえた事業活動を行っているところです。 従いまして、答申の趣旨からも、今後の電波政策においては、弊社の株主が一定以上の議決権を保有するといった形式的な判断でグループと認定するのではなく、弊社の事業活動の実態等から総合的に適格性を判断されるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ジュビターテレコム】</p>	<p>「グループ性」の取扱いについては、電波行政の透明性を確保する観点から、できる限り客観的な基準であることが適当であると考えます。また、事業者が他の事業者の経営に対して重要な影響を与えることができる資本関係や役員兼任の関係にある場合には、両者をグループとして捉えることが適当と考えます。</p>
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (2) 今後の周波数割当ての方向性</p> <p>91 移動通信システムは、多くのユーザーで同一周波数を共用することが前提となっているため、より多くのユーザーを抱える事業者には、より多くの周波数を割り当てること(周波数ひっ迫度に応じた割当て)が電波利用の公平性の観点から適切であると考えます。現時点で、既存事業者グループの周波数ひっ迫度には大きな偏りが生じており、公平な競争環境が実現されているとは言えない状況にあります。 今後の周波数割当てにおいては、報告書に記載されているように、事業者グループ単位での参入可否、周波数ひっ迫度評価を継続することは適切と考えます。さらに、今後は、従来よりも周波数ひっ迫度をより重視した割当て評価を行うべく強く希望します。 同時に、今後の周波数割当てにあたり、事業者グループの対象となっている携帯電話システムとBWAシステムとの間で、参入条件、義務等についても、整合性を検討していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)NTTドコモ】</p>	<p>前段で頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 後段で頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
<p>92 本報告書案にて、電波政策と競争政策を連携させ、周波数割当ての際にMVNOへの回線提供の有無等を考慮できる仕組みを検討することが適当であるとの方向性が示されたことは、移動通信市場の競争を活性化させ、MVNOの事業環境の整備に資するものとして、これに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)テレコムサービス協会】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

93	我が国において、「電波法第一条:(目的)この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」に基づき、民間事業者の公平かつ能率的な利用による競争によつて達成していくためには、第5世代移動通信システム(5G)時代・IoT時代に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催前までに、移動体通信各社(MNO)である「免許人のネットワーク部門を法的分離によってアンバンドル化する事」を完了し、MNOとMVNOが同じ条件でサービス競争を行う改革が必要とされる、と考えます。	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
94	【個人⑥】 「周波数のひっ迫性」の評価の重点化には、絶対に反対します。その割当方において、契約者の多い事業者が常に優先される事は、基地局整備(小セル化)やWi-Fiオフロードに真剣にならない等、電波の有効化にディスインセンティブが働いていると考えます。	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えますが、電波のひっ迫解消は、効率のよい通信方式の採用、通信エリアの小ゾーン化による通信容量の拡大、割当周波数幅の拡大等を組み合わせて総合的に対策がなされるべきものと考えます。
95	【個人⑥】 既に保有する周波数の効率的利用について見ていく事の必要性について強く賛同致します。これはもちろん、その効率性への投資が、B2C向けB2B向けの原価となる事から、「Coverage、Speed、Priceの3要素から成る、ネットワークの総合力から選ばれる競争」を促進する為に必要とされる、と考えます。	頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
96	【個人⑥】 周波数の割当政策にあたっては、競争政策との連携が必要不可欠と考えます。その連携にあたっては、移動体通信市場のあるべき具体的な競争状態(ビジョン)の醸成が必要不可欠と考えます。そのビジョンの醸成がなければ、より多くのユーザーを抱える事業者ほど、より多くの周波数を割り当てる、従来型のビジョンのない現状追認型の周波数政策になり適切ではないと考えます。事業者間のユーザー数や割当て周波数幅の多寡が周波数ひっ迫合いに結びつく訳ではありません。なぜなら、周波数ひっ迫合いが高いエリアは都心部等の高トラヒックエリアに集中している事が分かっており、これら高トラヒックエリアでは、どの事業者も限界に近い小セル化や屋内対策等の対策を行っており、割当周波数をより有効利用しようとするインセンティブに差異がありません。よって、特定の地域で発生している周波数ひっ迫性を重視する事は適当ではありません。また、「保有周波数1MHz当たりの契約数の多寡」のみを審査基準にすることは、現在最も多くの契約数を有するドミナント事業者であるNTTドコモに周波数割当における優位性を与えることであり、競争促進の否定に他なりません。上述したとおり、「周波数のひっ迫性」や「保有周波数1MHz当たりの契約数の多寡」という基準ではなく、在るべき競争状態と割当て済み周波数の特性(割当て時期、高速サービスの提供状況、高速化サービスの導入しやすさ等)を基準とする事が重要と考えます。	周波数は移動通信事業者の競争力に重大な影響を及ぼす要素の一つであり、現在、既存事業者の移動通信事業者グループ間の周波数のひっ迫度合いに差が認められることから、最終報告書(案)の方針は維持されるべきと考えます。「周波数ひっ迫性」の評価においては、契約数の大きさは、あくまで割当周波数幅との関係で評価されるのであり、電波利用の公平性及び周波数有効利用のインセンティブの観点から評価を行うことが適当であると考えられ、「競争促進の否定」にはあたらないと考えます。なお、周波数の割当ての公平性の確保の観点等から電波法の目的を踏まえつつ、電気通信事業法に基づく競争政策とも連携し整合性を確保しながら政策展開を図ることが必要と考えます。
	【ワイモバイル(株)】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (3) 地域用周波数の有効活用	
97	図の2-3-5の2.5GHz帯の周波数割当状況をみたら地域BWAが如何に邪魔をしているかです。(中略) 49Pの図2-3-2携帯電話等への割当周波数(平成26年6月)の状況を見たら、UQコミュニケーションが415万局、Wireless City Planningが396万局の加入者を抱えています。WiMAXの数です。地域BWAが何局の加入数があるかです。今後もこんな割当が行われると実害があるかということです。ここに何局あるかも入れておくべきです。失敗に学ばない組織は減ります。日本の戦前、戦中をみたらよくわかります。撤退を転戦(撤退といったら一般国民に負けていることがわかる)とか言ってこまかした末に敗戦です。きちんとそうした始末はやらなければなりません。そうしたらもっと早く敗戦処理ができて、8割以上の将兵が戦死しなくてもよかったです。ほとんど将兵は1944~45年に死んでいるのです。これでどれだけの人が戦後苦しい思いをしたかです。戦争孤児の数も非常に少なかったと思うのです。父親(中略)も生きては帰って来たが苦しい思いをしました。恩給ももらえませんでした。船で輸送中は危ないとか云われたが、実際には輸送船に2発魚雷があたりましたが2発とも不発弾でした。それでも戦地とは言わなかったのです。戦地にしたら1年は4年の勤務年数になるからです。早く戦争を終えていたら恩給も出たと思うのです。父親は呉の海軍工廠に勤めていたので、恩給はあるはずですが。父親は銀杯をやると云われても断りました。このように携帯電話やWiMAXは大量生産しないと安く販売できません。当然に家に置く携帯電話の基地局など売れるはずがありません。ひとつひとつ届出の必要な無線局など売り手がいなくて、Wi-Fi環境になるのです。	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
98	【個人③】 本最終報告書(案)において、第一に「地域の公共の福祉の増進に寄与する」という地域BWAの制度趣旨・意義については維持されるべきであり、第二に地域BWAの今後のあり方を検討するにあたっては「既存の地域BWA事業者や地域を拠点に活動する新規参入希望者の意向を考慮すべき」で、第三にこれらの地域における有効活用を検討する必要があるとの認識が引き続き示されました。地域BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」とされたことにつきましては、評価いたします。J.COMグループ各社は、有線放送事業者として1300万超の世帯に地上デジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組みなど、地域の情報化に取り組み公共的な企業体であると認識しております。さらに、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他の放送事業者では取り上げられない地域情報や防災情報を伝達し、地域住民や地元自治体からも一定の支持を受けているメディアの性格も有しております。このようにケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」に寄与しており、今後も更に貢献できるものと自負するところであります。地方、近年の地域住民の高齢化や東日本大震災を契機として、災害への取り組みを強化する観点からは、J.COMグループ各社が設置した有線のみでは必ずしも十分な対応ができていないとの認識も持っております。ネットワークの強靭化を図り、事業エリア内の地方自治体等のニーズに迅速・的確に対応することを可能とするためには、無線を用いた公共的なサービス、具体的にはBWAによるサービスが必要と考え、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを検討していた旨は、本年6月の当該「中間とりまとめ(案)」に対するJ.COMグループ各社の提出意見にも記載しているところであります。しかしながら、10月1日に施行された「電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令」では、弊社コンピュータテレコムはJ.COMグループ各社の3分の1以上の議決権を有し、また携帯電話事業者であるKDDI株式会社と弊社の3分の1以上の議決権を有することから、J.COMグループ各社はKDDI株式会社の「子法人等」と見做され、免許申請の適格性を満たさないとされました。弊社が8月に提出した意見に対する総務省からの意見(回答)によれば、「全国BWA事業者等又はその関連事業者は、全国事業者既に割り当てられている周波数を活用して地域の公共サービス等を行うことが可能です。」とのことでしたが、J.COMグループ各社はそれぞれが地域社会に根拠したケーブルテレビ事業者として、地方自治体と連携しながら「地域の公共の福祉の増進」「地域の公共サービスの向上」に努めており、地域サービスの担い手として地域に根拠したサービスの提供を考えると、既存事業者の周波数の活用では、ニーズに応えることは難しいと考えております。資本関係やサービス提供エリアを厳密に規制することを優先することは、「地域の公共の福祉の増進」に寄与する」という地域BWAの制度趣旨・意義に鑑みれば、本来転倒ではないかと考えております。また、2020年に向けて、今後のICT活用拡大に伴うトラヒック増への対応や、安心・安全かつ強靭な情報通信網の構築は更に重要になっていく中、例えば固定アクセス回線についても、NTT東西のみに依存せず、キャリアダイバーシティによるネットワークの強靭化が必要であると考えられます。ケーブルテレビ事業者がすでに有する幹線総延長37万Kmに比べケーブルテレビネットワークは、BWAのほか携帯データブロードやWi-Fi基地局バックホールとして活用することも見込まれます。ケーブルテレビの固定網を今後活用していくことはますます重要になっていくものと考えており、弊社を含むケーブルテレビ事業者が、BWAの活用機会を得て、強靭化の一端を担ってゆくことが必要ではないかと考えております。従いまして、弊社及びJ.COMグループ各社が、今後申請可能となるよう、免許主体に関する要件の緩和を引き続き要望いたします。	地域BWAの制度趣旨・意義について維持すべきとの、最終報告書(案)に賛同の意見として承ります。なお、地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。
	【(株)コンピュータテレコム】	

<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (3) 地域用周波数の有効活用 (4) 地域BWAの周波数帯の今後の方向性について</p>	
<p>99 地域BWAバンドは、地域活性化を目的として割り当てられた帯域であるため、報告書案に記載されているように、本来目的である地域活性化の実現に向けた検討を推進することが社会的に重要であると考えます。 一方で、これまで長い期間にわたり当該帯域が活用されてこなかったことも事実であり、今後も利活用が進まないという状況が変わらないのであれば、電波の有効利用の観点から、速やかに、新たな全国バンドとして、具体的な割当てに向けた検討を進めるべきと考えます。 その際、これまでの全国帯域への割当てと同様に、公平な競争条件を定めたいと、割当てを実施するべきと考えます。</p>	<p>本懇談会中間とりまとめを踏まえ、地域BWAのあり方については、高度化等に係る制度整備が平成26年10月1日より施行され、総務省から全国の自治体へ周知を行っているところであり、当面は同制度の施行の状況を注視する必要があると考えます。</p>
<p style="text-align: center;">【(株)NTTドコモ】</p> <p>100 移動通信の周波数は、需要が増加し既に不足が明らかであり、更に新しい帯域を確保しなくてはならない状況です。本電波政策ビジョン懇談会においてもこの移動通信の周波数確保は重要なテーマとして取り上げられており、2700MHz幅の更なる確保が必須となっています。 地域BWAの2.5GHz帯は国際標準バンド(3GPP Band41)であり、現在多数の国で商用化が進んでおり、本周波数を利用した端末が今後増加すると想定されます。 一方、日本では地域BWA帯域が2008年に開放され、当初は積極的な利用が予想されていましたが、2013年の広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査では95%の市区町村で利用されていないことが公表され、この状況はその後大きく変化はしていません。 弊社はこの活性化の方策として、本電波政策ビジョン懇談会においても全国バンド化を提案し、推奨しておりますが、この帯域は本来地域活性化のために寄与するためのバンドであり、この利用を加速することは重要と考えております。全国バンド化と本来の地域BWA事業の活性化は相反するものではなく、早期に全国バンド化の中で、全国事業者が地域と連携を行い、CATV事業者及び地方公共団体等が公共利用に経済的負担の少ない形で参入の道を開くことは可能と考えております。 従って、地域BWA帯域(3GPP Band41)は、移動通信用として周波数の逼迫が予想されるなか、重要な帯域であり、今後のBWA事業の需要等を見極めるため再度利用意向調査等のアンケートを実施し、この結果を元に全国バンド化等の方策を実施いただくことを要望致します。 但し、全国バンド化にあたって、地域BWA帯域の制度趣旨である「公共の福祉の増進への寄与」の点をよく評価して割当てのべきであると考えます。</p>	<p>現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能と考えます。 なお、地域BWAのあり方については、高度化等に係る制度整備が平成26年10月1日より施行され、総務省から全国の自治体へ周知を行っているところであり、当面は同制度の施行の状況を注視する必要があると考えます。</p>
<p style="text-align: center;">【ソフトバンクモバイル(株)他二社】</p> <p>101 移動通信の周波数は、需要が増加し既に不足が明らかであり、更に新しい帯域を確保しなくてはならない状況です。本電波政策ビジョン懇談会においてもこの移動通信の周波数確保は重要なテーマとして取り上げられており、2700MHz幅の更なる確保が必須となっています。 地域BWAの2.5GHz帯は国際標準バンド(3GPP Band41)であり、現在多数の国で商用化が進んでおり、本周波数を利用した端末が今後増加すると想定されます。 一方、日本では地域BWA帯域が2008年に開放され、当初は積極的な利用が予想されていましたが、2013年の広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査では95%の市区町村で利用されていないことが公表され、この状況はその後大きく変化はしていません。 弊社はこの活性化の方策として、本電波政策ビジョン懇談会においても全国バンド化を提案し、推奨しておりますが、この帯域は本来地域活性化のために寄与するためのバンドであり、この利用を加速することは重要と考えております。全国バンド化と本来の地域BWA事業の活性化は相反するものではなく、早期に全国バンド化の中で、全国事業者が地域と連携を行い、CATV事業者及び地方公共団体等が公共利用に経済的負担の少ない形で参入の道を開くことは可能と考えております。 従って、地域BWA帯域(3GPP Band41)は、移動通信用として周波数の逼迫が予想されるなか、重要な帯域であり、今後のBWA事業の需要等を見極めるため再度利用意向調査等のアンケートを実施し、この結果を元に全国バンド化等の方策を実施いただくことを要望致します。 但し、全国バンド化にあたって、地域BWA帯域の制度趣旨である「公共の福祉の増進への寄与」の点をよく評価して割当てのべきであると考えます。</p>	<p>現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能と考えます。 なお、地域BWAのあり方については、高度化等に係る制度整備が平成26年10月1日より施行され、総務省から全国の自治体へ周知を行っているところであり、当面は同制度の施行の状況を注視する必要があると考えます。</p>
<p style="text-align: center;">【Wireless City Planning(株)】</p> <p>102 まず、地域BWAの目的であった、「デジタル・ディバイドの解消及び地域の公共サービスの向上等、当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること」については、3G・4G・5Gの免許人が解決すべき課題だと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
<p style="text-align: center;">【個人⑥】</p> <p>103 地域BWA帯域は、周波数の割当てから6年が経過しているが多くの市町村で無線局が開設されていない状況を踏まえ、「地域の公共の福祉の増進に寄与」を維持するとしつつも、当該周波数の有効活用及び活性化の観点からは、期日を明らかにした上で、速やかに地域BWAシステムが着実に実施されるべく、次の方策に着手する事が必要と考えます。 なお、現在までの間、参入が進まなかったことを踏まえ、MVNO等多様な形態が選択肢となりうるような制度構築を進め周波数がより有効活用されるべきと考えます。</p>	<p>現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能と考えます。なお、地域BWAのあり方については、高度化等に係る制度整備が平成26年10月1日より施行され、総務省から全国の自治体へ周知を行っているところであり、当面は同制度の施行の状況を注視する必要があると考えます。</p>
<p style="text-align: center;">【ワイモバイル(株)】</p>	
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 4 電波有効利用のためのその他の方策</p> <p>104 免許制度を柔軟に対応するのは当然としても、無線局は技術認証をされていたら基本的に無免許で使えるようにすべきです。 アマチュア無線機と一般の事業用無線機の値段は10倍くらい違います。アマチュア無線機は個人が行います。現実には売った業者もしています。それでもものすごく安い手数料です。 デジタル簡易無線局はアマチュア無線機並みに安くなっているようですね。インターネットで見ました。デジタル簡易無線局は周波数が決まっているからです。多くが自分で申請する原則のようですね。ところがこれを家業(アマチュア無線機やデジタル簡易無線機を除いたらどうでしょうか?)としたら、ものすごく値段が高くなります。 MCAの無線機の周波数を変更していることでよくわかります。 iPhoneと普通の無線機の値段は業務用の無線機の方がはるかに高いです。ここに日本の通信機が負けていった姿があるのです。数の少ないゴミ無線機(携帯電話以外の無線機)に大手が参入して、技術者を分散したからです。 (2)無線機器市場の監視、微弱電波の対応も必要だが、(中略)FMTトランスミッターやワイヤレスマイクとか注136に書いてあるが、多くは無線機とは限りません。多くは電波を放射することを目的としない機器です。例えば、血圧計とかその他のいろいろな機器から放射されています。 私は微弱無線機を測定して、法律違反を指摘するのはよいが、それで終わりにせずにとどたら違反をしないかを製造業者と話すことです。仕事は元を絶たないとなくなりません。 何百円かを出してフィルター入れるとか、FMTトランスミッターならば使えばいい点もあるかもしれないのです。iPod等に入った音楽を車のFMラジオで聞きたいという需要等があるのです。 こうした需要に対してどのような方策をとるかです。数メートル離れたらほとんど聞こえないレベルです。微弱電波の規制緩和や特定小電力の規制緩和ができないかという問題なのです。元々の規制はもっと緩かった(100mの距離で15μV/m)のです。それが昭和58年頃に強められた結果(具体的には測定方法で厳しくした)です。今更FM放送に対する微弱FM放送のでもあるまいと思うのです。 言い出したのはFM放送局です。それよりも今はラジオを聞かないのが問題なのです。 全体として柔軟な姿勢が必要だと思うのです。 まして、共同取り締まりが本当に必要かです。</p> <p style="text-align: center;">【個人③】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 4 電波有効利用のためのその他の方策 (1) 免許制度、技術基準・認証制度等</p> <p>105 今後、端末機器だけでなく、ネットワーク機器についても多様化していくと考えられることから、無線局免許、技術基準適合証明等の手続きを円滑化できるよう柔軟な制度整備、規制緩和が継続されることを希望します。 例えば、携帯電話システムについては、端末は基地局の制御で動作する仕組みのため、免許対象を基地局装置だけに集約するか、周波数帯域免許を行うこととし、端末免許制度の廃止を検討することが適切と考えます。 同時に、最新技術の導入に迅速に対応するため、従来の技術適合性確認制度に加えて、国際標準規格への適合性を確認するための民間業界団体(例えばGCF等)における適合性確認試験の活用を検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)NTTドコモ】</p>	<p>電波法上の免許制度や技術基準・認証制度等については、これまでも電波利用や無線設備の技術的動向等を踏まえ柔軟に変更されてきていますが、今後も広く産業界の意見を集めて検討を行うことが有益であると考えます。</p>
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 4 電波有効利用のためのその他の方策 (2) 無線機器市場の監視、微弱無線機器への対応</p> <p>106 違法機器が実際に使用される前段階である製造・流通の過程において基準不適合設備を一層効果的に排除する方策について、具体的な取組の推進をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 4 電波有効利用のためのその他の方策 (3) 海外からの来訪者増加に向けた対応</p> <p>107 訪日外国人が一時的に持ち込む携帯電話端末のうち、日本の技術基準に相当する技術基準に適合すると認められ、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲のものについて、国内での一時的な利用を可能とするよう検討を進めるべき」との本報告書案の方向性は、MVNOを含めた移動通信事業者による訪日外国人に向けた新たな電気通信サービスの検討促進に繋がることから、これに賛同します。 新たな制度の検討に際しては、訪日外国人の利便性を広く確保できることが望ましく、また必要に応じガイドライン等を設けるなど、移動通信事業者による新制度の利活用および新たなサービス検討の障害にならないよう行政が十分に配慮することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)テレコムサービス協会】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>108 “無線システムの活用においてもアクセス回線としての光ファイバー整備が行われることとなりシステム全体の設計・構築を最適化する視点が重要である。”という部分に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑥】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>(3) 海外からの来訪者増加に向けた対応 (略)</p> <p>同様に、海外から訪日観光客等が日本国内に一時的に持ち込むスマートフォン等の携帯電話端末のうち、我が国の技術基準を満たすことが予め確認されていないものについても、国際ローミングによらず国内発行SIMカードにより、国内電波利用環境を維持しつつ円滑な利用が可能となるよう、制度整備に向けた検討を行うことが適当である。具体的には、携帯電話端末のうち、我が国の第一号包括免許人が開設する携帯電話基地局に制御され、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合していると認められ、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲のものについて、国内での一時的な利用を可能とするよう検討を進めることが適当である。</p> <p>【意見】 技術基準制度の規定については、利用者利便性の向上に加えて、規制緩和をする方針は適切と考えます。なお、SAQ2 JAPAN Projectのアクションプランにおいては、「平成26年度末に結論を得る」とありますので、確実な履行を要望します。 ただし、国内発行SIMを利用する場合について、当該SIMを発行する移動通信事業者になんらかの義務付けを行うことも考えられますが、利用円滑化の趣旨に反する制度とならないようにして頂きたいと考えます。 また、その際は、対象を海外からの持ち込み端末に限定することなく、国内におけるSIMフリー端末市場の拡大も見越して、今後の免許制度の在り方を含めて多角的な検討を行って頂けるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ワイモバイル(株)】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>110 ・海外から持ち込まれた携帯電話端末及びWi-Fi端末のうち、我が国の技術基準を満たすことが予め確認されないものについても、利用者や免許人の負担が増大せず、円滑な利用ができる制度整備の検討を希望します。 ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックの来日者に向けたGSM方式の利用検討にあたっては、国内において未割当てのグローバルな周波数帯への導入が合理的であり、例えば1.7GHz帯がその候補と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>前段で頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 後段で頂いた御意見は、最終報告書(案)を踏まえ、関係事業者の意見も聴きながら、引き続き検討していくことが適当であると考えます。</p>
<p>第3章 電波利用を支える産業の在り方 1 電波利用・関連産業の動向と展望 (2) 電波関係産業と電波利用産業 ② 電波利用産業 ア) M2M、IoT、IoT、ウェアラブルの進展</p>	
<p>111 この図を見て、電力会社に対して思うのです。 日本、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、中国、韓国の中で一番遅れた国が日本の電力会社の姿です。 注釈は除けた方がよいと思います。どこから取ったのかと思うからです。 11月28日に総務省のホームページを見たら行政評価局の調査の実施されるようですね。 その中の2番目に、再生可能エネルギーの固定買取制度の運営に関する実態調査が12月から実施されるようですね。 確かに太陽電池は値段が高すぎる(利益率が高すぎる)とか、太陽電池は後で設置する方が、値段が下がり有利であるとかの問題点もあります。 同時に電力会社のスマートメーターが非常に遅れている事実もあるのです。 これは原発には何百億円(場合によっては何千億円)でも湯水のごとお金を使う体質にあると思うのです。 スマートメーターを導入したら新しい電力メニューもできます。原発にお金を入れるのと同じ程度にスマートメーターに投資をしてくれということです。 例えば、ピーク時に値段を高く設定できます。 総務省内でも情報を共有して、他の部署とも連携をお願いしたいのです。 とにかく、バランスの良い行政をして欲しいのです。 今は、民営化後に他の原発のない電力業者にも原発の処理費用を転嫁しようという話さえ聞きます。 もう少しバランスを考えないと日本は滅びます。電力会社が倒産してもそう大きな話ではないと思うのです。 別にそれで停電になることもないのです。そのために経営責任だけは問うのです。潰れた会社の株式は紙くすになるでしょうが何も変わりません。それらは大企業でも普通に起こることです。 新たな事業者が電力を販売するだけです。電力会社の従業員も新たな電力会社に移動するので、効率の悪い会社はつぶれるのです。責任を問われるのは経営者です。</p> <p style="text-align: right;">【個人③】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

<p>第3章 電波利用を支える産業の在り方 2 電波利用を支える人材の育成</p> <p>112 人材育成については、無線通信分野のみならず、ICT全体としての産業基盤を形成する大きな一因となりうるものであり、可能な限り早期に取組むことが極めて重要な課題ではないかと考えます。</p> <p>そのための取組として、まずは、近い将来、人材として育成される若年層、特に無線通信分野について学んでいる学生やこれから興味をもって学ぼうとする学生にとって、取得したいと思うような魅力ある資格にしていいただければと思います。更に資格を取得することで社会的インセンティブが見えるような内容であることも極めて重要であると思われます。一方、有資格者を受け入れる企業側にとっても国家資格が十分活用され、企業活動にとってメリットとして享受されるような資格になるよう資格制度の在り方を検討すべきとの答申に非常に期待致しております。</p> <p>「電波政策ビジョン懇談会最終報告書 概要(案)」のP.27下方にあります(中間とりまとめ後の主な意見)で「無線通信技術者の資格制度について、昔の技術を極めているかを見る試験になっており、人気がない。試験内容を変えて、若い人がなりたいと思う試験にすべき。」というご意見に大いに賛同致します。今後のワイヤレステクノロジーが産業界の中心として益々発展することは必至であり、ICT時代に追従できる無線通信技術者として必要な知識が備わっているかを問う試験科目・内容にしていいただければと望みます。今後も科目確認の制度が継続されるのであれば、本校を始めとする実践的技術者を育成し、当該制度を取り入れる教育機関でも今後のカリキュラム構築を考える際に大変有益な指標となるものと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑤】</p>	<p>無線通信技術に加え、IP/Web関連技術の知識を併せ持つ人材、無線技術と有線技術を統合した高度複合技術の知見を有する人材を戦略的に育成していくことが必要であると考えます。</p>
<p>第3章 電波利用を支える産業の在り方 2 電波利用を支える人材の育成 (2) 人材育成の仕組みづくり</p> <p>113 学校教育の場では、電波利用を支える人材の育成の一貫として、長年に渡り「無線従事者」の免許取得を学生に対して奨励してきました。具体的には、国家試験の受験奨励に止まらず、国家試験の科目免除認定校や長期養成課程認定校の設置を行うために、教育課程の整備や実験・実習の実施内容の点検と改善を継続的に実施し、「電波を扱う技術者の卵」の育成に努めてきました。在学中若しくは卒業後に有資格者となった者は、実務的な能力を有する人材として、様々な電波利用の現場で業務に従事し、活躍しております。</p> <p>こうした中で、電波利用の多様化と、新たなサービスやビジネスが創出される現状に対して、現行の無線従事者の23の資格区分と操作範囲は、はたして統合が取れているのだろうかと考えさせられることがあります。無線技術と有線技術を統合した高度複合技術の習得を情報通信に携わる全ての技術者全に求めることは、技術教育の観点から少々守備範囲が広く、無理があるように感じますが、無線通信技術に限った範囲であっても既にIP / Web関連技術やソフトウェアの知識は当然のように業務の場面で必要とされ、このような局面に対応できる人材育成は急務であります。まずは、現行の無線従事者の23の資格区分を、現状の電波利用形態とICT関連技術に対応できる新たな資格区分への再編を検討頂き、併せて、国家試験の科目や内容も、受験者が基礎から応用まで興味を持って取り組める新しい技術や役務を反映したものへの改定を頂きますと、教育現場においても、現状以上に多数の人材育成が可能になると考えています。ご検討を宜しくお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人④】</p>	<p>無線通信技術に加え、IP/Web関連技術の知識を併せ持つ人材、無線技術と有線技術を統合した高度複合技術の知見を有する人材を戦略的に育成していくことが必要であると考えます。長い歴史を持つ無線従事者資格制度は電波を扱う技術者の実務能力の向上に寄与していると考えられます。技術の進展等に応じて無線工学の新しい技術を加えていくなど適宜見直ししていくことが重要です。頂いたご意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
<p>114 従来のような「電波」に関する事なく、電波利用を支える人材の育成の必要性に賛同すると共に、その財源として電波利用料金制度を活用する事が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑥】</p>	<p>頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>115 世界最先端のワイヤレス立国を目指す我が国において、無線と有線が融合した技術、IP/Web等の関連技術を含めた総合的な技術者の育成は、研究開発の実用化推進や将来技術の確立の面において、早急な対応が必要とされる事項であると考えられます。関連技術に関する関係者も多岐に渡り、総合的な視点からの人材育成の仕組みづくりに向けて、具体的な取組のスケジュールと実行をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】</p>	<p>最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、最終報告書を踏まえ、人材育成の仕組み作りに向けて官民連携して今後具体的な取組が推進されることが期待されます。</p>
<p>その他(留意事項や情報提供など)</p>	
<p>116 それぞれの記述枠において、「現在のオフロード率は19.4%」とか「現在容量」と書いてありますが、この「現在」とはいつの時点かが分かりません(「スマートフォントラヒックのモニター調査」されたのと同じ2012年5月でしょうか?)トラヒックの推移を見積もるうえで重要な点であるゆえ、ここに明示されたいと考えます。</p> <p>ここに示されたように、移動通信トラヒックをはかる際にオフロード分を含めた全体トラヒック動向を対象とすることは有益であると思います。</p> <p>また、右下の図枠中には添え書きされていますが、移動通信データには帯域制御がかけられており、潜在的にさらに大きな数字とした需要がある事に留意する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、参考資料8は、平成24年7月10日に開催された無線LANビジネス研究会第7回の資料7-2を出典とするものですので、出典とその時期を明記致します。</p>
<p>117 この10月の周波数再編アクションプランの文言どおりの記載ですが、既にそれ以前からプランに記載されていた対象バンドであり、具体的な割当てプランや運用実現スケジュールを明確にしてゆくべき事項と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本(株)】</p>	<p>周波数割当てについては、周波数再編アクションプラン(平成26年10月改定版)に沿って推進されるものと考えます。</p>
<p>118 移動無線通信トラヒックの拡大に向けて新たな周波数帯域確保、周波数再編が必要との考え方について賛同致します。</p> <p>IoT/M2Mにより予測されるトラヒックの増加に対しては、端末が固定的に設置されることが多いという条件及び固定通信と移動通信のバックボーンやワイヤレスアクセスのトラヒック分配のバランスを考慮しますと、免許不要の無線局でかつ電気通信回線設備に接続されるデジタルコードレス電話の利活用を高めるための制度見直しが見えたいと考えます。</p> <p>電波利用状況調査の評価結果(添付)に示される通り、デジタルコードレス電話の出荷台数は平成23年度より大幅に増加しており、その内訳を見ますと広帯域TDMA(DECET)方式の導入が主な増加要因と理解できます(平成24年度では従来のデジタルコードレス電話(PHS方式)に対し、広帯域TDMA(DECET)方式の出荷台数が10倍以上)。</p> <p>DECET方式は全世界・地域において1.9GHz前後の周波数帯を利用し、欧州で10波、北米では5波の利用が認められており、日本国内でも平成22年10月の制度改正により従来のデジタルコードレス電話(PHS方式)と同じ周波数帯(1.893.5~1.906.1MHz)を共用する5波の利用が認められました。しかしながら現行制度においてはPHS方式が利用される環境下では5波中2波のみの使用に制限され、特に大きなトラヒックでも安定した運用が求められる事業所向けコードレス電話システムへのDECET方式の採用が困難であるとの意見が聞かれます。</p> <p>全世界では事業所向けコードレス電話端末の71%にDECET方式が利用されているという調査結果もあり、日本国内市場においても制度見直しによる利用周波数の実質的な増加が見込まれるれば、本用途へのDECET方式の普及を促し、サービス契約数が増加しているIP電話などでの広帯域音声通話の普及、センシングやモニタリング、コントロールといったIoT/M2Mトラヒックの固定通信へのオフロードによる電波資源の有効利用、新産業の創出や国際協調・国際展開につながるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【DECET Forum】</p>	<p>前段で頂いた御意見は、最終報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、IoT/M2Mにより予測されるトラヒックの増加に対しては、国際的動向も踏まえつつ検討を推進していく必要があると考えます。</p>

傍 聴 者 席

- (株)インターネット総合研究所
藤原 洋 ○
- (株)三菱総合研究所
中村 秀治 ○
- 日本経済新聞社
関口 和一 ○
- 老テク研究会
近藤 則子 ○
- (株)日本総合研究所
大谷 和子 ○
- (一社)情報通信ネットワーク
産業協会
大木 一夫 ○
- 明治大学
荒川 薫 ○
- 総務省 総務審議官
桜井 俊 ○
- 総務省 情報通信国際戦略局長
鈴木 茂樹 ○
- 総務省 総括審議官
今林 顯一 ○
- 総務省 電気通信事業部長
吉田 真人 ○
- 総務省 総合通信基盤局
総務課長
高橋 文昭 ○
- 総務省 事業政策課長
吉田 博史 ○
- 総務省 料金サービス課長
竹村 晃一 ○

電波政策ビジョン懇談会

(第14回)

日時:平成26年12月22日(月)17:00~

場所:中央合同庁舎第2号館(総務省) 8階 第1特別会議室

- 獨協大学 多賀谷 一照 座長
- 上智大学 服部 武 座長代理

- 早稲田大学大学院
三友 仁志 ○
- (株)野村総合研究所
山田 澤明 ○
- A.T.カーニー(株)
吉川 尚宏 ○
- 名古屋大学大学院
林 秀弥 ○
- 総務副大臣
西銘 恒三郎 ○
- 総務省 総合通信基盤局長
吉良 裕臣 ○
- 総務省 電波部長
富永 昌彦 ○
- 総務省 電波政策課長
田原 康生 ○
- 総務省 電波政策課 企画官
小川 久仁子 ○
- 総務省 基幹通信課長
寺沢 孝二 ○
- 総務省 移動通信課長
布施田 英生 ○
- 総務省 衛星移動通信課長
新井 孝雄 ○
- 総務省 電波環境課長
杉野 勲 ○

事務局

総務省関係者席

出入口

事務局

出入口

総務省関係者席

- 総務省 電波環境課長 杉野 勲
- 総務省 衛生移動通信課長 新井 孝雄
- 総務省 移動通信課長 布施田 英生
- 総務省 基幹通信課長 寺沢 孝二
- 総務省 電波政策課 企画官 小川 久仁子
- 総務省 電波政策課長 田原 康生
- 総務省 電波部長 富永 昌彦
- 総務省 総合通信基盤局長 吉良 裕臣
- 総務副大臣 西銘 恒三郎
- 名古屋大学大学院 林 秀弥
- A.T.カーニィ(株) 吉川 尚宏
- (株)野村総合研究所 山田 澤明
- 早稲田大学大学院 三友 仁志

電波政策ビジョン懇談会

(第14回)

日時:平成26年12月22日(月)17:00~

場所:中央合同庁舎第2号館(総務省) 8階 第1特別会議室

- 総務省 料金サービス課長 竹村 晃一
- 総務省 事業政策課長 吉田 博史
- 総務省 総合通信基盤局 総務課長 高橋 文昭
- 総務省 電気通信事業部長 吉田 真人
- 総務省 総括審議官 今林 顯一
- 総務省 総務審議官 桜井 俊
- 総務省 情報通信国際戦略局長 鈴木 茂樹
- 明治大学 荒川 薫
- (一社)情報通信ネットワーク産業協会 大木 一夫
- (株)日本総合研究所 大谷 和子
- 老テク研究会 近藤 則子
- 日本経済新聞社 関口 和一
- (株)三菱総合研究所 中村 秀治
- (株)インターネット総合研究所 藤原 洋

- 上智大学 服部 武 (座長代理)
- 獨協大学 多賀谷 一照 (座長)

傍聴者席